

多賀城跡

政庁跡 補遺編



宮城県教育委員会
宮城県多賀城跡調査研究所

2010・3

序 文

多賀城跡は、古代東北地方の政治的・軍事的拠点として、8世紀から12世紀にいたるおよそ400年もの間、様々な歴史の舞台となってきました。

昭和35年、宮城県が設置した多賀城跡発掘調査委員会は、多賀城跡調査研究の年次計画を立案し、継続的な発掘調査に着手しました。また、昭和44年には宮城県多賀城跡調査研究所を設置し、計画的な調査研究を継続するとともに、その成果に基づく史跡の環境整備事業も年次計画を立て、継続的に実施してきました。

昭和45年に着手した政庁跡の環境整備事業は、全国的にみても先駆的な例であり、史跡整備のモデルケースとして注目を集めました。しかし、政庁跡の環境整備事業も実施後30年以上を経過し、復元築地塀などの施設の経年変化が著しくなったことから、平成14年度に、政庁跡の再整備を計画しました。整備に先だち政庁跡の主要な遺構のデータを得るために多賀城跡発掘調査事業の第8次5ヵ年計画を立案し、平成16年から政庁跡の発掘調査を実施してきました。本書は、この調査成果を収録したものであり、これらの成果を政庁跡の再整備の中に生かしてゆく所存です。

本書の刊行にあたり、日頃からご指導をいただいている多賀城跡調査研究委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会の関係者、調査を支援して下さった他の多くの皆様方に所員一同心から感謝申し上げます次第です。

平成22年3月

宮城県多賀城跡調査研究所

所 長 後藤 秀一

例 言

1. 本書は宮城県が国庫補助を受け、多賀城跡調査研究所が発掘調査を実施した多賀城政庁跡の正式報告書である。
2. 本書は、当研究所が刊行した『多賀城跡 政庁跡図録編』1980年、『多賀城跡 政庁跡本文編』1982年の補遺編である。
3. 本書には、当研究所が平成16年度（2004年）から平成21年度（2009年）に実施した多賀城跡発掘調査事業の第76次・77次・78次・80次・81次の政庁跡に関わる各調査成果と、出土遺物の再整理成果を掲載した。
4. 当研究所の発掘調査と環境整備事業は多賀城跡調査研究委員会（旧多賀城跡調査研究指導委員会 - 平成17年の条例改正により改称）の指導と承認のもとに行っている。
5. 本書は、所員で討議と検討を行い以下の分担で執筆し、三好・廣谷が編集した。各章の執筆分担は下記のとおりである。
 - 第Ⅰ章 古川
 - 第Ⅱ章1 1)～4) 三好、5) 古川
 - 第Ⅱ章-2 吉野
 - 第Ⅱ章-3 1) 廣谷、2)・3) 古川
 - 第Ⅲ章-1 1) 吉野、2) 古川
 - 第Ⅲ章-2 古川
6. 当研究所の過去の刊行物については、以下の例のように略称を用いる。
 - 『多賀城跡 政庁跡図録編』→「図録編」
 - 『多賀城跡 政庁跡本文編』→「本文編」
 - 『多賀城跡調査研究所年報2000』→「年報2000」
7. 本書と、当研究所がこれまでに刊行ないし執筆・編集に関わった出版物とで見解が異なる場合は、本書の記載内容が優先する。
8. 調査で得られた資料は宮城県教育委員会が保管している。土器・土製品・石製品・瓦類については調査回数ごとに登録し、通し番号を付した平箱に順次収納している。ただし、貿易陶磁器、漆紙文書、木簡、木製品、金属製品については、調査回数に関わりなく抽出し、遺物の種別ごとに登録番号を付して収納している。

【表紙題字は大塚惣一郎氏の揮毫による。】

凡 例

1. 本書で用いた遺構番号は、多賀城跡遺構登録台帳に登録した番号であり、政庁以外の地区での番号も合わせた通し番号となっている。また遺構の種別により以下の略号を使用している。

S A (塀跡・柱列跡)、S B (建物跡)、S C (廊跡)、S D (溝)、S E (井戸)、S F (築地塀)

S G (苑池)、S H (石敷広場)、S I (竪穴住居跡)、S K (土壙)、S X (道路跡・整地層等その他の遺構)

2. 政庁跡の遺構の変遷は、第Ⅰ～Ⅳ期の4時期に大別され、そのうち第Ⅲ期は2小期、第Ⅳ期は3小期に細分される。その表記方法と年代根拠は以下のとおりである。

第Ⅰ期：養老・神亀頃(717～728)～8世紀中頃 藤原朝獮による修造

※ 多賀城碑銘文によれば創建は神亀元年(724)、修造は天平宝字6年(762)

第Ⅱ期：8世紀中頃～宝亀11年(780) 伊治公砦麻呂事件による火災

第Ⅲ期：宝亀11年(780)～貞観11年(869) 陸奥国大地震による被災

第Ⅲ-1期：火災後の暫定的な復興、第Ⅲ-2期：本格的な復興

第Ⅳ期：貞観11年(869)～11世紀

第Ⅳ-1期：震災後の暫定的な復興、第Ⅳ-2期：北方建物の付加、第Ⅳ-3期：終末期

3. 調査の測量原点は政庁正殿跡身舎南側柱列中央に埋標し、この原点と下記の政庁南門のほぼ中心点を結ぶ線を南北の基準線とする座標軸を定めている。これによって得られる南北の基準線は真北に対しておよそ1°04′東に偏している。政庁正殿と政庁南門の測量原点の平面直角座標値は、昭和61年の改測・改算結果により以下のとおりとなっている。

政庁正殿(原点) 日本測地系(第10系) X座標：-188276.1240 m、Y座標：13857.2850 m
標高：33.268 m

世界測地系 X座標：-187967.2834 m、Y座標：13557.1698 m

政庁南門 日本測地系(第10系) X座標：-188654.5100 m、Y座標：13850.8870 m

世界測地系 X座標：-188345.6730 m、Y座標：13550.7795 m

日本測地系は旧日本測地系(T.D.)を、世界測地系は日本測地系2000(J.G.D.2000)を意味する。

4. 本書における遺構の位置関係の表記は、上記測量原点からの平面直角座標上の東西南北方向の距離(m)によって示している。(例：W5＝原点から西に5m、S3＝原点から南に3m)

5. 土色は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖11版』日本色研事業株式会社(1996年)を参照した。

6. 土器・瓦類の名称・型式分類・年代観等の記載に際しては、以下の文献を参照した。

・土師器・須恵器：宮城県多賀城跡調査研究所1982『多賀城跡 政庁跡 本文編』

・灰釉・緑釉陶器：古代の土器研究会1994『古代の土器研究3 施釉陶器』

・古瀬戸・山茶碗：瀬戸市埋蔵文化財センター1997『研究紀要』第5輯

・貿易陶磁器：太宰府市教育委員会2000『大宰府条坊跡XⅤ-陶磁器分類編一』

・瓦 塼 類：宮城県多賀城跡調査研究所1982『多賀城跡 政庁跡 本文編』

7. 第Ⅱ章で示した建物跡の平面模式図は、すべて縮尺400分の1とし、北を上にして記載した。模式図の各記号は「本文編」に倣って以下のとおりとし、新発見もしくは新認識の柱穴・礎石痕跡については赤色で示した。

○：柱穴

◎：柱痕跡

●：礎石

⦿：礎石痕跡(根石など)

十：推定柱位置

目 次

第Ⅰ章 緒言

1. 調査の沿革	1
2. 調査の目的	4
3. 調査経過と概要	6
4. 調査組織	9

第Ⅱ章 調査成果

1. 政庁跡の遺構	
1) 東脇殿地区	12
(1) 東脇殿跡	・SB127 東脇殿跡 ・SB1150 東脇殿跡 ・SB1150A～C 東脇殿跡
(2) 新発見の遺構	・SX2803 整地層 ・SX2815 整地層 ・SX2814 掘込地業 ・SX2816 焼面 ・SX2817 焼面 ・SK2804 土壌
2) 西脇殿地区	19
(1) 西脇殿跡	・SB175 西脇殿跡 ・SB1151 西脇殿跡 ・SB1151A～C 西脇殿跡
(2) 新発見の遺構	・SA2952 塀跡 ・SD2954 溝 ・SK2953 土壌
3) 東楼地区	26
(1) 整地層	・SX3020 整地層 ・SX3019 整地層 ・第1次整地層
(2) 東楼跡	・SB136 東楼跡
4) 後殿地区	28
(1) 後殿跡	・SB170Z 後殿跡 ・SB170A 後殿跡 ・SB170B 後殿跡 ・SB170C 後殿跡 ・SB171 後殿跡
5) 政庁北辺地区	32
(1) 北辺築地塀跡と北門跡、北殿跡	・SF167 北辺築地塀跡 ・SX192 石列跡 ・SB365 北門跡
(2) 北方建物跡	・SB551 建物跡 ・SB553 建物跡 ・SB1050 建物跡
(3) 新発見の遺構	・SI2806 竪穴住居跡 ・SI2813 竪穴住居跡 ・SA2818 塀跡 ・SD2808 溝 ・SD2809 溝 ・SD2810 溝 ・SK2807 土壌 ・SK2811 土壌 ・SX2812 整地層
2. 政庁南面の遺構	
1) 東区	47
(1) 層序	
(2) 段跡	・SX3021 段跡
2) 西区	49
(1) 層序	
(2) 整地層	・整地A(第Ⅷ層) ・整地B(第Ⅴ層) ・整地C(第Ⅲ層)
(3) 門・塀跡	・SB1599 門跡 ・SA1600 塀跡 ・SA1601 塀跡 ・SA1602 塀跡 ・SA1603 塀跡
(4) 溝・土壌	・SD2831 溝 ・SD2929 溝 ・SK1610 土壌 ・SK1611 土壌 ・SK2957 土壌
(5) 堆積層の出土遺物	
3. 出土遺物補遺	
1) 瓦	69
(1) 軒丸瓦の型番の統一について	
(2) 追加資料について	
2) 土器	72
(1) 土師器・須恵器	(5) 貿易陶磁器
(2) 須恵系土器	(6) 製塩土器
(3) かわらけ	(7) 竈形土器
(4) 灰釉・山茶碗系陶器、緑釉陶器	(8) 中・近世陶器
3) その他の遺物	78

第Ⅲ章 総括

1. 調査成果	
1) 遺構—政庁跡の構成と変遷—	
(1) 遺構の整理と検討	79
(2) 各遺構期の政庁	87
(3) 政庁の変遷	95
(4) 遺構のまとめ	102
2) 遺物—土器の年代について—	
(1) A群土器以前の土器	105
(2) F群土器以降の土器	105
(3) F群土器以降の土器の整理	107
2. 調査研究の課題	113

第 I 章 緒言

1. 調査の沿革

大正 11 年、多賀城跡は「多賀城跡附寺跡」として国の史蹟指定を受けた。

昭和 35 年、宮城県教育委員会は、多賀城町（当時）、河北文化事業団と共催して、多賀城跡とその付属寺院と考えられる高崎廃寺跡の学術調査を実施するため、多賀城跡発掘調査委員会を設置し、発掘調査 5 カ年計画を策定した。多賀城跡発掘調査委員会（委員長：東北大学伊東信雄教授）は、事業初年度の昭和 35 年に多賀城跡と高崎廃寺跡の航空測量をおこない、昭和 36 年度から本格的発掘調査を開始した。調査では、昭和 36・37 年に高崎廃寺跡、昭和 38 年から昭和 40 年まで多賀城政庁跡の発掘調査を実施し、廃寺の伽藍配置、政庁跡の朝堂院的な建物配置を解明し画期的な成果を上げた（第 1 表）。

これらの成果を受け、多賀城跡と多賀城廃寺（高崎廃寺）跡は昭和 41 年に国特別史跡に指定された。多賀城町では特別史跡指定を受け「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会」を組織し、環境整備に先立つ発掘調査を、昭和 41・42 年には多賀城廃寺跡、昭和 43・44 年には多賀城政庁跡を対象として実施した（第 2 表）。

年 度	回数	発掘調査対象地区	調査の目的・対象地
昭和35年		測量調査	1/500、1/1000の地形図を作成
昭和36年		高崎廃寺	金堂・講堂・中門・西倉・築地
昭和37年		高崎廃寺	塔・僧房・経楼・鐘楼・東倉
昭和38年	1 次	多賀城政庁跡	正殿・後殿・中門(南門) 石敷広場・東第一殿・石組溝
昭和39年	2 次	多賀城政庁跡	西第一殿・西第二殿・西門 西翼廊・石組溝
昭和40年	3 次	多賀城政庁跡	西門・後殿・北門

第 1 表 調査委員会による発掘調査の開始

年 度	回数	発掘調査対象地区	調査の目的・対象地
昭和41年		多賀城廃寺跡	僧房東部・築地・金堂西基壇 参道跡・西方建物・西南建物
昭和42年		多賀城廃寺跡	多賀神社移転地・掘立大房 経楼・西倉
昭和43年	4 次	多賀城廃寺跡	東西第二殿・東翼廊
昭和44年	6 次	多賀城廃寺跡	正殿・東楼・東辺築地 北東地区建物跡

第 2 表 多賀城町による発掘調査の継続

昭和 44 年、宮城県は、これら一連の調査成果を継承する方針で多賀城跡調査研究所を設立し、特別史跡の調査研究と環境整備事業を直営で推進することにした。発掘調査は、史跡の総合的な研究を目指して設置された調査指導委員会の指導を受けながら 5 カ年計画を策定し、これを積み重ねることとした。昭和 45 年からは環境整備事業を開始し、昭和 51 年には多賀城市による『史跡保存管理計画』の策定を受け、以後、これらと連動する形で発掘調査事業 5 カ年計画を積み重ねてきている（第 3 表）。

5 カ年回数	年 度	対 象 地	発掘面積	調 査 の 目 的
第 1 次	S44～S48	政庁・外郭・実務官衙地区	30,033㎡	政庁跡・外郭線・実務官衙域の実態把握
第 2 次	S49～S53	城内実務官衙・廃寺南地区	21,800㎡	城内・城外南方・廃寺の実態把握
第 3 次	S54～S58	政庁・外郭南門・作貫地区	12,330㎡	政庁・外郭南門間道路・作貫地区の実態把握
第 4 次	S59～S63	外郭門跡と外郭線	7,470㎡	外郭の各門跡と外郭線の実態把握
第 5 次	H元～H5	大畑地区	11,820㎡	大畑地区の遺構確認
第 6 次	H6～H10	大畑地区	12,850㎡	大畑地区西部の遺構確認
第 7 次	H11～H15	城前・政庁・外郭南門間地区	8,300㎡	城前地区の遺構確認・外郭南跡の検討
第 8 次	H16～H20	政庁・政庁・外郭南門間地区	7,590㎡	政庁跡・政庁・外郭南門間道路跡の検討
第 9 次	H21～H25	外郭線	5,000㎡	外郭線の検討

第 3 表 多賀城跡発掘調査事業 5 カ年計画一覧（宮城県多賀城跡調査研究所）

現在、特別史跡の指定範囲は総面積で約 1,070,000㎡におよぶ。史跡内の土地は多賀城市が公有化事業を進めており、平成 20 年度にはその約 50.37%まで公有地化されている。このうち発掘調査を実施した面積は、平成 20 年までで約 110,000㎡であり、総面積の 10.28%、公有地内では約 20.5%になっている。

このように、半世紀にわたって蓄積された多賀城跡の調査研究成果は、多賀城跡調査研究所が編集に関わった各種出版物や調査成果報告書等で公開してきた。とりわけ、多賀城廃寺跡の調査成果を総括した昭和 45 年刊行の『多賀城跡調査報告書Ⅰ—多賀城廃寺跡—』、多賀城政庁跡の調査成果を総括した昭和 57 年刊行の『多賀城跡—政庁跡—本文編—』は、各分野の研究結果をも集約した報告書であり、現在にいたるまで多賀城跡調査研究の礎となっている。

多賀城廃寺跡・

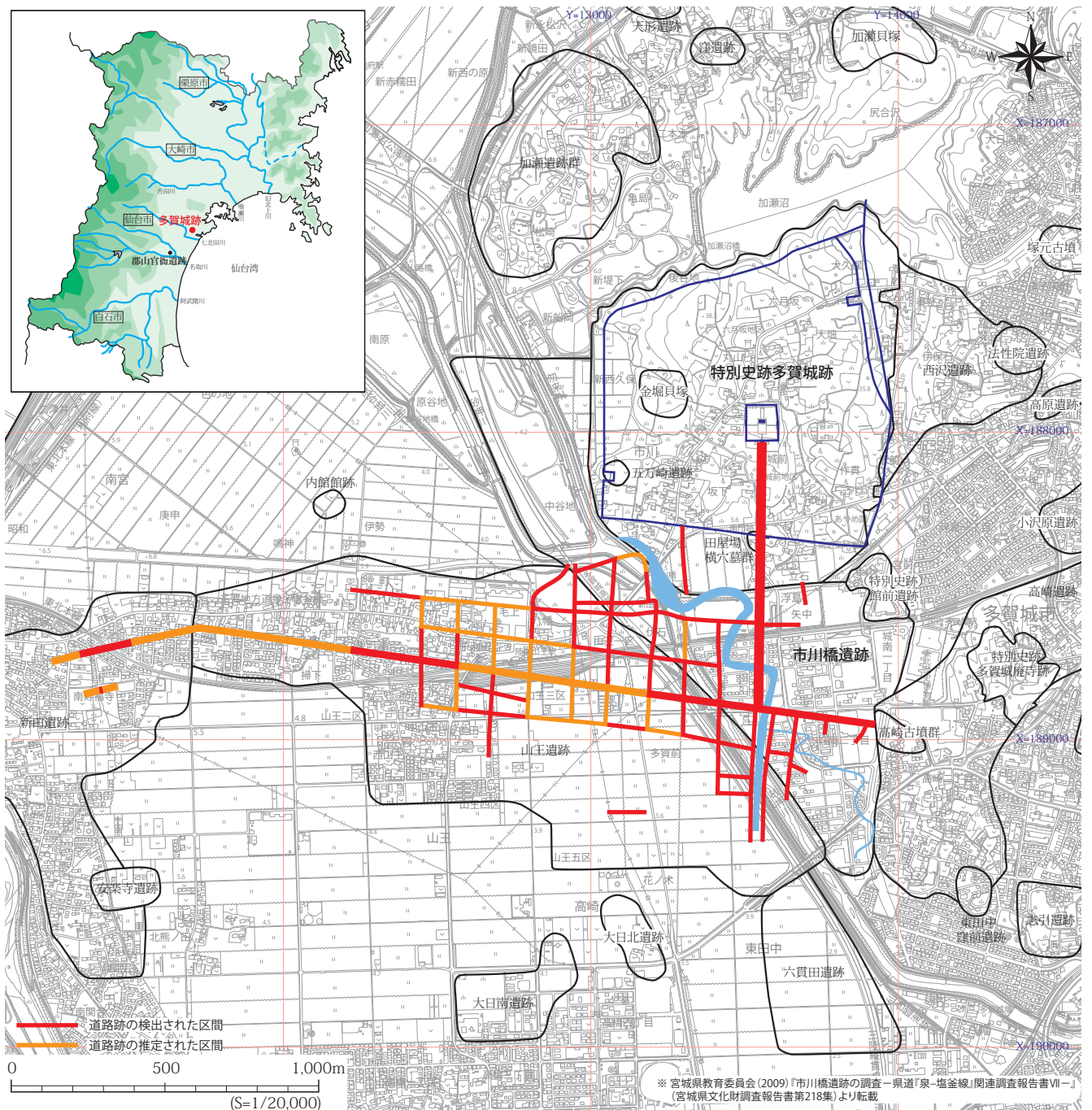
調査年	回数	調査対象地区	調査年	回数	調査対象地区		
1960	S 35	航空測量	1983	S 58	43	城前地区（大路跡）	
1961	S 36	多賀城廃寺跡	1983	S 58	44	城前地区（大路跡）	
1962	S 37	多賀城廃寺跡	1984	S 59	45	坂下（緊急調査）	
1963	S 38	1	政庁地区	1984	S 59	46	外郭西門
1964	S 39	2	政庁地区	1984	S 59	47	外郭西辺
1965	S 40	3	政庁地区	1985	S 60	48	外郭南門
1968	S 43	4	政庁地区	1985	S 60	49	外郭北辺
1969	S 44	5	政庁地区	1986	S 61	50	政庁南面（大路跡）
1969	S 44	6	政庁地区	1986	S 61	51	外郭線東北隅
1969	S 44	7	外郭南辺	1987	S 62	52	大畑地区・外郭東辺
1970	S 45	8	外郭南辺	1987	S 62	53	外郭東門
1970	S 45	9	政庁地区	1988	S 63	54	外郭東門
1970	S 45	10	外郭西辺	1988	S 63	55	外郭東辺
1970	S 45	11	外郭東辺	1989	H 1	56	大畑地区
1971	S 46	12	六月坂地区	1989	H 1	57	外郭東辺
1971	S 46	13	外郭東門	1990	H 2	58	大畑地区
1971	S 46	14	大畑地区	1990	H 2	59	大畑地区
1972	S 47	15	鴻ノ池地区	1991	H 3	60	大畑地区
1972	S 47	16	政庁地区	1991	H 3	61	鴻ノ池地区
1972	S 47	17	外郭北東隅・北西隅等	1992	H 4	62	大畑地区
1972	S 47	18	六月坂地区	1992	H 4	63	大畑地区
1973	S 48	19	政庁地区	1993	H 5	64	大畑地区
1973	S 48	20	外郭南辺	1994	H 6	65	外郭東門
1973	S 48	21	金堀地区	1995	H 7	66	大畑地区
1973	S 48	22	高平遺跡（緊急調査）	1996	H 8	67	大畑地区
1974	S 49	23	大畑地区	1997	H 9	68	大畑地区
1974	S 49	24	外郭東辺	1998	H10	69	城前地区
1975	S 50	25	多賀城廃寺跡	1999	H11	70	城前地区
1975	S 50	26	多賀城廃寺跡	2000	H12	71	城前地区
1975	S 50	27	奏社宮西隅（緊急調査）	2001	H13	72	外郭南門
1976	S 51	28	五万崎地区	2002	H14	73	外郭南辺
1976	S 51	29	五万崎地区	2003	H15	74	城前地区（大路跡）
1977	S 52	30	五万崎地区	2003	H15	75	外郭北辺
1977	S 52	31	政庁地区	2004	H16	76	政庁地区
1978	S 53	32	政庁地区	2005	H17	77	政庁地区
1978	S 53	33	外郭西門	2006	H18	78	政庁地区
1979	S 54	34	外郭南辺	2006	H18	78	城前地区
1979	S 54	35	外郭南辺南側	2007	H19	79	城前地区
1980	S 55	36	作貫地区	2008	H20	80	政庁地区
1980	S 55	37	外郭南辺南側	2008	H20	80	田屋場地区（大路跡）
1981	S 56	38	作貫地区	2009	H21	81	鴻ノ池地区
1981	S 56	39	作貫地区	2009	H21	81	政庁地区
1982	S 57	40	外郭南辺				
1982	S 57	41	外郭東辺				
1982	S 57	42	作貫地区				

政庁跡に関わる調査

第4表 多賀城跡 調査地一覧

政庁跡の報告書刊行以降は、多賀城跡の周囲約 900 m 四方に及ぶ外郭施設や、その内部に点在する五万崎（ごまんざき）・金堀（かなほり）・六月坂（ろくがつざか）・大畑（おおはた）・作貫（さっかん）・城前（じょうまえ）などの実務官衙地区に関する調査成果も蓄積されてきている。

また、以上の特別史跡内における計画的な発掘調査と並行して、特別史跡周辺での開発行為に関わる遺跡の緊急発掘調査もおこなわれている。これら特別史跡外の発掘調査については宮城県文化財保護課と多賀城市教育委員会・多賀城市埋蔵文化財センターが分担して実施してきている。その結果、膨大な調査成果が蓄積され、特に、城南の山王・市川橋遺跡では多賀城政庁 - 外郭南門間道路から南に延びる城外南北大路を基準とした方格地割に基づく古代の町並みの存在が明らかにされている（第 1 図）。



第 1 図 特別史跡多賀城跡と周辺の遺跡

2. 調査の目的

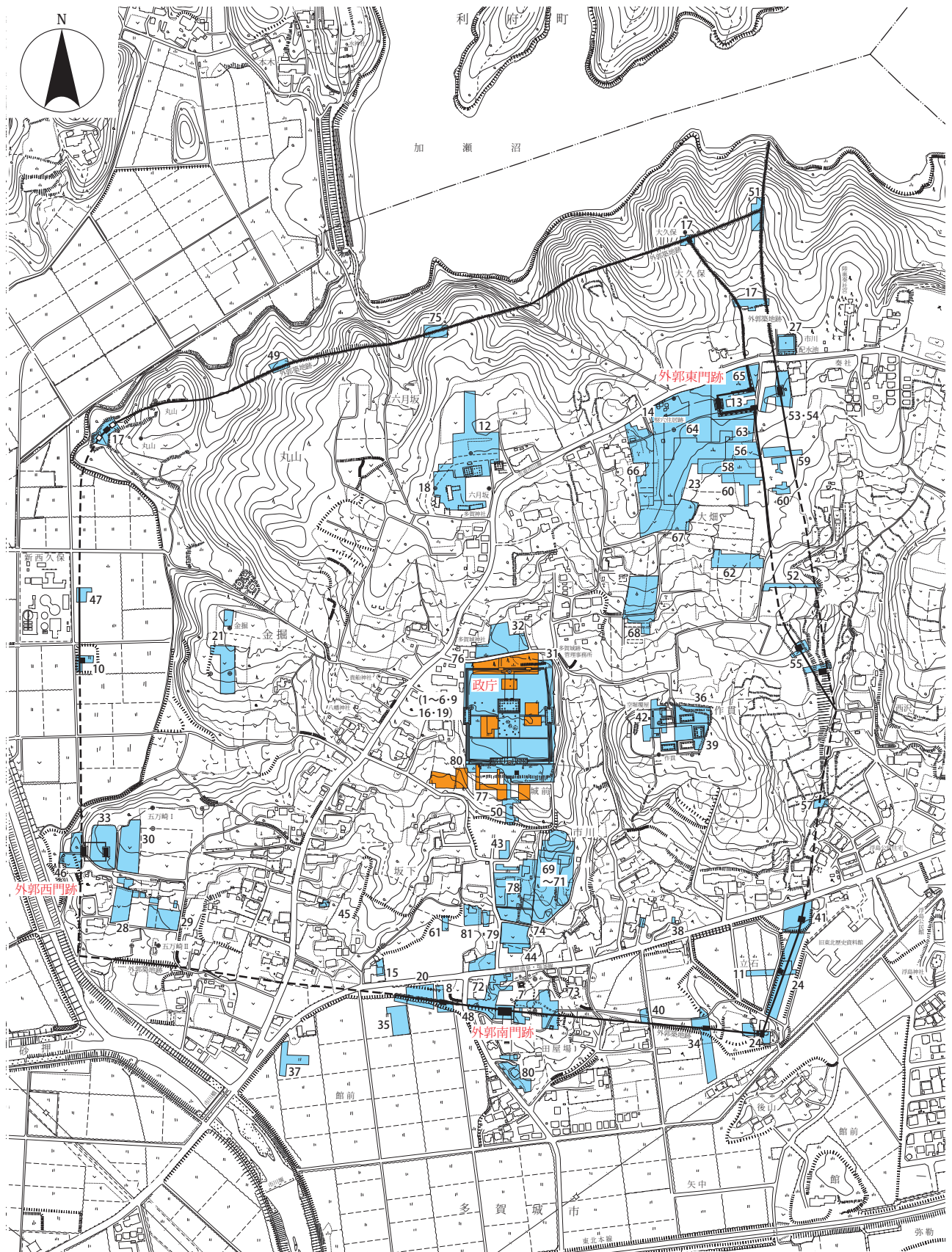
多賀城政庁跡の環境整備事業は、この種の事業として全国でもいち早く昭和45年から昭和48年に実施したものである。整備にあたっては、奈良時代後半の多賀城政庁跡遺構期の第Ⅱ期（以下、多賀城政庁跡遺構期を略す）の様相を基本にして整備する、という方針で遺構の表示をおこなった。

しかし、昭和55年度に刊行した政庁跡発掘調査正式報告書である本文編作成時の補足調査などで、それまで未確認であった第Ⅱ期の後殿跡と北殿跡の存在が判明し、第Ⅱ期の東西楼・脇殿跡の有無や第Ⅰ期正殿の構造などについても再検討の余地が指摘されるなどして、当初の整備による遺構表示を改定する必要性が生じていた。さらに、整備後30年以上の経年変化により築地を表現したソイルセメントが劣化し崩壊が進むといった管理上の問題も顕在化していた。

このため、平成15年、多賀城跡調査研究所では、政庁跡の再整備計画を立案し、これに先行する形で、政庁跡の再調査を盛り込んだ多賀城跡発掘調査第8次5ヵ年計画を第39回多賀城跡調査研究指導委員会に諮問して承認を受けた。多賀城跡発掘調査第8次5ヵ年計画に盛り込まれた政庁跡再調査の主目的は、上述したように再整備の際に正殿・後殿・北殿・楼・脇殿などの政庁を構成する主要建物跡を遺構表示するための具体的データを収集する、というものである。したがって具体的な調査計画の立案にあたっては、①第Ⅰ期正殿跡の規模・構造の解明、②第Ⅱ期脇殿跡・楼跡の存否の再検討、③後殿跡の構造と変遷の再検討、④北殿の構造と変遷の再検討、⑤政庁南面における南郭の存否と材木堀の性格の確認、等の具体的かつ個別的検討項目を抽出し、調査区の位置や範囲などの調査方法を順次決定していった。

これら個別の検討課題についてより詳しくみていくと、まず①は、掘立式の第Ⅰ期正殿跡が、第Ⅱ期以降の正殿基壇に覆われ、ごく一部の柱穴の検出に留まっていたため、第Ⅱ期以降の正殿基壇を一部除去して新たな柱穴を精査することにより、その規模・構造を再検討することが主目的である。②は、多賀城政庁跡第Ⅱ期の脇殿・楼が、同時期の大宰府政庁における建物配置との比較から、第Ⅲ期以降の脇殿・楼とほぼ同位置に存在する可能性が指摘されたため、その存否を再検討するというのが主目的である。③は、第Ⅱ期後殿跡が、本文編作成時におこなわれた礎石根石の補足調査により確認されたものであるため、後殿跡全体を改めて調査し、その規模・構造・変遷を再検討することが主目的である。④は、第Ⅱ期北殿跡が、調査時点では未確認であったものを本文編作成時の検討結果から建物跡として認定したものであるため、その全域を改めて調査し、その規模・構造・変遷を再検討するというものである。⑤は、同時期の大宰府政庁との比較から、多賀城政庁南面に南郭が存在した可能性が指摘されており、その根拠として第50次調査で検出されたSK1610・1611が門跡の壺地業であるとする見解があった。このためSK1610・1611の性格を再検討し南郭の存否を検討することが主目的であった。あわせて、SK1610に先行し政庁南面に東西に延びる材木堀とこれに取り付く門跡の性格について再検討するという目的も設定した。

また、これらの政庁跡再発掘調査に併行して、既往の調査で出土した遺物の再検討作業もおこなうことにした。とくに昭和55年度『政庁跡本文編』の刊行以降、陶磁器類については産地・編年に関



- 過去の調査区 (数字は調査回数)
- 政庁跡の再調査区 (第76~78・80・81次調査)

0 100 200 300 400 500m
(S=1/7,000)

第2図 調査区の位置

する研究が大きく進展していることから最新の研究成果に基づいて分析を加え、その年代観を再検討することにした。

これら一連の調査は平成16年から平成21年までの5カ年を事業期間として概ね計画通り実施され、各年度で次項に見るような成果をあげることができた。ただし、当初予定した正殿跡を対象とする調査については、遺構保護の技術的側面から疑義が出されたため計画を変更し、調査対象から除外した。なお、多賀城跡発掘調査第8次5カ年計画には、政庁跡の再調査に加え、後続して整備が予定されている政庁-外郭南門間地域についての調査計画も盛り込まれており、これらも計画通り実施された。すなわち、平成18年度第78次調査の城前地区、平成19年度第79次調査の城前地区、平成20年度第80次調査の田屋場地区の調査である(第3図)。これらの調査成果については、後日、政庁-外郭南門間地区として別に本報告をまとめる予定であるため本書では触れない。逆に、平成21年度からは、外郭施設の検討を主目的とした多賀城跡発掘調査第9次5カ年計画が新たに開始されたが、その初年度の第81次調査で、政庁南西の補足調査を実施したので、その成果の一部である政庁南面から延びる材木堀跡の調査成果については、本書に記載することにする。

3. 調査経過と概要

平成16年度の調査(第76次調査)

第76次調査は、多賀城政庁跡の東脇殿、後殿、政庁北辺地区の3カ所を対象として、平成16年4月26日から11月30日まで実施した。

東脇殿地区では、第I期東脇殿跡および第III・IV期東脇殿跡の北側2間分を調査対象とした。その結果、掘込地業が新たに確認され、これまで未確認であった第II期東脇殿跡の存在を示唆する資料が得られた。調査面積は約160㎡である。

後殿地区では後殿跡の全域を調査対象とした。調査の結果、この地区は大規模な削平を受けていて遺構の残存状態が悪く、建物規模についての新たな知見を得ることはできなかった。しかし第IV期後殿跡の最終段階とみられていた掘立式のSB170 Bが礎石式のSB170 Cに先行することを確認し、変遷に修正が加えられた。調査面積は約260㎡である。

政庁北辺地区では北辺築地堀跡と、その北側平坦地を調査対象とし、北辺築地堀跡とこれに接続する北殿跡、北門跡、北辺築地堀跡の北西外側に位置する北方建物跡について再検討をおこなった。その結果、築地、主要建物についての新たな調査知見は得られなかったが、北辺築地堀北東外側において竪穴住居跡、材木堀跡などの遺構を新たに発見した。調査面積は約1,220㎡である。

平成17年度の調査(第77次調査)

第77次調査は、多賀城政庁跡の東楼、西脇殿、政庁南面地区の3カ所を調査対象として、平成17年5月11日から11月30日まで実施した。

東楼地区は東楼跡の全域を調査対象とし、さらに、建物に伴う基壇や雨落溝、東楼より古い下層遺構などの有無を再検討することを想定し、建物周囲のやや広い範囲を含めて調査をおこなった。その結果、東楼の礎石根石の一部に第II期の整地層に食い込んでいる根石が新たに確認され、これまで未

- 平成16年度
第76次調査
- 平成17年度
第77次調査
- 平成18年度
第78次調査
- 平成19年度
第79次調査
- 平成20年度
第80次調査
- 平成20年度
第81次調査



第3図 政庁跡再調査区的位置

確認であった第Ⅱ期東楼跡の存在を示唆する資料が得られた。調査面積は約 270㎡である。

西脇殿地区は、当初、調査対象を西脇殿跡の南半分に限定し、第 76 次調査で新たにその存在の可能性が示唆された第Ⅱ期東脇殿跡に対応する第Ⅱ期西脇殿跡の痕跡を探索した。ところが、調査の過程でこれまで未確認であった第Ⅲ～Ⅳ期西脇殿跡の廂とみられる柱列が新たに確認されたため、調査区を北側と東西に順次拡張し最終的に西脇殿跡の全域を調査対象とした。その結果、第Ⅱ期西脇殿跡の痕跡は発見できなかったが、第Ⅳ期西脇殿跡に掘立式の廂が付くことを新たに確認した。これにより、これまで非対称とみられていた第Ⅳ期東西両脇殿は、対称性を保持していたことが明らかになった。調査面積は約 420㎡である。

政庁南面地区は、門跡の壺掘り地業である可能性が指摘されている SK1610・1611 を再検討するために調査区を設定し、あわせて SA1601 材木堀跡の東西への延長を追跡する目的で東西方向にトレンチ状の調査区を任意に設定した。その結果、壺掘り地業の可能性が指摘された SK1610・1611 については第Ⅱ期以前の遺構であることを確認したが壺掘り地業とする根拠は見出せなかった。一方、創建前後の政庁城南辺を画すとみられる SA1601 については、東側が削平により失われていること、西側は政庁平坦面西辺の斜面よりさらに西方に延びることを確認し、その北側約 1 m に並行する SD1602 溝も材木堀であることを新たに確認した（→ SA1602）。また、政庁南側の整地層については第Ⅰ期、第Ⅱ期以降、第Ⅲ期以降の 3 時期に順次南側に積み足されたことを新たに確認した。調査面積は約 280㎡である。

平成 18 年度の調査（第 78 次調査）

第 78 次調査は、多賀城政庁跡の中央、政庁南面地区、城前地区の 3 ヲ所を調査対象として、平成 18 年 5 月 11 日から 11 月 30 日まで実施した。このうち政庁跡中央、政庁南面の 2 ヲ所が、政庁跡に関わる補足調査で 6 月 8 日までに両地区の調査を終えた。

政庁中央地区は、第Ⅱ期西脇殿跡、第Ⅳ期西脇殿跡と石敷広場の範囲の関係を再検討する目的で、復元整備した中央石敷広場と西脇殿跡の地域を調査対象とした。調査の結果、この地区は大規模な削平を受けていて古代の遺構面が失われていることが判明し、石敷の範囲を確認することはできなかった。調査面積は約 150㎡である。

政庁南面地区は、第 77 次の政庁南面西地区の調査で明らかになった整地層の段階的拡張の状況と、平行する 2 条の材木堀跡（SA1601・1602）の新旧関係を再度検討する目的で、政庁南西に南北方向の細長いトレンチ状の調査区を設定して実施した。その結果、第Ⅰ期整地層南辺に土留めの石列が存在することを新たに確認した。また、2 条の材木堀跡は、いずれも材木が抜き取られた後に第Ⅰ期整地層崩壊土により覆われていることを確認した。調査面積は約 70㎡である。

平成 19 年度の調査（第 79 次調査）

第 79 次調査は城前地区を調査対象とし、政庁跡に関わる調査はおこなわなかった。

平成 20 年度の調査（第 80 次調査）

第 80 次調査、政庁跡南面西地区と田屋場地区を調査対象として平成 20 年 6 月 16 日から 11 月 30 日まで実施した。このうち政庁跡に関わる政庁南面西地区の補足調査は 7 月 17 日に開始し 11 月

26日に終了した。

この地区での調査は、平成17年度の第77次政庁南面西地区で確認した2条の材木堀跡の西へのさらなる延びを追跡することと、第78次調査で発見した第I期整地層南辺の石列と同様に西辺にも石列が存在する可能性が想定されたため、政庁南西隅を主に調査対象とした。調査の結果、第I期整地層西辺に石列の基底部が残存していることを確認したが、政庁南西隅は11世紀以降に大規模な削平を受けており、そのコーナー部は失われていることが明らかになった。また、政庁域南辺を画す2条の材木堀跡のうち、北側のSA1602はこの削平により失われていることが判明したが、南側のSA1601は、さらに西方の調査対象地外に延びることを確認した。調査面積は約250㎡である。

平成21年度の調査（第81次調査）

第81次調査は、多賀城跡発掘調査第9次5ヵ年計画の初年度として鴻ノ池地区を主な調査対象としたが、政庁跡南面西地区についても補足的な調査を実施した。調査期間は平成21年5月12日から11月19日までで、政庁南面西地区の調査は7月17日に開始し11月19日に終了した。

政庁南面西地区の補足調査の目的は、第80次調査政庁南面西地区で確認したSA1601材木堀跡の西へのさらなる延びを追跡することである。調査の結果、SA1601が政庁中軸線の西約78mの位置で止まることを確認した。調査面積は約540㎡である。

調査回数	調査地区	調査面積	調査期間	主な調査対象遺構	調査主目的
第76次調査	東脇殿	160㎡	平成16年4月26日～11月30日	SB127・1150東脇殿跡	第II期東脇殿の存否の解明
	後殿	260㎡		SB170・171後殿跡	後殿の構造と変遷の再検討
	政庁北辺	1,220㎡		SF167北辺築地跡、SB370北殿跡、SB365北門跡	北辺築地・北殿・北門の構造と変遷の再検討
第77次調査	東楼	270㎡	平成17年5月11日～11月30日	SB136東楼跡	第II期東楼の存否の解明
	西脇殿	420㎡		SB175・1151西脇殿跡	第II期西脇殿の存否の解明
	政庁南面	280㎡		SK1610・1611土壇、SA1601材木堀跡	南郭の存否の解明
第78次調査	政庁中央	150㎡	平成18年5月11日～11月30日		西脇殿と石敷広場の関係解明
	政庁南面	70㎡		SA1601・1602材木堀跡	材木堀の規模解明
第80次調査	政庁南面	250㎡	平成20年7月17日～11月26日	SA1601・1602材木堀跡	材木堀の規模解明
第81次調査	政庁南面	540㎡	平成21年7月17日～11月19日	SA1601・1602材木堀跡	材木堀の規模解明

第5表 政庁跡再調査の回数別概要

4. 調査組織

調査の主体は宮城県教育委員会であり、発掘調査、報告書作成は宮城県多賀城跡調査研究所が担当した。その組織は以下のとおりである。

	平成15年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
所長	加藤 道男	所長	小井川和夫	小井川和夫	小井川和夫	小井川和夫	後藤 秀一	後藤 秀一
総務班	班長 石山 鎮雄	管理部長	千葉 宏之	千葉 宏之	伊藤 昌光	伊藤 昌光	齋藤 正一	齋藤 正一
	西條 久代	班長	伊藤 博介	伊藤 博介	鈴木 尉	鈴木 尉	鈴木 尉	大友 茂
	中嶋 典嗣		西條 久代	沼崎 清子	高橋久仁子	高橋久仁子	高橋久仁子	川口 雅子
		管理班	中嶋 典嗣	中嶋 典嗣	本郷 泰彦	本郷 泰彦	村上 丈晴	村上 丈晴
					原 富美恵	原 富美恵	原 富美恵	高橋 健司
				行方 清子	行方 清子	高橋 健司		
研究班	班長 阿部 恵	班長	阿部 恵	阿部 恵	阿部 恵	阿部 恵	古川 一明	古川 一明
	佐藤 則之		佐藤 和彦	古川 一明	古川 一明	古川 一明	天野 順陽	吉野 武
	佐藤 和彦	研究班	古川 一明	天野 順陽	天野 順陽	天野 順陽	吉野 武	三好 秀樹
	古川 一明		天野 順陽	吉野 武	吉野 武	吉野 武	関口 重樹	関口 重樹
	吾妻 俊典		吾妻 俊典	関口 重樹	関口 重樹	関口 重樹	廣谷 和也	廣谷 和也
	関口 重樹		関口 重樹					

宮城県多賀城跡調査研究所 職員一覧

(平成15～21年度)

当研究所は、歴史学・考古学・建築史学・造園学・都市工学・土木工学の専門家によって構成される多賀城跡調査研究委員会（旧多賀城跡調査研究指導委員会－平成17年度条例改正によりに名称変更）を組織し、その指導・助言を受けながら発掘調査事業を含む各事業を実施している。第8次5ヵ年計画策定時の平成15年度以降の委員会の構成は下記のとおりである。

氏名	職名（就任時）	専門分野	就任期間
委員長 須藤 隆	東北大学名誉教授	考古学	昭和63年～
副委員 今泉 隆雄	東北大学大学院教授	古代史学	昭和63年～
委員 笹山 晴生	学習院大学教授	古代史学	昭和58年～平成15年
委員 渡辺 定夫	東京大学教授	都市工学	昭和60年～平成15年
委員 田中 琢	奈良国立文化財研究所長	考古学	昭和63年～平成15年
委員 井手 久登	東京大学名誉教授	緑地学	平成2年～平成18年
委員 飯淵 康一	東北大学大学院教授	建築史学	平成3年～
委員 佐藤 信	東京大学大学院教授	古代史学	平成10年～
委員 町田 章	独立行政法人 文化財研究所奈良文化財研究所長	考古学	平成11年～平成16年
委員 平川 南	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館長	古代史学	平成14年～
委員 進士 五十八	東京農業大学教授	造園学	平成14年～
委員 近江 隆	東北大学名誉教授	都市工学	平成16年～
委員 進藤 秋輝	元東北歴史博物館副館長	考古学	平成16年～平成18年
委員 田辺 征夫	独立行政法人 文化財研究所奈良文化財研究所長	考古学	平成17年～
委員 鈴木 三男	東北大学教授	造園学	平成19年～

多賀城跡調査研究委員会委員名簿

第Ⅱ章 調査成果

平成 16～18・20・21 年度に実施した第 76～78・80・81 次調査では、政庁再整備に向けたデータ収集のために東西脇殿・後殿・東楼などの主要建物をはじめ、北辺・南面地区の再調査を行っている(第 4 図)。その結果、新たな事実が判明した遺構と新発見の遺構について、政庁跡と政庁南面に分け、順に説明する。

1. 政庁跡の遺構

東脇殿・西脇殿・東楼・後殿・政庁北辺地区で、新たな事実が判明した遺構と主要な新発見の遺構について記述する。

なお、第 78 次調査では、西脇殿跡を再検出した第 77 次調査区と復元した石敷広場との間(W 13～24・S 12～33)を新たに調査したが、調査区内は東側の第 1 次調査区における石敷確認面に比べて深く削られており、遺構は検出されなかった(第 4 図)。

1) 東脇殿地区

第 4 次調査で発見した東脇殿跡の北部に東西 18 m (E 27～45)・南北 9 m (S 15～24) の調査区を設けた(第 5 図)。

この場所では、第 I 期の SB127 と東西廂が付く第 IV -3 期以降の SB1150 A・B・C 東脇殿跡を検出しており、第 III -2 期には廂が付加される以前の SB1150 が造営されたと推定している。第 76 次調査ではこれらの建物跡を再確認すると共に、新たな知見を得た。

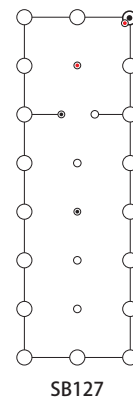
また、SX2814 掘込地業、SX2803・2815 整地層、SX2816・2817 焼面、SK2804 土壌を新たに確認している。

(1) 東脇殿跡

【SB127 東脇殿跡】(第 5～7 図)

南北 7 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物で、床束をもち、北妻から 2 間目に間仕切りを有する。柱穴の検出面は地山面で、建物の方向は発掘基準線にほぼ一致する。規模は、桁行総長 17.9 m で柱間 2.56 m 等間、梁行総長 5.6 m で柱間 2.80 m 等間と推定している。

建物の北側 2 間分を再調査した結果、側柱穴と重複する床束柱穴の存在が判明し、北部の各柱穴の形状・規模を詳細に把握することができた。側柱穴 7 個、床束柱穴 2 個、間仕切り柱穴 2 個を検出しており、柱は基本的に切取り、または抜取られているが、一部の柱穴下部には柱痕跡が残る。SX2814 掘込地業と重複するが、過去の調査により柱穴周辺の土が除去されていたため、前後関係を把握できなかった。本建物に関する新たな知見のみ記す。



北東隅側柱穴の内側に重複して認められる床束柱穴を検出した。この柱穴は側柱の掘方を埋め戻した後に掘り込まれており、側・束柱はともに切・抜取られている。床束柱穴は一辺約80cmの隅丸正方形を呈し、深さは約100cmである。埋土は側柱穴と同じで、黄褐色の地山ブロックを主体とする土である。柱痕跡は直径25cmの円形を呈する。この柱穴は棟通り下の各梁行柱筋上に位置する床束



第5図 東脇殿地区

柱穴と一連のもので、切・抜取穴に壊されているが、対となる SB175 西脇殿跡と同様に他の側柱穴の内側にも存在するとみられる。

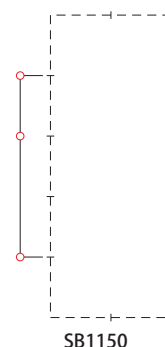
この他に、北東隅の側柱穴で直径約 30cm の円形を呈する柱痕跡、東側の間仕切り柱穴底面で一辺 20cm 前後の正方形とみられる礎盤石を確認した。

いずれの柱穴からも遺物は出土していない。

【SB1150 東脇殿跡】（第 5 図）

本建物は SB1151 西脇殿跡と一对で第Ⅲ -2 期に造営されたと想定している南北 5 間、東西 2 間の南北棟礎石建物である。礎石および根石はすべて失われているが、SB1151 から規模を桁行総長 16.0 m で柱間 3.2 m 等間、梁行総長 6.4 m で柱間 3.2 m 等間と推定している。

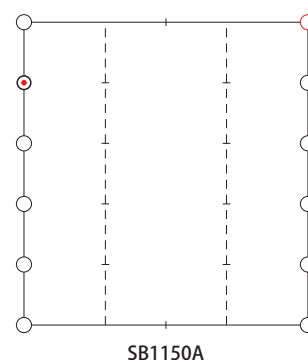
今回、柱列 1 条を新たに認定した。柱列は身舎の西側中央に位置する南北 3 間のもので、北から 2 間目が失われている。想定される身舎と梁行方向の柱筋を揃えて近接することから、SB1150 に伴う柱列と考えられる。北端の柱穴は第 76 次調査、それ以外の柱穴は第 4 次調査で検出しており、確認面は SX2814 掘込地業上もしくは地山面である。残存する柱穴では柱がすべて抜取られている。SX2814 掘込地業より新しい。



柱列の総長は約 9.6 m で、柱間は 3.2 m 等間、身舎との梁間は 1.6 m と推定される。柱穴は精査を行っていないものの、長辺約 1.30 m、短辺約 85cm の隅丸長方形を呈する。いずれの柱穴からも遺物は出土していない。

【SB1150 A～C 東脇殿跡】（第 5～7 図）

本建物は、南北 5 間、東西 4 間の身舎部分に礎石を使用した東西廂付南北棟建物で、身舎部分の礎石および根石がすべて失われ、掘立式の廂部分だけが残存するものと考えている。身舎部分については対の SB1151 西脇殿跡と同規模と捉え、桁行総長 16.0 m で柱間 3.2 m 等間、梁行総長 6.4 m で柱間 3.2 m 等間と推定している。廂では、西廂 5 間分すべてと東廂の北端を除く 4 間分の柱穴を地山面で検出しており、A→B→C の 3 時期の変遷がある。東西廂の出はそれぞれ SB1150 A で 4.3 m、SB1150 B で 3.4 m、SB1150 C で 2.8 m とみられ、新しいものほど廂部分の梁間が狭い。



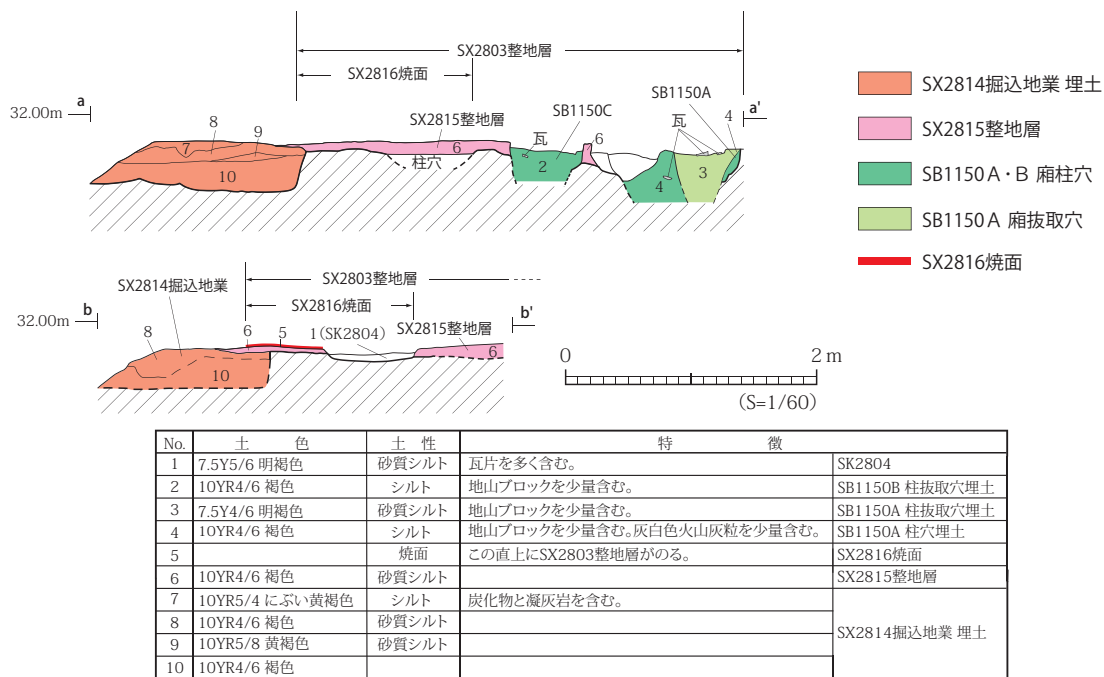
今回、東廂北端の柱穴 3 個を SX2815 整地層上および地山面で新たに発見した。これにより東・西廂とも 5 間分すべてを確認したことになる。SX2803・2815 整地層より新しい。

A では西廂の北から 1 間目の柱穴で径 30～45cm の柱痕跡を確認している。再調査した北側 1 間分をみる限り、他は柱が抜取られている。桁行方向の総長は約 16.2 m で、柱間は 3.2～3.3 m である。柱穴は一辺 70～120cm の不整な方形を基調とし、深さは断ち割りを行った西廂北端で 80cm ある。

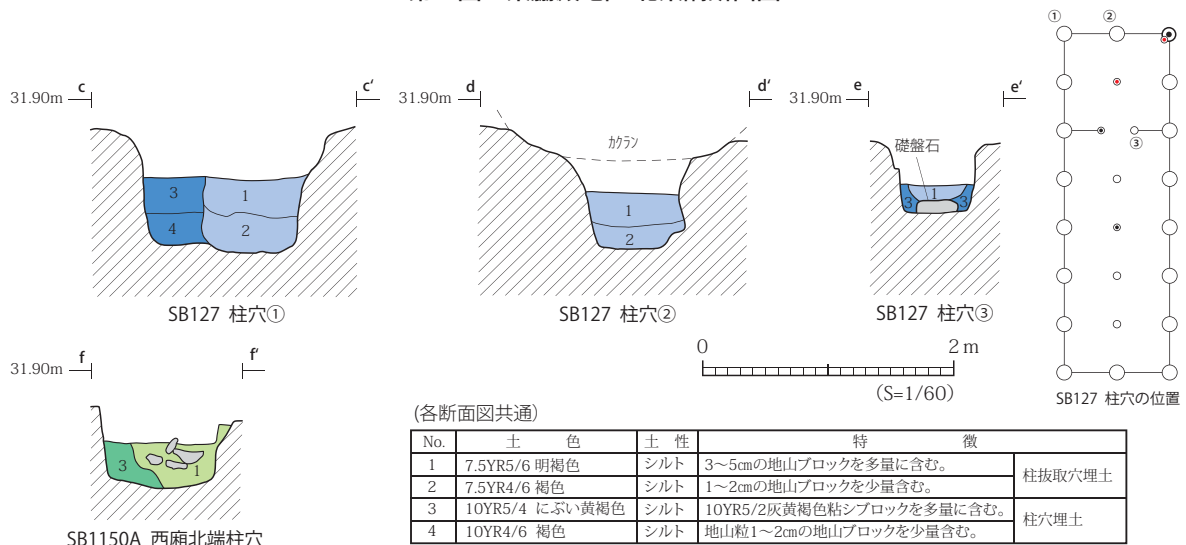
Bでは柱痕跡を確認しておらず、再調査した北側1間分をみる限り、東廂の北端以外は柱が抜取られている。桁行方向の総長は約16.2mで、柱間は3.0～3.4mである。柱穴は長軸60～90cm、短軸40～70cmの不整な長方形や楕円形を呈し、深さは断ち割りを行った西廂北端で60cmある。

Cでは柱痕跡を確認しておらず、再調査した北側1間分をみる限り、西廂北端は柱が抜取られている。桁行方向の総長は約16.0mで、柱間は3.0～3.3mである。柱穴は長軸35～70cm、短軸25～70cmの不整な方形や楕円形を呈し、深さは断ち割りを行った西廂北端で40cmある。

A・B・Cともに、廂柱穴の埋土は地山小ブロックを少量含む褐色土、抜取穴埋土は明褐色土を主体としており、Aの東廂北端の柱穴埋土にはごく少量の灰白色火山灰粒が含まれる。いずれの柱穴からも遺物は出土していない。



第6図 東脇殿地区北東隅断面図



第7図 SB127・SB1150A 東脇殿跡 柱穴断面図

(2) 新発見の遺構

【SX2803 整地層】(第5・6・8・9図)

調査区北東隅(E 41～45・S 17付近)のSX2815 整地層上で確認した瓦片を多量に含む整地層である。この遺構については、以前にSX2803 瓦集中遺構と報告したが(年報2004)、本書で整地層の一部と認識を改めた。SX2814 掘込地業、SX2815 整地層、SX2816 焼面より新しく、SB1150 A～C 東脇殿跡、SK2804 土壇より古い。

分布範囲は東西約3.5 m、南北1.9 m以上である。層厚は5 cm前後で、焼土・瓦片を含む褐色の砂質土からなる。多量に含まれる瓦片では、一辺10 cm以下の平瓦が大半を占め、15～20 cmの軒丸瓦や軒平瓦も少量認められる。

層中から出土した遺物には、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦がある。軒丸瓦には重弁蓮花文223(第9図1・2)、軒平瓦には偏行唐草文621(第9図3)がある。丸瓦はI A・II・II B類、平瓦はI A・I C・II A・II B類が出土している。数的には平瓦II B類が約8割を占め、色調が灰～黒灰色の比較的焼け締まった瓦が多い。

【SX2815 整地層】(第5・6・8図)

調査区北東隅(E 40以東・S 21以北)の地山面およびSX2814 掘込地業上で確認した整地層で、SX2814 東側の地山上を盛土整地している。SX2814 掘込地業より新しく、SX2816 焼面、SX2803 整地層、SK2804 土壇、SB1150 A～C 東脇殿跡より古い。

分布範囲は、東西、南北とも4.0 m以上である。層厚は5 cm前後で、地山ブロックを含む褐色土からなる。遺物は出土していない。

【SX2814 掘込地業】(第5・6・8・9図)

調査区中央(E 30～42・S 16以南)の地山面で、SB127 東脇殿跡の側柱に沿って「コ」字形に分布するSX2814 掘込地業を確認した。本掘込地業は調査区南側へ更に延びている。SX2815 整地層、SX2816 焼面より古く、SB127 東脇殿跡とも重複するが、過去の調査によりSB127の柱穴周辺の土が除去されていたため、その前後関係を把握できなかった。

規模は東西約11.0 m、南北7.5 m以上で、掘り込みの深さは最も残りのよい北東部で40 cmある。埋土は4層に細分できる(第6図7～10層)。1層は凝灰岩の細片を含む砂質土を主体とし、固く締まっている。2～4層は地山の砂質土～シルトブロックを主体とした土である。

遺物は、1層から平瓦II B類2点(第9図5・6)、4層から丸瓦II B類1点(第9図7)、平瓦I A類1点(第9図8)が出土している。

【SX2816 焼面】(第5・6・8図)

SX2816 焼面は調査区北東隅(E 41・S 18付近)のSX2814 掘込地業およびSX2815 整地層の

上面が火熱を受け、赤紫色に変色したもので、部分的に硬化している箇所も認められる。SX2803 整地層、SK2804 土壌より古く、SX2814 掘込地業、SX2815 整地層より新しい。

焼面の確認範囲は、一部SX2803の瓦に覆われているため不明な点もあるが、東西約1.5m、南北1.5m以上である。その西側はSX2814の範囲に約15cm入り込んで、概ね直線的になっており、東側は漸移的に認められなくなる。上面はほぼ平坦である。焼面に伴う遺物は出土していない。

【SX2817 焼面】 (第5・8図)

SX2817 焼面は調査区北東隅 (E 43・S 16 付近) のSX2815 整地層の上面が火熱を受け、薄い赤紫色に変色したものである。SK2804 土壌より古く、SX2815 整地層より新しい。

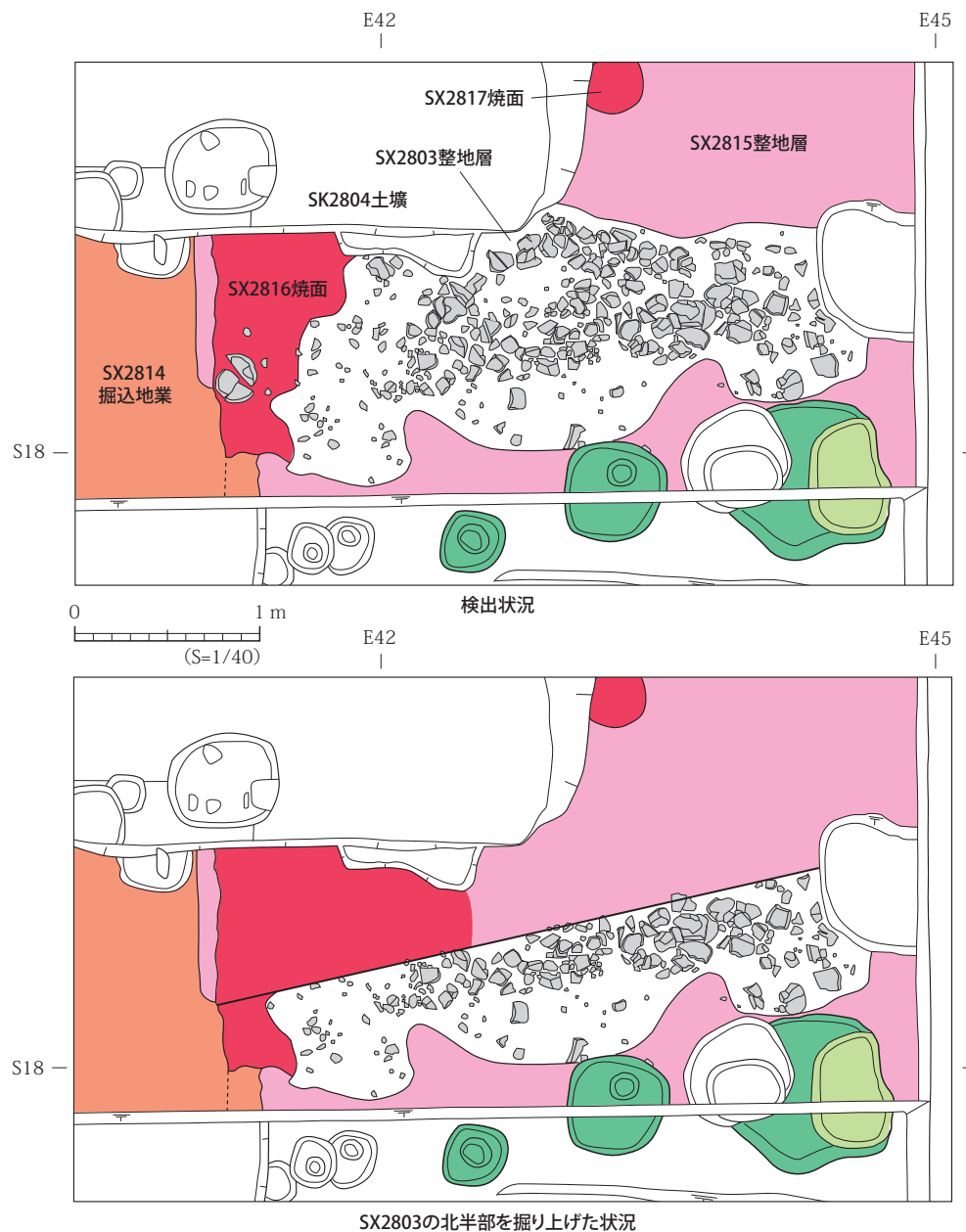
全体的に残りが悪く、残存範囲は直径約25cmの円形を呈する。上面はほぼ平坦である。

遺物は、焼面直上から細かい鉄滓が少量出土している。

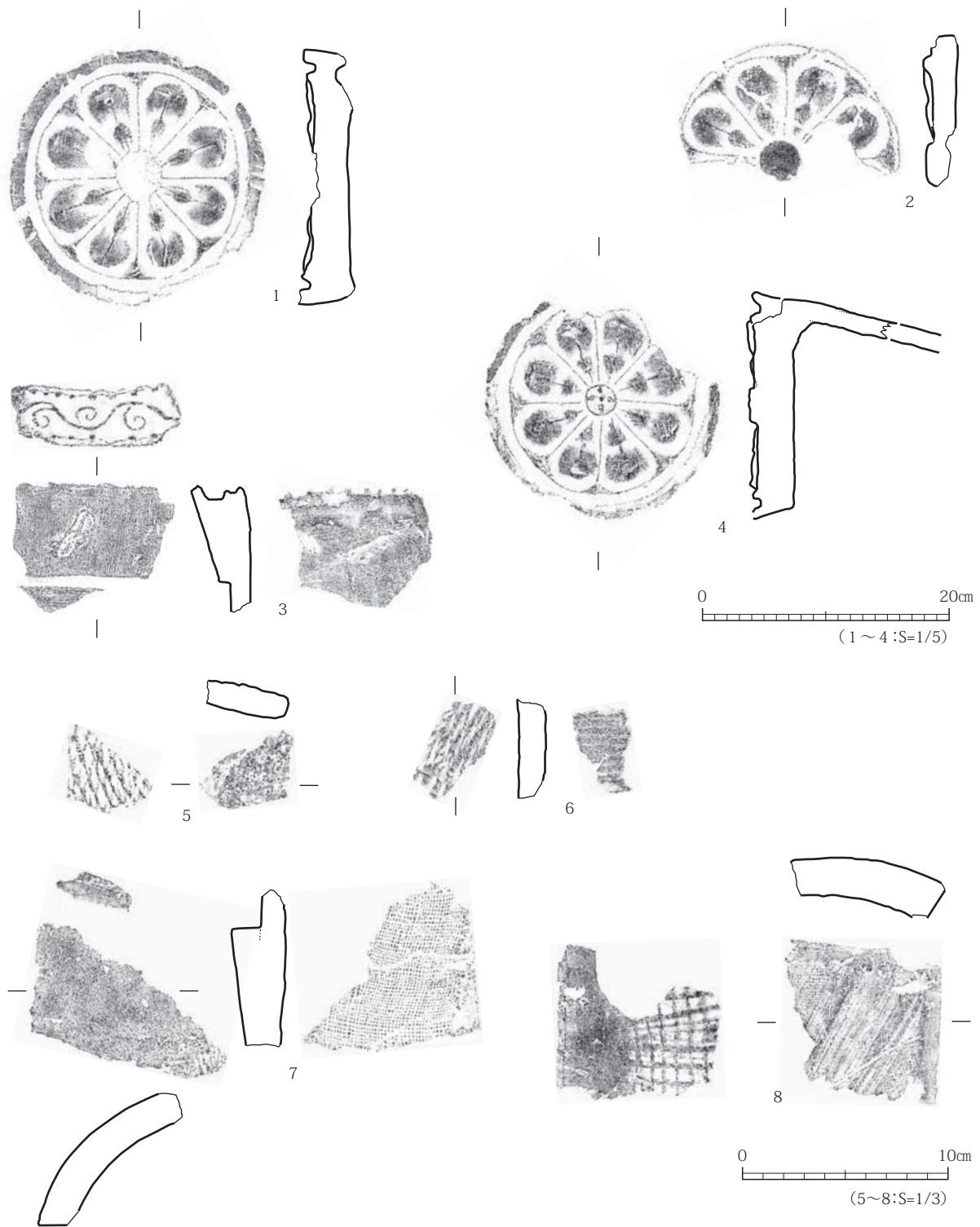
【SK2804 土壌】
(第5・6・9図)

調査区北東隅 (E 40～43・S 15～17) のSX2815 整地層上で確認した。SX2814 掘込地業、SX2815 整地層、SX2803 整地層、SX2816・2817 焼面より新しい。

本遺構の西側は新しい溝に壊されているが、東西



第8図 SX2814掘込地業、SX2815・2803整地層、SX2816焼面



No.	種類	遺構・層位	層位	分類・型番	法量 (単位:cm)・特徴	登録	箱番号
1	軒丸瓦	SX2803-№1		重弁蓮花文 223	[瓦当] 直径:20.6cm 厚さ:4.0cm	R-1	14095
2	軒丸瓦	SX2803-№117		重弁蓮花文 223?	[瓦当] 直径:(21.0)cm 厚さ:2.9cm	R-2	14095
3	軒平瓦	SX2803-№118		偏行唐草文 621	[瓦当] 厚さ:4.1cm	R-3	14095
4	軒丸瓦	SK2804		重弁蓮花文 227	[瓦当] 直径:18.6cm 厚さ:3.7cm [丸瓦] 厚さ:1.4cm	R-4	14095
5	平瓦	SX2814	1層	ⅡB類	厚さ:1.3cm 凸面:縄タタキ 凹面:ナデ	R-5	14095
6	平瓦	SX2814	1層	ⅡB類	厚さ:1.2cm 凸面:縄タタキ 凹面:ナデ	R-6	14095
7	丸瓦	SX2814	4層	ⅡB類	厚さ:1.6~2.5cm (玉縁部:1.1cm) 凸面:縄タタキ→ナデ 凹面:布目	R-7	14095
8	平瓦	SX2814	4層	ⅠA類	厚さ:2.0cm 凸面:格子タタキ→ナデ 凹面:布目→ナデ	R-8	14095

第9図 SX2814掘込地業、SX2803整地層、SK2804土壌 出土瓦

2.9 m以上、南北約 1.7 mの不整形を呈する。深さは約 15cmで、断面形は皿形を呈する。堆積土は褐色の砂質土で、自然堆積か埋め戻された土かは不明である。

堆積土から軒丸瓦、平瓦が出土している。軒丸瓦には重弁蓮花文 227 (第 9 図 4) があり、平瓦はⅡ B類が主体である。

2) 西脇殿地区

第 2・4・9 次調査で発見した西脇殿跡の範囲から東側へ 6 m (W 24 ~ 30) 拡張し、東西 21 m (W 24 ~ 45)・南北 22 m (S 15 ~ 37) の調査区を設けた (第 10 図)。

この場所では、第 I 期の SB175 と第Ⅲ -2 期の SB1151 西脇殿跡が検出されており、SB1151 は第 IV 期まで存続していたと推定している。第 77 次調査ではこれらの建物跡を再確認すると共に、新たな知見を得た。

また、SA2952 塀跡、SK2953 土壌、SD2954 溝を新たに確認している^(註1)。

(1) 西脇殿跡

【SB175 西脇殿跡】 (第 10・11 図)

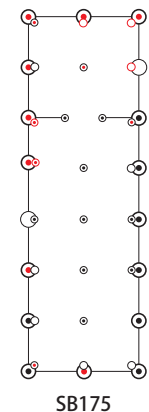
南北 7 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物で、床束をもち、北妻から 2 間目に間仕切りを有する。柱穴の検出面は北東部が地山、南西部が旧表土上面で、方向は発掘基準線にほぼ一致する。建物の北西では SD085 雨落溝が検出されている。

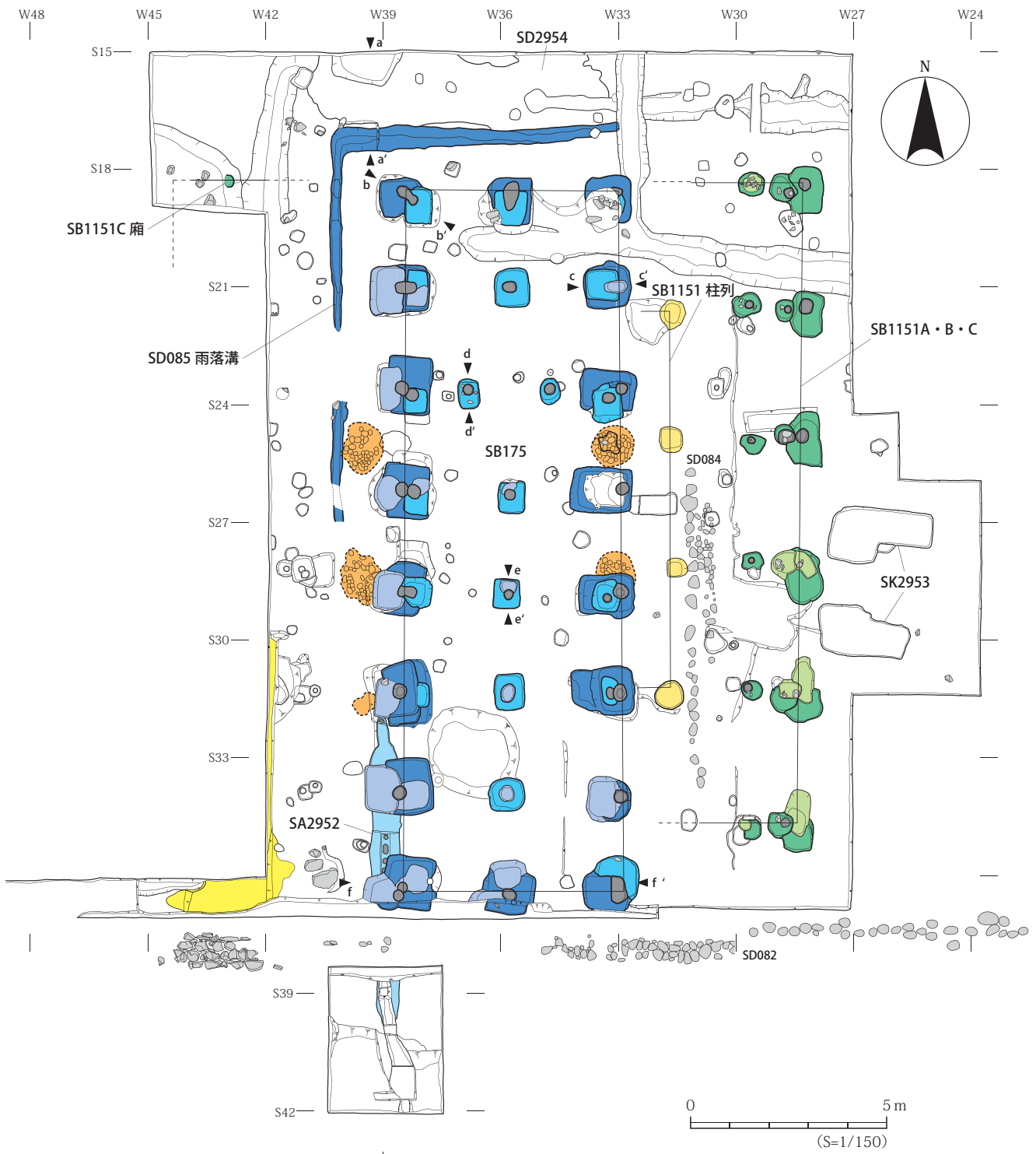
建物全体を再調査した結果、側柱穴 18 個、床束柱穴 18 個、間仕切り柱穴 2 個を検出し、建物の規模、各柱穴の形状・規模を詳細に把握することができた。また、雨落溝の延長も確認している。柱は基本的に切取り、または抜取られているが、柱穴下部に柱痕跡を残すものが多い。SA2952 塀跡、SD2954 溝より新しい。

規模をみると、桁行は東側柱列で総長 17.83 m、柱間が南から 2.45 m・2.65 m・2.55 m・2.67 m・2.50 m・2.65 m・2.36 m、西側柱列で総長 17.93 m、柱間が南から 2.58 m・2.62 m・2.55 m・2.60 m・2.58 m・2.56 m・2.44 mで、梁行は南妻で総長 5.62 m、柱間が東から 2.80 m・2.82 m、北妻で総長 5.42 m、柱間が東から 2.70 m・2.72 mとなり、桁行の柱間に多少のばらつきがある。

側柱穴は長辺 1.00 ~ 1.70 m、短辺 0.90 ~ 1.20 mの隅丸長方形を呈し、深さは 0.80 ~ 1.00 m である。段掘りする柱穴も認められ、底面の標高は北の柱穴ほど高い。柱穴埋土は黄褐色や明赤褐色の地山ブロックを主体とする土である。柱痕跡は直径約 30cmの円形を呈する。なお、精査した側柱穴 (第 11 図柱穴①・②・⑤~⑦) の柱痕跡底面の標高は 30.30 m前後で一定しており、南妻の柱痕跡下には高さ調整、及び沈下防止のためとみられる多数の礫が詰められていた。

床束柱穴には棟通り下の各梁行柱筋上に位置するものと側柱穴の内側に重複して認められるものがあり、一連の床束と考えられる。側柱穴とその内側の床束柱穴の関係は、すべて側柱の掘方を埋め戻した後に床束の掘方を掘り込んでいる。柱穴は長辺 60 ~ 100cm、短辺 45 ~ 90cmの隅丸長方形を呈し、



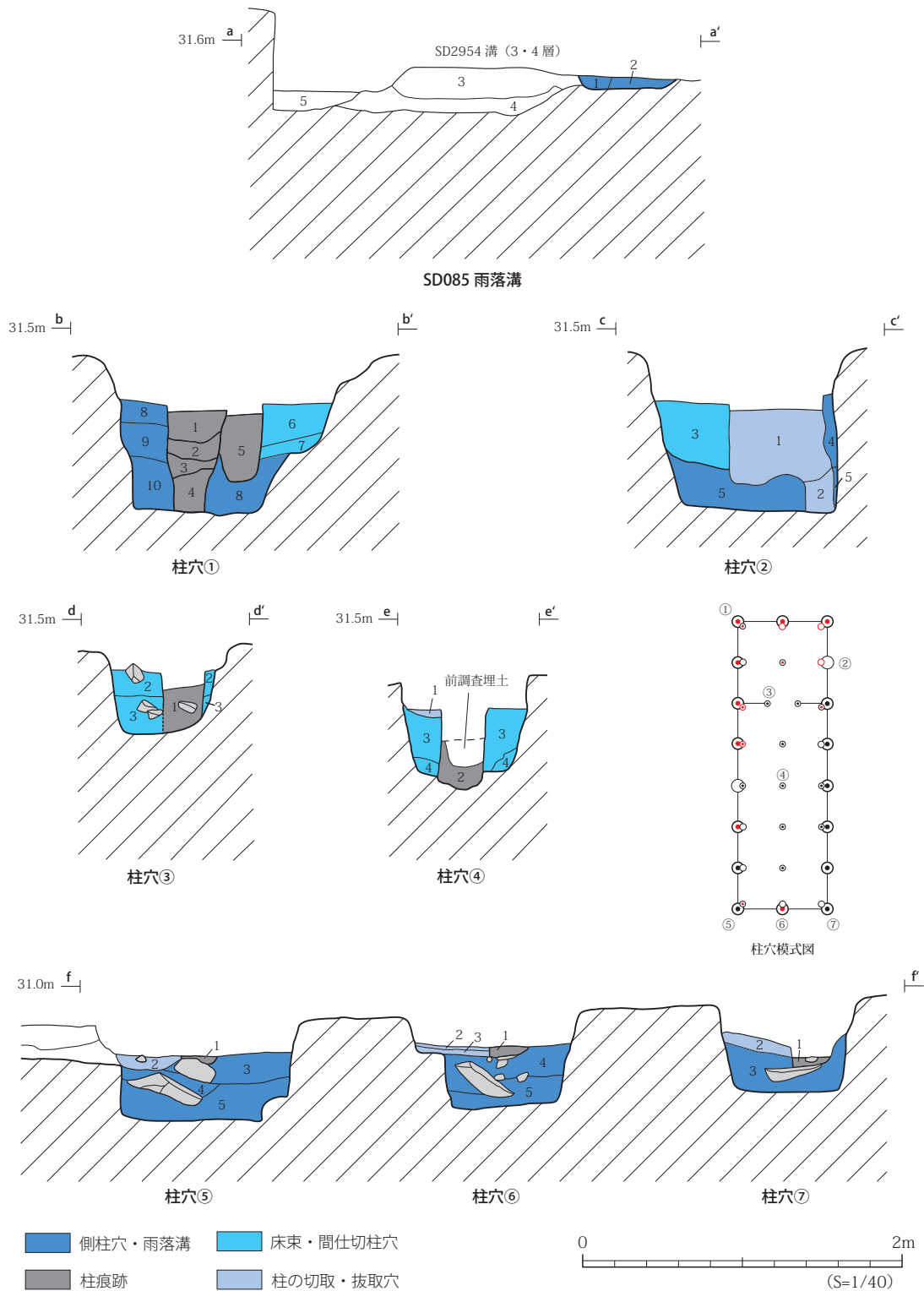


- | | | |
|---------------------|----------------|----------|
| SB175 側柱穴・SD085 雨落溝 | SB175 床束・間仕切柱穴 | 柱の切取・抜取穴 |
| SB1151 礎石据穴 | SB1151 柱列の抜取穴 | 柱痕跡 |
| SB1151A~C 廂柱穴 | SB1151A~C 廂抜取穴 | |
| SA2952 塀跡 | 整地層 | |

第 10 図 西脇殿地区

深さは 40 ～ 80cm である。底面の標高は棟通り下のものが 30.50 m、側柱内側のものが 30.70 m 前後となり、側柱内側の柱穴底面がやや高い。埋土は側柱穴と同じで、柱痕跡は直径 25 ～ 30cm の円形である。

間仕切り柱穴は長辺（軸）60 ～ 80cm、短辺（軸）約 50cm の隅丸長方形や楕円形を呈し、深さは



第 11 図 SB175 西脇殿跡 柱穴・雨落溝断面図

西側で見ると 55cmある。底面の標高は 30.80 mで棟通り下の床束柱穴より高い。埋土は側柱穴と同じで、柱の周りには長軸 10cm前後の礫が詰められていた。柱痕跡は直径 25cmの円形である。

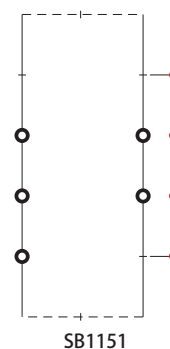
雨落溝は北妻の北約 1.3 m、西側柱列の西約 1.6 mを「L」字状に延びており、北側が更に東へ延びることを確認した。その結果、南北長は 11.6 m以上、東西長は 7.0 m以上となる。一度改修されており (a → b)、aは上幅 20 ~ 40cm、下幅 15 ~ 30cm、bは上幅 30 ~ 15cm、下幅 10 ~ 15cmである。ともに深さは約 10cmで、堆積土は自然流入の黄褐色砂質土である。

柱穴および雨落溝から遺物は出土していない。

【SB1151 西脇殿跡】(第 10・12 図)

本建物は、SB1150 東脇殿跡と一対で第Ⅲ -2 期に造営されたと考えている南北 5 間、東西 2 間の南北棟礎石建物で、SB175 を覆う整地層上の 5 ヲ所で根石および据え穴を検出している (第 2 次調査)。残存状況が悪く判然としないが、規模は桁行総長 16.0 mで柱間 3.2 m等間、梁行総長 6.4 mで柱間 3.2 m等間と推定している。

今回、柱列 1 条を新たに認定した。柱列は身舎の東側中央に位置する南北 3 間のもので、身舎と梁行方向の柱筋を揃えて近接することから、SB1151 に伴うと考えられる。柱穴自体は第 4 次調査で検出しており、確認面は地山面で、柱はすべて抜取られて抜取穴のみが残る。



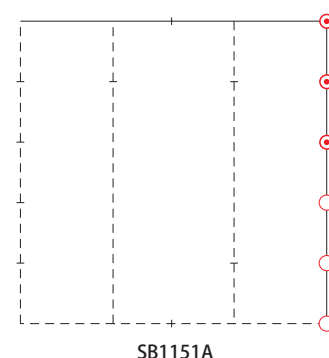
総長は約 9.6 mで、柱間寸法は 3.2 m等間、身舎との梁間は約 1.6 mとみられる。抜取穴は長軸 50 ~ 70cm、短軸 45 ~ 65cmの楕円形や不整な方形で、深さは 10 ~ 20cmである。

なお、本調査で礎石据え穴 1 ヲ所と整地層を再確認している。礎石据え穴は東側柱列の北から 2 間目が残る。整地層は本建物の南西側に残存し、黄褐色土で、厚さは 20cm程である。

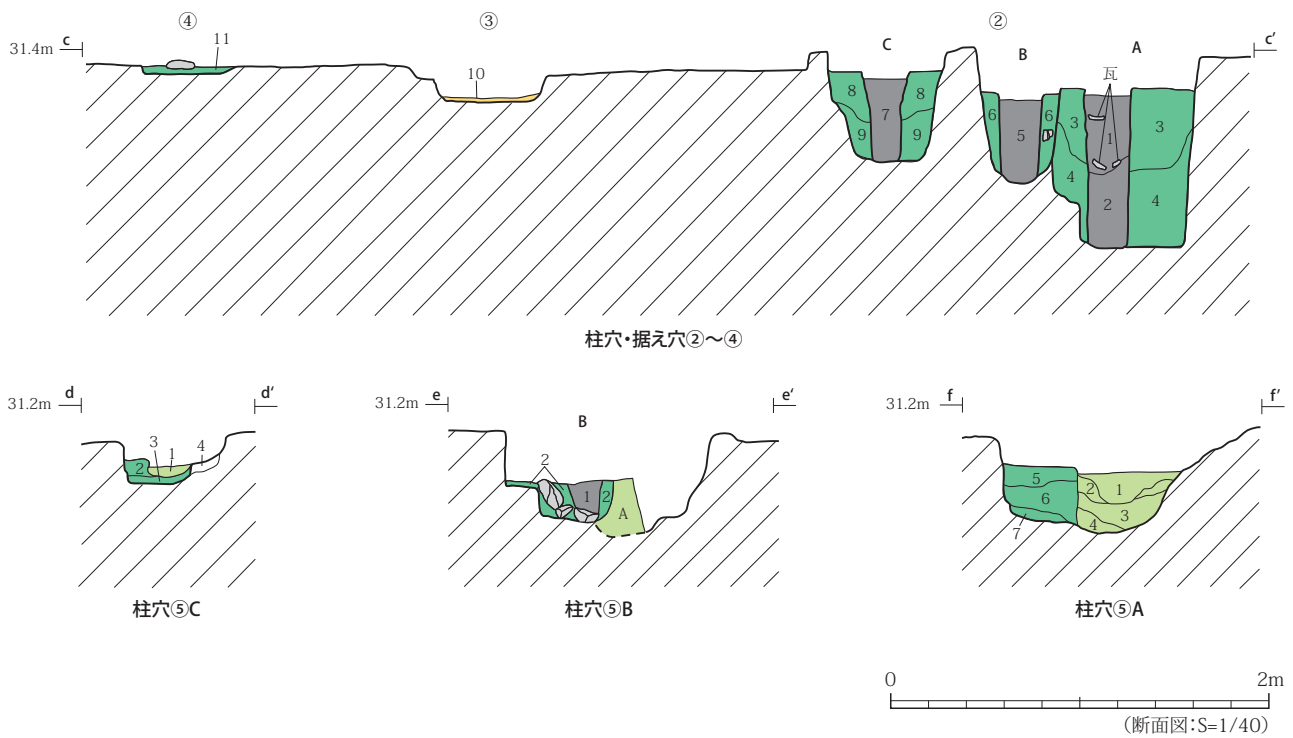
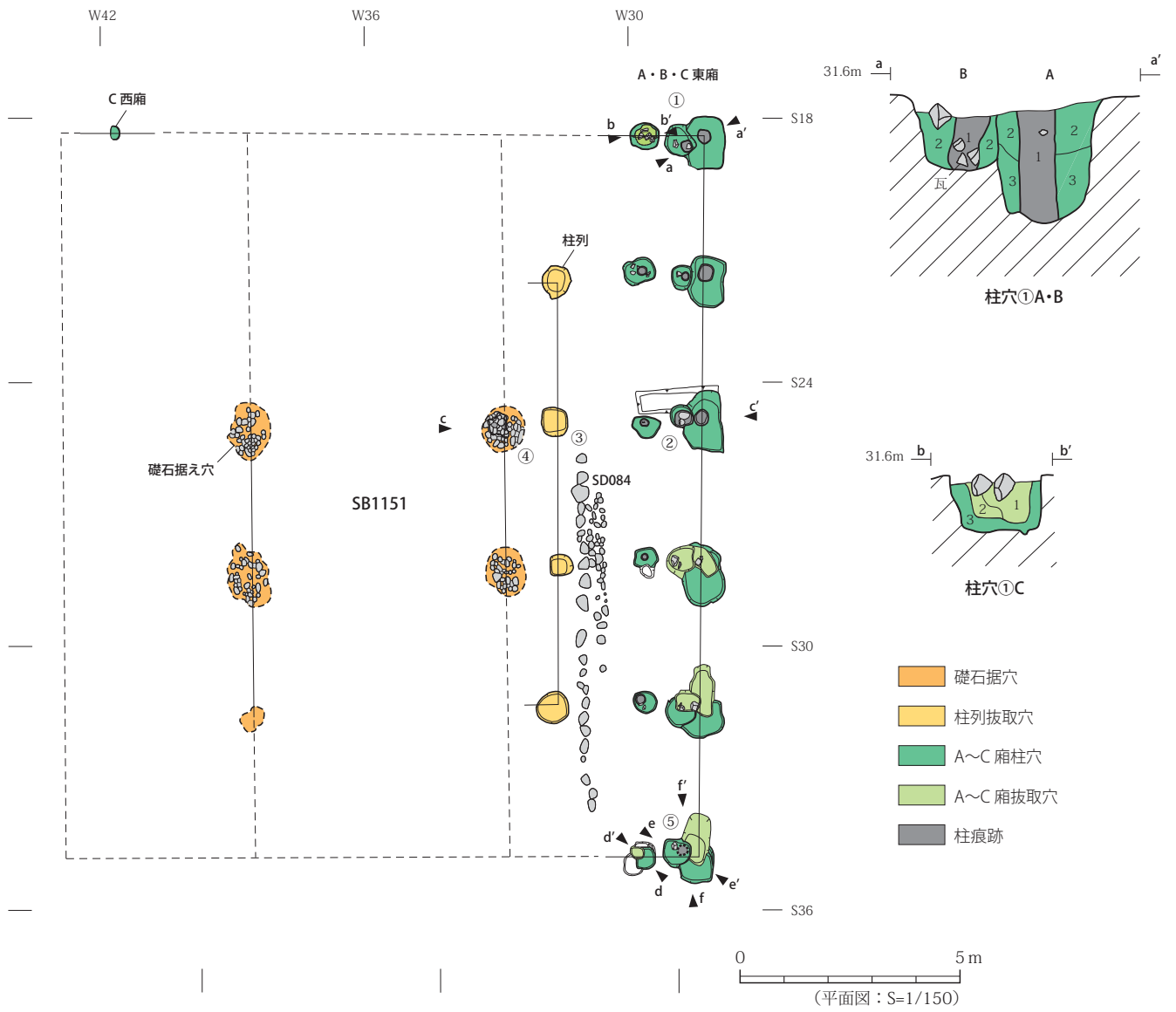
いずれからも遺物は出土していない。

【SB1151 A~C 西脇殿跡】(第 10・12 図)

新たに SB1151 に伴う東廂柱穴 6 ヲ所 (18 個)、西廂柱穴 1 個を地山面で検出した。東廂柱穴は各場所に身舎の外側 (東側) から A、B、C の 3 個があり、そのすべてで A → B の新旧を確認している。また、西廂柱穴はその位置からみて C の北端にあたる。本建物は、南北 5 間、東西 4 間の身舎部分に礎石を使用した東西廂付南北棟建物で、廂部分は掘立式となる。SB1150 A ~ C 東脇殿跡と一対の建物と考えられ、身舎は桁行総長 16.0 mで柱間 3.2 m等間、梁行総長 6.4 mで柱間 3.2 m等間と推定される。廂の出は、東廂で見ると A が約 4.9 m、B が約 4.5 m、C が約 3.6 mである。



A の東廂では北から 2 間分の柱穴で径約 30cmの柱痕跡を確認した。残りの柱穴は柱が抜取られている。桁行方向の総長は約 16.4 mで、柱間は北から 3.1 m・3.3 m・(3.2) m・(3.4) m・(3.4) mである。



第 12 图 SB1151・SB1151A~C 西廡殿跡

柱穴は長辺 90～140cm、短辺 75～90cmの不整な長方形を基調とし、南北に長いものが多い。深さは 60～100cmあり、底面の標高は 30.6 m前後でほぼ一定しているが、掘方に段がつくものがある。

Bの東廂では北から2間分と南端の柱穴で径約 25cmの柱痕跡を確認した。他は柱が抜取られている。桁行方向の総長は 15.9 mで、柱間は北から 2.9 m・3.3 m・(3.1) m・(3.3) m・(3.3) mである。柱穴は長軸 50～70cm、短軸 40～70cmの不整な長方形や楕円形を呈する。深さは 50～70cmで、底面の標高は 30.6～31.0 mとやや幅があり、北の柱穴ほど高い。掘方に段がつくものがある。

Cの東廂では南端と北端以外の柱穴で径約 20cmの柱痕跡を確認した。南・北端は柱が抜取られている。桁行方向の総長は約 16.3 mで、柱間は北から (3.1) m・3.4 m・3.0 m・3.3 m・(3.5) mである。柱穴は長軸 50～70cm、短軸 40～60cmの不整な長方形や楕円形を呈し、東西に長いものが多い。深さは 35～60cmで、底面の標高は 30.8～31.2 mとやや幅があり、北の柱穴ほど高い。西廂北端の柱穴は長軸 25cm以上、短軸 30cmの楕円形を呈し、深さは 15cmである。推定される身舎との梁間は約 3.3 mとなる。

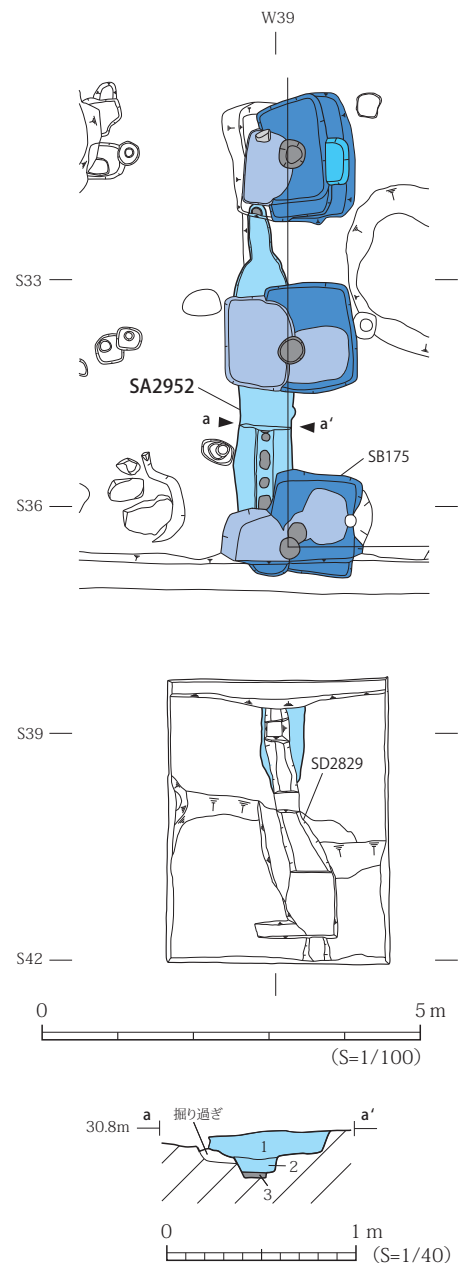
以上の廂柱穴および抜取穴の埋土は、いずれも地山ブロックを含む黄褐・灰黄褐色の砂質土であり、Cの抜取穴には礫も含まれる。

遺物は、東廂のAの柱穴から丸瓦Ⅱ類、平瓦ⅡB類、土師器坏、須恵器甕、抜取穴から丸瓦ⅠA・ⅡB類、平瓦ⅠA・ⅠD・ⅡA・ⅡB・ⅡC類、土師器坏・甕、須恵器甕、須恵系土器坏・高台坏、Bの柱穴から丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB類、土師器坏、須恵系土器坏、抜取穴から丸瓦Ⅱ類、平瓦ⅡB類、土師器坏・甕・高台坏、須恵系土器坏・高台坏、Cの柱穴から平瓦ⅡB類、抜取穴から丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB・ⅡC類、土師器甕、須恵系土器坏が出土している。

(2) 新発見の遺構

【SA2952 堀跡】(第 10・13 図)

調査区南西部(W 39・S 32～40)の地山面で確認した。布掘の中に丸材を立て並べた材木堀で、SB175 西脇殿跡の西側柱列に沿って南北に延び、方向は発掘基準線にほぼ一致する。約 7.8 m分を検出し、南は SD2829 溝に壊されている。SB175 西脇殿跡、SD2829 溝より古い。



- SA2952 布掘・抜取溝
- 丸材・柱痕跡
- SB175 側柱穴
- SB175 床束柱穴
- SB175 切取・抜取穴

第 13 図 SA2952 堀跡

布掘は材の抜取溝によって最下部を残してほとんど壊されている。最下部の幅は 25cm 前後、深さは約 25cm である。底面には直径 15cm の円形を呈する材の圧痕が残る。抜取溝は上幅が 30～80cm、深さが 20cm 前後である。断面形は逆凸形で、褐色土主体の土で埋め戻されている。遺物は出土していない。

【SD2954 溝】 (第 10・11 図)

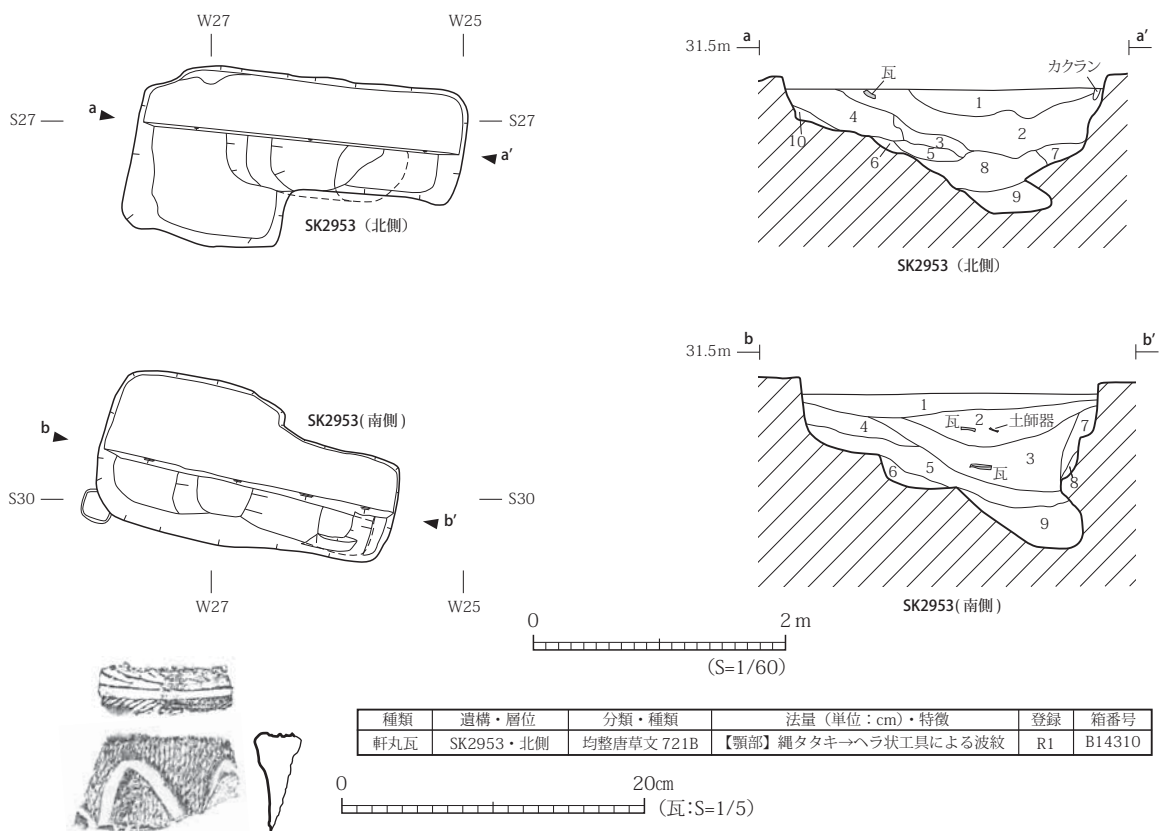
調査区北辺 (W 33～41・S 15～17) の地山面で検出した概ね東西に延びる溝である。SD085 雨落溝より古い。

規模は東西が約 8.0 m、南北が約 2.0 m である。深さは 30cm で、断面形は逆台形を呈するが、底面にやや凹凸が認められる。堆積土は地山粒を含む黄褐色土である。遺物は出土していない。

【SK2953 土壇】 (第 10・14 図)

調査区東辺中央 (W 25～28・S 26～31) の地山面で検出した 2 基 1 対とみられる土壇で、北と南に平行して並んでいる。ともに平面形は東西に長い長方形を基調とし、鍵形に西半部が内側へ張り出す対称形となっている。断面形は西から東へ階段状に深くなり、最後は東側へ斜めに抉り込まれている。土壇の長軸方向は、東西の発掘基準線に対して東で南に 4～5 度偏している。

規模をみると、北側は長さが 2.6 m、幅が西半部で 1.4 m、東半部で 0.9 m、深さは階段状の部分が 40～65cm、東側の最深部で 110cm ある。南側は長さが 2.4 m、幅が西半部で 1.3 m、東半部で 0.9



第 14 図 SK2953 および出土瓦

m、深さは階段状の部分が 65～90cm、東側の最深部で 140cmある。どちらもブロック主体の明褐色土や褐色土で埋め戻されている。

遺物は北側の埋土から軒平瓦、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅠA・ⅡB類、土師器坏・甕、須恵器甕、南側の埋土から丸瓦ⅡB類、平瓦ⅠA・ⅠD・ⅡB類、土師器坏が出土している。北側出土の遺物をみると、軒平瓦は均整唐草文 721 B（第 14 図）で、土師器坏にはロクロ調整で、底部が回転糸切り無調整のものがある。

3) 東楼地区

第 6 次調査で発見した東楼跡の範囲を対象に東西 18 m（E 27～45）・南北 14 m（N 9～S 5）の調査区を設けた（第 15 図）。

正殿の東、築地寄りのこの場所では、第Ⅲ-2 期に造営されたと考えてきた SB136 東楼跡を検出している。第 77 次調査ではこの建物跡を再確認すると共に、新たな知見を得た。

また、政庁造成に伴う第 1 次整地層と認識していた調査区東半部の整地層が細分されることを確認している。新発見の遺構はない。

ここでは、まず旧表土上に積まれた整地層の状況を整理した上で、東楼跡について記述する。

(1) 整地層（第 15 図）

政庁造成に伴う第 1 次整地層と認識していた調査区東半部の土層である。今回、調査区中央を東西に横断する後世の溝を利用してこの整地層の断面を再検討した結果、上から順に SX3020、SX3019、第 1 次整地層の 3 枚に分けられることが判明した。また、SX3019 と第 1 次整地層の間には、部分的ににぶい黄褐色土が厚さ 3cm前後で薄く堆積しており、間層とみられる。

【SX3020 整地層】

SX3019 直上に積まれた砂質の硬く締まった黄褐色土層である。上部が削平されて本来の厚さや範囲は判然としないが、SB136 東楼跡の中央部に残存し（第 15 図—薄赤色）、厚さは 5～20cmである。SB136 の最初の根石は、この層を積みながら設置されたと考えられる。層中から遺物は出土していない。

【SX3019 整地層】

間層を挟んで第 1 次整地層の上部に積まれたシルト質の褐色土層で、上面はほぼ水平である。調査区東半部（E 35 以東）に分布し、厚さは 10cm前後である。積土には、人頭大の自然礫が不規則に含まれる。層中から遺物は出土していない。

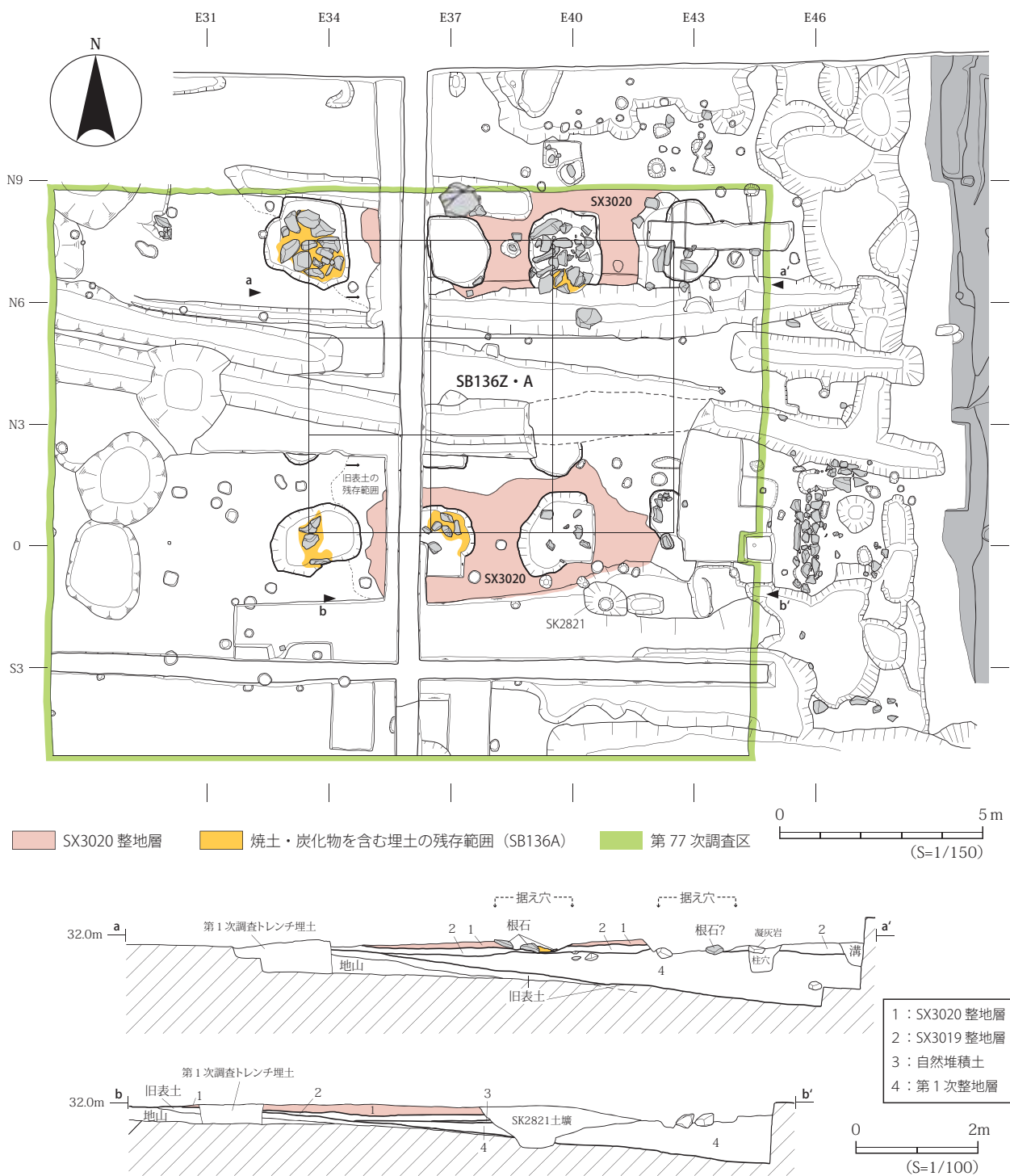
【第 1 次整地層】

西から東へ 6～7 度の傾斜角で下る旧表土直上に積まれたシルト質のしまりのない黄褐色土層で、上面はほぼ水平である。調査区東半部（E 32 以東）に分布し、東にゆくにつれ厚さを増し、調査区東端では最大 1.0 m前後となる。層中から遺物は出土していない。

(2) 東楼跡

【SB136 東楼跡】(第15・16図)

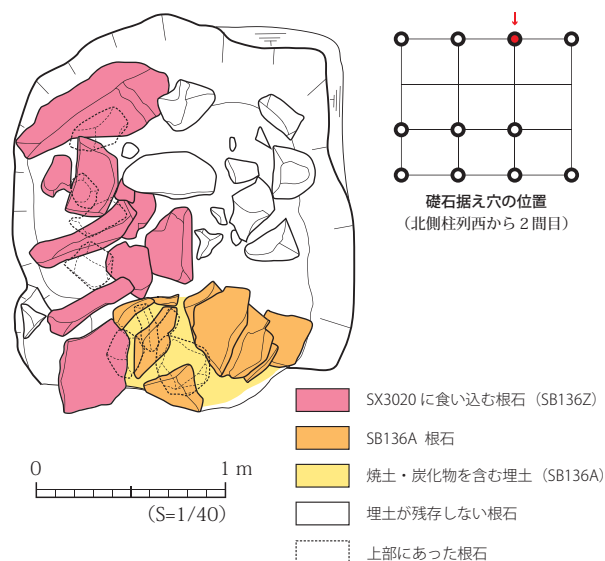
本建物は、東西3間、南北3間の東西棟と推定される総柱礎石建物である。11カ所の根石(礎石据え穴)が検出されているが、礎石はすべて失われており、北側柱列より南1間目の柱列は後世の東西溝によって完全に削平されたとみている。建物の方向は発掘基準線にほぼ一致し、その規模は桁



第15図 東楼地区

行総長 9.0 m で柱間 3.0 m 等間、梁行総長 7.2 m で柱間 2.4 m 等間と推定している。据え穴埋土には多量の焼土・炭化物が混入しており、このことから第Ⅲ期創建と考えてきた。

今回、11 カ所の根石もしくは礎石据え穴を再検出した。検出面は、西側柱列が第 1 次整地層上もしくは地山面、それ以外は SX3019・3020 整地層上である。いずれも据え穴埋土がほとんど掘り上げられた状態であったが、北側柱列の西端と西から 2 間目の 2 カ所では十数個の根石がほぼ原位置を保つ状態で残存していた。このうち西から 2 間目の根石および

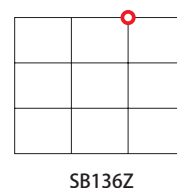


第 16 図 SB136 東楼跡 礎石据え穴

据え穴について精査した結果、焼土・炭化物を含む据え穴より古い根石が存在し、東楼跡が造り替えられていることが判明した。そこで、SB136 については据え穴に焼土・炭化物を含む建物を SB136 A、それより古い根石を伴う建物を SB136 Z とし、以下で説明する。

《SB136 Z 東楼跡》

新たに発見した東楼跡で、SX3020 整地層を積みながら根石を据え付けている。根石 1 カ所しか確認していないことから規模・構造は不明であるが、後続する SB136 A と柱位置がほぼ同じとみられることから同規模の総柱礎石建物の可能性がある。

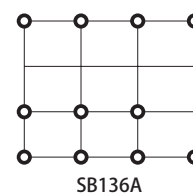


唯一確認した根石 (SB136 A の北側柱列西から 2 間目に相当) は、いずれも同一母岩とみられる長軸 25 ~ 90cm の割石で、長軸方向を東西に揃えて配する傾向が窺われる。平面的にみると、一辺およそ 2.0 m 四方の隅丸方形に配置したと推定される。

《SB136 A 東楼跡》

東西 3 間、南北 3 間の東西棟と推定される総柱礎石建物で、規模等に変更はない。

11 カ所の根石もしくは礎石据え穴を再検出した。根石には長軸 30 ~ 70cm の割石・垂角礫が使用されており、据え穴は径 1.5 ~ 2.0 m の不整な円形を呈し、深さは 20cm 前後である。据え穴埋土に焼土・炭化物が混じるのが特徴で、今回の調査では北側柱列西端と西から 2 間目、南側柱列西端と西から 1 間目の計 4 カ所でこの埋土を確認している (第 15 図—黄色)。いずれの礎石据え穴からも遺物は出土していない。



4) 後殿地区

第 3・16・19 次調査および補足調査で発見した後殿跡の範囲を対象に東西 20 m (W 10 ~ E 10)・南北 14 m (N 24 ~ 38) の調査区を設けた (第 17 図)。

正殿の北後方に当たるこの場所では、第Ⅱ期~第Ⅳ期の後殿跡を 5 棟検出している。このうち 4

棟はほぼ同位置で重複し、他の1棟は北に隣接する。平面規模が異なるものの、いずれも建物の方向はほぼ発掘基準線に一致し、SB170 Z（礎石式）→SB171（掘立式）→SB170 A（礎石式）→SB170 C（礎石式）→SB170 B（掘立式）の順に変遷すると考えてきた。第76次調査ではこれらの建物跡（SB171は南側柱列のみ）を再確認すると共に、新たな知見を得た。

なお、本調査区では新発見の遺構はない。

（1）後殿跡

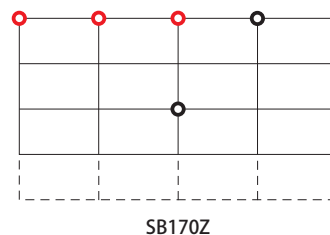
今回、第16次調査で土層観察用ベルトを残した調査区北部を中心に精査した結果、新たにSB170 Zで3カ所、SB171で1カ所、SB170 Aで2カ所、SB170 Cで1カ所、SB170 Bで2カ所の計9カ所で柱穴や礎石据え穴を発見し、その重複関係から後殿跡は、後二者の順が入れ替わり、SB170 Z（礎石式）→SB171（掘立式）→SB170 A（礎石式）→SB170 B（掘立式）→SB170 C（礎石式）と変遷することを確認した（第17図—北側柱列断面）。

また、南北4間とみているSB170 Z・A・Cでは、今回も北端から3間分の礎石据え穴しか検出できなかった。

【SB170 Z後殿跡】（第17図）

第Ⅱ期に造営されたと考えている礎石建物で、第16次調査と補足調査で礎石据え穴2カ所を確認していた。

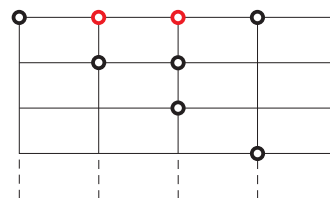
今回、新たに北側柱列の西端と西から1・2間目の礎石据え穴3カ所を地山面で検出した。いずれの据え穴もSB170 A～Cの礎石据え穴や柱穴・柱抜取穴に壊されており、規模や柱間寸法、据え穴の詳細は不明であるが、後続するSB170 Aと概ね同様と思われる。いずれの礎石据え穴からも遺物は出土していない。



SB170Z

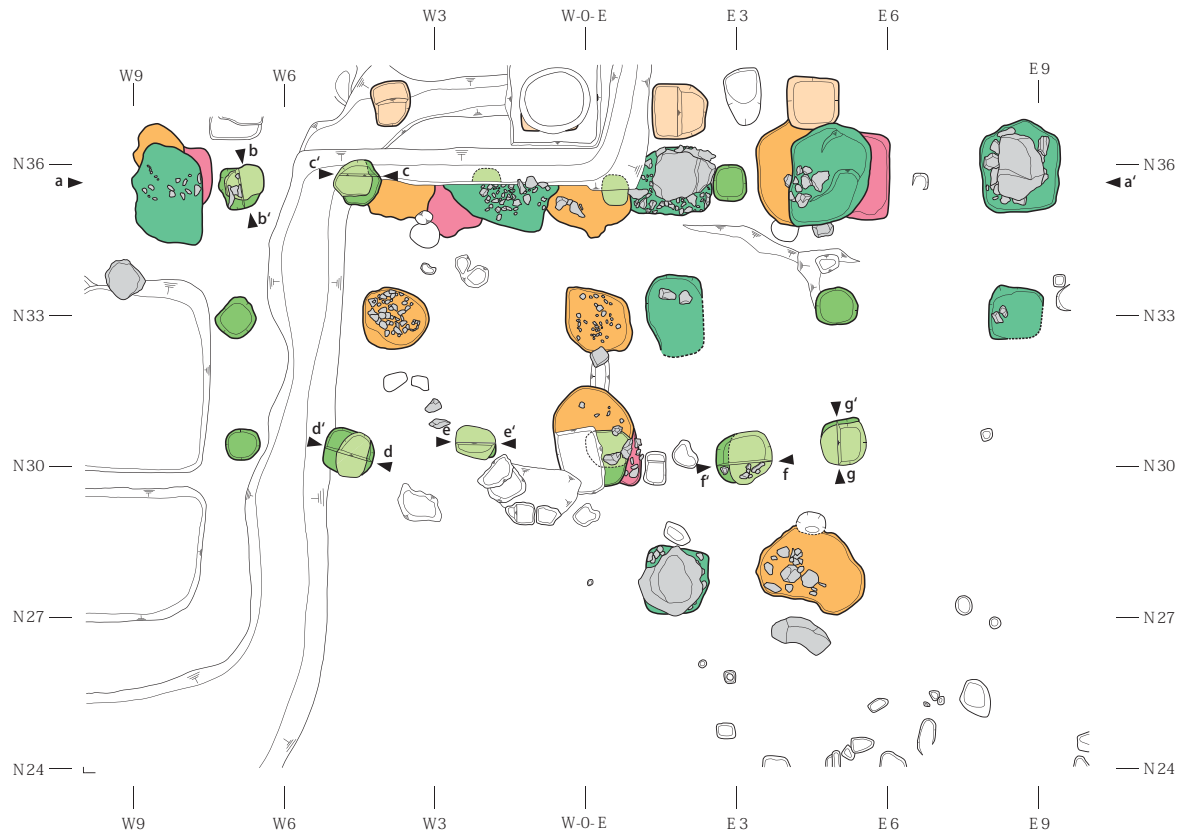
【SB170 A後殿跡】（第17図）

東西4間、南北4間の東西棟と推定される総柱礎石建物で、桁行方向の中心が南北発掘基準線にほぼ一致する。規模は、桁行総長16.8mで柱間4.2m等間、梁行総長9.6mで柱間2.4m等間と推定している。残存する根石中に焼土・炭化物・焼瓦が多量に混入しており、第Ⅲ-2期に造営されたと考えている。



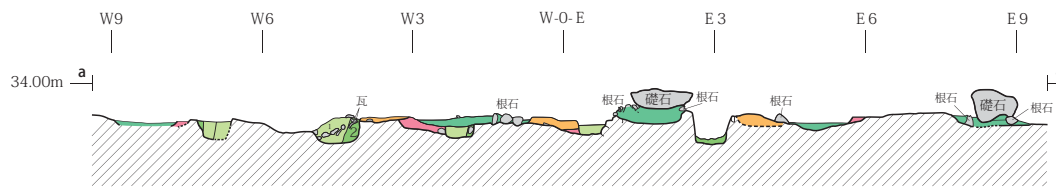
SB170A

第16次調査で礎石据え穴6カ所を確認していたが、新たに北側柱列の西から1・2間目の礎石据え穴2カ所を地山面で検出した。この2カ所の礎石据え穴はいずれも北側が攪乱により壊されているが、一辺1.5m前後の不整な方形を呈するとみられる。残存する据え穴の深さは最大20cmで、埋土は焼土を多く含む褐色土である。いずれの礎石据え穴からも遺物は出土していない。



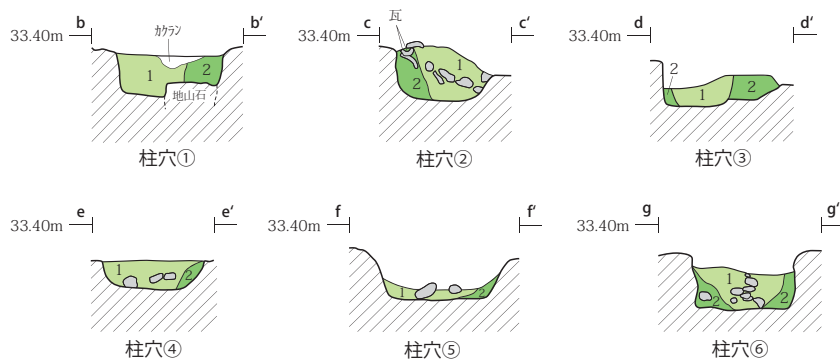
- SB170Z (礎石式)
- SB171 (掘立式)
- SB170A (礎石式)
- SB170B (掘立式)
- SB170B 柱抜取穴
- SB170C (礎石式)

0 5 m
(S=1/150)



SB170Z~C 北側柱列断面

0 5 m
(S=1/150)



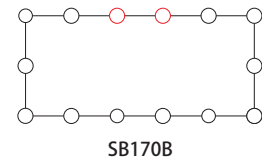
SB170B 柱穴断面

No.	土色	土性	特徴	
1	10YR4/4 褐色	シルト	地山粒、焼土、炭化物を少量含む拳大のレキ混り。	柱抜取穴埋土
2	10YR4/6 褐色	シルト	地山粒、焼土、炭化物を少量含む。しまりなし、粘性ややあり。	柱穴埋土 (柱穴①~⑥共通)

第17図 SB170Z~C・171後殿跡

【SB170 B 後殿跡】（第 17 図）

東西 5 間、南北 2 間の東西棟掘立柱建物で、桁行方向の中心が南北発掘基準線より西へ約 1.0 m ずれる。柱痕跡を数箇所確認し、他では柱穴の中心に柱位置を考え、桁行は南側柱列で総長 12.1 m、柱間は西より 2.4 m・2.4 m・2.4 m・2.9 m・2.0 m、梁行は西妻で総長約 5.3 m、柱間は北より 2.8 m・2.5 m と推定している。第 IV -3e 期の後殿と考えてきた。

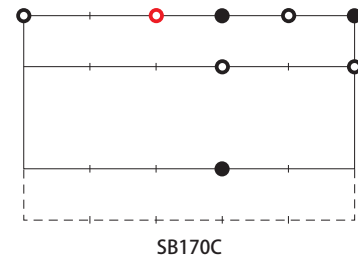


新たに地山面で発見した北側柱列の西から 2・3 間目の柱穴を加え、すべての柱穴を検出したことになるが、北東隅の柱穴は SB170 C の礎石据え穴に壊されて残存しない。推定される建物の規模に変更はない。

柱穴は一辺 80～90cm の不整な方形を呈するが、北側柱列の西から 2・3 間目の柱穴は地山の岩盤に制限されているため他の柱穴より規模が小さく、一辺 50～60cm となる。深さは 40～60cm である^(註2)。柱穴埋土は地山粒・焼土粒・炭化物を少量含む褐色土である。第 3 次調査で完掘していない柱穴では、柱抜取穴が柱穴の底面まで及ぶことから、柱痕跡は確認できないことも新たに判明した。抜取穴埋土には拳大の礫が多量に含まれる。いずれの柱穴からも遺物は出土していない。

【SB170 C 後殿跡】（第 17 図）

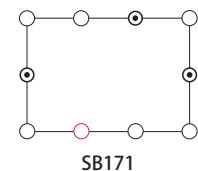
本建物は残存状況があまり良好ではなく、第 16・19 次調査で検出した礎石 3 個と根石 4 ヵ所から桁行 5 間の東西棟で、身舎の妻を 2 間とし、南廂を加えて南北両廂付きの礎石建物と推定している。桁行方向の中心が南北発掘基準線にほぼ一致する。規模は判然としないが、桁行総長 17.5 m で柱間 3.5 m 等間、梁行総長 10.8 m で柱間 2.7 m 等間と推定している。第 IV -1 期の後殿と考えてきた。



今回、新たに北側柱列の西から 2 間目の根石（礎石据え穴）を検出した。いずれの礎石据え穴からも遺物は出土していない。

【SB171 後殿跡】（第 17 図）

東西 3 間、南北 2 間の東西棟掘立柱建物で、前述の 4 棟のすぐ北に接して位置している。本建物の桁行方向の中心は南北発掘基準線より東へ約 25cm ずれる。柱痕跡を数箇所確認し、他では柱穴の中心に柱位置を考え、桁行は北側柱列で総長 8.6 m、柱間は西より 5.7 m（2 間分）・2.9 m、梁行は東妻で総長 6.0 m、柱間は 3.0 m 等間と推定している。柱穴埋土に多量の焼土・炭化物・焼瓦が混入することや、SB170 A と重複し、これより古いことから第 III -1 期の後殿と考えている。



今回、南側柱列を再確認し、西から 1 間目の柱穴を新たに検出したが、大部分は現代の攪乱穴によって壊されている。これら柱穴の中心に柱位置を考えると、南側柱列は総長 8.6 m で、柱間は西より 3.2 m・2.6 m・2.8 m となる。いずれの柱穴からも遺物は出土していない。

5) 政庁北辺地区

平成 16 年度、政庁北辺築地堀跡の北側についておこなった第 76 次調査の対象地を「政庁北辺地区」と呼び、以下にその調査成果を記述する。

「政庁北辺地区」は政庁北辺築地北側の南北 20 m、東西 70 m ほどの平坦地である。本文編では、昭和 48 年にこの地区南半について実施した第 19 次調査で発見した遺構として、政庁北辺築地堀跡、北門跡、北殿跡、北方建物跡を報告している。

第 76 次調査では、新たにこの地区の北半から東北部にかけての調査をおこない、北方建物を構成する東西中央の 3 棟の建物跡の南側柱穴と、竪穴住居跡、材木堀跡、整地層などを検出した。

第 76 次調査の結果、北辺築地堀跡の北側に広がる平坦地は古代に岩盤を削り出して造成された人為的な地形であることを確認した。また、北辺築地の西半分は基壇状の基礎整地の上に築成されたものであることを新たに確認した。したがって、この地区での遺構検出面は、表土直下の岩盤もしくは整地層上面である。以下、遺構ごとに概要を記述する。

(1) 北辺築地堀跡と北門跡・北殿跡

【SF167 北辺築地堀跡】(第 18 ～ 21 図)

SF167 北辺築地堀跡は、中央部が積土、寄柱ともに残っておらず東西での残存状況が異なる。このため本文編では北辺築地を東西に分けて検討し、東半部で 3 時期 (A 1 → A 2 → B)、西半部で 2 時期 (A 1 → B) の変遷を確認している。

SF167 A 1 は、東半部の第 2 次整地層下で検出した径約 30cm の寄柱穴とみられる柱穴と、これと組む可能性の高い 3 つの柱穴の位置関係から築地の存在を推定した。4 つの柱穴の位置関係から、築地基底幅は 2.1 m、寄柱間隔は平均 3.14 m、方向は東で北にわずかに振れると推定している。

SF167 A 2 は、E 27 以東で、第 2 次整地層上に構築された積土と 1 つの寄柱礎石により確認された築地である。築地積土・寄柱礎石は本体の北側半分のみが残存し、これに伴うとみられるもう 2 つの寄柱礎石とみられる石を確認している。寄柱礎石はいずれも長径 30cm の自然石で、柱間は平均 2.97 m、方向は発掘基準線に対して東で北へわずかに振れると推定している。北側に約 1 m 離れて素掘りの幅 40cm の雨落溝を確認している。築地積土南側は削平されているため基底幅は不明である。

SF167 B は、第 2 次整地層上に構築された積土と 1 つの寄柱礎石により確認された築地である。築地積土・寄柱礎石は本体の北側半分のみが残存し、これに伴うとみられるもう 2 つの寄柱礎石を確認している。寄柱礎石はいずれも長径 30cm の自然石で、柱間は平均 2.97 m、方向は東で北にわずかに振れると推定している。築地積土南側は削平され失われているため築地基底幅は不明である。北側に約 1 m 離れて素掘りの幅 40cm の雨落溝を確認している。

今回の調査では、W 40 ～ E 30 間の約 70 m について SF167 築地堀跡の再調査をおこなった。

《SF167 A 1 築地堀跡》

本築地堀は上幅 4 m 以上の基壇状の基礎整地層上に構築されている。基礎整地層は一旦地山を削平

し、その上に凝灰岩片を含む黄褐色土を積んだもので、W 6～39 と E W 0～E 18 m の範囲の築地下に細長く分布している（第 19～21 図—青色）。この整地層は、本文編では「地山削出」と認識したが今回の調査で SF167 A 1 の基礎整地層であることを確認した。

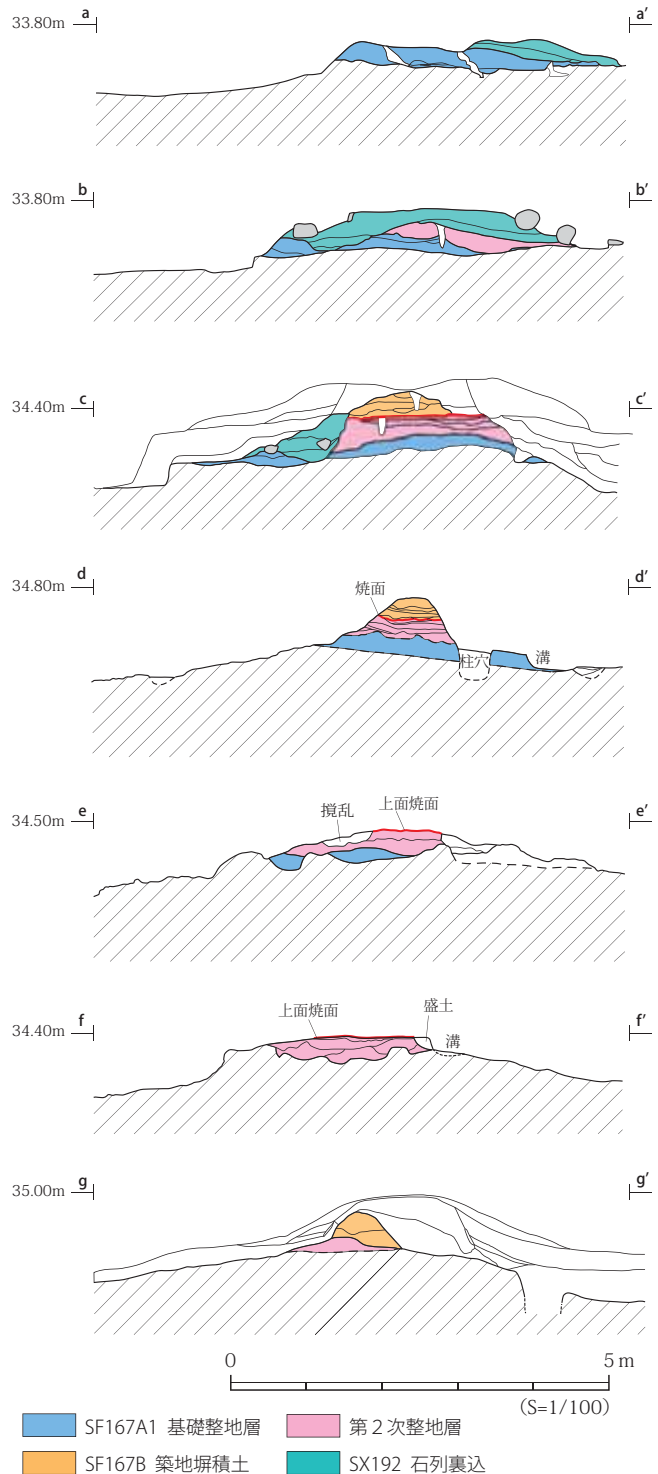
築地本体の積土は W 27 以西にのみ残存している（第 19 図—濃青色）。基底幅約 2.1 m の積土を版築したものである。残存高は残りのよい部分で 50cm 前後である。積土は粘土質の黄褐色土と褐色土をほぼ水平に厚さ 5 cm 前後の単位で版築したもので締りがあり硬い。版築の積手の違いは W 33、W 36 の 2 カ所で確認した。

築地本体の南北両側には基礎整地を上面とした幅 1 m 前後の犬走状の平坦面があり、その上面において第 19 次調査でも検出した築地南北両側の各 1 個の寄柱穴を再確認した。いずれも一辺約 30cm、深さ 20 cm 前後で柱は抜き取られている。築地崩壊土に覆われている。

また、西半部の築地北側裾部の基礎整地層上面（W 10～36）に築地崩壊土層が帯状に残存している（第 19・20 図—薄青色）。厚さ 5 cm の締りのない褐色土層で、SF167 A 2 の嵩上げ整地層に覆われていた西半部のみで残存している。基礎整地層、積土、崩壊土から遺物は出土していない。

《SF167 A 2 築地堀跡》

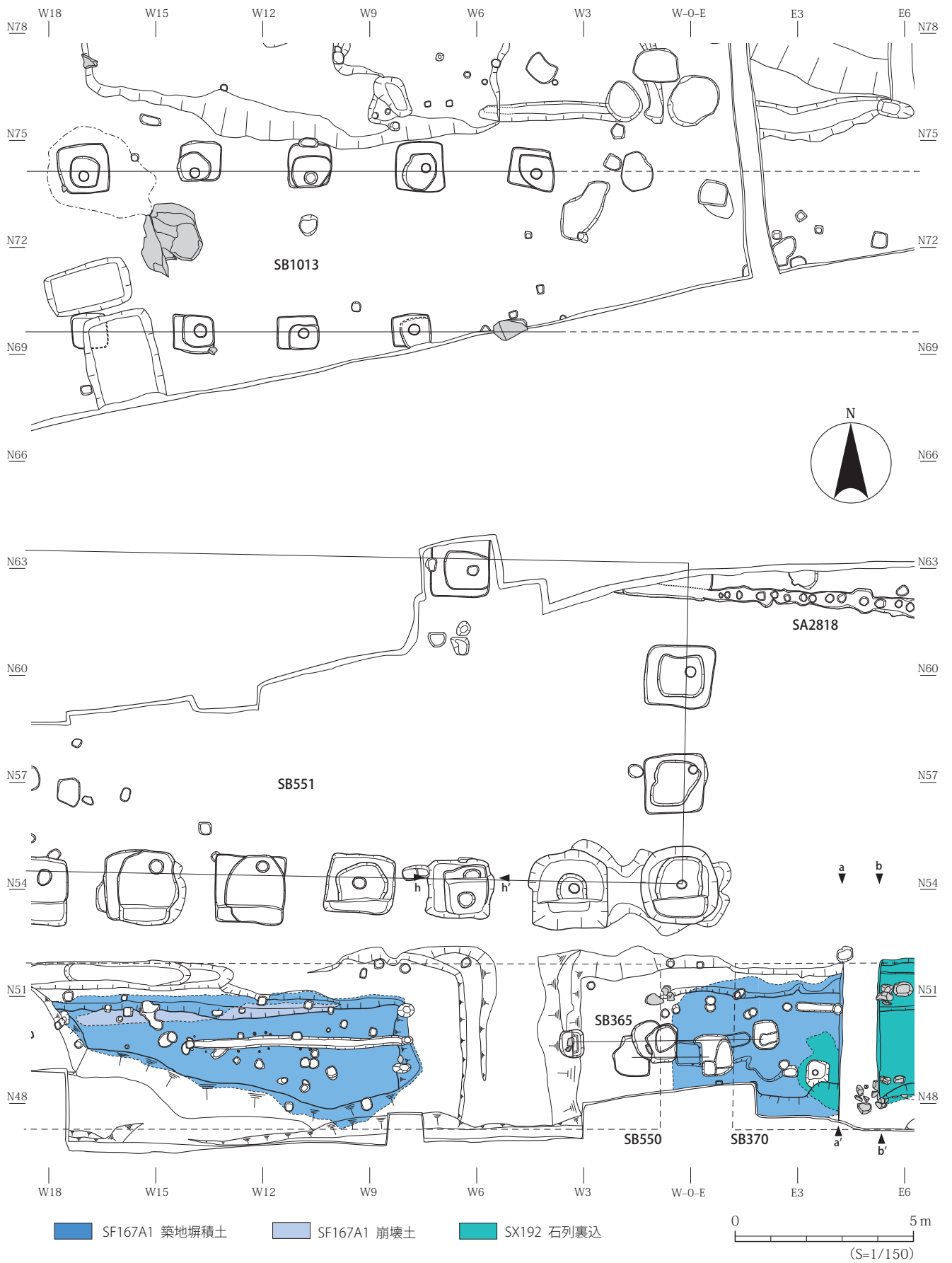
SF167 A 2 築地堀跡は、政庁北辺中央に造営された北殿の東西両側に取り付く第 II 期の築地である。北殿の造営にあたって、E W 0～W 27 と東半全域の SF167 A 1 積土を削平し、その東半部では第 2 次整地をおこない、西半部では約 20cm 前後の基壇の嵩上げをして北殿を造営している。今回の調査では西半部の築地南北両側（W 24～33）で黄褐色土の嵩上げ整地層の残存を確認している（第 19 図—薄赤色）。築地本体の南北両側に嵩上げ整地層を上面とした幅 1 m 前後の犬走状の平坦面がある。出土遺物はない。



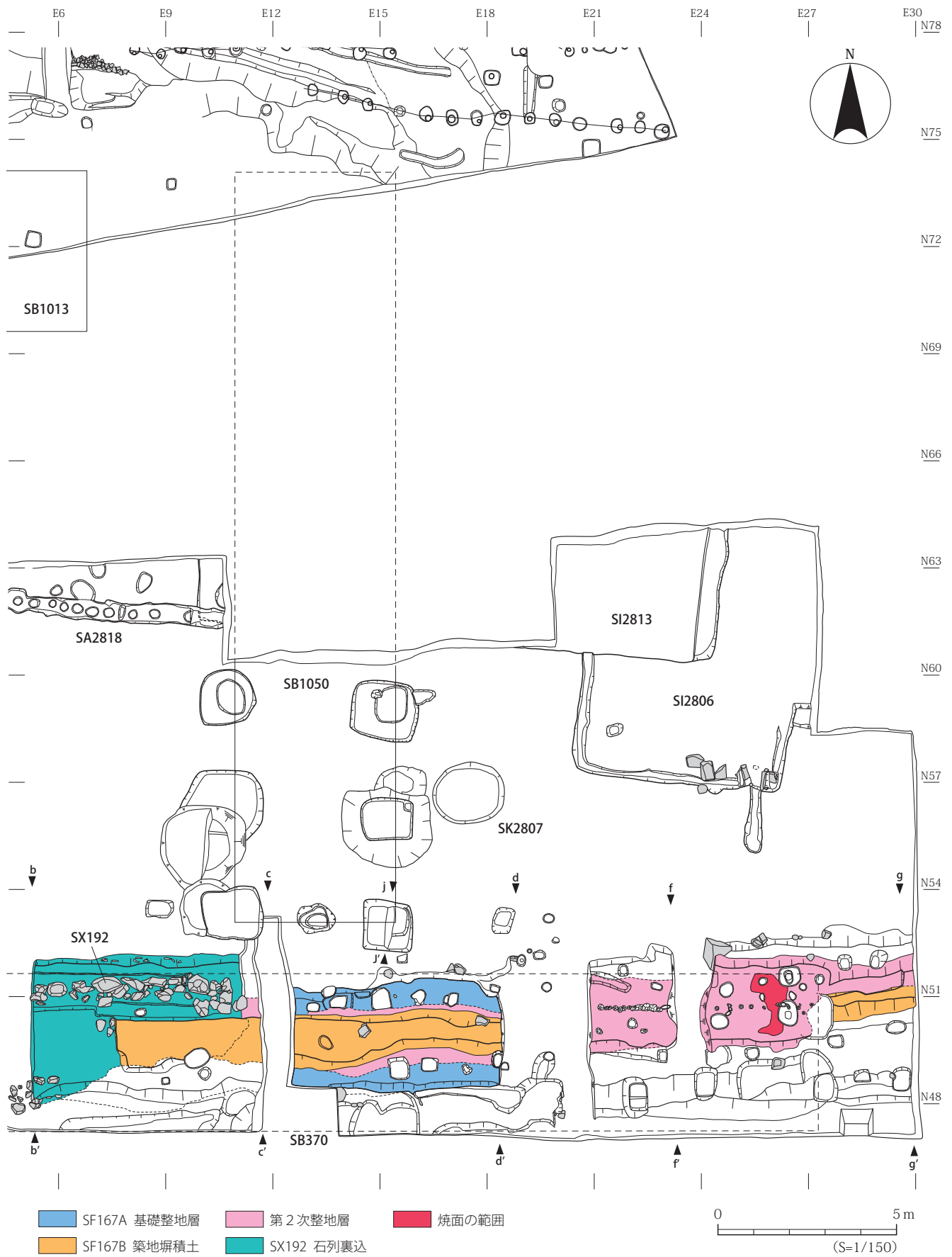
第 18 図 SF167 北辺築地堀 断面図



第 19 图 政庁北辺地区東半部



第 20 图 政庁北辺地区中央部



第 21 図 政庁北辺地区東半部

《SF167 B 築地堀跡》

SF167 B 築地堀跡は火災による北殿焼失後の焼土面上に積土をして再構築した第Ⅲ期の築地で、北辺中央のSB365 北門跡に取り付いていたと想定している。焼失後の北殿基壇を基礎として再構築した築地で、基壇ほぼ中央に基底幅約 2.0 m の B 築地積土を版築したものである（第 19・21 図—黄色）。W 27～36 と E 9 以東にのみ積土が残るが、その間の W 27～E 9 の間は残存していない。南北の壁はほぼ垂直に立ち上がる。残存高は残りのよい部分で 70cm 前後ある。積土は瓦破片や小礫を含む暗褐色土と褐色土をほぼ水平に厚さ 5 cm 前後の単位で版築したもので締りはない。築地西側では SF167 A 2 犬走り上に第 3 次整地層が薄く分布しており、第 19 次調査では、築地南北両側の 2 個の礎石とその据穴をその上面で検出している。

今回の調査では、これに加え W 33 の築地堀北側でも新たに寄柱礎石 1 個を確認した。これらはいずれも犬走上の第 3 次整地層上面に据え穴を掘って設置したもので、礎石上面は標高 34.30 m で一致している。B 築地積土の積手の違いを W 30・33 の 2 ヲ所で確認している。いずれも寄柱礎石の位置とほぼ一致している。遺物は、築地積土から瓦破片が出土している。丸瓦Ⅱ・Ⅱ B 類、平瓦はⅡ B 類がある。

【SX192 石列跡】（第 20・21 図）

SF167 築地の北側中央（E 6～12）にある石列で、長軸 1 m 前後の石 8 個を縦位にやや不規則に並べた延長 5.6 m の石垣状の施設である。本文編では裏込め土に焼土・焼瓦が入ることから、B 築地構築時からそれ以降の築地堀北面の土留め施設と推定した。

今回の調査で、石列の裏込め土層の残存範囲を検討し、これが SF167 B の積土を覆うかたちで分布していることを新たに確認した。遺物は、裏込め土層から瓦破片が出土している。丸瓦Ⅱ類、平瓦Ⅰ A、Ⅱ B 類がある。

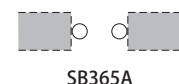
【SB370 東北殿跡・SB550 西北殿跡】

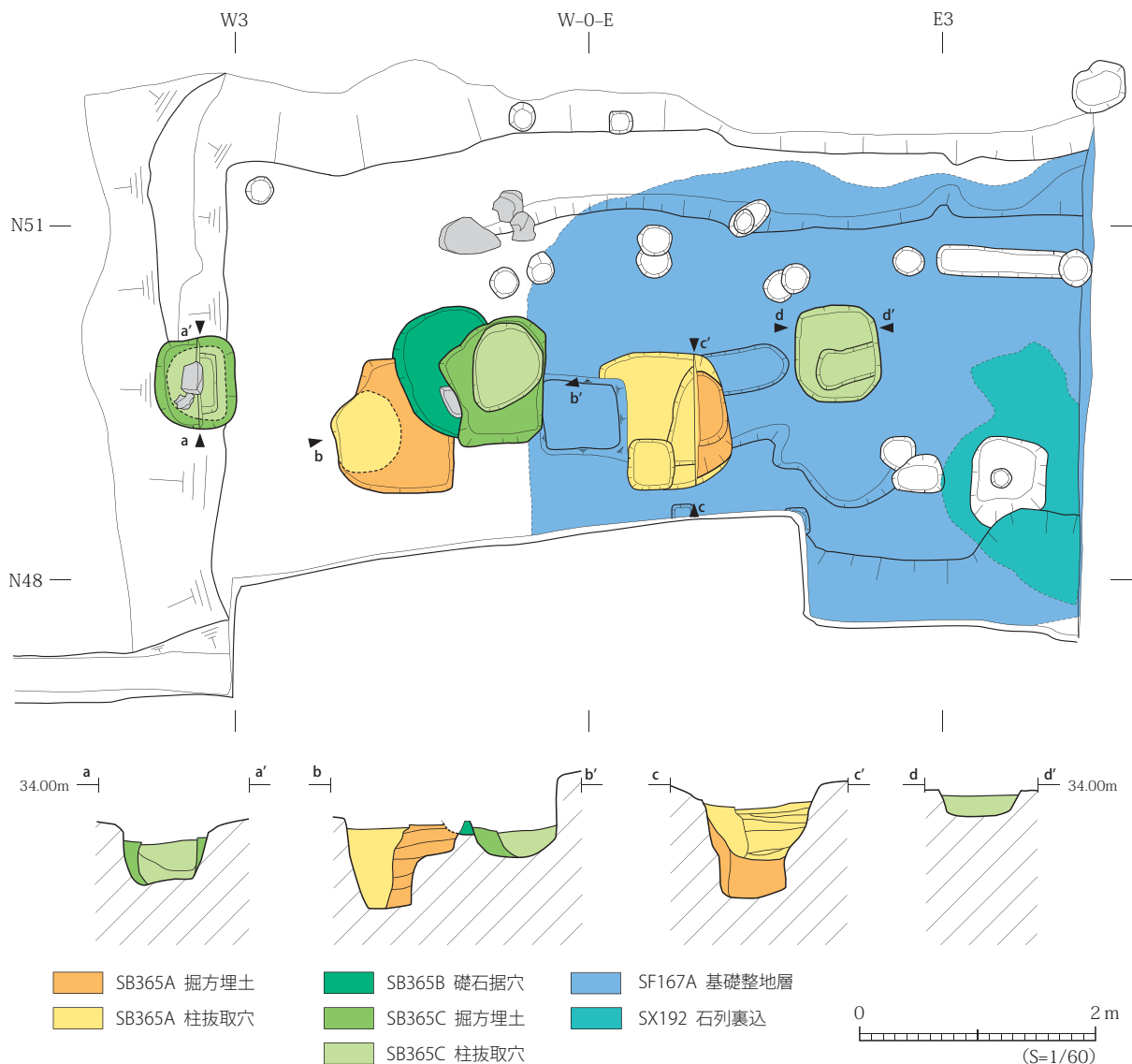
北殿跡は、本文編で、2 つの礎石と火を受けて赤変した基壇上面からその存在を想定した建物である。中央部の馬道を挟んで東が SB370 東北殿、西が SB550 西北殿である。

今回の調査では、第 16 次調査、第 19 次調査で発見した東西両端の梁間礎石据え穴、据え穴から動かされた礎石、基壇上面の焼面と小杭列跡を再検出し、SB550 西北殿基壇西端の礎石周辺（W 24～33）に嵩上げ整地層が残存していることと、この整地層下層の基壇北辺（W 10～25）に SF167 A 1 築地崩壊土層が残存することを新たに確認した。

【SB365 北門跡】（第 20・22 図）

本文編で門跡と推定した遺構である。いずれも北辺築地中央に開く門跡で、A → B → C の 3 時期の変遷を想定し、A は間口 1 間の掘立式門跡、B は間口 1 間の礎石式門跡、C は間口 2 間の掘立式門跡と推定している。





第 22 図 SB365A~C 北門跡

今回の調査では第 19 次調査で確認した 5 つの柱穴、1 つの礎石据え穴を再検出した。確認面は C の西端の柱穴は地山面で、それ以外は SF167 A 1 の基壇整地層上面である。本文編によれば SB365 A 門跡の柱穴掘方埋土に焼土の混入が記録されているが、今回の調査では確認できなかった。

(2) 北方建物跡

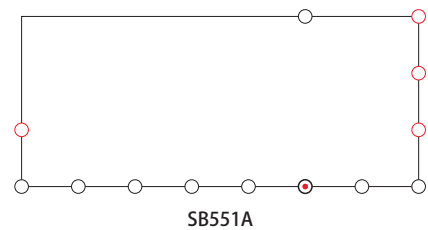
政庁北辺築地の北西外側の平坦地において、第 19 次調査、第 32 次調査で「コ」字状の配置をとる 4 棟の掘立柱建物群を確認している。これらは、政庁に付随する一連の建物跡とみられることから「政庁北方建物」と一括して呼んでいる。北方建物の配置は、東西 7 間、南北 3 間の大型建物跡 SB551 を中心として、その東西に対称に配置された東西 1 間、南北 7 間の南北に細長い建物跡 2 棟 (SB553・1050) と、北側の東西 12 間、南北 1 間の東西に細長い建物跡 1 棟 (SB1013) の 3 棟が、SB551 を取り囲むように配置されている。これら 4 棟は、いずれも同位置、同規模で一度建て替えられている。

【SB551 建物跡】（第 19・20・23・24 図）

政庁北方建物の中央にある東西 7 間、南北 3 間の東西棟掘立柱建物である。南側柱列の方向は発掘基準線に対し、西で約 1 度北に偏している。今回の調査で南側桁行柱列全体と東西の梁行側柱列の計 13 個の柱穴を検出した（第 19・20 図）。確認面は地山の凝灰岩盤上面である。SA2818 堀跡と重複しこれより古い。建て替え前は A、後は B である。

《SB551 A 建物跡》

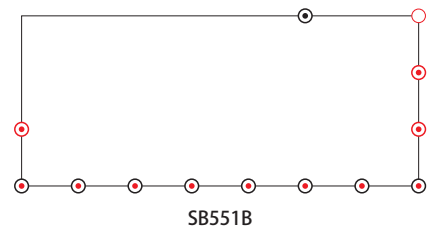
A 柱穴は一辺約 1.7 m の方形で、岩盤を深さ 1.5 m 前後まで掘り込んだ極めて大規模な掘方である。柱痕跡は抜取穴を兼ねた B 柱穴の掘方があるため上面では確認できないが、B 柱穴を掘り下げた南側柱列の東から 2 間目の柱穴では、B 柱穴底面で径 45cm の A 柱穴の柱痕跡を確認した。柱間は、柱中央



で推計して、東西桁行約 3 m の等間で、総長約 21 m であり、南北梁行も約 3 m 等間で総長約 9 m と推定される。遺物は、南側柱列の東から 2 間目の柱穴掘方埋土から丸瓦 II 類と平瓦 I C・II A・II B 類が出土した。

《SB551 B 建物跡》

B 柱穴は、A 柱穴内に納まり、その北東寄りに位置する。一辺約 1.5 m の方形で、深さ 1 m 前後である。柱痕跡はすべての柱穴で確認した。いずれも径 30cm 前後で北壁寄りに位置している。柱間は、東西桁行が約 3 m の等間で、総長約 21 m であり、南北梁行も約 3 m 等間で総長約 9 m である。

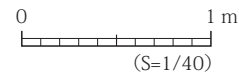
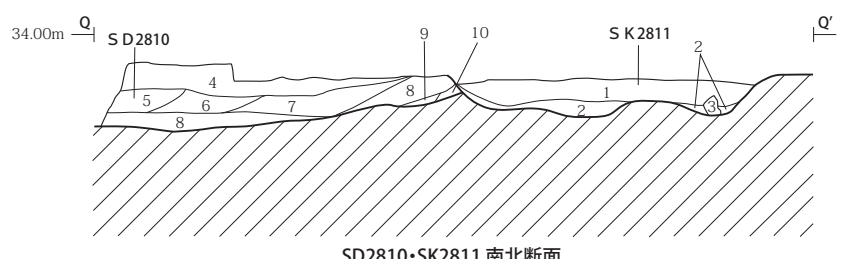
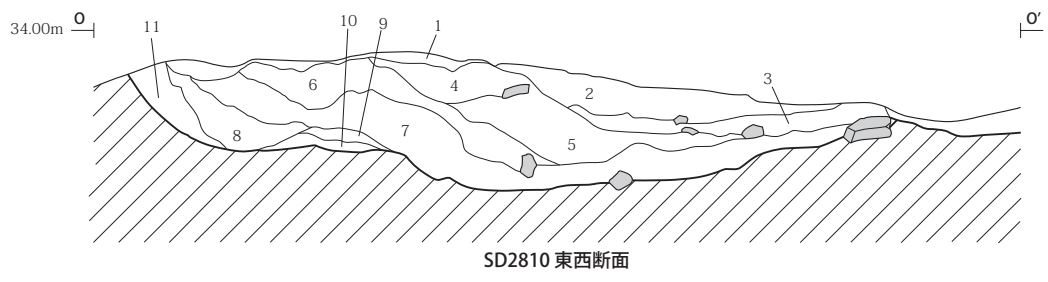
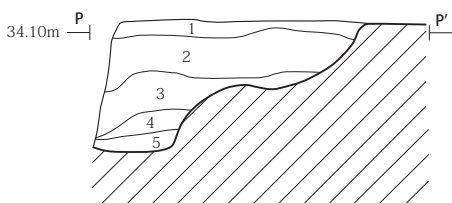
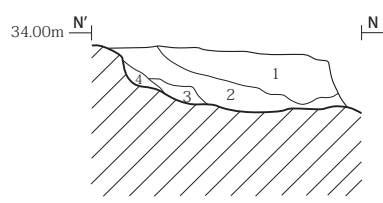
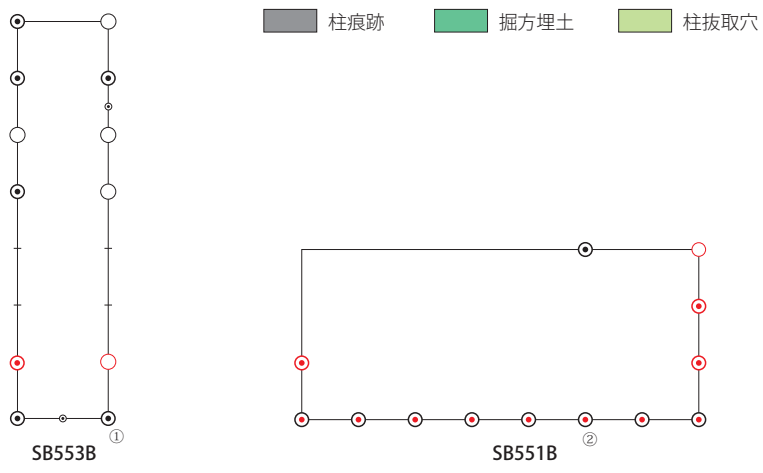
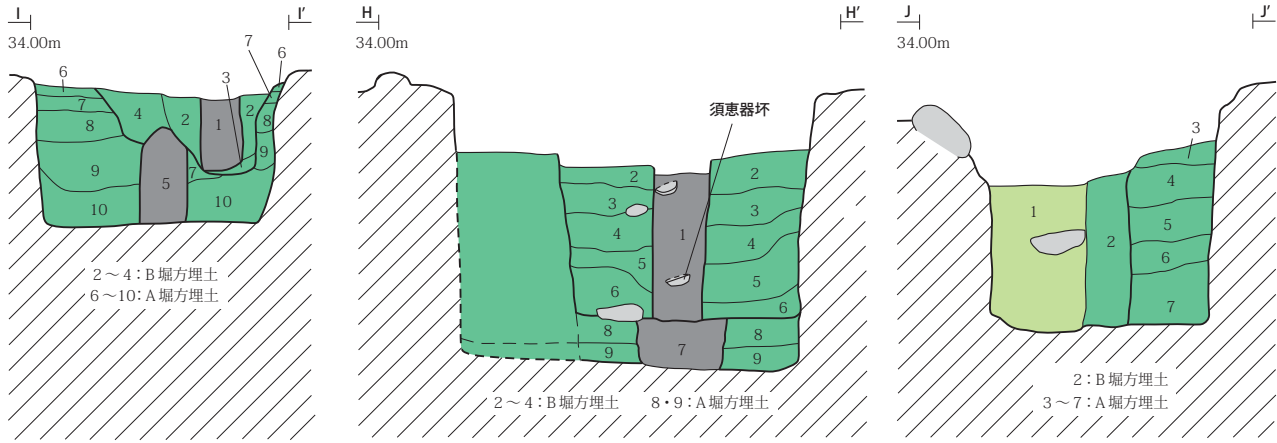


いずれの柱痕跡内埋土にも焼土・炭化物・スサ入り焼壁・土器類が含まれる。このうち、南側柱列の東から 2 間目の柱穴からは土師器坏、須恵器坏、須恵系土器坏、高台坏など多数の完形に近い土器が重なった状態で出土した。なお、第 19 次調査で SK090 とした遺構は、この柱穴の柱痕跡上部の切取穴と考えられる。

この他、B 柱穴掘方埋土から瓦・土器が出土した。軒丸瓦は重弁蓮花文・重圈文、軒平瓦は重弧文 511、偏行唐草文 627 a、均整唐草文 721 がある。丸瓦は II 類、平瓦は I C・II B 類があり、平瓦 II B 類に刻印「矢」A・B、「物」A がある。土器類は、須恵系土器坏・高台皿、土師器坏、須恵器甕などがある。

【SB553 建物跡】（第 19・23・24 図）

政庁北方建物の西側にある南北 7 間、東西 1 間の南北棟掘立柱建物である。西側柱列の方向は発掘基準線に対し、北で約 1 度西へ偏している。今回の調査で南北桁行 1 間分を新たに検出した（第 19 図）。確認面は SX2812 整地層上面である。SD2808 溝と重複しこれより古い。建て替え前は A、後は B である。



第23図 政庁北辺地区 柱穴・土層・溝断面図

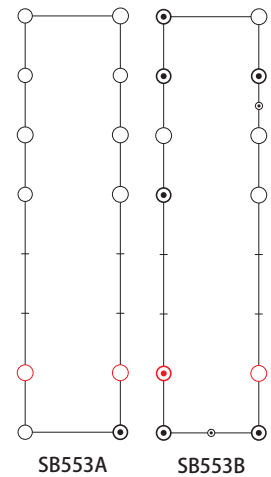
《SB553 A 建物跡》

A 柱穴は一辺約 1.5 m 前後の方形で、深さ 1 m 前後である。柱痕跡は切取穴を兼ねた B 柱穴掘方があるため上面では確認できないが、柱穴を半裁した南東隅の柱穴では、径 25cm の A 柱穴の柱痕跡を確認した。柱間は、柱中央で推計して、南北桁行約 3 m、東西梁行総長約 4.5 m と推定される。南東隅柱穴掘方埋土から平瓦 I B・I C・II B 類、須恵器甕、須恵系土器坏が出土した。

《SB553 B 建物跡》

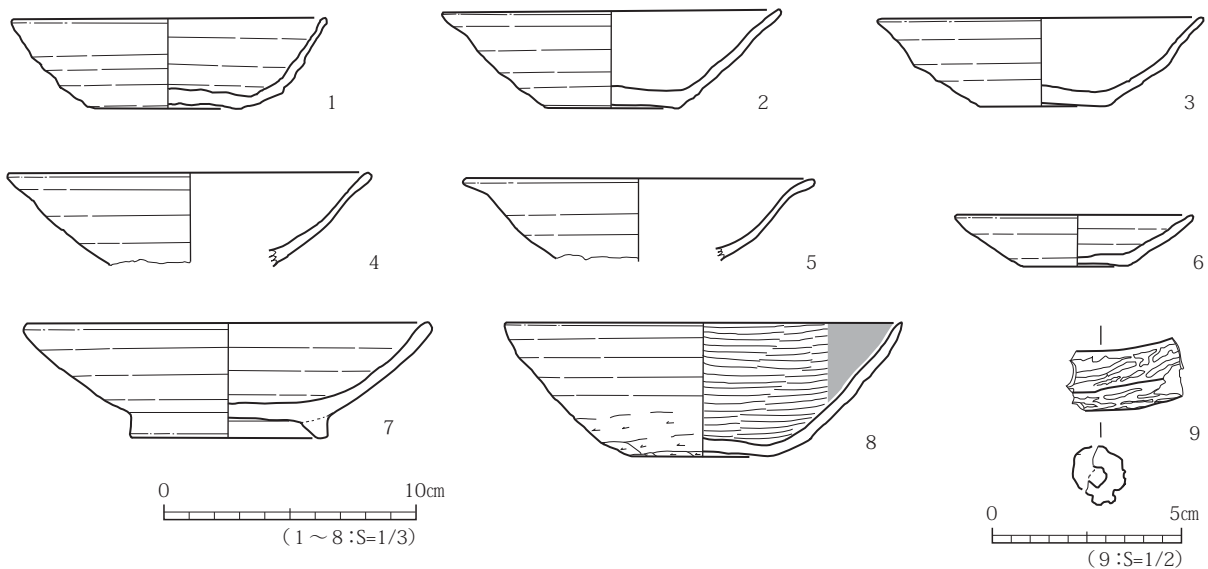
B 柱穴は、A 柱穴内の北東寄りに位置するものが多く、径 1 m 前後の不整形円形で、深さ 50cm 前後である。柱痕跡は径 30cm 前後で、上部に柱切取穴が残るものもある。柱間は、南北桁行約 3 m、東西梁行総長約 4.5 m である。掘方埋土上部に焼土・炭化物が含まれる。

南から 2 間目の東西側柱穴からそれぞれ瓦・土器・スサ入り壁土・鹿角製の刀子柄（第 24 図 9）が出土した。軒瓦は重弁蓮花文がある。丸瓦は II 類、平瓦は II B 類がある。土器類は、土師器坏、須恵器蓋・甕、須恵系土器坏がある。



【SB1050 建物跡】（第 21・23 図）

政庁北方建物の東側にある南北 7 間、東西 1 間と推定される南北棟掘立柱建物である。西側柱列の



No.	種類	遺構・層位	特徴	登録	箱番号
1	須恵器 坏	SB551B ⑤柱痕跡	残存:ほぼ完形 口径:12.6cm 底径:6.0cm 器高:3.6cm 内面:朱 底部:ヘラ切無調整	SB551B-R14	B14083
2	須恵系土器 坏	SB551B ⑤柱痕跡	口径:13.6cm 底径:5.4cm 器高:3.9cm 底部:回転糸切	SB551B-R16	B14083
3	須恵系土器 坏	SB551B ⑤柱痕跡	残存:ほぼ完形 口径:13.2cm 底径:5.2cm 器高:3.5cm 底部:回転糸切	SB551B-R15	B14083
4	須恵系土器 坏	SB551B ④柱痕跡	口径:14.6cm	SB551B-R18	B14083
5	須恵系土器 坏	SB551B ④柱痕跡	口径:14.0cm	SB551B-R19	B14083
6	須恵系土器 坏	SB551B ③掘方	残存:2/3 口径:9.6cm 底径:4.2cm 器高:2.0cm 底部:回転糸切	SB551B-R20	B14083
7	須恵系土器 高台坏	SB551B ⑦掘方	残存:2/3 口径:16.6cm 底径:7.8cm 器高:4.6cm 底部:回転糸切 貼付高台	SB551B-R17	B14083
8	土師器 坏	SB551B ⑤抜取穴	残存:1/2 口径:16.0cm 底径:6.0cm 器高:5.4cm 底部:切離不明→手持ケズリ再調整	SB551B-R21	B14083
9	鹿角製刀子柄	SB553B ②		SB553-R2	B14083

※柱穴番号は第 23 図模式図に対応

第 24 図 SB551・553 建物跡 出土遺物

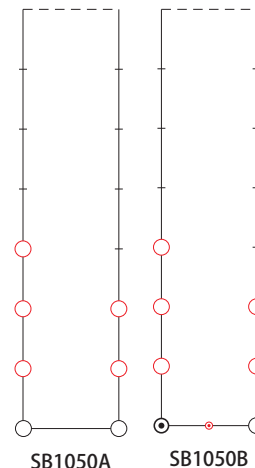
方向は発掘基準線に対し、北で約1度西へ偏している。今回の調査で南北桁行3間分を新たに検出した(第21図)。確認面は地山凝灰岩盤上面である。SK2807、SD2818と重複しこれより古い。建て替え前はA、後はBである。

《SB1050 A建物跡》

A柱穴は一辺約1.5m前後の方形で、深さ1.5m前後である。柱痕跡は切・抜取穴を兼ねたB柱穴掘方があるため確認できない。柱間は、柱穴中央で推計して、南北桁行は約3m、東西梁行は総長約4.5mと推定される。南東隅柱穴掘方埋土から平瓦I B・I C・II B類、土師器、須恵器、須恵系土器が出土した。

《SB1050 B建物跡》

B柱穴は、A柱穴内のほぼ中央に位置する一辺1m前後の方形で、深さ1.5m前後である。柱痕跡は切・抜取穴があるため確認できない。柱間は、柱穴中央で推計して、南北桁行約3m、東西梁行総長約4.5mと推定される。南東隅柱穴掘方埋土から平瓦I C類、須恵器甕が出土した。



(3) 新発見の遺構

【SI2806 竪穴住居跡】(第21・25～27図)

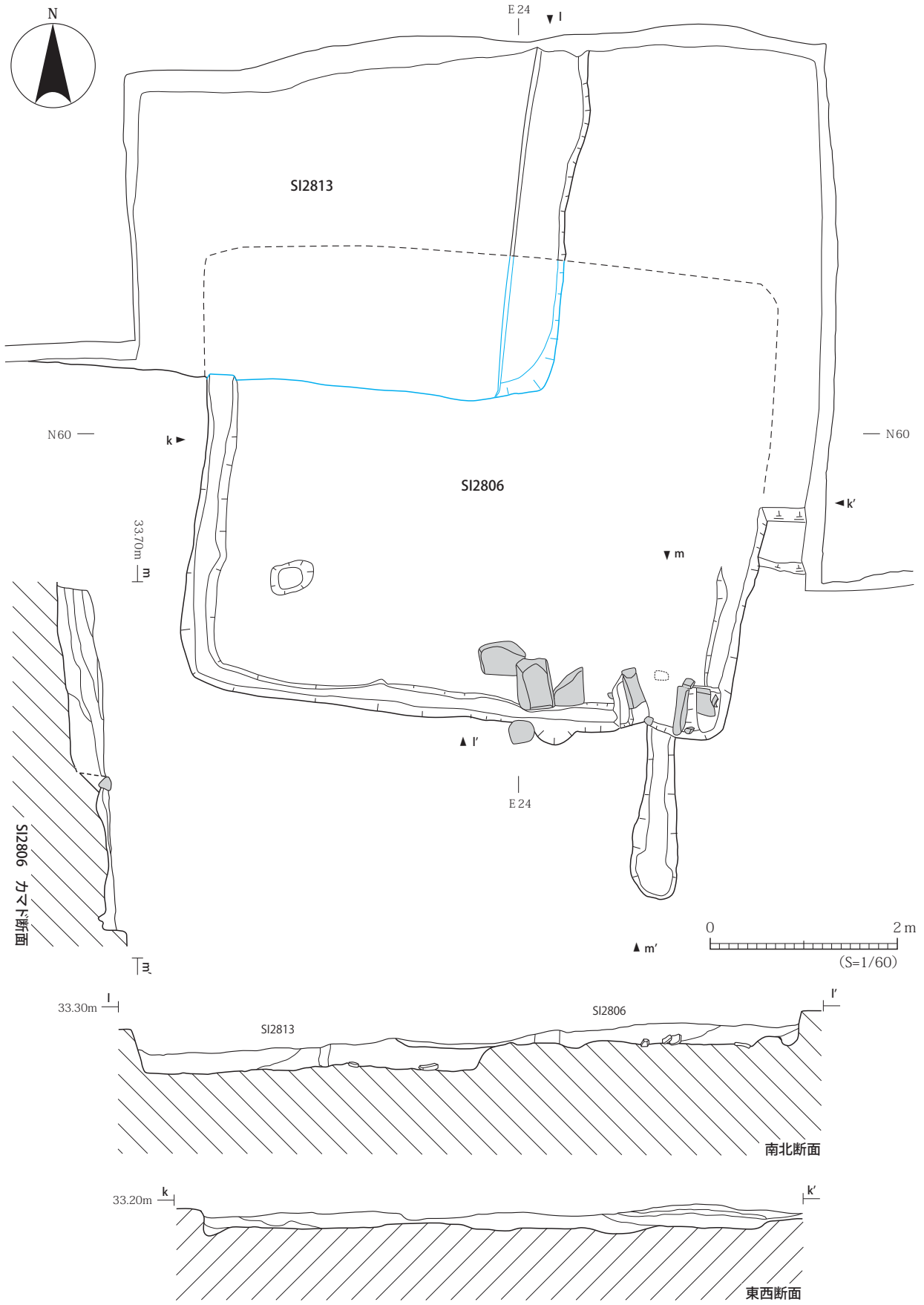
東西6m、南北5mで平面形がほぼ正方形を呈する竪穴住居である。確認面は地山の凝灰岩盤で、床面までの深さは最も残りのよい南側で40cmである。方向は南辺が発掘基準線に対し、西で北へ約5度偏している。東西南の壁際に幅30cm深さ5cm前後の周溝が巡り、カマド下部は暗渠状になっていた。柱穴は検出されなかった。SI2813竪穴住居跡と重複し、これよりも新しい。

床面は、地山の凝灰岩を削り出した後、地山ブロックを多く含む褐色シルトで平坦に整地している。南辺東隅には凝灰岩切石を芯材とし白色粘土で構築したカマドを設置している。カマド袖部のみが残存しており、カマド天井部に使用されたと見られる凝灰岩切石破片がカマド西側の床面に点在していた。カマド燃焼部前面の床面には、カマドから掻き出された炭化物が堆積していた。カマド奥壁下部の周溝は平瓦の破片で蓋がされていた。煙道は地山を削りぬいたトンネル式で、長さ2m、幅60cmで先端がピット状に深くなっている。堆積土は瓦を多量に含む暗褐色土層である。

床面から土師器坏、須恵器坏、風字硯、カマド内から土師器坏が出土した。堆積層からは多量の瓦・土器が出土した。堆積層出土遺物の中では硯と須恵系土器台付鉢が多い。

軒丸瓦は重弁蓮花文223・細弁蓮花文310 B、軒平瓦は重弧文511、三重弧文514、単弧文640、均整唐草文721 B、偏行唐草文624がある。丸瓦はII類、平瓦はI A・I B・I C・I D・II B類があり、刻印は丸瓦II B類aタイプに「伊」A、「田」A、平瓦II B類に「矢」A、「丸」B、「田」Aがある。ヘラ書き文字は丸瓦II B類bタイプに「常」、平瓦I C類に「新」がある。

土器類は、白磁碗、土師器坏、須恵器坏・蓋・甕、須恵系土器坏・高台皿・台付鉢、風字硯、円面硯などがある。



第 25 図 SI2806・2813 竪穴住居跡

【SI2813 竪穴住居跡】(第 21・25 図)

東西 5 m、南北 4 m 以上で北側が調査区外に及ぶ竪穴住居である。確認面は SI2806 床面で、SI2806 竪穴住居床面から本住居床面までの深さは最も残りのよい南側で 30cm である。堆積土は瓦を多量に含む暗褐色土層で、人為堆積である。詳細は掘り下げていないので不明である。

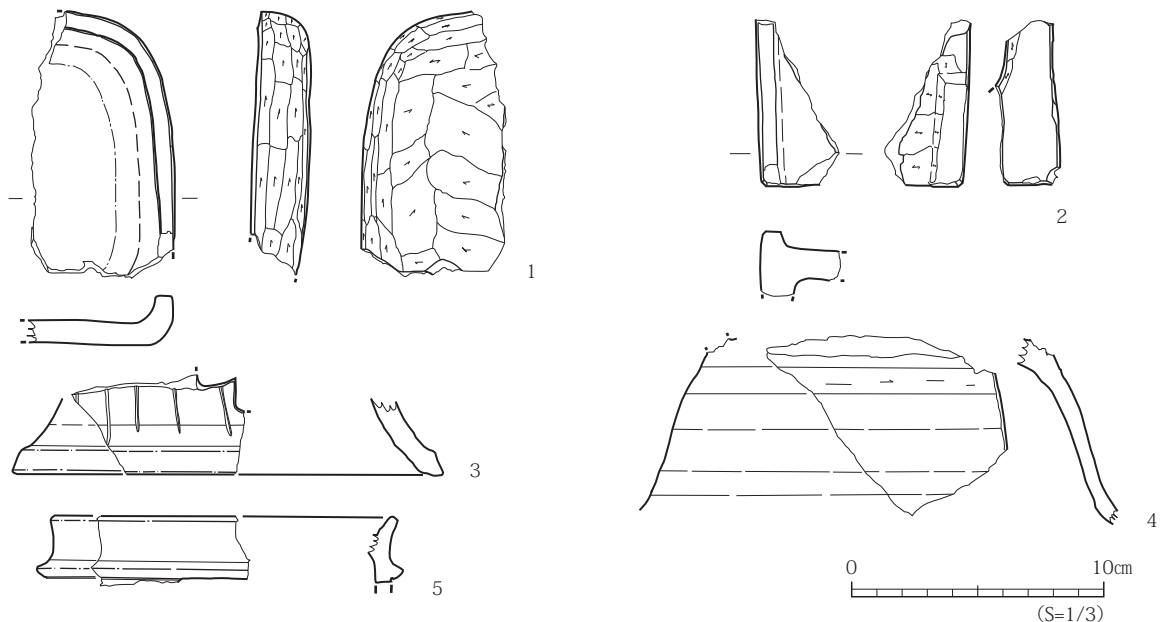
堆積層から瓦・土器が出土した。軒丸瓦は重弁蓮花文・細弁蓮花文がある。丸瓦はⅡ類、平瓦はⅠA・ⅠB・ⅠC・ⅠD・ⅡB類がある。刻印は丸瓦ⅡB類 a タイプに「田」A、平瓦ⅡB類に「物」A、「丸」Aがある。へら書き文字は丸瓦ⅡB類に部分的で判読不能のものがある。土器は土師器坏・甕、須恵器坏・甕が出土した。

【SA2818 塀跡】(第 20・21 図)

政庁北辺の調査区の北端に位置する東西方向の材木塀である。地山岩盤で検出した。SB551・1050 建物跡と重複し、これらより新しい。確認したのは SB551 と SB1050 の間の 25 m 分で、さらに調査区外に延びる。幅 30cm の溝状の掘方内に径 15cm 前後の丸太材痕跡が密接しており、上部は切り取られている。方向は東西発掘基準線に対して西で北に 5 度前後偏している。遺物は出土していない。

【SD2808 溝】(第 19・23 図)

調査区西端部で検出した東西方向に延びる溝で、上幅 2 m 前後、深さ 30cm 前後である。長さは 8.5 m 以上ある。西側は第 19 次調査で検出した SK625 土壌により切られている。検出面は地山の黄褐



No.	種類	遺構・層位	特徴	登録	箱番号
1	風字碇	SI2806 1層	海部破片	SI2806-R13	B14087
2	風字碇	SI2806 A床	陸部破片	SI2806-R45	B14087
3	円面碇	SI2806 4層	脚部破片 透穴形不明	SI2806-R37	B14087
4	円面碇	SI2806 4層	脚部破片 透穴形不明	SI2806-R35	B14087
5	円面碇	SI2806	口縁部破片 透穴形不明	SI2806-R6	B14084

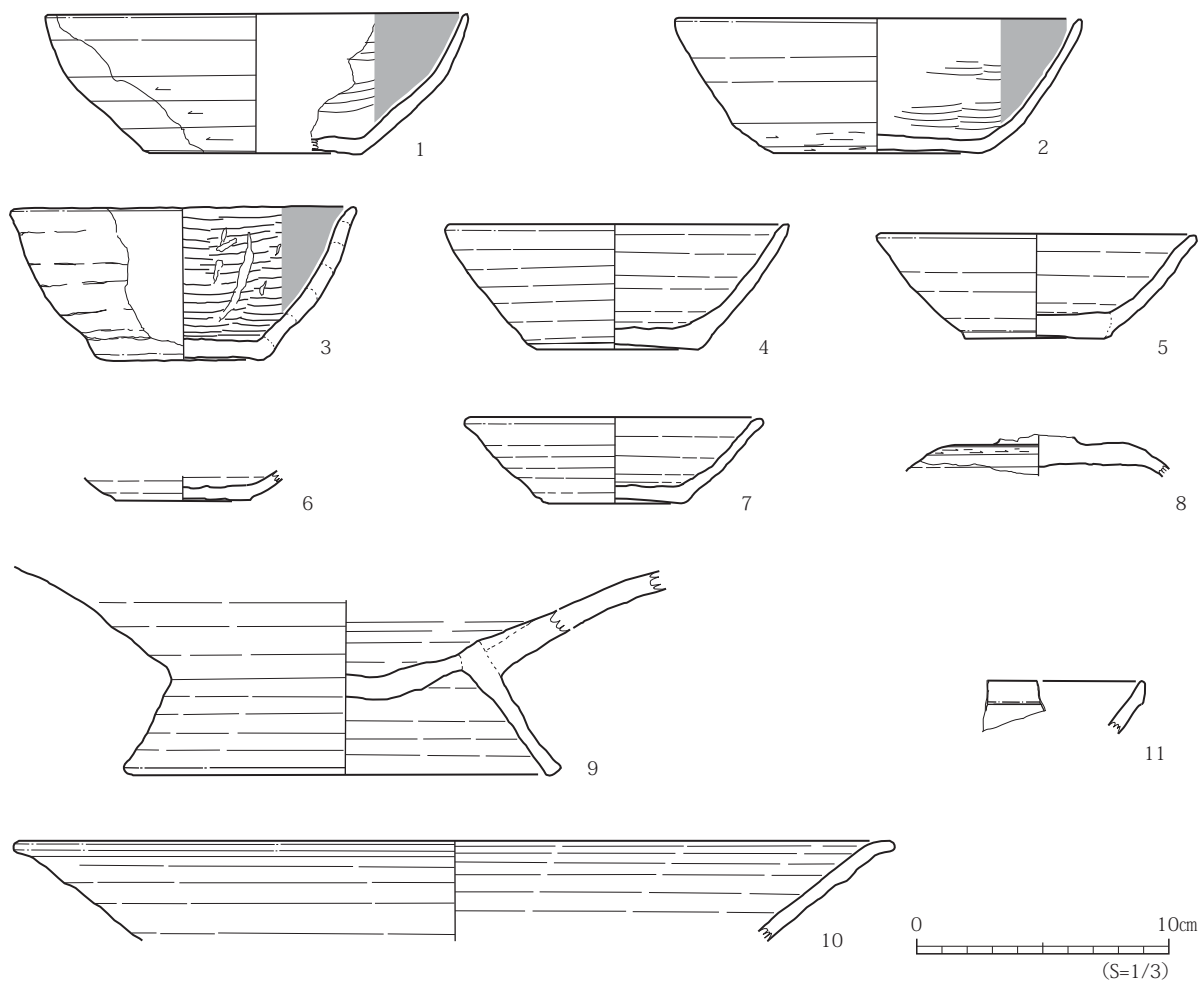
第26図 SI2806竪穴住居跡 出土遺物(1)

色土上面である。SB553 建物跡、SD2809 溝跡と重複しこれらいずれよりも新しい。

堆積層から瓦・土器が出土した。軒丸瓦は重弁蓮花文、軒平瓦は重弧文 511、均整唐草文 721 Bがある。丸瓦はⅡ類、平瓦はⅡB類がある。土器は、須恵系土器小型坏・高台坏、土師器坏・甕、須恵器杯・壺・甕が出土した。

【SD2809 溝】（第 19 図）

調査区西部で検出した南北方向に延びる溝で、上幅 1.5 m 前後、深さ 30cm である。長さは 2 m まで確認している。南側は SD2808 溝跡に切られ、北側は調査区外に延びている。検出面は地山の黄褐色土上面である。



No.	種類	遺構・層位	特徴	登録	箱番号
1	土師器 坏	SI2806 カド	残存:1/4 口径:17.0cm 底径:8.6cm 器高:5.6cm 底部:切離不明→回転ヘラズリ再調整 内面:黒色処理 (とんでいる)	SI2806-R43	B14087
2	土師器 坏	SI2806 A5層	残存:完形 口径:16.2cm 底径:8.4cm 器高:5.4cm 底部:切離不明→回転ヘラズリ再調整 内面:黒色処理	SI2806-R41	B14087
3	土師器 坏	SI2806 5層	残存:残存1/4 口径:13.8cm 底径:6.2cm 器高:6.4cm 内面:漆付着(筆の痕跡とみられる筋状に残る) 非加粘土組積上げ	SI2806-R42	B14087
4	須恵器 坏	SI2806 B床	残存:1/2 口径:13.6cm 底径:6.6cm 器高:5.0cm 底部:回転糸切無調整	SI2806-R44	B14087
5	須恵器 坏	SI2806 4層	残存:1/4 口径:12.8cm 底径:5.8cm 器高:4.6cm 底部:回転糸切無調整 胎土に海綿骨針含	SI2806-R5	B14087
6	須恵器 坏	SI2806 4層	残存:底部破片 底部:回転糸切 墨書「田」	SI2806-R33	B14087
7	須恵器 坏	SI2806 4層	残存:1/2 口径:12.2cm 底径:5.2cm 器高:3.5cm 底部:回転糸切無調整	SI2806-R34	B14087
8	須恵器蓋 転用碗	SI2806 4層	内面:朱 ツマミは削り取っている	SI2806-R32	B14087
9	須恵系土器台付鉢	SI2806 D3層	残存:台部～体部 底径:17.4cm	SI2806-R15	B14087
10	須恵系土器台付鉢	SI2806 D3層	残存:口縁部破片 口径:35.4cm	SI2806-R14	B14087
11	白磁 碗	SI2806	残存:口縁部破片	SI2806-R46	B14087

第27図 SI2806竪穴住居跡 出土遺物(2)

堆積層から瓦・土器が出土した。軒丸瓦は重弁蓮花文、軒平瓦は重弧文 511、単弧文 640、型番不明などがある。丸瓦はⅡ B類、平瓦はⅠ A・Ⅰ C・Ⅱ B類がある。土器は、須恵系土器小型坏・高台坏、土師器坏・甕、須恵器杯・蓋杯・蓋・甕が出土した。

【SD2810 溝】(第 19・23 図)

調査区西端部で検出した東西方向に延びる溝である。南半部が第 19 次調査で堆積層と認識して掘り下げたため不明確であるが、上幅 2 m前後と推定される。深さは 70cmで、長さは約 7 mである。検出面は地山の凝灰岩盤上面である。

堆積層から瓦・土器が出土した。軒丸瓦は重弁蓮花文、軒平瓦は重弧文 511 がある。丸瓦はⅡ B類、平瓦はⅠ C・Ⅰ D・Ⅱ B類がある。平瓦Ⅱ B類に刻印「伊」A、「矢」A・B、「物」A・Cなどがある。土器は、須恵系土器小皿・坏・台付小皿があり、他に土師器甕、須恵器甕が少量出土した。

【SK2807 土壇】(第 21 図)

調査区東部で検出した。平面形が長軸 3 m、短軸 2.5 mの不整な楕円形を呈し深さは 1.5 mである。検出面は地山凝灰岩盤である。SB1050 建物と重複しこれより新しい。堆積層から須恵系土器小皿が出土した。

【SK2811 土壇】(第 19・23 図)

調査区西部で新たに検出した。平面形が南北長軸 2 m、東西短軸 1.5 mの不整な楕円形を呈し深さ 10cm前後である。検出面は SX2812 整地層上面で、堆積層から丸瓦Ⅱ B類、平瓦Ⅰ C・Ⅰ D・Ⅱ A・Ⅱ B類、土師器坏・甕、須恵器坏・甕、須恵系土器高台皿が出土した。

【SX2812 整地層】(第 19 図)

政庁北方建物の西側で新たに検出した。東西 20 m、南北 10 m以上の範囲に及ぶ厚さ 20cm前後の整地層で、SD2808・2810、SK2811、SB553 と重複しこれらより古い。遺物は出土していない。

2. 政庁南面の遺構

政庁南面地区は政庁跡の南側に続く平坦面で、政庁地区と同様に北西から南東に延びる尾根筋を削り、地形の低い南西部に盛土(整地)をして造られている。この平坦面は政庁南辺から約 45 m南(S110)からやや急な下り斜面となり、南の城前地区へ移行する。城前地区からみれば北側の一段高い場所に位置し、政庁へと続く平坦面が南面地区である。

本文編の刊行後、この地区では第 50・77・78・80 次調査を実施している(年報 1987・2005・2006・2008)。その結果、政庁南門から南に延びる政庁-外郭南門間道路をはじめとして、その東側(東区)や西側(西区)の遺構の状況も捉えられつつある。ここではそのうち政庁跡の追加報告に係わる東区と西区の層序・遺構について記述する。

なお、それ以外の遺構は必要に応じて触れるに留めるが、政庁-外郭南門間道路(SX1604 道路跡)に関しては言及の機会が少なくないと思われることから第6表に概略を示しておく。

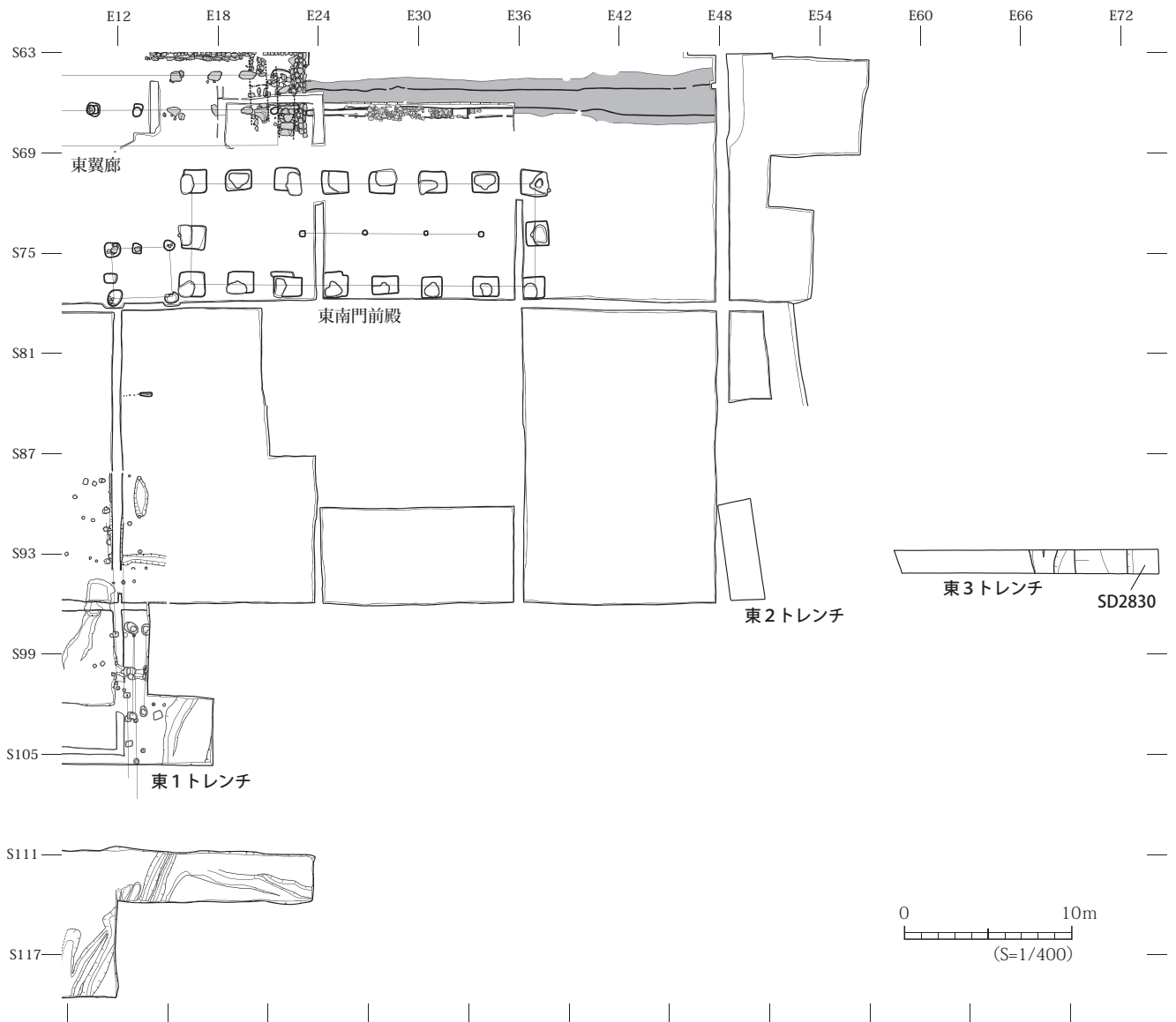
大別	時期	構造	推定幅	盛土	西側溝	東側溝	その他
A期	a1	第Ⅰ期	盛土・側溝	約13m	整地Ⅰ	SD1605	—
	a2	第Ⅰ期	盛土・側溝	約11m	整地Ⅰ	SD1606	—
	b1	第Ⅱ期	盛土・路肩石列	約13m	整地Ⅱ	—	—
	b2	第Ⅱ期	盛土・側溝	約13m	整地Ⅱ	SD1608	—
B期	c	第Ⅲ期	盛土・階段	約23m	整地Ⅲ(第Ⅲ・Ⅴ層)	—	—

※ SX1604道路跡の時期は宮多研1988では英字を大文字で示すが、大別時期との区別のため小文字とした。

第6表 政庁-外郭南門間道路跡(政庁南面地区:SX1604)の概要

1) 東区

第77次調査で調査区を3ヵ所設定しており(第28図東1~3トレンチ)、本書では層序と平坦面の東辺となるSX3021段跡について報告する。



第28図 政庁南面地区 東区

(1) 層序

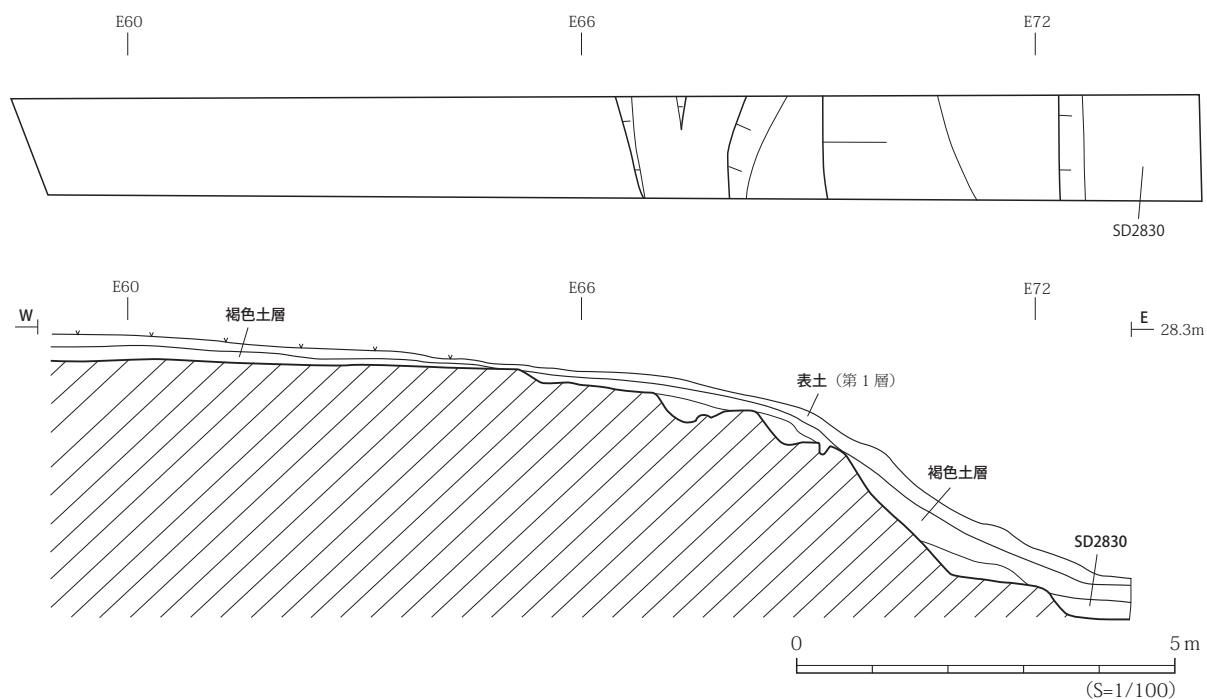
本文編では政庁南東部の南辺築地南側の層序について、大部分が地山→耕作土(第1層:表土)であり、一部に須恵系土器を多量に含む黒褐色の自然堆積層^(註3)がみられるとした。

東1・2トレンチでは表土直下が地山、東3トレンチでは褐色の自然堆積層を挟んで地山であり、新たに褐色土層を確認している。この層はE50付近から東側に分布するとみられ、厚さは最大で40cmである。なお、本文編の黒褐色土層との関係は不明である。

(2) 段跡

【SX3021 段跡】(第28・29図)

東3トレンチの地山で確認した平坦面東辺の段跡である。地山を削って造り出されており、下部



北から

第29図 SX3021 段跡

には幅約 1.1 ～ 1.6 m の平坦面と東側に SD2830 溝を伴う。

段跡の様子は現状でも視認でき(第 29 図写真)、政庁南東隅東側から E 70 ライン付近を南に約 70 m 延びている。東 3 トレンチでは上端は削られているが、概ね E 69 付近とみられ、下端は E 71、溝の西端は E 72 の場所に位置する。段の高さは約 2.3 m、傾斜は約 50° である。

下部の平坦面と溝は緩やかに南に傾斜しており、溝の規模は上幅が 1.1 m 以上、下幅が約 0.8 m で、深さは約 30cm である。断面形は逆台形で、堆積土は褐色の自然流入土である。遺物は出土していない。

2) 西区

第 50・77・78・80 次調査で都合 9 ヲ所を調査している(第 31 図西 1 ～ 9 トレンチ)。以下では層序、それから整地 A ～ C、SB1599 門跡、SA1600 ～ 1603 塀跡、SD2831・2929 溝、SK1610・1611・2957 土壌などの遺構を報告し、それから堆積層の出土遺物についても記述する。

(1) 層序

もとの地形が低い西区では 3 つの整地層(整地 A ～ C)を含む I ～ X までの層がみられる(第 30・31 図)。このうち I・VIII・IX・X 層は本文編で示した政庁跡の層序第 1・7・8 層と地山の延長、第 II ～ VII 層は S 83 付近から南側に広がる層で、政庁跡の層序とは直接的に対応しないものである^(註4)。また、W 54 ～ 63 から西側は 11 世紀後葉頃～ 12 世紀頃の SX2931 平場跡の造成によって第 IX・X 層まで削られている。

第 I 層：表土。政庁地区の層序の第 1 層に対応する。

第 II 層：褐色土からなる自然堆積層で須恵系土器の小片を含む。部分的に分布するが、最大では厚さが 45cm ある。直接的な対応関係は捉えられないものの土性や須恵系土器を含む特徴からみて、政庁地区の第 2 層に対応する。

第 III 層：褐色砂質土主体のしまりのある整地層である。詳細は整地 C として次項で記述する。

第 IV 層：粘性のある灰褐色土の自然堆積層である。砂粒を含み、上部には酸化鉄の集積がみられる。基本的に薄い層だが、南・西側ほど厚くなり、最大では 5cm 前後の厚さがある。

第 V 層：褐色砂質土を主体とする整地層である。詳細は整地 B として次項で述べる。

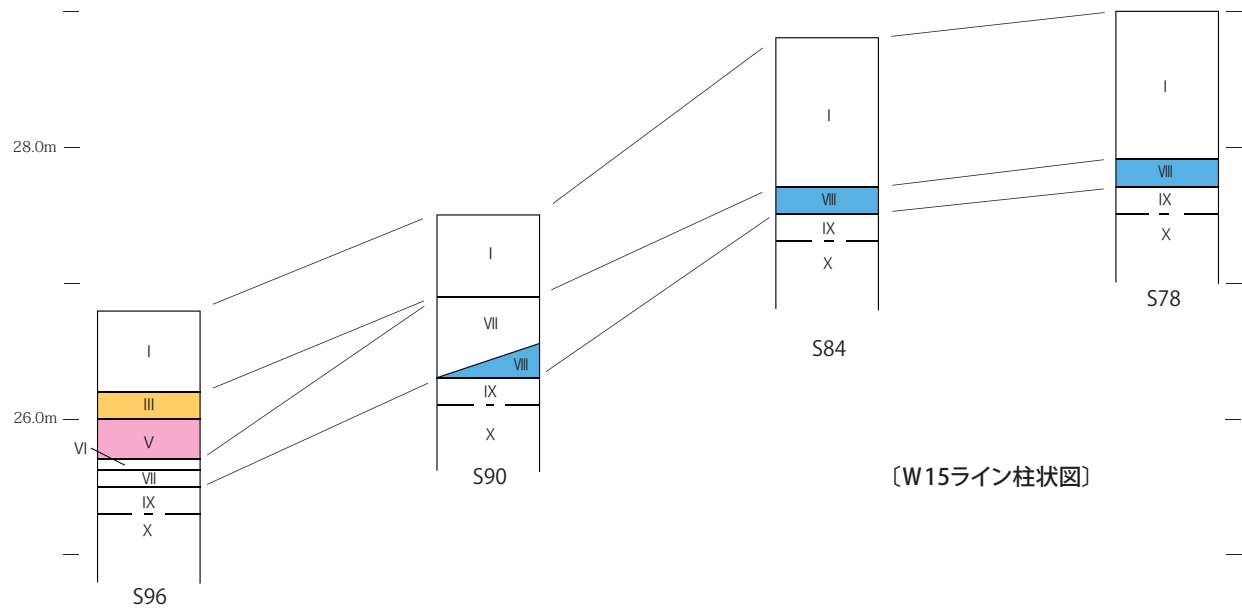
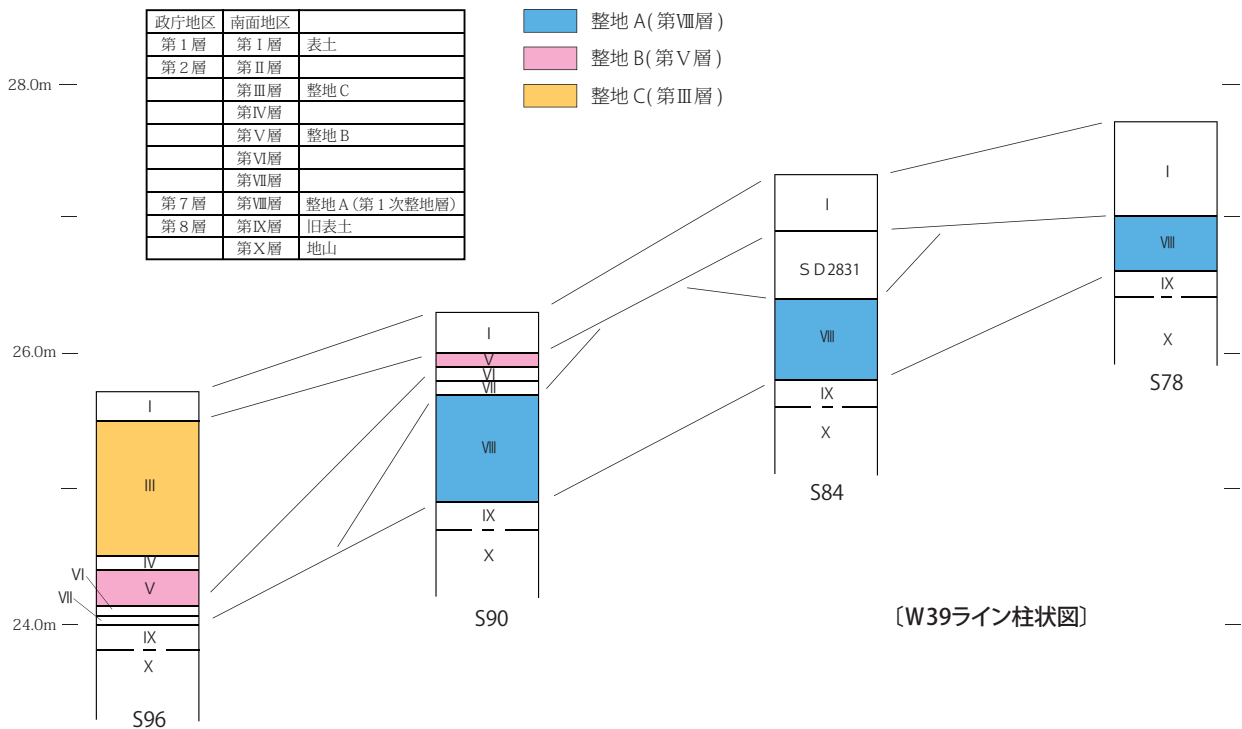
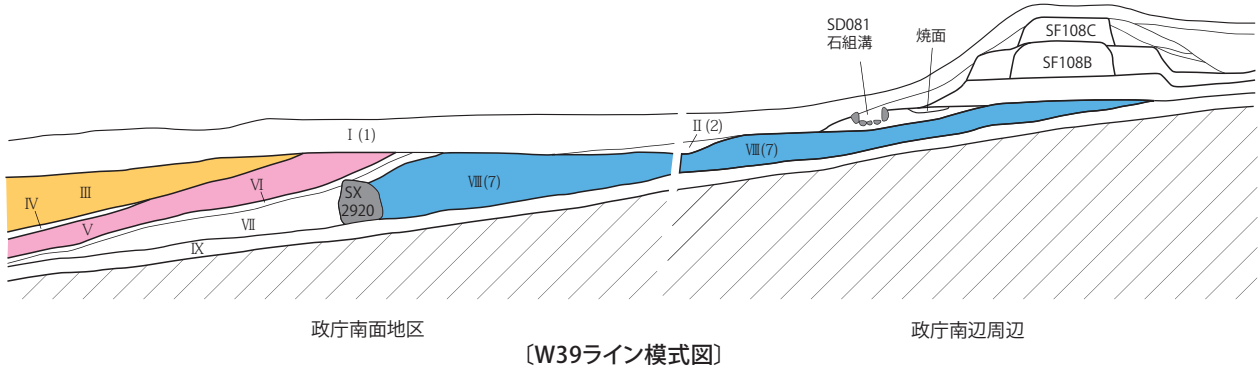
第 VI 層：粘性のある灰黄褐色土やにぶい黄褐色粘土の自然堆積層である。厚さは 10cm 弱で、上部に薄い炭化物の分布がみられる場所もある。

第 VII 層：細かい砂が互層をなす褐色やにぶい黄褐色砂質土の自然堆積層である。後述する VIII 層の石垣の南側約 2 ～ 3 m の範囲では VIII 層の崩落土を含んで約 40 ～ 80cm 堆積しており、南に向かって次第に薄くなる^(註5)。

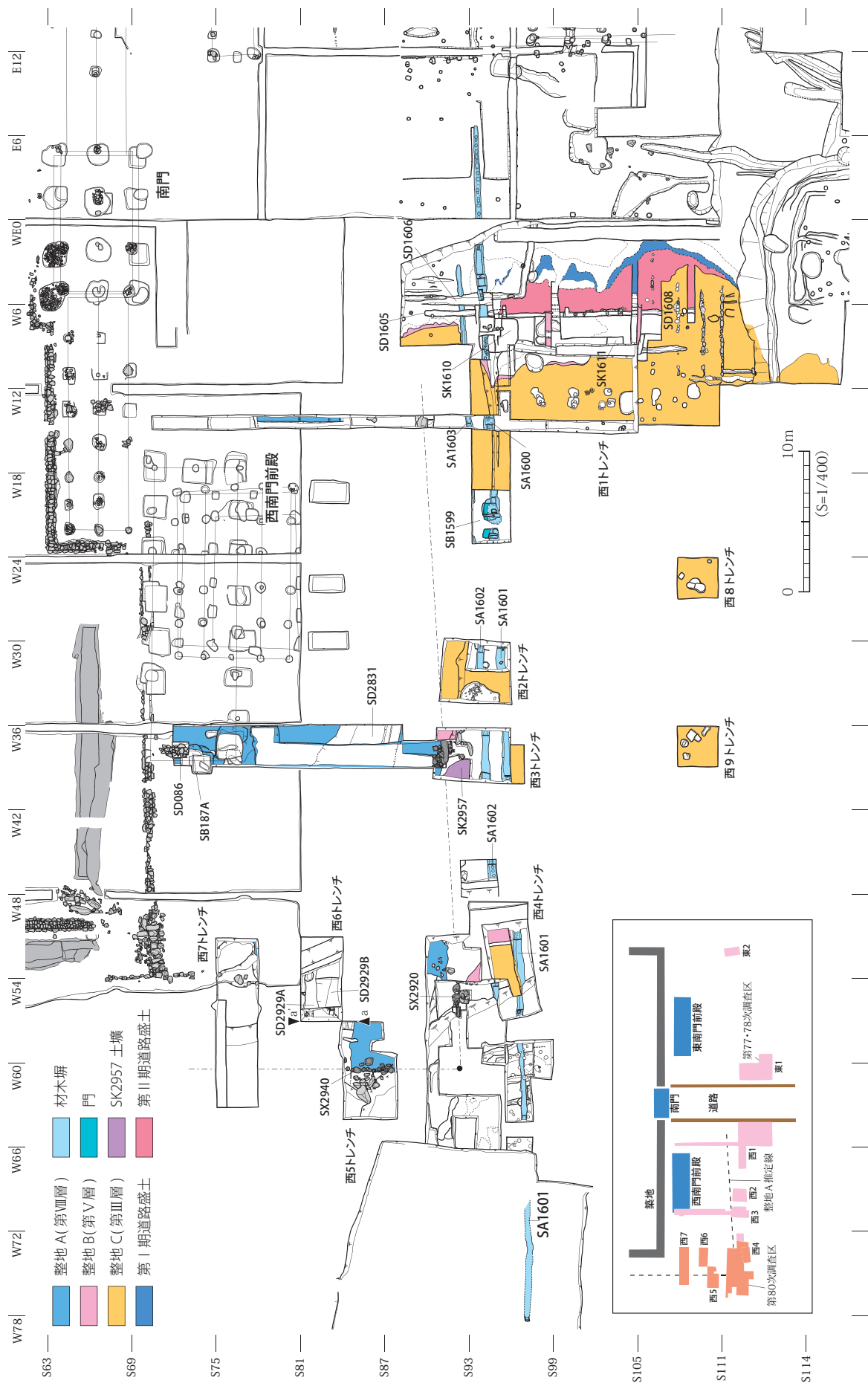
第 VIII 層：後述する IX 層起源の暗褐色土や X 層起源の黄褐色土を用いた整地層で、政庁地区の第 7 層にあたる第 I 期政庁造営時の南西部第 1 次整地層である。南辺と西辺には土留めの石垣が築かれている。詳細は整地 A として次項で記述する。

第 IX 層：政庁地区第 8 層にあたる暗褐色土で、多賀城造営時の表土である。

第 X 層：黄褐色土の地山で、下部は岩盤となる。



第30図 政庁南面地区 西区の層序



第31図 政庁南面地区 西区

(2) 整地層

【整地A (第Ⅷ層)】 (第31～35図)

旧表土上に盛土した整地で、第Ⅰ期政庁の平坦面造成に伴う南西部第1次整地層である(政庁跡層序第7層)。本文編で北東側の分布範囲を示しており、その後の調査を通じて南側と西側の範囲が確定できた。南側には土留めのSX2920石垣、西側にはSX2940石垣が築かれており、南辺と西辺をなしている。それらで形づくられる南西隅はSX2931平場跡の造成で削られているが、南辺のSX2920はS 90ライン付近、SX2940はW 60.5ライン上を東西・南北方向に続いている。

整地は地山の黄褐色土と旧表土の暗褐色土を用いたもので、砂粒が少し含まれている。しまりのある固い整地で、場所によって黄褐・暗褐色土の様相には違いがみられる。西1トレンチでは暗褐色土を主体にブロック状の黄褐色土が多量に混じる様相を呈し、西3トレンチでは暗褐色土を縞状に含む黄褐色土主体で水平方向に整地されている。厚さは、南西に低い地形に応じて南北方向では南側、東西方向では西側ほど厚く、W 15ライン上で15～45cm、W 39ライン上で20～100cmである。

《SX2920石垣》

西1・3・4トレンチの3カ所で検出した。東からW 15・S 90、W 38・S 91、W 55・S 92の場所に位置し、西端はSX2931平場跡の造成で削られているが、各地点を結ぶとS 90ライン付近を直線的に40m以上続く石垣となる。方向は東西の発掘基準線に対して東で北に3度偏している。

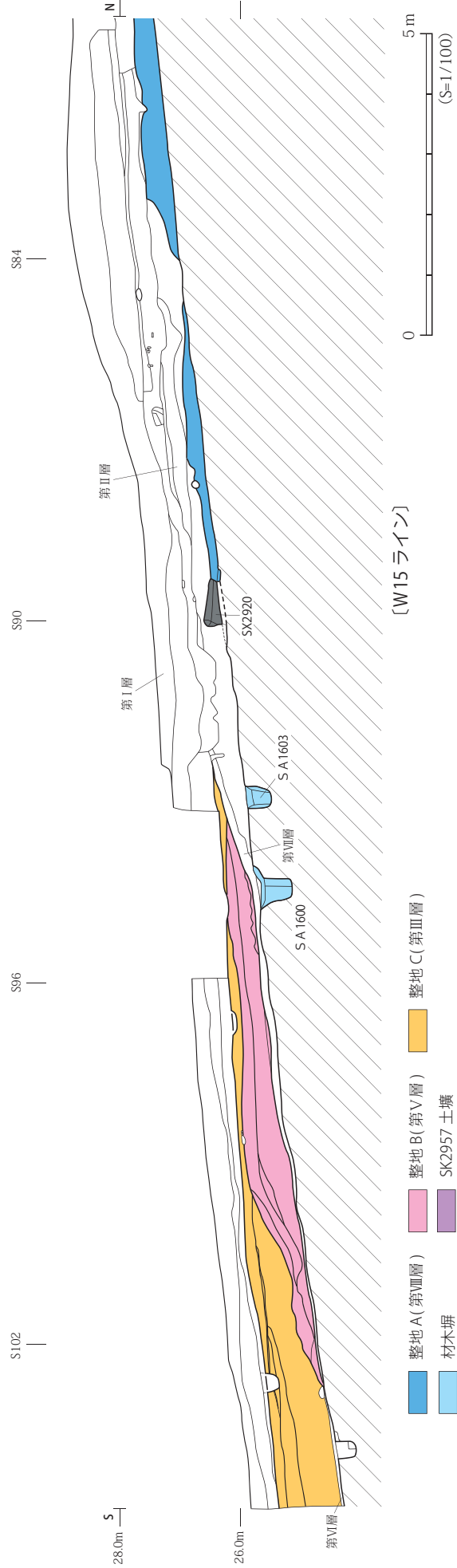
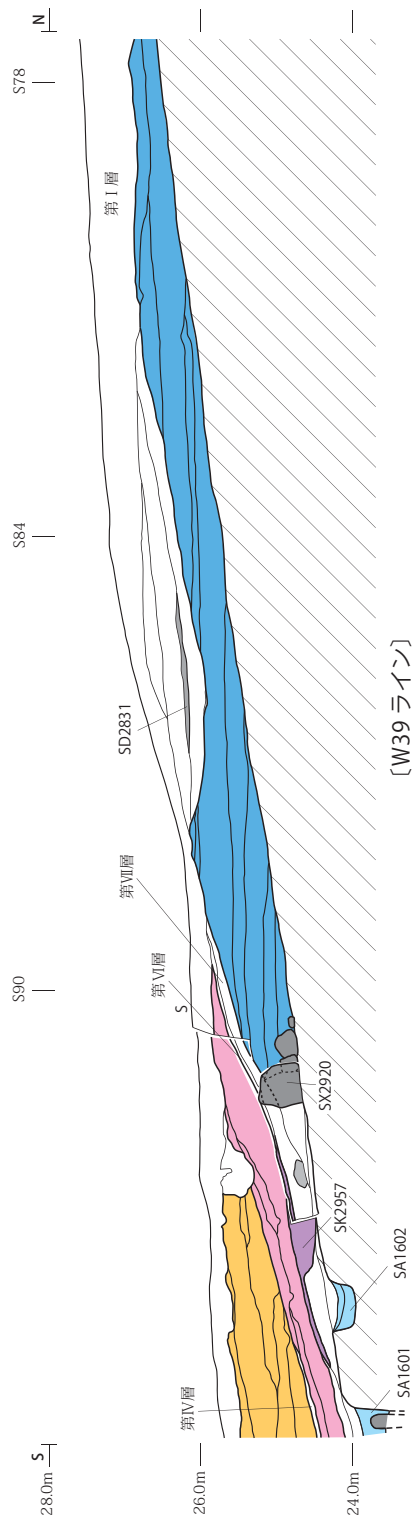
石垣は平らな面の多い自然石で築かれている。本体の石、隙間につめた石、裏込めの石などで構成され、最大では本体が2段、高さ80cmが残存する(西4トレンチ)。石の形状や据え方、周りの状況は各地点で多少異なるが、いずれも石の上面を水平、南側を垂直に近い状態にして据えている。

西1トレンチでは本体1段目の石を1つ検出している。長さ80cm以上、幅約80cm、高さ約30cmの板状の石で、長軸を東西方向、平らな広い面を上・下面、狭い面を南・北側に向け、旧表土を深さ5cmほど掘り込んで据えられている。

西3トレンチでは本体1段目の石と裏込めの石を検出した。また、南側には崩れた石が散乱している。1段目は長さ約170cm、幅約50cm、高さ約55cmの直方体に近い石で、長軸を東西方向に向け、旧表土上に直接据えられている。また、前面(南側)の下部に沿って大きさが20～30cmの石が並べられている。裏込めの石は大きさが30～50cmのもので、本体の裏(北側)約60cmの幅に多数詰められている。崩れた石は石垣から2mほどの範囲に多くみられる。長軸100cmほどの大きい石と30cmほどの小さい石があり、石垣を覆う第Ⅷ層に含まれている。

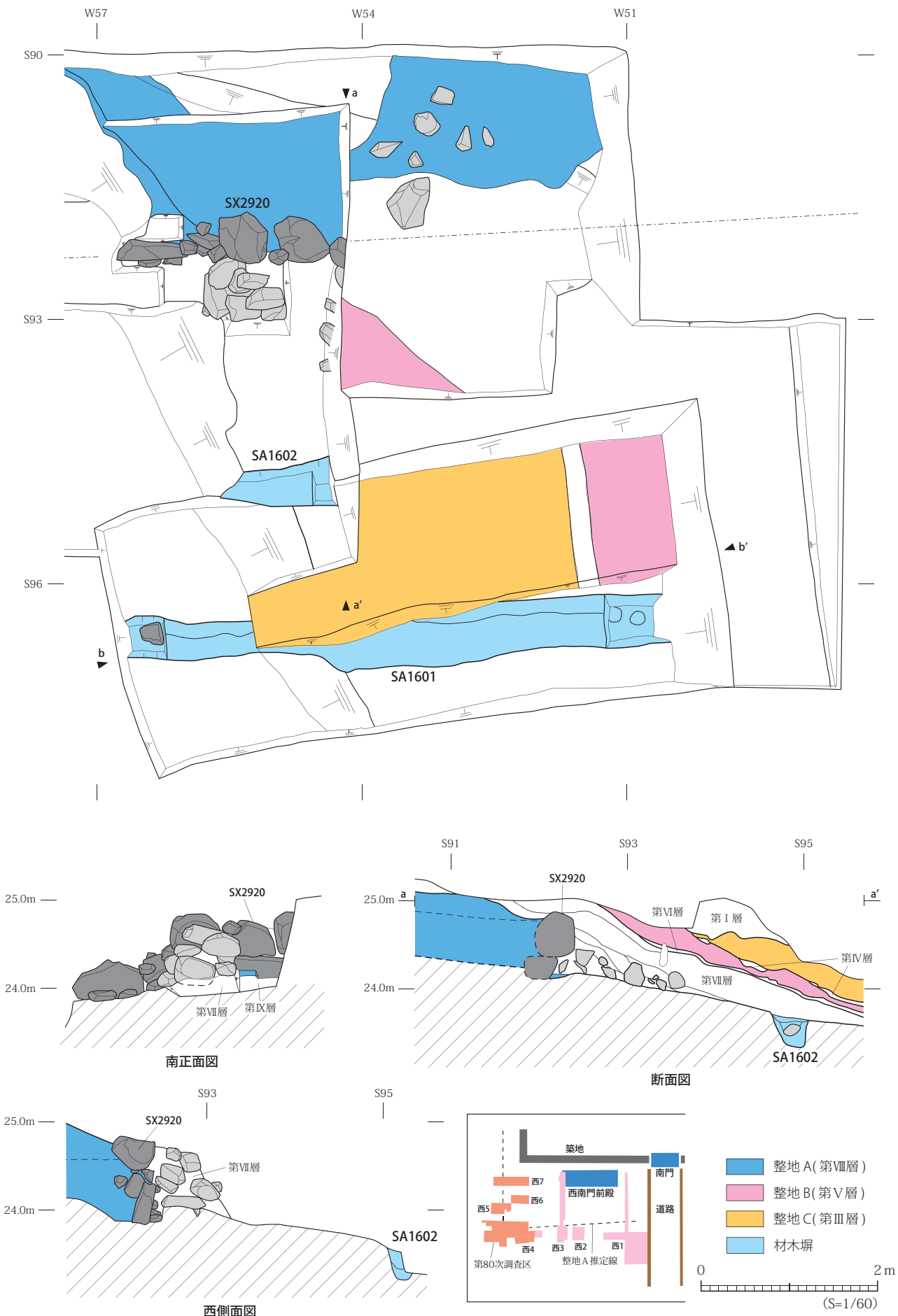
西4トレンチの石垣は西側が失われている。検出した長さは約2.5mで、本体と隙間につめた石からなり、最大で本体が2段、高さ約80cmが残存する。また、南側には崩れた石が重なっている。

1段目は長さ60～80cm、幅20cm以上、高さ20～40cmの板状の石で、旧表土上に直接据えたものと10cmほど掘り込んで黄褐色土で埋め戻しながら据えたものがある。また、平らな広い面を上・下面とする場合と南・北側とする場合があるが、ともに長軸を東西方向に向けて据えられており、前面(南側)の下部には大きさが20～30cmの石が並べられている。2段目は長さ50～60cm、幅

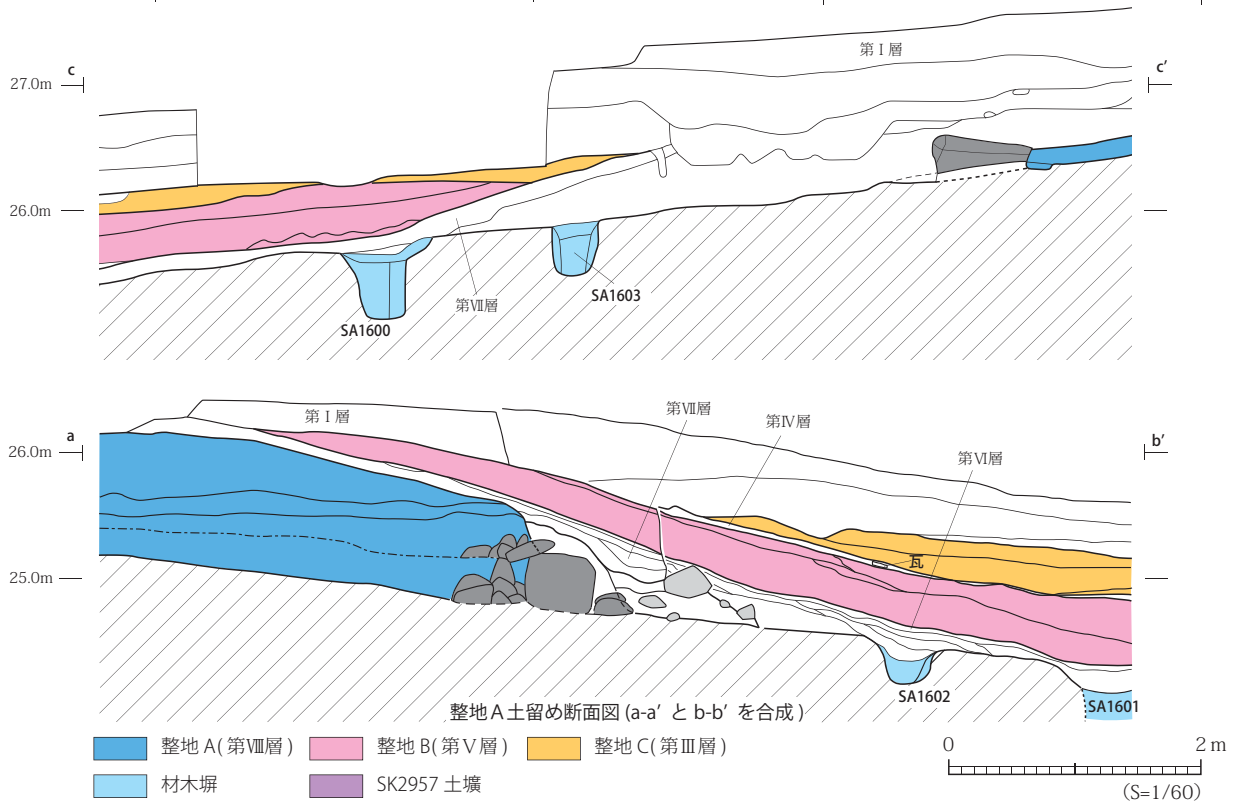
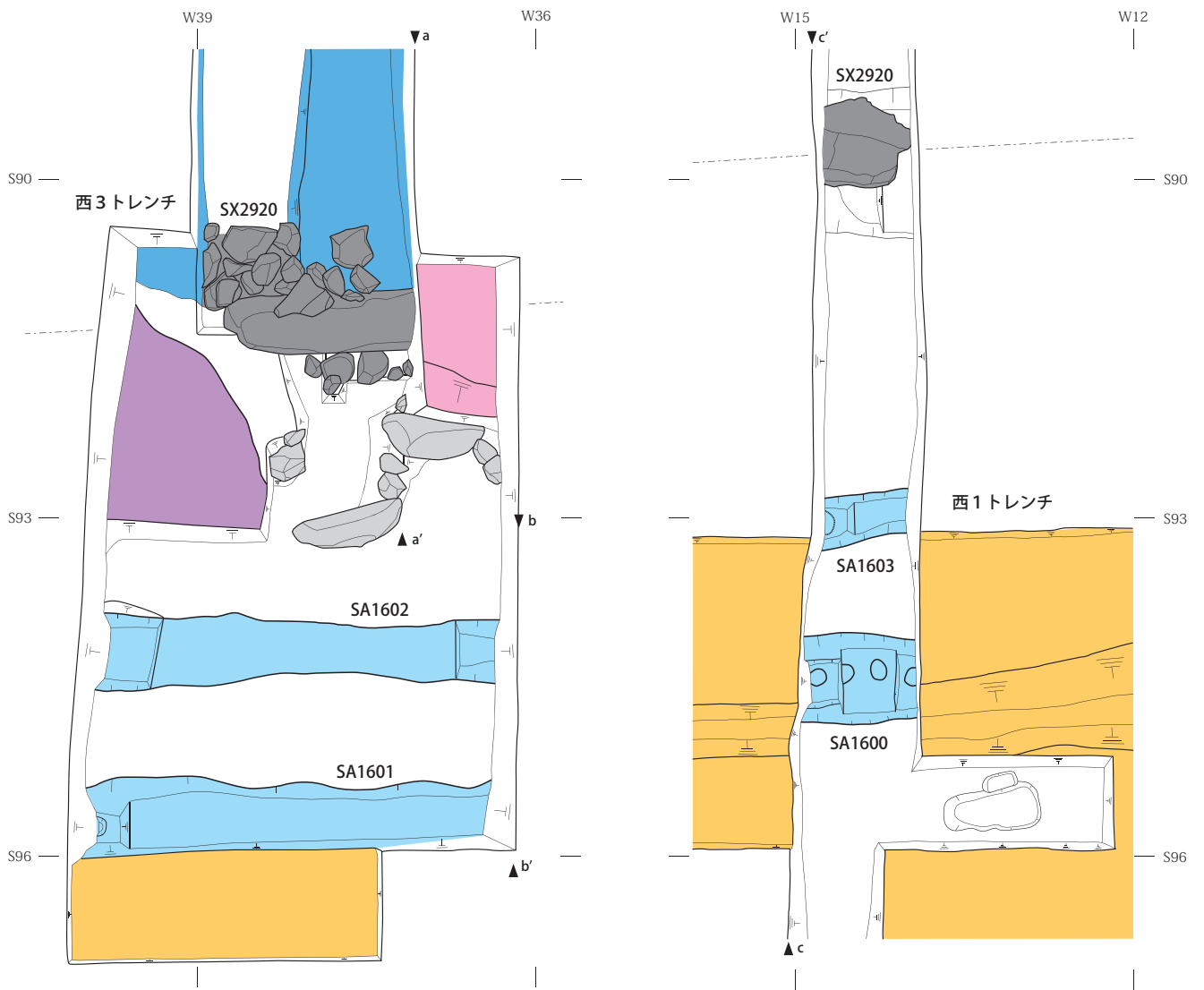


- 整地A(第VIII層)
- 整地B(第V層)
- 整地C(第III層)
- 材木塀
- SK2957土壌

第32図 整地A~C断面図



第33図 整地A～C、SX2920石垣、SA1601・1602堀跡(西4トレンチ)



第34図 整地A~C、SX2920石垣、SA1600~1603堀跡(西1・3トレンチ)

35～60cm、高さ40～50cmの比較的均等な大きさの石を積んでいる。やや丸みのある石が目立つが、平らな面を下と南側に向け、丸い面は上や北側、隣の石の丸みと合わせて並べている(写真図版21)。

隙間につめた石は大きさが20～30cmのもので、2段目の石上の脇にも認められる。崩れた石は石垣から2mほどの範囲にみられる。第Ⅶ層中に折り重なるように含まれており、残存する石垣と同程度の高さまである場所もある。石は本体2段目よりも小さい。

《SX2940 石垣》

西5トレンチで検出した。ほぼW60ライン上を延びており、方向は南北の発掘基準線と一致する。検出した長さは約4.0mである。本体は1段、最大で高さ約35cmが残存しており、その他には隙間につめた石、裏込めの石がみられる。また、西側には崩れた石が散乱している。

石垣は平らな面の多い自然石で築かれている。先述のSX2920に比べて石の形状は不揃いで、大きさも小振りである。本体は長さ30～60cm、幅20～40cm、高さ30cm前後の石で、長軸を南北方向、平らな広い面を上と西側に向けて旧表土上に据えられている。また、形の整わない石は下部に20cm弱の石を置いて据えており、全体的に石の上面を水平、西側をほぼ垂直な状態にしている。

隙間につめた石は本体の上面や脇にみられる。大きさは20cm前後で、長軸を東西方向に向けているものが多い。裏込めの石は本体の裏(東側)約80cmの範囲に部分的に認められる。石の大きさは35～60cmほどである。崩れた石は石垣から約2.3m西まで確認した。第Ⅶ層中に含まれ、広がるように散乱している。残存する石垣より小さい石が主体だが、なかには長さ1.0m前後の石もある。

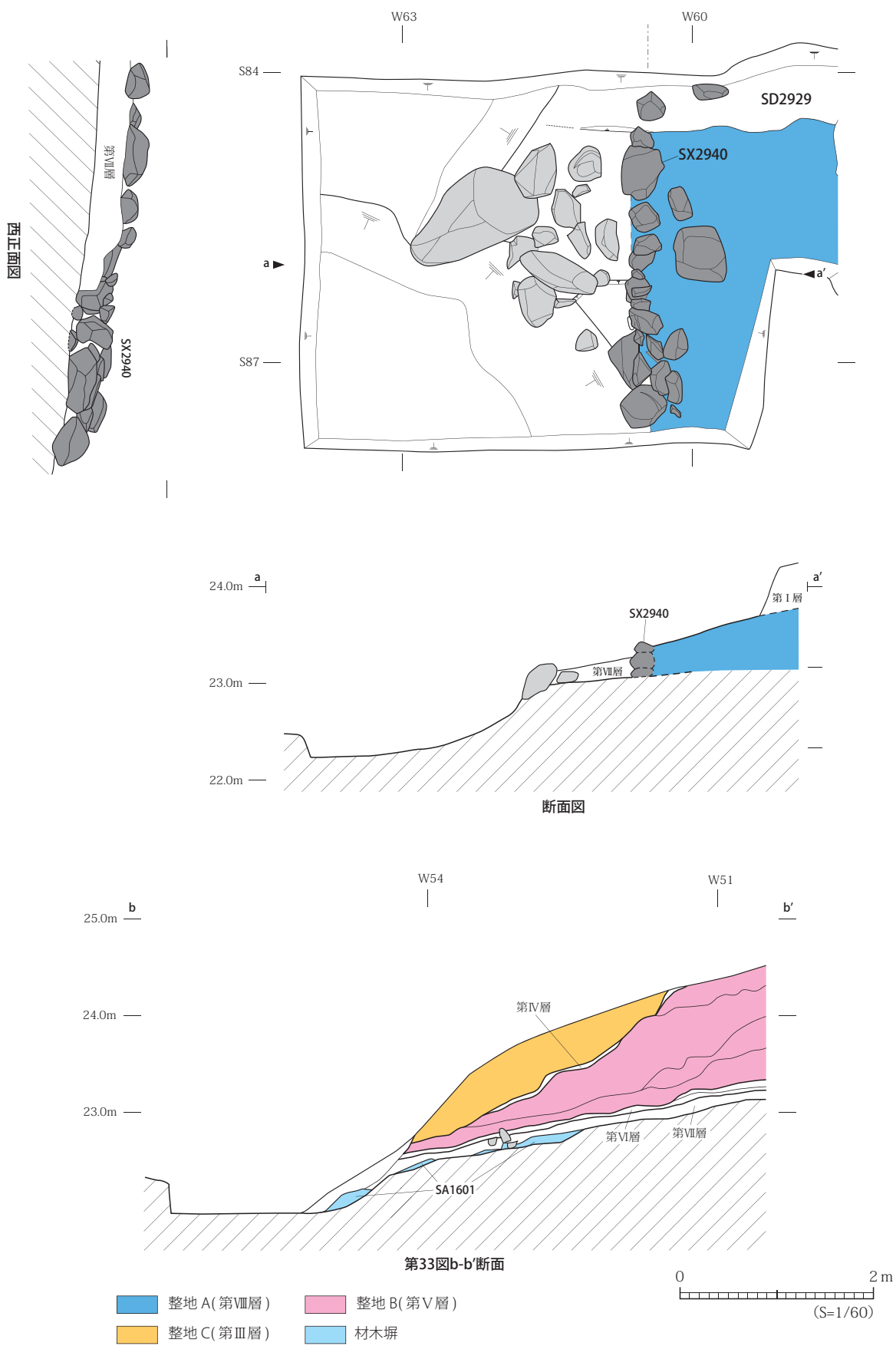
以上の整地A、SX2920・2940石垣から遺物は出土していない。

【整地B(第Ⅴ層)】(第31～37図)

整地Aと第Ⅵ・Ⅶ層を挟んで上位に盛土された整地層である。整地Aの南辺付近から南側に広がり、南北が概ねS88～102、東西がW6～56の範囲に分布する。W12付近から東側はB期の政庁-外郭南門間道路(p47第6表:SX1604c)の盛土にもなっており^(註6)、整地の際にはA期の道路跡のSD1608側溝(SX1604b2)を埋め戻している。また、南・西端は法面状の平滑な斜面をなすところがある(第32・35図下)。そこでは斜面上端が平坦面の南・西端をなし、概ね南端はS99、西端はW52付近に位置する。西端は政庁西辺築地跡のほぼ南延長上にあたる。

整地は橙色の砂と褐色土を主体とするもので、薄い黄褐色の砂層やブロック状の灰黄褐色土、粒状の地山岩盤が不均質に混じっている。整地Aと同様にしまりのある固い整地で、厚さも南北方向では南側、東西方向では西側ほど厚い。南北方向ではW15ライン上で0～70cm、東西方向ではW15・S94地点で30cm(西1トレンチ)、W51・S94地点で120cmある(西4トレンチ)。

遺物は瓦とごく少量の土器、硯が出土している。瓦は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦があり、軒丸瓦に重弁蓮花文228(第37図1)、軒平瓦に単弧文640のaタイプ(3)がある。丸瓦はⅡA・ⅡB類、平瓦はⅠA・ⅠC・ⅠD・ⅡB類があり、平瓦ⅠC類はbタイプで、ⅡB類にはbタイプのものがある。また、丸瓦には刻印「伊」のあるものがある(6)。土器は土師器甕と須恵器甕があり、土師器



第 35 図 SX2940 石垣と整地 B・C 西端 (西 4・5 トレンチ)

甕は非ロクロ調整のものである。硯は圈足硯の脚部破片で、水平方向の沈線が上部に1本、下部に3本認められる(第36図1)。

【整地C(第Ⅲ層)】(第31～37図)

整地Bと第Ⅳ層の上に盛土された整地層である。整地Aの南辺付近から南に分布し、整地Bの範囲を越えて南・西側に広がるが、南側はSX1614平場跡、西側はSX2931平場跡で削られている。分布範囲は南北が概ねS 88～120、東西がW 3～56の範囲で、W 12付近から東側はB期の政庁-外郭南門間道路(p 47 第6表:SX1604c)の盛土になっており、上面にはSX1609階段がある。

整地はブロック主体の薄い褐色砂質土層や黄褐色砂層、灰黄褐色土層からなり、それらが水平方向に重層して積まれている(写真図版22-右下)。しまりのある固い整地で、整地A・Bと同じく厚さも南北方向では南側、東西方向では西側ほど厚い。南北方向ではW 15ライン上で北から0～105cm、東西方向ではW 15・S 96地点で15cm(西1トレンチ)、W 40・S 96地点で100cm(西3トレンチ)であり、最大ではW 39・S 110地点で170cmの厚さを確認している(西9トレンチ)。

遺物は瓦とごく少量の土器が出土している。瓦は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦があり、軒丸瓦に重弁蓮花文222(第37図2)、軒平瓦に単弧文640のaタイプがある(註7)。丸瓦はI A・II B類、平瓦はII B類を主体としてI類の各種とII A類があり、平瓦II B類にはaタイプで色調が赤褐色を基調とするa 3タイプが含まれる(3・4)。土器は土師器坏・甕、須恵器高台杯・甕(第36図2)があり、土師器坏はロクロ調整のものである。



No.	種類	遺構・層位	分類・種類	法量(単位:cm)・特徴	登録	箱番号
1	円面硯	第Ⅴ層(整地B)	圈足硯	外面:ロクロ調整→沈線文 内面:ロクロ調整 透穴方形:欠リ	R-8	B14083
2	須恵器	整地層Ⅲ	甕	残存:口縁部破片 外面:ロクロ調整→波状文 内面:ロクロ調整		B7107

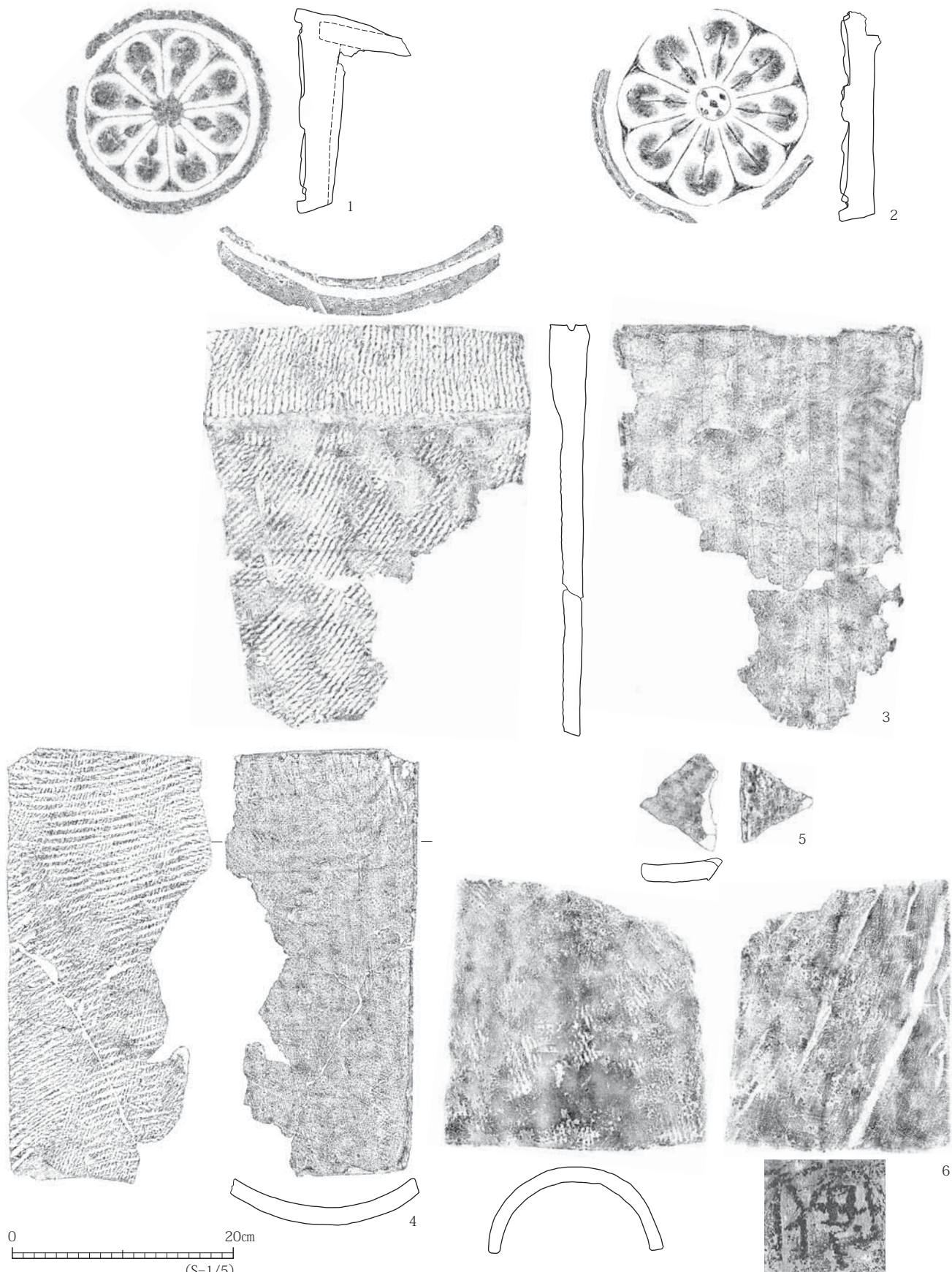
第36図 整地B・C出土遺物(1:須恵器・硯)

(3) 門・堀跡

本書で報告する門・堀跡は南面地区を南と北に分ける施設で、SB1599門跡とSA1600・1601堀跡による施設と、北側に位置するSA1602・1603堀跡による施設がある。それらは旧表土面、または地山で検出しており、SB1599は掘立式の門、SA1600～1603はいずれも布掘の中に丸太材を密接して立て並べた材木堀である。以下、各遺構の詳細を述べる。

【SB1599門跡】(第31・38図)

間口1間の掘立式の門で、西1トレンチ西端の旧表土面で検出した。東側にSA1600堀跡、西側にSA1601堀跡が取り付く。



No.	種類	遺構・層位	分類・種類	法量(単位:cm)・特徴	登録	箱番号
1	軒丸瓦	第Ⅴ層(整地B)	重弁蓮花文228	[瓦当]直径:18.5cm 中房径:2.8cm 厚さ:2.6~3.2cm 側面:縄タタキ→ケズリ 裏面:ナデ [丸瓦]Ⅱ類 凸面:ロクロナデ 凹面:布目 側端部:ケズリ	R-9	B14311
2	軒丸瓦	整地層Ⅲ	重弁蓮花文222	[瓦当]直径:(21)cm 厚さ:3.0cm 側面:ヘラケズリ		B7101
3	軒平瓦	第Ⅴ層(整地B)	単弧文640-a	[瓦当]長さ:36cm 広端部:25.2cm 厚さ:1.7~3.5cm (頸面)縄タタキ [平瓦]分類:ⅡB類aタイプ 凸面:縄タタキ 凹面:糸切り痕(縦)・ナデ 厚さ:1.5~2.2cm	R-11	B14311
4	平瓦	整地層Ⅲ	ⅡB類-a	長さ:37cm 厚さ:1.5cm 凸面:縄タタキ 凹面:布目→ナデ 側面:ヘラケズリ		B7108
5	平瓦	整地層Ⅲ	Ⅱ類	厚さ:1.5cm 凸面:縄タタキ→凹面型台圧痕 凹面:ナデ 側面:ヘラケズリ		B7106
6	丸瓦	第Ⅴ層(整地B)	ⅡB類	広端部:15.1cm 厚さ:1.1~1.6cm 凸面:縄タタキ→吹叶 刻印「伊」 凹面:粘土紐積痕・布目 側端部:ケズリ	R-12	B14311

第37図 整地B・C出土遺物(2:瓦)

柱穴は東西とも全体を検出している。柱はともに堀跡の材と一緒に抜取られているが、抜取り穴の位置・大きさからみて太さは直径 30cm以下で、柱間が約 1.5 mの門と推定される。柱間の中心はW 21.6・S 94.7 付近とみられる。

柱穴の平面形は長辺が約 90～120cm、短辺が約 60～90cmの隅丸長方形である。長辺を東側柱穴では東西方向、西側柱穴では南北方向とし、大きさは東側が大きく、西側が小さい。深さはともに 100cmで、埋土は旧表土の暗褐色土と地山の黄褐色土を含む褐色土である。

抜取り穴は SA1600・1601 堀跡の抜取り溝と一連で、門跡の部分では東側が長軸約 160cm、短軸約 95cm、西側が長軸約 75cm、短軸約 65cmの楕円形を呈す。堆積土は自然流入土で上・下層に大別される。下層は崩れた柱穴の埋土を含む褐色土、上層は第Ⅶ層の褐色砂質土が流入したものである。

柱穴、抜取り穴ともに遺物は出土していない。

【SA1600 堀跡】(第 31～34・38 図)

SX1599 門跡から東に続く材木堀である。西 1 トレンチの旧表土面、及び第 5 次調査区の地山で検出しており、E 7 から東側は後世に削平されている。確認した長さは約 27.0 mで、方向は東西の発掘基準線に対して東で北に 3 度偏している。政庁 - 外郭南門間道路 A 期の SD1605・1606 側溝 (p 47 第 6 表: SX1604 a 1・2 道路跡)、SK1610 土壌より古い。

布掘は材木の抜・切取り溝で壊されているが、およそ幅 50cm弱、深さ 80cmのものと推定される。底面は材木の並ぶ部分が溝状に若干掘り下げられており、材木を立てて地山の岩盤ブロックを含む褐色土やにぶい黄褐色土で埋め戻されている。材木の痕跡は直径 15cm前後の円形を呈す。

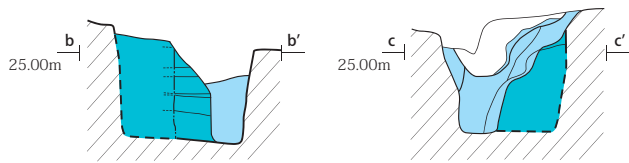
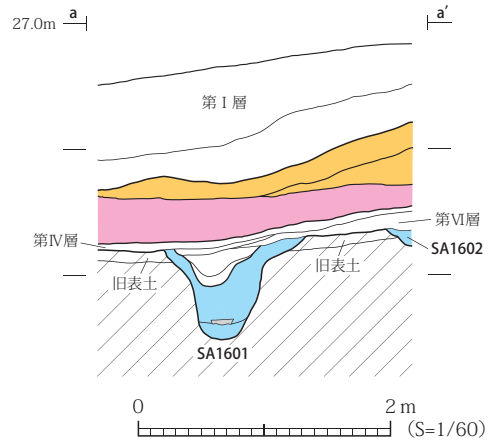
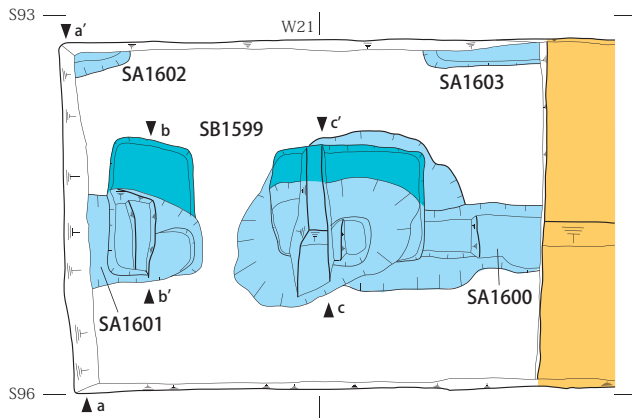
抜・切取り溝は SB1599 門跡の柱抜取り穴と一連で、規模は上幅が約 70cm、深さが約 60cm前後である。断面形は U 字形で、材木は東半では切取られ、西半では抜取られている。堆積土は地山岩盤の粒を含む褐色の自然流入土で、上部には第Ⅶ層の褐色砂質土が流れ込んでいる。

遺物は抜・切取り溝の堆積土から瓦と土器が少量出土している。瓦は丸瓦と平瓦で、平瓦には I A・I C・II B 類がある。I C 類は a・b 両タイプがあり (第 38 図 2・3)、II B 類は a 2 タイプのものである (4)。また、I A 類には隅切瓦がある (5)。土器は土師器坏、須恵器甕があり、土師器坏は非ロクロ調整のものである。

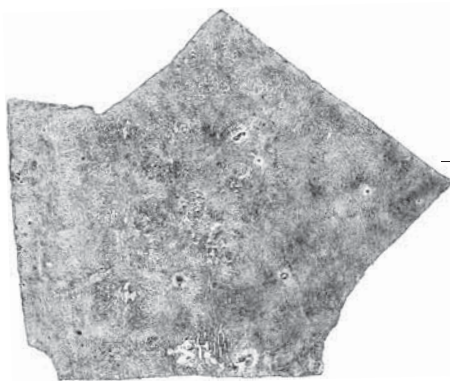
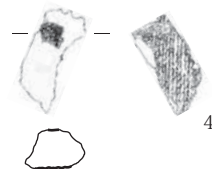
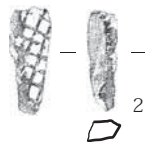
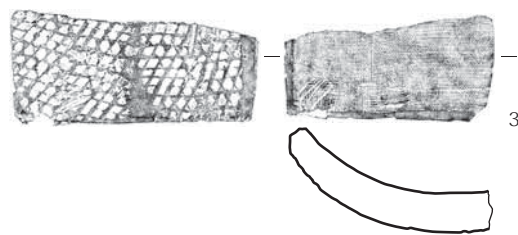
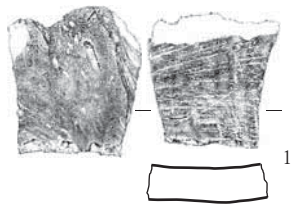
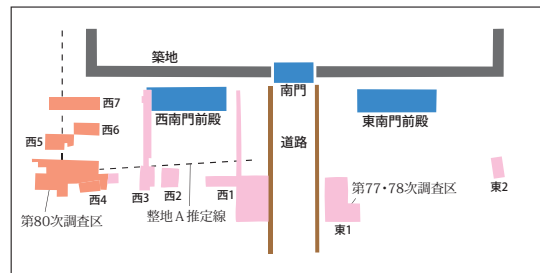
【SA1601 堀跡】(第 31～34・38 図)

SX1599 門跡から西に続く材木堀である。西 1～4 トレンチで検出し、西 4 トレンチを越えて第 81 次調査区の W 78～79 付近で途切れている。西 4 トレンチの W 54 から東側は旧表土面、西側は SX2931 平場跡の造成などで壊されているため地山で検出した。長さは未調査部分を挟んで約 56.0 mである。方向は東西の発掘基準線に対して東で北に 3 度偏している。SX2931 より古い。

布掘は材木の抜・切取り溝で壊されているが、およそ幅 40～50cm、深さ 70～80cmのものとみられ、材木を立ててブロック状の地山の土・岩盤を含むにぶい黄褐色の砂質土で埋め戻されている。材木の痕跡は直径 15cm前後の円形を呈す。



整地 B (第 V 層) 材木堀
 整地 C (第 III 層) 門



0 20cm (S=1/5)

No.	種類	遺構・層位	分類・種類	法量 (単位:cm)・特徴	登録	箱番号
1	平瓦	SA1600 抜・切取溝	I A類	厚さ:2.0cm 凸面:ナデ 凹面:布目→ナデ		B7108
2	平瓦	SA1600 抜・切取溝	I C類-a	厚さ:1.3cm 凸面:格子タタキ 凹面:布目 側面:ヘラケズリ		B7108
3	平瓦	SA1600 抜・切取溝	I C類-b	厚さ:2.5cm 凸面:斜格子タタキ 凹面:布目 側面:ヘラケズリ		B7108
4	平瓦	SA1600 抜・切取溝	II B類-a2	厚さ:5.0cm 凸面:長軸に沿う縄タタキ		B7108
5	隅切瓦	SA1600 抜・切取溝		厚さ:1.1~1.5cm 凸面:縄タタキ→ナデ 凹面:布目→ナデ 側面:ヘラケズリ 平瓦 I A類を用いたもの		B7108

第 38 図 SB1599 門跡、SA1600・1601 堀跡および出土瓦

抜・切取り溝はSB1599 門跡の柱抜取り穴と一連で、場所によって規模がやや異なる。上幅は約20～60cm、深さは約10～80cmで、断面形はU字形である。堆積土は自然流入土で、上・下層は大別される。下層は崩れた布掘の埋土を含む褐色土、上層は第Ⅶ層の褐色砂質土が流入したものである。

布掘、抜・切取り溝ともに遺物は出土していない。

【SA1602 堀跡】(第31～34図)

上述のSA1601 堀跡の約1.5m北側を東西方向に続く材木堀で、西1～4トレンチの旧表土面で検出した。東端はSB1599 門跡西側柱穴の北側に位置する。また、西4トレンチのW56から西側はSX2931 平場跡の造成で削られており、確認した長さは未調査部分を挟んで約33.0mである。方向は東西の発掘基準線に対して東で北に3度偏している。SX2931より古い。

布掘は材木の抜・切取り溝で壊されているが、およそ幅40～50cm、深さ30～40cmのものと推定され、ブロック状の地山土を含む黒褐色土や灰黄褐色土で埋め戻されている。材木の多くは抜取られているが、切取られた場所で確認した痕跡は直径15cm前後の円形を呈している。

抜・切取り溝は上幅が約40～80cm、深さが約10～40cmのもので、断面形はU字形である。堆積土は暗褐色や褐色の砂質土、砂などの自然流入土で、上部には第Ⅶ層が流れ込んでいる。

布掘、抜・切取り溝ともに遺物は出土していない。

【SA1603 堀跡】(第31～34図)

上述のSA1600 堀跡の約1.5m北側を東西方向に続く材木堀で、西1トレンチの旧表土面、及び地山で検出した。西端はSB1599 門跡東側柱穴の北側に位置し、SA1602 堀跡東端と約2.3mの通路とみられる間を挟んで東側に延びており、W4から先は後世に削平されている。確認した長さは未調査部分を挟んで約17.1mで、方向は東西の発掘基準線に対して東で北に3度偏している。政庁-外郭南門間道路A期のSD1605・1606 側溝(p47第6表：SX1604 a 1・2 道路跡)より古い。

布掘は材木の抜・切取り溝で壊されているが、およそ幅40cm、深さ40cmのものとみられ、小さいブロック状の地山土・岩盤を含む黄褐色土で埋め戻されている。材木の多くは抜取られているが、切取られた場所で確認した痕跡は直径20cm弱の円形を呈している。

抜・切取り溝は上幅約40～50cm、深さ約15～30cmのもので、断面形はU字形である。堆積土は西端と他の場所で異なり、西端は第Ⅶ層の褐色砂質土が堆積している。他の場所では上・下層が大別され、下層が自然流入の褐色砂質土、上層がブロック状の黄褐色土を含む暗褐色土で埋め戻されており、その上を第Ⅶ層が覆っている。

布掘、抜・切取り溝ともに遺物は出土していない。

(4) 溝・土壇

【SD2831 溝】(第31・32・42・43図)

西3トレンチの整地A(第Ⅷ層)上面で検出した東西方向に延びる溝である。確認した長さは約3.0

mで、上幅は約 4.3 ～ 5.5 m、深さは約 90cmある。断面形は皿形で、底面は南側がより窪んでいる。

堆積土は自然流入土で 3 層に細分される。下から 3 層が多量の炭を互層状に含む黄灰色土、2 層が灰白色火山灰層、1 層が炭粒を含む黒褐色土で、1・3 層は土器の破片を多く含む。

遺物は灰白色火山灰層 (2 層) を挟んで上下 (1・3 層) で多数の瓦と土器のほか、鉄製品が出土している。上下で遺物の様相に差がないことから一括して述べる。

瓦は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦があり、軒丸瓦には宝相花文 420、歯車状文 427(第 42 図 1)のほか、型番不明の重弁蓮花文がある。軒平瓦には連珠文 831 の b タイプ (2・3)、二重狐文 511 がある。丸瓦は II 類、平瓦は I・II 類の各種の破片が出土している。

土器は土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器、緑釉陶器がある。土師器と須恵系土器が多いが、小片が多く、図化できたものは須恵器が主体をしめる。土師器には坏・高台杯・甕がある。坏底部の切離し・再調整の技法をみると、回転糸切り無調整、回転糸切り後に手持ちヘラケズリ調整、切離しが不明で手持ちヘラケズリ調整のものがあり、切離し後に再調整されるものがやや多い。須恵器は坏・高台杯・瓶・甕があり、坏の底部はすべて回転糸切り無調整のものである (第 43 図 1～3)。瓶には底～体部 (5)、甕は口縁部の資料がある (6)。須恵系土器は坏・高台杯 (4) があり、灰釉陶器には碗、または皿の口縁部資料、緑釉陶器には碗、または皿の体部資料がある。

鉄製品には釘がある (第 42 図 10)。先端が欠損しているが、長さ 8cm 以上の釘で、頭部は一辺約 1cm の方形を呈している。

【SD2929 溝】 (第 31・39・42・43 図)

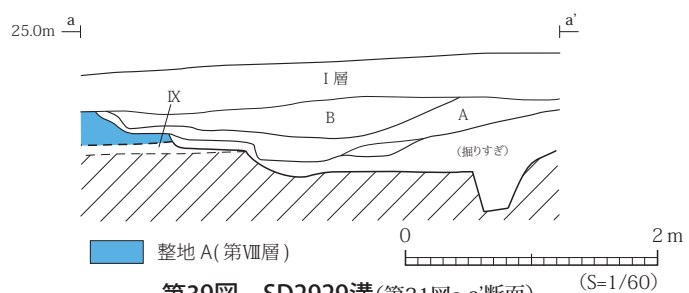
西 5・6 トレンチの整地 A (第 VIII 層) 上面、及び地山面で検出した東西方向に延びる溝である。一度掘り直されている (溝 A → 溝 B)。

溝 A は検出した長さが約 3.6 m で、上幅は約 4.0 m である。深さは約 50cm で、断面形は皿形を呈す。方向は、北辺でみると東西の発掘基準線に対して東で南に 3 度偏している。堆積土は自然流入土で上下 2 層に細分される。ともに土器の小片を含む灰褐色土で、上層には炭粒が少量含まれる。

溝 B は検出した長さが約 8.3 m で、西側は削平されている。上幅は約 2.8 m、深さは約 30cm で、断面形は皿形である。方向は、南辺でみると東西の発掘基準線に対して東で南に 4 度偏している。堆積土は砂・炭粒を含む黒褐色の自然流入土で、須恵系土器の破片を多く含む。

遺物は溝 A・B ともに堆積土から出土しており、溝 A では多数の瓦と少量の土器が出土している。瓦は軒平瓦、丸瓦、平瓦があり、軒平瓦には細弁蓮花文 311 がある (第 42 図 4)。丸瓦は II・II B 類、平瓦は I A・II B・II C 類があり、平瓦 II B 類には a・b の両タイプがある。土器は須恵系土器の坏、または高台杯とみられるものがあるが、小片で図化できるものはない。

溝 B では多数の瓦と土器のほか、硯



第 39 図 SD2929 溝 (第 31 図 a-a' 断面)

が出土している。瓦は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦がある。軒丸瓦はすべて重弁蓮花文のものだが、型番がわかるものはない。軒平瓦には単弧文 640 の a タイプ、偏行唐草文 624(5) がある。丸瓦は I A・II・II B 類があり、II B 類には赤色顔料が付着したものがある。平瓦は I A・I B・I C・II A・II B・II C 類があり、I C 類はすべて a タイプで、釘穴のあるものもある(6)。II B 類は a・b の両タイプがある。

土器は土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器があり、須恵系土器が多い。土師器には坏・高台付坏・蓋があり、坏の底部はすべて回転糸切り無調整のものである(第 43 図 7)。高台付坏(8)・蓋は小片が僅かにあるのみである。須恵器には坏・蓋・瓶・甕があり、坏の底部はヘラ切り無調整のものである。須恵系土器には坏・皿・高台付坏・高台付皿・台付鉢があり、坏・皿類の底部資料はすべて回転糸切り無調整のものである(9～17)。高台付坏・皿類は低い角高台の付く形態が主体を占めるが、足高高台のものも含まれる(18～32)。

灰釉陶器には皿の口縁部破片と瓶の頸部破片がある。小片で図示はできないが、ともに胎土の特徴から東濃産とみられ、瓶は大原 2 号～虎溪山 1 号窯式期の大瓶とみられる。硯には須恵器質の圈足硯の破片がある。復元径が約 23cm に達する大型の硯で、脚部にスリット状の透かし穴が認められる(33)。

【SK1610 土壌】(第 31・40・41 図)

西 1 トレンチの旧表土面で検出したほぼ方形の土壌である。政庁 - 外郭南門間道路跡 A 期の SD1608 西側溝より古い(p 47 第 6 表: SX1604b2 道路跡)。

規模は東西が約 2.5 m、南北が約 2.7 m で、深さは約 70cm である。底面は確認した東西方向では平坦で、壁はほぼ垂直に立ち上がる。堆積土は地山岩盤のブロックを多く含む黒褐色土で、人為的に埋め戻されている。遺物は出土していない。

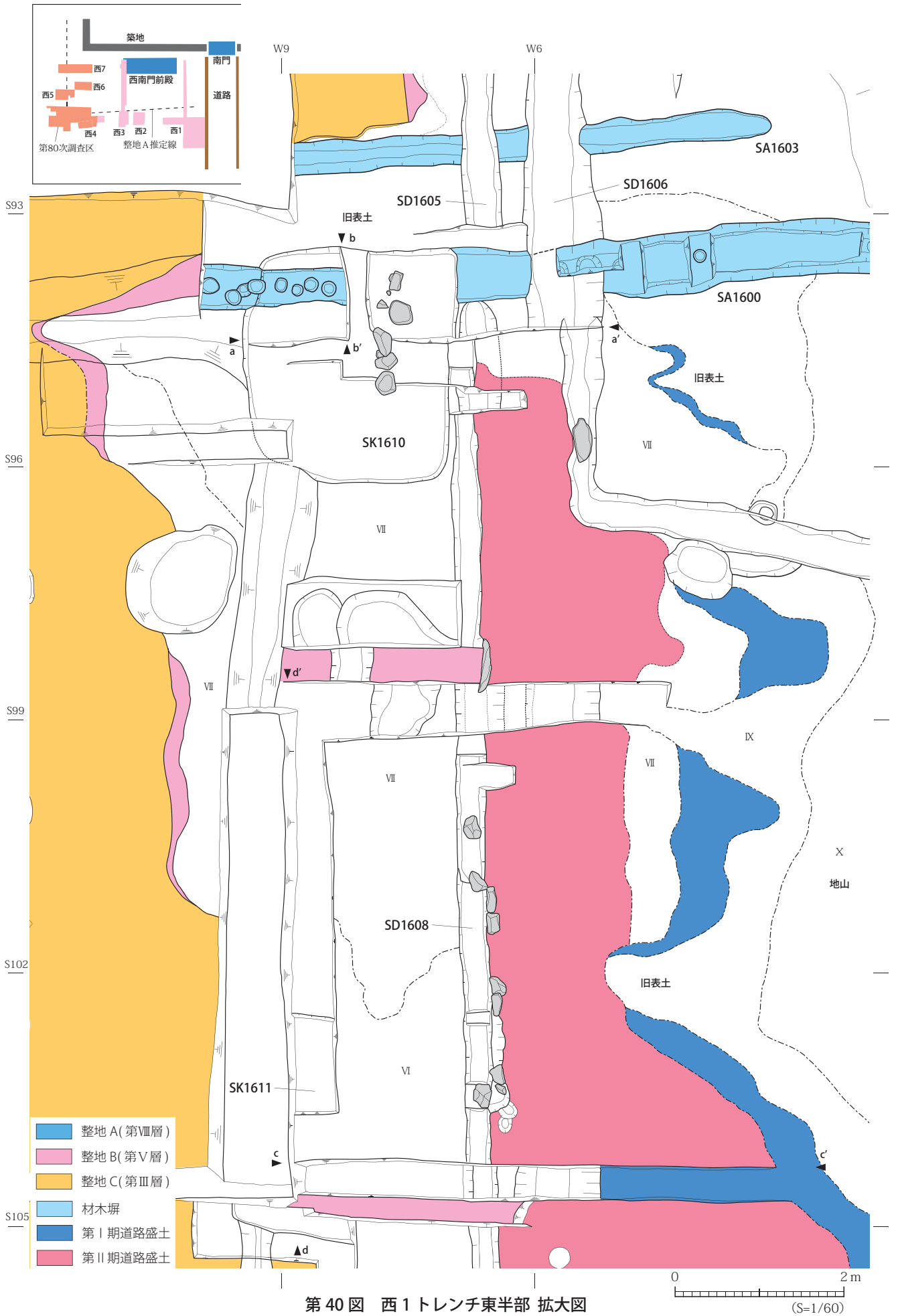
【SK1611 土壌】(第 31・40・41 図)

西 1 トレンチの旧表土面で部分的に検出した。平面形はやや歪んだ方形とみられる。政庁 - 外郭南門間道路跡 A 期の SD1605 西側溝より新しく(p 47 第 6 表: SX1604a1 道路跡)、SD1608 西側溝より古い(同: SX1604b2)。

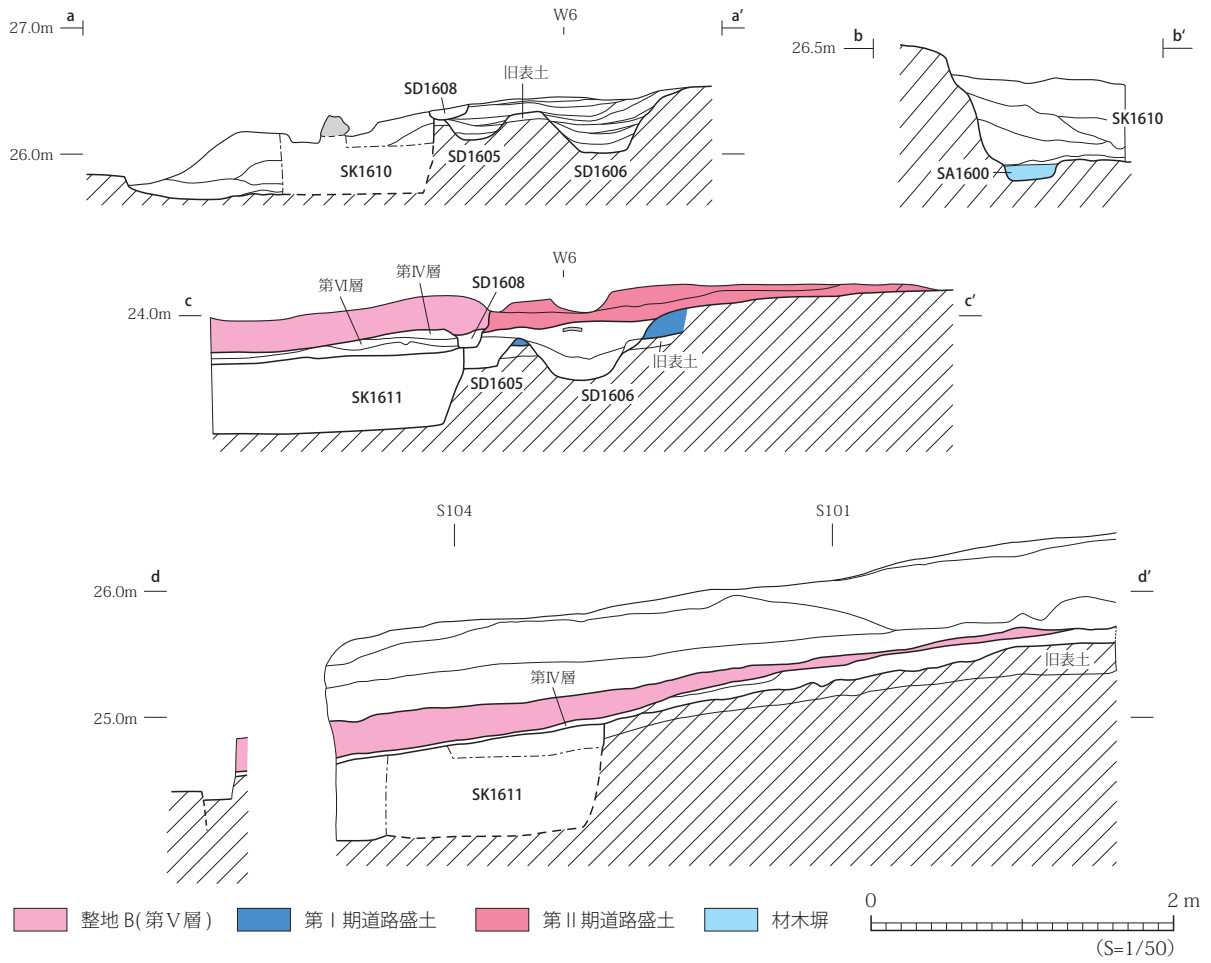
規模は東西が約 3.0 m、南北が約 2.8 m で、深さは約 60cm である。底面は確認した東西方向ではほぼ平坦である。壁は底面からやや外傾して立ち上がり、上部ではほぼ垂直となる。堆積土は地山岩盤の粒やブロック状の黒褐色土を含む褐色土で人為的に埋め戻されており、最終的に上部は第 VI・VII 層で覆われている(第 41 図写真)。遺物は出土していない。

【SK2957 土壌】(第 31・32・34・42・43 図)

西 3 トレンチの第 VII 層上面で検出した。この遺構は年報 2005 では SX2817 鍛冶遺構として報告したが、遺構の認識・登録に誤りがあったため SK2957 土壌として改めて報告する。



第40図 西1トレンチ東半部 拡大図



第41図 SK1610・1611土壤断面

平面形は一部の検出に留まることから不明で、規模は南北が 1.9 m以上、東西が 1.2 m以上とみられる。深さは約 30cmで、内部には多量の鉄滓が堆積しており、標高の低い南側にも流出している。

遺物は多量の鉄滓のほか、瓦と土器がごく少量出土している。瓦は丸瓦 I A・II B類、平瓦 I B類(第 42 図 7)があり、いずれも鉄滓が付着している。土器には土師器甕と須恵器甕(第 43 図 34)がある。

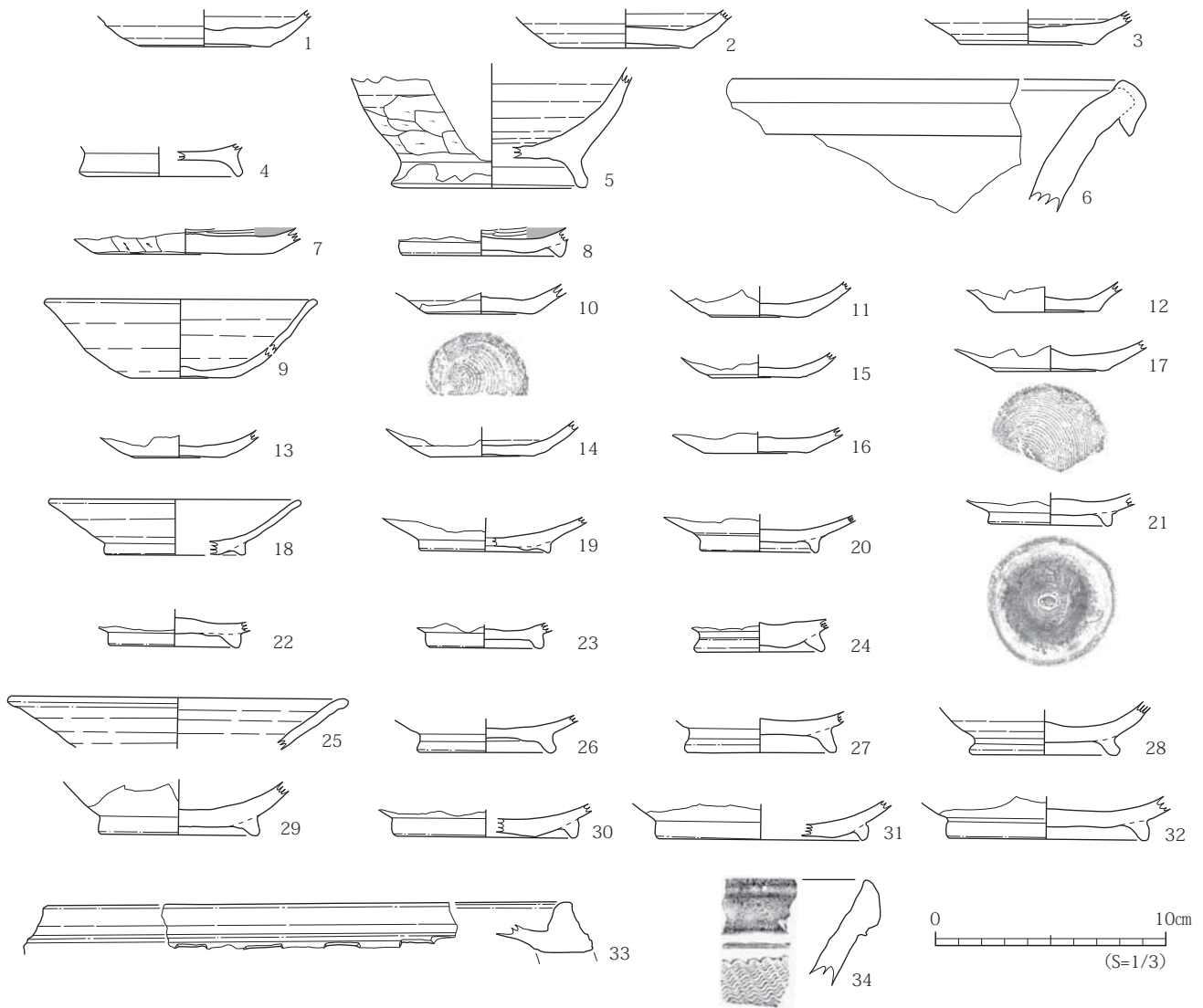
(5) 堆積層の出土遺物

整地層 A～C(第Ⅲ・Ⅴ・Ⅷ層)と表土(第Ⅰ層)以外の堆積層(第Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ層)から出土した遺物について述べる。ただし、政庁-外郭南門間道路跡を中心に調査した第 50 次調査の遺物



No.	種類	遺構・層位	分類・種類	法 量(単位:cm)・特 徴	登 録	箱番号
1	軒丸瓦	SD2831溝	歯車状文 427	厚さ:2.3cm	SD01-15	B14441
2	軒平瓦	SD2831溝	連珠文 831-b	[瓦当] 厚さ:4.0cm (顎面)縄タタキ (平瓦)II C類	SD01-7	B14441
3	軒平瓦	SD2831溝	連珠文 831-b	[瓦当] 厚さ:5.5cm (顎面)縄タタキ	SD01-8	B14441
4	軒丸瓦	SD2929A溝	細弁蓮花文311	[瓦当] 厚さ:3.5cm	R-103	B14441
5	軒平瓦	SD2929B溝	偏行唐草文624	[瓦当] 厚さ:5.0cm	R-109	B14738
6	平瓦	SD2929B溝	I C類-a	厚さ:2.3cm 凸面:矢羽根状B、凹面:布目 中央に釘穴(径1.1~1.3cm)	R-104	B14737
7	丸瓦	SK2957土壌	I A類	厚さ:2.0cm 凸面:平行タタB→カズリ 凹面:布目、鉄滓溶着 側端:カズリ	R-4	B14312
8	文字瓦	第Ⅶ層	I C類	厚さ:2.5cm 凸面:矢羽根状B→カズリ 凹面:布目・凸台による文字瓦「上」C	SD01-21	B14411
9	鉄製品	SD2831溝	釘		SD01-21	B14441

第 42 図 溝・土壌・堆積層 出土遺物(瓦・鉄製品)



No.	種類	遺構・層位	分類・種類	法 量 (単位:cm)・特 徴	登 録	箱番号
1	須恵器	SD2831溝	坏	残存:底部破片 回転糸切→無調整	SD01-1	B14441
2	須恵器	SD2831溝	坏	残存:底部破片 回転糸切→無調整	SD01-2	B14441
3	須恵器	SD2831溝	坏	残存:底部破片 回転糸切→無調整	SD01-3	B14441
4	須恵系土器	SD2831溝	坏	残存:高台部破片 全面マメツ	SD01-4	B14441
5	須恵器	SD2831溝	瓶	残存:体部下半 手持ちケズリ 底部:回転糸切	SD01-5	B14441
6	須恵器	SD2831溝	大甕	残存:口縁部破片	SD01-6	B14441
7	土師器	SD2929B溝	坏	残存:底部破片 底径:(7.4)cm 底部:回転糸切→手持ちケズリ 内面:黒色処理	R-1	B14745
8	土師器	SD2929B溝	高台坏	残存:底部破片 底径:(7.0)cm 底部:回転糸切→貼付高台 内面:黒色処理	R-2	B14745
9	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:1/4 口径:12.0cm 底径:4.5cm 器高:3.5cm 底部:回転糸切	R-3	B14745
10	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.5cm 底部:回転糸切	R-4	B14745
11	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.2cm 底部:回転糸切	R-5	B14745
12	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.6cm 底部:回転糸切	R-6	B14745
13	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.0cm 底部:回転糸切	R-7	B14745
14	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.6cm 底部:回転糸切	R-8	B14745
15	須恵系土器	SD2929B溝	皿	残存:底部破片 底径:4.2cm 底部:回転糸切	R-9	B14745
16	須恵系土器	SD2929B溝	坏	残存:底部破片 底径:4.6cm 底部:回転糸切	R-10	B14745
17	須恵系土器	SD2929B溝	坏	残存:底部破片 底径:5.0cm 底部:回転糸切	R-11	B14745
18	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:1/4 口径:11.0cm 底径:6.2cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-12	B14745
19	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.6cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-13	B14745
20	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.0cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-14	B14745
21	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.4cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-15	B14745
22	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.8cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-16	B14745
23	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.2cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-17	B14745
24	須恵系土器	SD2929B溝	高台付皿	残存:底部破片 底径:5.8cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-18	B14745
25	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:口縁部破片 口径:14.8cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-19	B14745
26	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:6.2cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-20	B14745
27	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:6.6cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-21	B14745
28	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:6.6cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-22	B14745
29	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:7.2cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-23	B14745
30	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:8.0cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-24	B14745
31	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:9.5cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-25	B14745
32	須恵系土器	SD2929B溝	高台付坏	残存:底部破片 底径:9.0cm 底部:回転糸切→貼付高台	R-26	B14745
33	須恵器	SD2929B溝	円面硯	残存:1/6 縦長長方形の透かし穴	R-27	B14745
34	須恵器	SK2957土壇	甕	残存:口縁部破片 外面:ロクロナデ→波状文 内面:ロクロナデ	R-1	B14312

第 43 図 溝・土壇 出土遺物 (土器)

は別の機会に報告することにする。

第Ⅱ層では須恵系土器の坏、高台杯が出土しているが、小片で詳細がわかるものはない。第Ⅳ層では平瓦ⅠA類がごく少量出土している。第Ⅵ層では瓦と土器が少量出土しており、瓦には丸瓦と平瓦がある。丸瓦はⅠ・Ⅱ類、平瓦はⅠA類を主体にⅠB・ⅠC・ⅡB類があり、ⅠC類はaタイプのものである。土器は須恵器甕の小片がある。第Ⅶ層では瓦が少量と土器がごく少量出土しており、瓦は丸瓦と平瓦がある。丸瓦はⅡB類、平瓦はⅠA類とⅠC類aタイプがあり、平瓦ⅠC類aタイプには凸型台による「上」の陰刻文字があるものがある(第42図8)。土器は土師器坏・甕、須恵器甕があり、土師器坏は非ロクロ調整のものである。

3. 出土遺物補遺

多賀城政庁跡の再調査による出土遺物と、本文編・図録編で未掲載であった資料について報告する。また、本文編・図録編に掲載した資料でも、その後、種別や分類・年代観等の属性に変更点が生じたものについても再録する。

1) 瓦

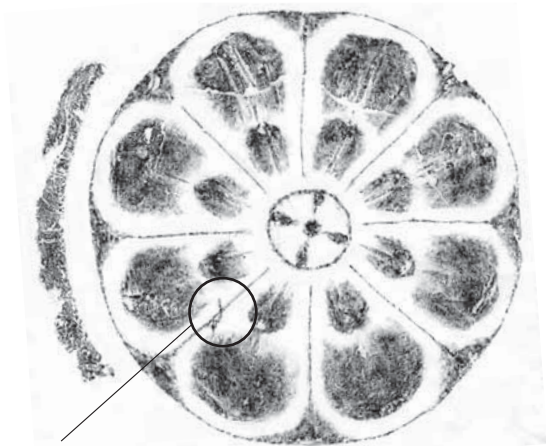
(1) 軒丸瓦の型番の統一について

多賀城政庁跡ではこれまで、二千点を超える数の軒丸瓦が出土している。軒丸瓦の瓦当文様は、全て木製の範に粘土素材を詰め込むことによって施文されており、本文編では使用した範の違いをもとに46種の型番に分類した。

今回、重弁蓮花文軒丸瓦123と132の一部資料において、同位置に範傷が確認された。同位置に存在する範傷は、両者が同範である可能性の根拠の一つとなるため、両者の分類内容について再検討を行った。その結果、両者を同範瓦と認定し、型番を統一することになったため、以下にその検討内容を記す。

123と132は、「8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成が1+4、周縁蓮子は楔形あるいは楕円形で、周縁蓮子間に区画のないもの(本文編-p171)」という文様構成であり、どちらも重弁蓮花文B類である。B類は、周縁蓮子の蓮弁方向、周縁蓮子の平面形の違いからさらに6つのグループ、計16型式に細分した。123と132は、周縁蓮子の方向が蓮弁をさし、周縁蓮子が楕円形をなす同じグループに属している。両者を別範として区別した根拠は、132の「周縁内径が123に比べて3cm程小さい」こと、132の「周縁蓮子は123とほぼ同様であるが、それよりもやや長い」ことであり(本文編-p177)、文様構成は同じであるものの、一部の部位の計測値が異なるため両者を別範として区別している。

今回、分類内容再検討のため、両者の差異として指摘した周縁内径、周縁蓮子を含む各部位の再計測を行った(第44図一下表)。検討対象資料を、残存状況が良く、丸瓦の接合位置から瓦に葺かれた際の上下左右が判明するものに限定し、各資料の同じ箇所を計測した。周縁内径は、123が最大17.9cm、最小17.3cmで平均17.6cm、132が最大17.1cm、最小16.9cmで平均17.0cmである。周縁蓮



范傷

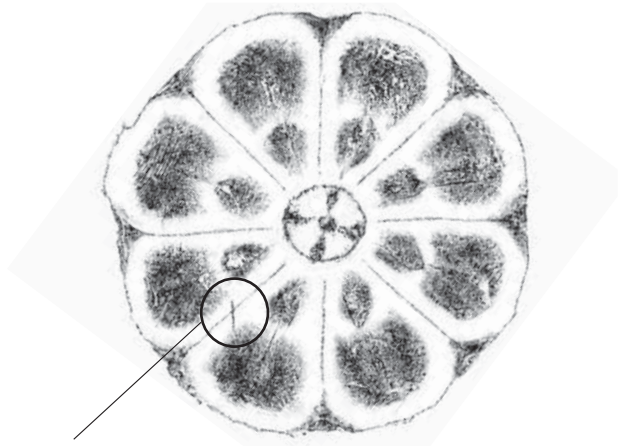


123 (No.3)

No.	周縁内径	蓮弁	小蓮弁	中房	周縁蓮子				箱番号
1	17.7	6.4	2.7	3.8	1.2	1.1	1.2	1.2	B14591
2	17.3	6.3		4					B14590
3	17.5	6.4	2.7	3.9	1.2	1.2	1.1	1.2	B14591
4	17.9	6.5	2.8	4	1.3	1.2	1.2	1.3	B14591
平均	17.6	6.4	2.7	3.9	1.2	1.2	1.2	1.2	

(単位:cm) 1・2多賀城跡出土 3・4多賀城廃寺出土

123 各部位計測表



范傷



132 (No.5)

No.	周縁内径	蓮弁	小蓮弁	中房	周縁蓮子				箱番号
5	16.9	6	2.6	3.9			1	1.1	B14590
6	17.1	6.3		3.9					B14590
7	17	6.1	2.7	3.8	1.3	1.2	1.1	1.3	B14590
平均	17.0	6.1	2.7	3.9	1.3	1.2	1.1	1.2	

(単位:cm) 5・6は多賀城跡出土 7は多賀城廃寺出土

132 各部位計測表

第44図 重弁蓮花文軒丸瓦 123 と 132 の各部位計測値

子は 123 が最大で 1.3cm、最小で 1.1cm、132 が最大で 1.3cm、最小で 1.1cm であり、平均はどちらも 1.2cm である。再計測の結果、周縁内径、周縁蓮子共に、本文編で指摘した数値と同じ差はみられなかった^(註8)。ただし、周縁内径には最大で 1.0cm の差がみられる。なお、ここで計測を行った 7 点全ての資料で、同位置に范傷が確認された (第 44 図)。

両者の間にみられる差が、焼成時の収縮幅に収まる差なのかを検証するため、123 と 132 が属する I 期の瓦の中で最も出土量の多い重弁蓮花文軒丸瓦 126 の各部位の計測を行い、同范瓦における

No.	周縁内径	蓮弁	小蓮弁	中房	周縁蓮子				箱番号
8	14.2	5.1	2.8	3.9	1.3	1.1	1.1	1.3	B14592
9	15	5.5	3	3.8	1.4	1.2	1.2	1.4	B14592
10	14.8	5.3	2.9	4	1.4	1.1	1.1	1.3	B14592
11	13.4	4.8	2.7	3.6	1.3	1	0.9	1.2	B14590
12	13.6		2.5	3.6	1.3	1.1	1	1.2	B14592
13	14.7	5.2	2.8	3.9	1.3	1.2	1	1.3	B14592
14	15.2	5.3	3	4	1.3	1.1	1.1	1.3	B14592
平均	14.4	5.2	2.8	3.8	1.3	1.1	1.1	1.3	B14592

(単位:cm) 全て多賀城跡出土

第7表 126 各部位計測表

収縮幅の検証を行った（第7表）。なお、計測箇所は、123・132で計測した箇所に対応する箇所を計測している。周縁内径をみると、最大で15.2cm、最小で13.4cmであり、同範の瓦であっても周縁内径には最大で1.8cmの差が出ることが分かる。123と132の間でみられた周縁内径の差は、この数値よりも小さいことから、同範瓦の収縮幅の範囲内と考えることが可能である。

これまでの文様構成、各部位の長さ、範傷の再検討をまとめると、123と132は文様構成が同じであること、周縁内径など各部位の数値の差が同範瓦の収縮幅に収まることから同範瓦であると考えられることができる。加えて、同位置に範傷が認められたことも、両者が同範瓦であることを強く裏付けている。よって、両型式は同範瓦であるとの認定に改め、今後は型番132を欠番とし、型番123に統一することとする。

（2）追加資料について

軒瓦、文字瓦、塼について再調査により追加された資料の報告を行う。

ヘラ書き文字瓦で1点、新出文字が出土した以外は、軒瓦、文字瓦共に新型式の出土はなく全体に占める各資料の割合にも大きな増減は無い。以下にその内容を記す。

【軒瓦】

第8表に出土量を示した。

軒丸瓦、軒平瓦の追加資料数は合わせて59点であり、新型式の出土は無い。また、全体に占める各時期の軒丸瓦の割合にも大きな増減は無い。

【文字瓦】

《ヘラ書き瓦》

文字瓦は「上」「下」「木」「常」「作」「新」「富田」が1点ずつ、合計7点出土している。「作」の字は多賀城跡では新出の文字である。

《刻印瓦》

刻印文字瓦については、第9表に出土量を示した。

刻印文字瓦の追加資料は合計60点であり、新出の文字瓦は出土し

	追加型番	追加点数	追加型番	追加点数
I期	追加資料無し		511 514	22 1
	小計	491	小計	1039 (1016)
	割合	22.9(23.1)%	割合	36.1 (35.9)%
II期	追加型番	追加点数	追加型番	追加点数
	223	2	620	2
	226	1	621	1
	227	1	640	8
	240	1		
	243	2		
	小計	995(988)	小計	931(920)
割合	46.5(46.4)%	割合	32.3 (32.5)%	
III期	追加型番	追加点数	追加型番	追加点数
	320	2	624	1
			627	1
			650	2
			710	4
			721A	1
	小計	367(365)	小計	675 (666)
割合	17.1(17.1)%	割合	23.5 (23.5)%	
IV期	追加型番	追加点数	追加型番	追加点数
	310B	3	721B	4
	小計	289(286)	小計	234 (230)
割合	13.5(13.4)%	割合	8.1 (8.1)%	

軒丸瓦 合計 2142点 軒平瓦 合計 2879点

小計…本文編と追加資料の合計点数、()内の数字は本文編での数値
割合…軒丸瓦・軒平瓦それぞれの総数に占める各遺構期の点数の割合

※ 本文編付表2を元に追加資料点数を加えた。ただし、本文編に対応させるため政庁南面地区出土資料は除外してある。

第8表 軒丸瓦・軒平瓦の遺構期別出土比率

時期	刻印の種類	計	追加	小計
II期	物A	146	9	155
	物B	21	2	23
	物C	4	1	5
	丸A	260	12	272
	丸B	13	2	15
	田A	68	9	77
	田B	14	2	16
	田C	9		9
	田D	1		1
	伊	154	9	163
	占	19		19
	矢A	155	9	164
	矢B	30	5	35
	矢C	1		1
	福	2		2
IV期	上A	2		2
	上B	4		4
	本	2		2
合計		905	60	965

※ 本文編表9を元に追加資料点数を加えた。
ただし、本文編に対応させるため政庁南面地区出土資料は除外してある。

第9表 刻印文字瓦出土点数

ていない。また、全体に占める各資料の割合にも大きな増減はない。

《凸型台による文字瓦》

凸型台による陰刻文字瓦は「今」「上」Cが1点ずつ出土している。

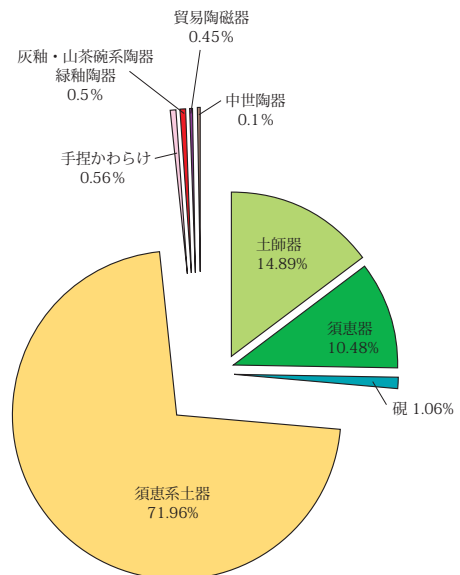
【埴】

東楼地区の表土から1点（年報 2005-p7）出土している。出土した埴は厚さ約5cmの板状で隅部のみ破片である。側面は斜めに面取りされ、上下面は平坦にヘラケズリ調整されている。2側面に木製範による渦巻き状の唐草文様が施される。第32次調査出土資料の神獣文埴の側面文様に類似するが、残存部位が異なるため範の異同は検証できない。

2) 土器

政庁跡出土土器の種類として、土師器、須恵器、須恵系土器、かわらけ、灰釉・山茶碗系陶器、緑釉陶器、貿易陶磁器、甕形土器、製塩土器、中・近世陶磁器などがある。これらの各種別の破片集計結果について、本文編における集計結果（本文編-p239）と、今回の追加資料の集計結果をまとめて第10表に示した。

土器の種別の比率をみると、須恵系土器が72%、土師器15%、須恵器10.5%、その他2.5%となる。本文編と追加資料を比較すると、追加資料を加えた集計では、須恵系土器の割合が減少し、その他の種類の土器が微増している。特に、かわらけ、灰釉・緑釉陶器、貿易陶磁器などの希少な種類の土器が微増している（第45図）。



第45図 政庁跡出土土器の種別割合

以下、種別に主な追加資料の内容を記す。

	土師器				須恵器				硯		須恵系土器						手捏かわらけ	灰釉・山茶碗系陶器			緑釉陶器	貿易陶磁器			中世陶器						
	坏	高台坏	甕	瓶	坏	高台坏	瓶	甕	円面硯	風字硯	坏・皿	高台坏・皿	(台付)鉢	脚付土器	柱状高台	坏	小皿	碗・皿類	蓋類	鉢類	瓶類	碗・皿類	瓶類	白磁碗・皿	青白磁碗・皿	青磁碗・皿	陶器類	鉢・甕類			
政庁本文編	908	89	21	1	317	49	79	101	66	19	3474	2235	16	4	2	4	1	1	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
再検討追加資料							-2							+1	+5	+1	+3	+2						+2				+2	+1		
第76次	120	3	74		48	1	36	152	6	3	84	24	29				2														
第77次	6	2	11		3	1	1	9	2		8	15	3											1	7						
第78次(政庁南面)	108	2	7		35	1	8				78	9	2																		
第80次(政庁南面)	14	1	6		11	1	8	63	3		358	117	5	1	2	3	5	1			1		8	1					3		
第81次(政庁南面)	6	7	3		2		6	48			193	38	6	2	1	3	32	7			2	14	1	14	3	1	1	1	7		
合計	1162	104	122	1	416	53	136	373	77	22	4195	2438	61	8	6	6	39	13	11	1	3	24	7	1	33	3	2	1	3	2	7
種別計	1389				978				99		6714						52	47			42			9							

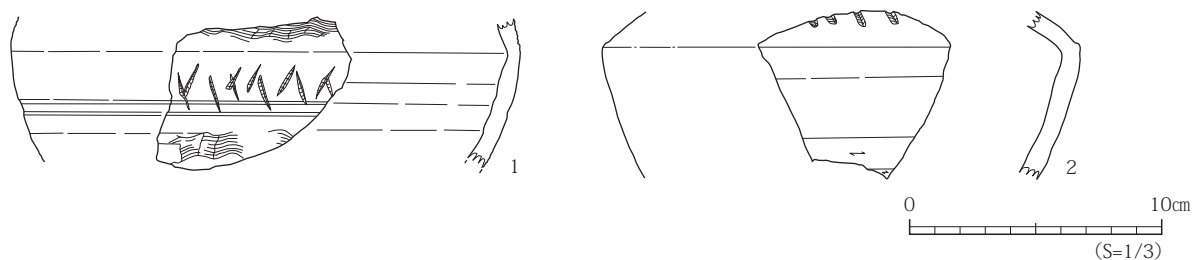
(土師器・須恵器・須恵系土器の坏類点数は底部破片数を集計したもの)

第10表 多賀城政庁跡 出土土器一覧

(1) 土師器・須恵器

土師器では新たに報告する資料はない。須恵器については、多賀城創建に先行する時期のもののみられる次の2点の未報告資料を掲載する。

第46図1・2は、須恵器瓶の破片である。1は表土、2は政庁北西部の瓦溜（遺構番号は不明）から出土している。いずれも瓶の肩から体部にかけての破片で、肩・胴部に櫛歯状工具を使用した波状文、同じ施文具を斜位に刺突した波状列点文が巡る。



No.	地区	グリッド	遺構・層位	器種	部位	残存	特徴	報告No.	登録	箱番号	備考
1	DTGN	MQ47	表土	瓶	体部	1/8	櫛歯状工具波状文	未報告		B14926	
2	DTGN19次	NO61	瓦溜	瓶	体部	1/2	櫛歯状工具列点文	未報告		B777	

第46図 須恵器

(2) 須恵系土器

以下では、これまで「かわらけⅡ類」(年報1987)、「土師質土器」(年報1991)、「酸化焰焼成土器」(年報2006)などの異なる名称で記述してきたロクロ成形の土器を「須恵系土器」として一括する。これらの土器は、多賀城内では10世紀代から12世紀代まで連続的に変遷すること(年報2006)が明らかになっているが、その間の土器様相の変化は漸移的であり、呼称を変え得るような明確な画期は見出せない。したがって本書ではこれらの土器を須恵系土器として一括した。なお、器形については、杯、小皿、器台、台付鉢に加え、新たに判明した柱状高台(杯・皿)、脚付土器も須恵系土器の範疇に含める。

第47図1～3は、図録編で須恵系土器小皿として掲載した資料である。いずれも口径が11cm未満で器壁が厚く肌理が粗い。1は政庁西辺中央部のSK375瓦溜から出土しており、共伴した灰釉陶器(第48図9)の年代観が変更されたために再録した。

第47図5は未報告資料である。柱状高台杯の高台部で、南辺築地外側のSK066周辺の表土から出土している。

第47図6～9は、6～8が図録編に須恵系土器高杯として記載した土器で、9は未報告資料である。いずれも手捏により成形された断面直径4cm前後の棒状の脚部破片で、直径1.5cm前後の貫通孔があり、上下にほぼ同形のロクロ調整の受け皿が付く器台高杯である。8は東脇殿周辺の表土、それ以外は政庁西辺沿いのSK058・068・603など瓦溜から出土した。

第47図10～14は、いずれも未報告資料で脚の付く土器の棒状の脚部破片である。11・13は西辺築地外側の表土から出土したものである。いずれも手捏により成形された断面直径3cm前後の棒状の破片で、表面はいずれも粗いケズリにより仕上げられている。

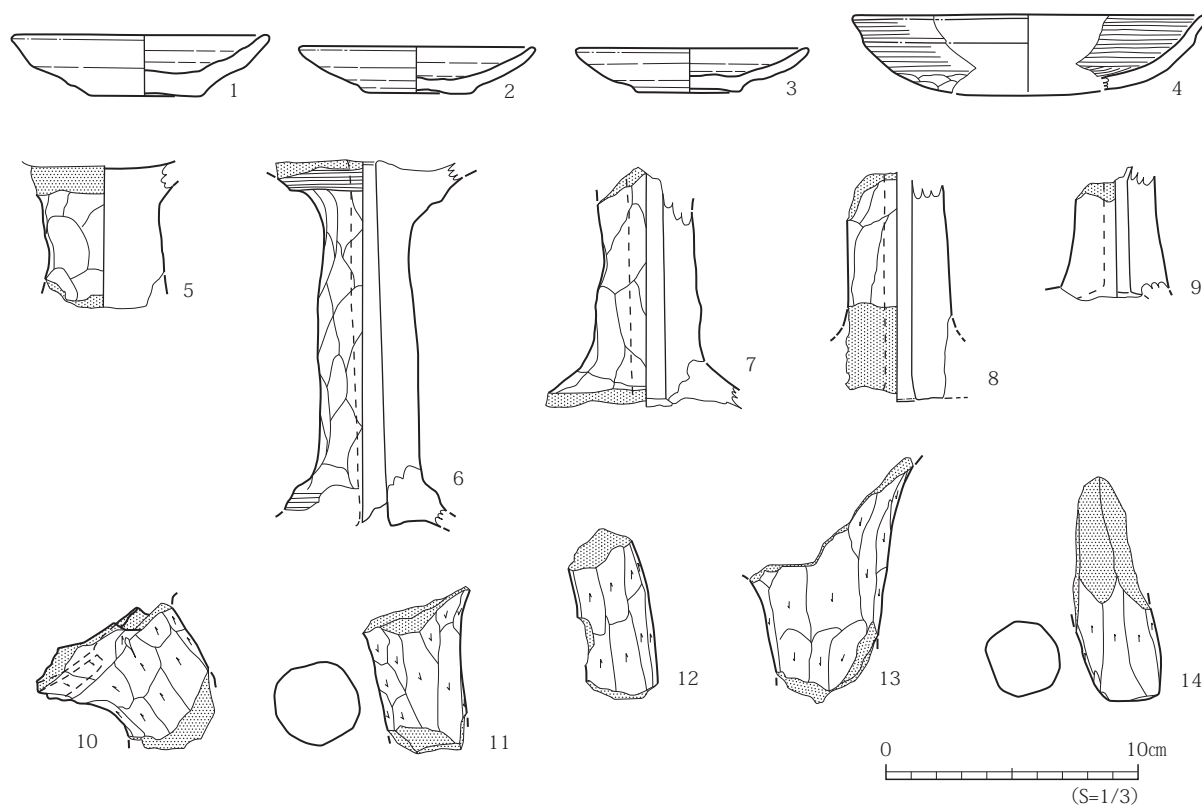
(3) かわらけ

以下ではこれまで「土師質土器」(図録編、PL129-629・630)、「かわらけⅠ類」(年報1987)などの異なる名称で記述した非口クロ成形の土器を「かわらけ」として一括する。政庁跡の既往の調査で出土した資料を再検討した結果、表土出土遺物の中にかわらけ杯・皿の体部、底部の破片を新たに5点確認し、このうち杯1点を図示した。

第47図4は未報告資料である。かわらけ杯で、政庁南東部の遺構確認面から出土した。灰白色を呈する緻密な胎土の土器で、口縁部が二段階にナデ調整され、外面に段が形成されている。

(4) 灰釉・山茶碗系陶器、緑釉陶器

灰釉・山茶碗系陶器、緑釉陶器は、生産地や年代観についての再検討が進んでいることから、未報告資料と合わせ、本文編・図録編刊行後に年代・産地などの属性に変更が生じた資料を中心に報告する。図示した資料の他に、表土出土遺物の中に灰釉陶器瓶類の体部破片を5点、緑釉陶器破片を3点



No.	地区	グリッド	遺構・層位	器種	部位	残存	特徴	報告No.	登録	箱番号	備考
1	DTGN	MT65	瓦溜 (SK375)	須恵系土器 小皿		完存	底部回転糸切痕跡	PL119-308	R264	B14926	
2	DTGN	MD65	表土 (SK070)	須恵系土器 小皿		完存	底部回転糸切痕跡	PL118-278	①R12	B14926	
3	DTGN	Z Z	表土	須恵系土器 小皿		完存	底部回転糸切痕跡	PL118-274	R177	B14926	
4	DTGN	E36 S57	床土	手捏かわらけ 杯		1/6		未報告		B14926	
5	DTGN	LR64	南辺築地外側表土	須恵系土器 柱状高台	高台部			未報告	①R7	B14926	
6	DTGN	MO65	表土 (SK068)	須恵系土器 器台高坏	脚部	脚部のみ		PL128-598	R13	B14926	
7	DTGN	NC34	瓦溜 (SK058)	須恵系土器 器台高坏	脚部	脚部のみ		PL128-599	R16	B14926	
8	DTGN	MT34	表土 (東殿)	須恵系土器 器台高坏	脚部	脚部のみ		PL128-601	①R8	B14926	
9	DTGN	NN64	瓦溜 (SK603)	須恵系土器 器台高坏	脚部	脚部のみ		未報告	①R9	B14926	
10	DTGN		築地	須恵系土器 脚付土器	脚部	脚部のみ		未報告	R331	B14926	
11	DTGN	NJ68	西辺築地外側表土	須恵系土器 脚付土器	脚部	脚部のみ		未報告	①R14	B14926	
12	DTGN	YZ	表土	須恵系土器 脚付土器	脚部	脚部のみ		未報告	①R221	B14926	
13	DTGN	NN68	西辺築地外側表土	須恵系土器 脚付土器	脚部	脚部のみ		未報告	R9	B14926	
14	DTGN	N544	表土	須恵系土器 脚付土器	脚部	脚部のみ		未報告	①R14	B14926	

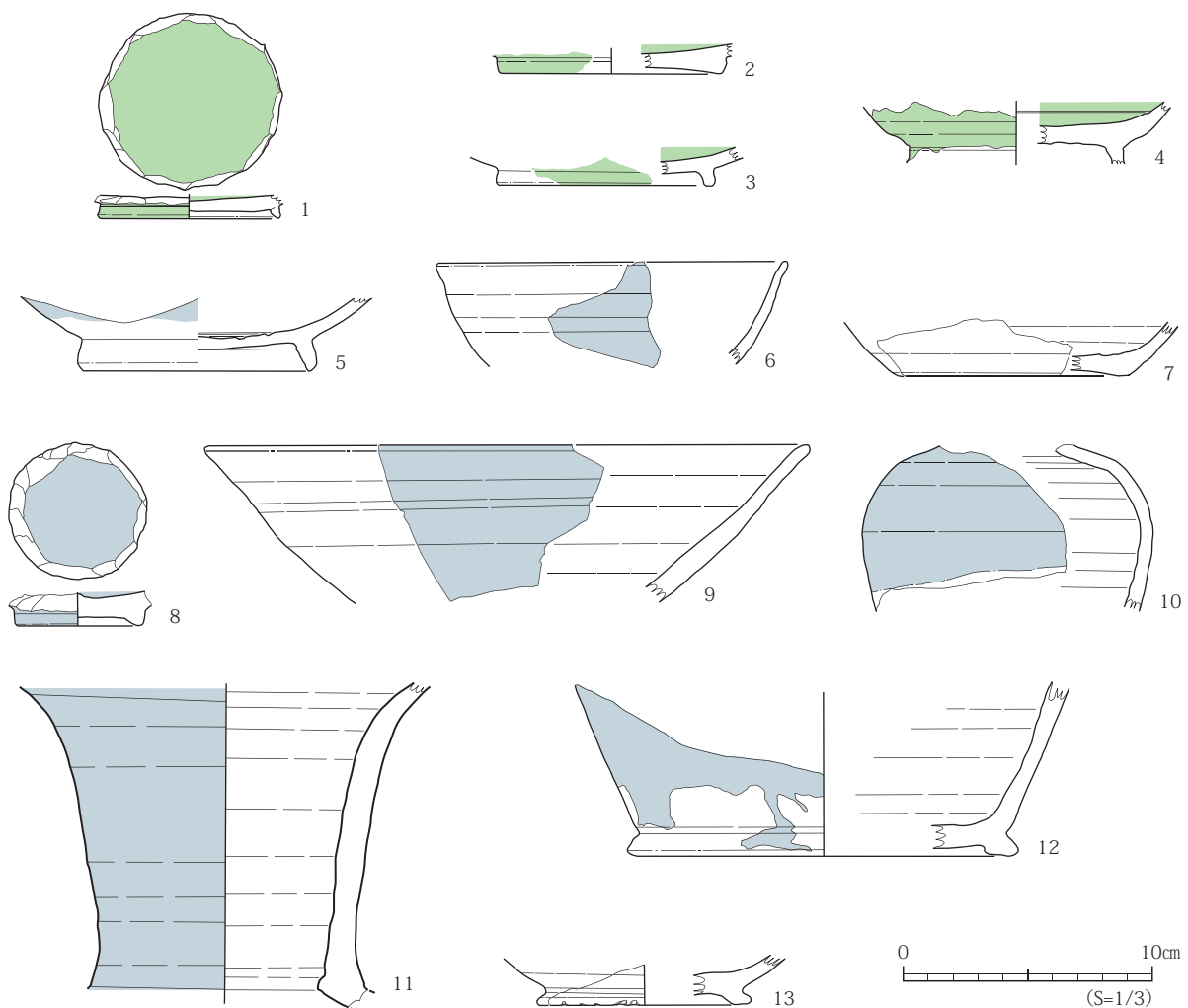
第47図 須恵系土器、かわらけ

確認した。

第 48 図 1～4 は、図録編に緑釉陶器として記載した土器である。いずれも表土出土である。胎土や釉調、器形細部の特徴などを確認するために再録した。胎土は 2 が軟質、それ以外はいずれも硬質で、釉調は 1 が暗緑色、2～3 が黄緑色である。4 の高台内面は二段に折れる形状である。

第 48 図 5～7 は、いずれも未報告の灰釉陶器碗の破片である。地点不明の表土もしくは堆積層から出土したものである。5 は三日月高台の底部破片で釉は漬け掛けによるものである。6 は口縁部破片で厚手の器壁で釉は不明瞭である。7 は回転糸切り痕の残る底部破片で、粗い胎土に黒色粒が多く混じる。

第 48 図 8～10 は、図録編に灰釉陶器として記載した土器である。器形・施釉の特徴を記す目的



No.	地区	グリッド	遺構・層位	器種	部位	残存	特徴	報告No.	登録	箱番号	備考
1	DTGN16次	ZZ	表土	緑釉 碗	底部	1/2	加工により円盤	PL129-627	R209	B14928	胎土暗灰色硬質、釉色：暗緑色
2	DTGN 1次	ZZ	表土	緑釉 碗	底部	1/6	胎土：白色軟質	PL129-623	R211	B14928	洛北・釉色：淡緑色
3	DTGN16次	NS43	北辺築地外側表土	緑釉 碗	底部	1/6	胎土灰肌色やや硬質	PL129-624	R005	B14928	猿投・釉色：黄緑色
4	DTGN 5次	NC33	表土 (SK058?)	緑釉 碗	底部	1/4	胎土灰肌色やや硬質	PL129-626	R002	B14928	近江・釉色：黄緑色
5	DTGN	ZZ	表土	灰釉 碗	底部	1/2	三日月高台	未報告		B14928	東濃 (大原 2 号)、釉は漬け掛け
6	DTGN 9次	NG64	表土	灰釉 碗	口縁部	1/8		未報告		B14928	東濃 (大原 2 号)、釉は不明瞭
7	DTGN	東トレンチ	Ⅲ B	灰釉 碗	底部	1/2	回転糸切り痕	未報告	R264	B14928	東濃か?
8	DTGN16次	MS68	西辺築地外側表土	灰釉 稜皿	底部	1/2	加工により円盤	PL129-618	R11	B14928	東濃 (明和 2 7 号)、釉は不明瞭
9	DTGN16次	MT65	SK375瓦溜	灰釉 大平鉢	口縁部	1/8		PL129-619	R16	B14928	東濃 (大原 2 号)、釉は不明瞭
10	DTGN 4次	ZZ	表土 (北西部)	灰釉 瓶	体部	1/4	釉は刷毛塗り	PL129-621		B14928	
11	DTGN16次	NA32	表土 (東殿)	灰釉 広口瓶	頸部	1/6	釉は不明瞭	PL114-215	①R24	B14928	東濃 (虎溪山 1 号)、須恵器として報告
12	DTGN16次	LR63	土器溜 (SK066)	灰釉 大瓶	底部	1/8		PL114-219	R8①	B14928	東濃 (虎溪山 1 号)、須恵器として報告
13	DTGN	T5		山茶碗	底部	1/6	高台下端に砂・萱痕	未報告		B14928	東濃 (谷迫間 2 号)

第 48 図 緑釉陶器、灰釉・山茶碗系陶器

で再録した。8は山茶碗系陶器碗の体部を打ち欠いて底部を円盤状に成形したものである。9は灰釉陶器大平鉢の体部破片、10は灰釉陶器瓶の体部破片である。釉の掛かりは8・9が不明瞭で、10は刷毛塗りである。9は政庁西辺のSK375瓦溜、8・10は政庁西辺築地周辺の表土出土である。

第48図11・12は、図録編に須恵器として記載した土器であるが、11は灰釉広口瓶、12は大瓶の破片である。11は東脇殿周辺の表土、12は政庁南西築地外側のSK066土器溜から出土した。

第48図13は未報告資料で、出土層不明の灰釉・山茶碗系陶器の底部破片である。高台下端に砂・敷藁圧痕がみられる。

(5) 貿易陶磁器

政庁跡出土の貿易陶磁器は、白磁、褐釉陶器、緑釉陶器がある。これらについても、未報告資料に加え、本文編・図録編刊行後に産地・年代などの属性に変更が生じた資料について記述する。図示資料の他に、表土出土遺物の中に白磁碗・皿を各1点確認した。

多賀城跡出土の貿易陶磁器集成（年報2005-p44・45）以降の追加資料は第10表のとおりである。

第49図1は、未報告資料の白磁碗である。表土から出土した。器形は輪花碗で、華南（福建省）産とみられる。

第49図2は、本文編に邢窯系白磁碗破片として掲載したものである。SK078土壙から出土したもので、伴出した土器群の年代推定根拠の一つにした資料である。再検討の結果、器形は輪花皿で、青みを帯びた釉の色調等から華南（福建省）産とみられる。このため実測図を修正して再録した。

第49図3は、未報告資料で、胴部から底部にかけての褐釉壺の破片である。北辺築地外側の表土から出土している。胎土が肌理の細かい硬質の褐色土でやや大粒の石英粒が含まれること、外面は褐釉が漬け掛けされ釉ダレが生じている。近世陶器として登録され未報告の資料であるが、中国産の褐釉陶器の可能性があるので収録した。

なお、北辺築地内側の第16次調査SK364瓦溜出土遺物の中にも褐釉陶器が含まれている（本文編-p265）。

この他、未報告資料で、出土層不明の緑釉陶器壺の肩部破片がある。胎土は肌理の細かい軟質の黄白色土で、外面に貫入の入る厚い緑釉が掛かり、内面に刷毛塗りの化粧土がみられる。近世陶器として登録され未報告の資料であるが、中国産の緑釉陶器の可能性があるので収録した。

(6) 製塩土器

第76次調査において政庁北辺地区表土から製塩土器の底部の破片（年報2004-p39）が出土した。復元底径19.5cm、器壁1.5cmで、胎土に石英粒を多く含んでいる。

(7) 竈形土器

竈（かまど）の形をした土製品は、土製竈、置き竈、移動式竈、韓竈などの呼称があるが、ここでは竈形土器と呼ぶことにする。第19次調査において政庁北辺地区表土から幅2cm、高さ2cmの突

帯状の破片が出土している（未報告）。破片の形状から甕形土器側面に開口する焚き口に付けられた庇状の突出部が剥離したものとみられる。

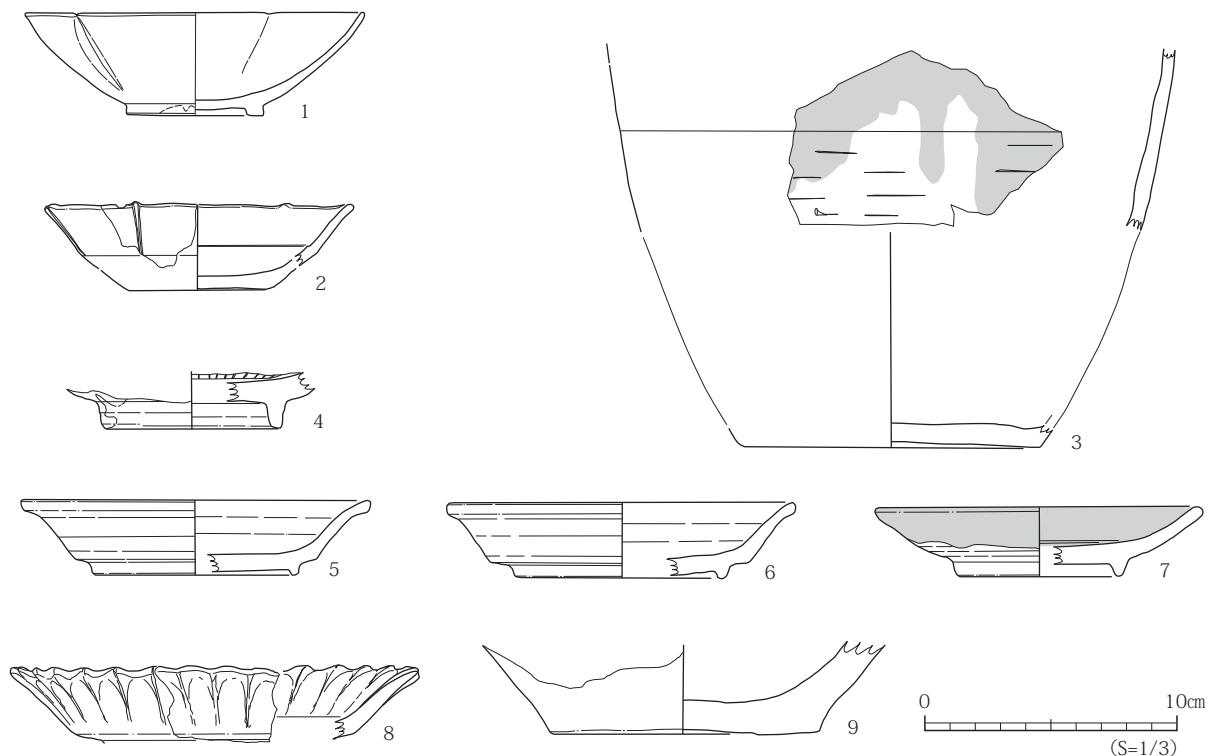
(8) 中・近世陶器

政庁跡周辺出土の中近世陶器の大半は表土出土資料であり未報告である。ここではその一部を収録する。

第49図4～8は、5以外は未報告資料で、いずれも表土から出土した瀬戸美濃の皿類である。4～6は灰釉で、4は折縁皿、5・6は反り皿、7・8は長石釉のいわゆる志野丸皿・菊皿である。

第49図9は未報告資料である。地点不明の土器溜出土の瓷器系陶器鉢底部破片資料である。内面は使用により磨滅している。底部外面には下駄状圧痕がみられる。

第50図1～5はいずれも未報告資料で、表土から出土した瓦質土器である。1はすり鉢口縁部、2は火鉢、3は猪目形の透かし穴のある風炉、4は蚊遣り、5は器種不明の破片資料である。



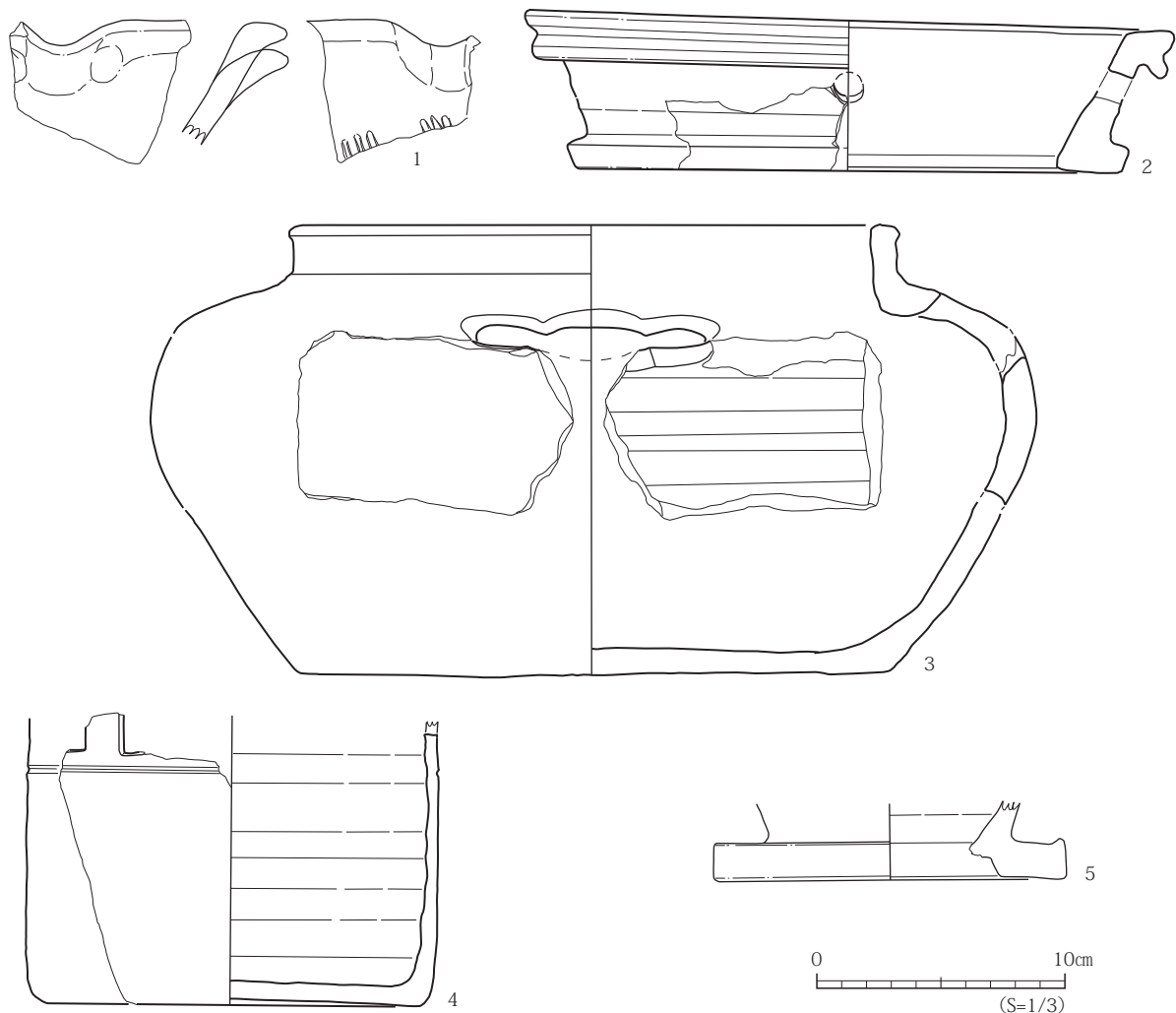
No.	地区	グリッド	遺構・層位	器種	部位	残存	特徴	報告No.	登録	箱番号	備考
1	DTGN	B区	表土	白磁 碗	完存	1/2	輪花	未報告		B14314	大宰府 碗XI-5類
2	DTGN16次	MG60	土器溜 (SK078)	白磁 皿	口縁~体部	1/4	輪花、内面に段			B14314	大宰府 皿XI-4類
3	DTGN16次	NR38	北辺築地外側表土	褐釉壺	体・底部	1/6		未報告		B14314	輸入陶器 (中国)
4	DTGN	LN47	北辺石列 (SX192)	瀬戸美濃 丸皿	底部	1/2	輪花	未報告		B14927	大窯2期前半 (16世紀前葉)
5	DTGN16次	NE68	西辺築地外側表土	瀬戸美濃 折縁皿		1/6	底部：内面磨滅、外面版状圧痕	PL129-631	R11	B14927	大窯3期後半
6	DTGN16次	ND63	北西部表土	瀬戸美濃 折縁皿		1/2		未報告	R1	B14927	大窯3期後半
7	DTGN	ML68	西辺築地外側表土	志野 丸皿	完存	完存	内面に重ね焼き痕	未報告		B14927	大窯4期
8	DTGN	LO50	南門外側表土	志野 丸皿	口縁部	1/8	輪花	未報告		B14927	大窯4期
9	DTGN16次	MQ68	土器溜	陶器 鉢	底部	1/2		未報告		B14927	白石東北窯製品か？

第49図 貿易陶磁器、中・近世陶器

3) その他の遺物

政庁跡周辺の再調査により、石製品・土製品・鉄製品・骨角製品が出土している。

石製品は、政庁跡北辺地区表土出土の碧玉製管玉（年報 2004-p39）、土製品は、政庁跡南面地区堆積層出土の土馬頭部破片（年報 1987-p21）、鉄製品は、政庁跡南面地区 SD2831 溝出土の鉄釘（p67 第 42 図 9）、骨角製品は、政庁跡北辺地区北方建物 SB553 柱穴掘方埋土出土の鹿角製刀装具（p41 第 24 図 9）がある。



No.	地区	グリッド	遺構・層位	器種	部位	残存	特徴	報告No.	登録	箱番号	備考
1	DTGN	ZZ	表土	すり鉢	口縁部	1/12	片口付き、内面に卸目	未報告		B14927	瓦質土器
2	DTGN16次	MR68	西辺築地外側表土	火鉢		1/2		未報告		B14927	瓦質土器
3	DTGN	NC33	南東部瓦溜	風炉	透かし穴	一部	猪目状の穴	未報告		B14927	瓦質土器
4	DTGN	NS44	正殿南東表土	火舎?	底部	1/4	円形・方形の穴あり、底部回転系切痕跡	未報告		B14927	瓦質土器
5	DTGN		政庁表土	不明	底部	1/4		未報告		B14927	瓦質土器

第 50 図 瓦質土器

第三章 総括

1. 調査成果

1) 遺構—政庁跡の構成と変遷—

(1) 遺構の整理と検討

A. 政庁跡の遺構

① 東脇殿地区

SB127・1150・1150 A～C 東脇殿跡の北半部を検出するとともに、新たに SX2814 掘込地業、SX2803・2815 整地層、SX2816・2817 焼面、SK2804 土壌を確認した。このうち主なものを検討する。

a) SB127・1150・1150 A～C 東脇殿跡

SB127 は掘立式の第 I 期東脇殿で、検出した各柱穴で柱穴・柱痕跡・抜き穴の位置や規模、埋土の特徴を詳細に把握するとともに、新たに側柱穴の内側で床束柱穴を確認したことにより対となる SB175 西脇殿跡と同構造をとることが明らかになった。規模などに大きな変更はない。

SB1150 は SB1151 西脇殿跡との対称性から推定していた第 III -2 期の礎石式東脇殿である。遺構は未確認だったが、縁とみられる柱列を認定し、実在が確かめられた。同様の縁が SB1151 に伴うことが判明したことによる。

SB1150 A～C は SB1150 を前提とした身舎に掘立式の廂を付加した第 IV -3 期東脇殿で、廂には 3 時期の変遷がある。未確認だった東廂北端の柱穴を含む柱穴を検出したことで、全ての柱穴を確認したことになる。それらの状況を詳細に把握し、正確なデータを得ている。

また、従来は身舎が不明確だったが、前述した SB1150 が実在し、対になる SB1151 西脇殿跡にも同じ廂がつくことが判明した。したがって、SB1150 A～C は SB1150 に廂を付加したものと明確に位置づけられる。付加した時期は柱穴埋土に灰白色火山灰を含むことから IV -3d 期以降とみられる^(註9)。

b) 新発見の遺構

新発見の遺構のうち政庁の遺構期を理解する鍵となる整地層と焼面^(註10)、及び、それらと密接に関わるとみられる SX2814 掘込地業について検討する。それらの重複関係は次の通りである。

SX2814 → SX2815 → SX2816 → SX2803 → SB1150A～C

SX2803・2815 整地層と SX2816 焼面は、東脇殿跡北東部にある程度の広がり分布する(第 5 図)。重複をみると SX2815 の上面が被熱した焼面が SX2816、また、それらの直上に位置するのが SX2803 整地層で、いずれも SB1150 A～C 東脇殿跡より古い。

このうち SX2803 は焼土と多量の瓦を含む整地で、それが SX2816 直上に位置することは重要である。その特徴は火災で生じた土を用い、火災時の焼面を覆う第 III 期政庁造営時の第 3 次整地層と一致する。出土した瓦も第 II 期の瓦が主体で、第 III 期に下る遺物はない。それらのことから SX2816 は第 II 期の火災による焼面、SX2803 は第 III 期の第 3 次整地層にあたると思われる。

なお、第 3 次整地層は第 1 小期と第 2 小期の 2 回行われたことも推定される整地で、SX2803 に

については SX2816 に直接の特徴から第 1 小期と考えられる。

SX2815 は SX2814 掘込地業より新しく、その東辺に沿って重複しながら東側に分布する整地である。重複部分を含む一部が被熱して SX2816 となっており、焼け方からみて上面は平坦だったと捉えられる。それらの特徴から SX2814 の東側を平坦にするために掘込地業 → 整地の工程で連続的に行われたと整地とみられる。

SX2814 は東脇殿跡北部を北側から囲むように分布する深さ最大 40cm の掘込地業であり、ある時期の東脇殿に伴う地業と考えられる。SX2816 焼面より古く、埋土から平瓦Ⅱ B 類が出土していることから第Ⅱ期東脇殿に伴う掘込地業と位置づけられる。

c) 第Ⅱ期東脇殿について

SX2814 掘込地業と SX2815 整地層は第Ⅱ期東脇殿に伴う遺構であり、それらが被熱 (SX2816) した後、焼土と多量の瓦を含む土で第 3 次整地 (SX2803) が行われている。したがって、第Ⅱ期東脇殿は他の時期と同じ位置にあり、宝亀 11 年 (780) 年の火災で焼失したと考えられる。

本文編では第Ⅱ期東脇殿を東辺築地線上の SB135 建物跡とみていたが、第Ⅰ期から第Ⅳ期まで一貫してほぼ同位置に存在している。新たに確認した第Ⅱ期東脇殿は SB1150 Z 東脇殿跡と位置づけることにする。なお、本文編で東脇殿としていた SB135 は築地線上の建物という点では同時期の SB370・550 北殿跡と同様であることから今後は SB135 東殿跡に呼称を変更する。

ところで、SB1150 Z の構造は掘立式の柱穴がないことから礎石式とみられる。規模は構造が第Ⅲ -2 期以降の SB1150 と共通すること、SB1150 が北を SX2814 掘込地業、南を SD126 石組溝とする範囲のほぼ中央に位置することから同程度と推定される^(註11)。なお、基壇は確認していないが、SX2816 焼面の西辺が概ね直線的であることから、その西側に基壇の東辺が位置したと推測される。

② 西脇殿地区

SB175・1151 西脇殿跡の全体を検出し、SB1151 で廂のつく SB1151 A～C の時期があることを新たに確認した。他には SA2952 塀跡、SD2954 溝、SK2953 土壇を確認した。以下、主なものを検討する。

a) SB175・1151・1151 A～C 西脇殿跡

SB175 は掘立式第Ⅰ期西脇殿で、柱穴の詳細と SD085 雨落溝の延長を確認した。SD085 には掘直しがみられる。他に側柱穴と床束柱穴の重複関係などを再確認している^(註12)。

SB1151 は第Ⅲ -2 期の礎石式西脇殿で、身舎の東側中央に位置する南北 3 間の縁とみられる掘立式の柱列を認定した^(註13)。柱が抜取られ、柱穴も壊されているが、抜取り穴と身舎の礎石据え穴が梁行の柱筋を揃えて並ぶこと、両者の距離 (約 1.6 m) が身舎の柱間 (約 3.2 m) の半分で計画性がみられることから SB1151 の創建時に伴うと考えられる。なお、廃絶の時期は不明だが、後述する廂の付加以前には廃絶していたと推測される。

SB1151 A～C は SB1151 に廂を付加した西脇殿である。本文編では廂は存在しないとしたが、主に東側で SB1151 の礎石据え穴と梁行の柱筋を揃えて並ぶ掘立式の柱穴を検出し、存在が捉えられ

た。柱穴は1カ所にA～Cの3つがあり、A→B→Cの順に規模が小さく、建物との梁間が狭くなる。その特徴はSB1150 A～C東脇殿跡と同じであり、対応すると考えられる。B・Cの新旧関係は不明だが、東脇殿との対応からA→B→Cの順に変遷し、廂付加の時期も第IV-3d期以降とみられる^(註14)。

b) 新発見の遺構

SA2952 堀跡、SK2953 土壇などがあり、SA2952はSB175西脇殿跡の西側柱列沿いの旧表土上で検出した小規模な材木堀である。SB175より古く、第I期以前のものとみられる^(註15)。

SK2953は西脇殿東側正面に位置する2基1対の土壇で、鍵形の平面形、西から東へ階段状に深くなり、東壁が斜めに深く抉り込まれるなどの特徴的な形状をもつ。人為的に埋め戻されており、出土した瓦から第IV期以後のものと考えられる。こうした土壇は群馬県三軒屋遺跡、東京都武蔵国分寺跡、京都府柏ノ杜遺跡などの官衙・寺院跡に類例があり^(註16)、形状や大型建物の前に位置するなどの共通性がみられるが、性格は未だ明らかではない。

c) 西脇殿について

第I期では大きな変更はないが、第III・IV期では新たに第III-2期に縁、第IV-3d期以降にA～Cの廂がつくことを捉えた。特に廂の存在によってSB1151(身舎)が終末まで存続するとして本文編の見方が裏付けられるとともに、廂の有無から非対称としていた第IV-3期脇殿が東西対称であることも判明したことになる。

ところで、第II期で新たに捉えられた遺構はないが、既述のとおり東脇殿地区では第II期のSB1150 Z東脇殿跡を確認している。本文編で示したように第II期政庁の建物・施設が基本的に東西対称であることからすれば、第II期西脇殿もこの場所に存在したと推定される。南・東側のSD082・084石組溝の位置も建物の存在を前提とした解釈が合理的と思われる。推定される第II期西脇殿はSB1151 Z西脇殿跡とし、今まで西脇殿とみていた西辺築地線上の建物は前述の東殿に準じて、今後はSB180西殿跡と呼ぶことにする。

③ 東楼地区

第1次整地層とSB136東楼跡を再検出し、第1次整地層が下から第1次整地層、自然堆積層、SX3019整地層、SX3020整地層に細分されること、SB136が根石の検討によりSB136 ZからSB136 Aに造り替えられたことを確認した。なお、他に遺構は検出していない。

a) 整地層

各整地層は本文編では第1次整地層として一括しており、焼土と炭を含むSB136の礎石据え穴より古い第II期以前の整地である。このうち最下層は旧地形が東斜面となっている旧表土上面を直接覆うこと、整地の上面が概ね平らであることから本来の第1次整地層とみられる。

SX3019は粘土質の自然堆積層を挟んで第1次整地層の上にあることから、時期の新しい整地とみられる。E 35より東側の低い場所に分布し、先行する第1次整地層と自然堆積層を覆って嵩上げするように整地された状況は旧地形の低さから第I～III期の造営時に第1～3次の整地を繰り返した政庁南西部に類似しており、同様の整地とみられる。第II期以前で、第1次整地層と間層を挟む

新しい整地であることから第2次整地層と考えられる。

SX3020はSX3019の上に位置する整地である。削平されているため本来の厚さと範囲は不明だが、SX3019に比べてSB136の中央部を主体に残存し、土も砂質で硬く締まっている。また、SB136 Zの根石がこの整地をしながら据えられており、SB136 Zに伴う基壇築成土の可能性はある。

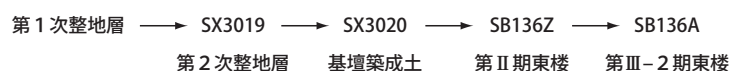
b) SB136 Z・A東楼跡

SB136 ZはSX3020による整地をしながら根石を据えた建物である。礎石式で基壇を伴う可能性がある以外は不明だが、根石の確認が1ヵ所に留まり、その位置が後続のSB136 Aと同じであることから同規模の総柱建物と推測される。SB136 Aより古く、SX3020(第2次整地層)より新しいことから第Ⅱ期の東楼と捉えられる。

SB136 Aは本文編の礎石式総柱建物に該当する。礎石据え穴の根石の周りに焼土・炭を含む土が残存しており、第Ⅲ-2期に造られている。規模や構造の点で補足・変更を加えられる知見はない。

c) 東楼の変遷

整地層の細分とSB136の造り替えを捉えたことによって、東楼地区の変遷は第1次整地層からSB136 Aまでの変遷が合理的に捉えられる。



第1次整地層に伴う遺構はみられない。東楼は第Ⅱ期に創建され、第Ⅱ期末の火災を経て第Ⅲ-2期に造り替えられたと考えられる。同じことは第Ⅱ期政庁における対称性からSB186西楼跡でも推定される。

④ 後殿地区

SB170 Z～C・SB171 後殿跡を調査し、SB171 以外は全体を検出した。その結果、新たな礎石据え穴や柱穴を確認するとともに重複関係が変更された。なお、他に遺構は検出していない。

a) 変遷と時期

本文編では後殿は第Ⅱ～Ⅳ期まで5時期の変遷をみていたが、4時期目のSB170 Cと5時期目のSB170 Bの新旧が入れ替わる。変遷は以下のとおりで、最終の後殿が礎石式のSB170 Cとなる。



各建物の遺構期は3時期目までは変わらず、SB170 Zが第Ⅱ期、SB171が第Ⅲ-1期、SB170 Aが第Ⅲ-2期である。SB170 B・CはBを第Ⅳ-3e期、Cを第Ⅳ-1期の造営とみていたが、再検討の必要がある。

先にCからみると、Cは第Ⅱ期のSB170 Z、第Ⅲ-2期のSB170 Aと同位置・規模の礎石式建物で、それらと並ぶ主要な後殿とみられる。本文編で示した第Ⅳ期を小期に細分する際の遺構の分類、瓦の対応関係からみて、その造営は従来どおり第Ⅳ-1期とみるのが妥当である。

その場合、Bは第Ⅲ-2期から第Ⅳ-1期の間の後殿となるが、Bは小規模な掘立式建物で、位置

が西にずれる点で主要な後殿とは異なる。その特徴はむしろ第Ⅱ期末の火災後に暫定的に造られた第Ⅲ-1期のSB171後殿跡との共通性が高いことから貞観11年(869)の陸奥国大地震の直後に造られた暫定的な後殿とみられ、同じ第Ⅳ-1期中に本格的なCに建て替えられたと考えられる^(註17)。

b) 建物の規模・構造に関して

全体を検出して後殿跡を調査したのは初めてである。残存状況は良好ではなかったが、主要な第Ⅱ・Ⅲ-2・Ⅳ-1期のSB170 Z・A・Cの規模・構造について整理しておく。本文編ではZ・Aを東西・南北4間の総柱建物、Cを桁行5間、梁行4間の南と北に廂をもつ両廂付き建物と推定し、いずれも位置と規模、配置上の計画性はほぼ同じだが、Cは構造が異なるとした^(註18)。

規模はすべて南北を4間と推定したが、いずれも最も南の据え穴が未確認で、今回も検出されなかった。また、構造が明確なのは総柱建物のAのみであり、Zは礎石の据え穴がなお不足し、Cは前述のとおり南廂が未確認である。ただし、棟通り下の据え穴が確認されない点になお両廂付き建物の可能性がある。

これらのことからみると、本文編における推定は未だ確認が十分とはいえない。現状では南北を3間とする別の推定も可能といわざるをえない。しかし、変更する確実な根拠はない。ただ、3間とみた場合にはCも含めてすべてが同位置・規模の総柱建物として理解される。また、北から3間めとなる南側柱列がN27ラインに近く、第Ⅱ期以降の9m方眼に基づく計画性に整合的ではある。

⑤ 北辺地区

SF167北辺築地塀跡、SX192石列跡、SB370東北殿跡、SB550西北殿跡、SB365北門跡と北方建物跡(SB551・553・1050)を検出した。また、新たにSX2812整地層、SA2818塀跡、SI2806・2813竪穴住居跡のほか溝(SD2808～2810)と土壇(SK2807～2811)を確認した。以下、主なものについて述べる。

a) SF167北辺築地跡とSX192石列跡

SF167では第Ⅰ期のA1で基礎整地層、第Ⅱ期のA2で嵩上げ整地層、Bでは寄柱据え穴1つを新たに確認した。整地層を中心に述べる。

A1は本文編では削り出した地山直上に基底幅約2.1mの築地を構築したとみていたが、E18から西側では削り出しに続いて幅約4.0mの基礎整地を行ない、段状の平坦面を造成して構築している。

A2の嵩上げ整地層はSB550西北殿跡内から約6m外(W24～33)まで残存し、A1の崩壊土を覆い、SB550礎石据え穴より古いことからA2に伴うと捉えられる。本文編ではSF167の変遷をA1→A2→Bとしたが、西半部ではA1→Bの確認に留まっていた。この整地の把握によって西半部も3時期となる。

整地はSB550内では基壇築成土をなす。火災の痕跡はないが、整地自体はSB370東北殿跡東端部の第2次整地層と変わらない。外ではA1築地本体を挟んで南北両側の面を嵩上げしている。築地本体との関係はSF176A西辺築地塀と第2次整地層の状況と基本的に同じであり(本文編図58)、SF167ではA1の崩壊土を挟んで確認した状況を呈す。この整地は実質的に第2次整地層と捉えら

れるものである。

ところで、A 1 築地本体との関係は A 2 東半部とは差異があり、東半部は A 1 本体を基底部まで削って整地をした上に A 2 築地を構築するが、西半部は A 1 築地を残して両側を嵩上げし、さらに築地本体の積土を加えたとみられる。こうした違いは A 2 の構築に際して東西の標高差を解消し、築地塀基底面の平準化を指向したものと考えられる。

SX192 は SF167 北側中央東寄りにある石列で、その裏込土が SF167 B の積土を覆うように分布するのを新たに確認した。本文編では SF167 B 構築時か、それ以降の土留め施設と推定したが、裏込土の分布状況からみて構築時には遡らない。

b) SB370 東北殿跡、SB550 西北殿跡、SB365 北門跡と北方建物跡

SB370・550 は第Ⅱ期の SF167 A 2 北辺築地線上の建物である。下層で SF167 A 1 の基礎整地層、SB550 西端で前述の第 2 次整地層を新たに確認したが、建物本体に加わる知見は得ていない。

SB365 は北辺築地中央に開く門で A → B → C の変遷があり、本文編では A を第Ⅲ -1 期、B を第Ⅳ -1 期、C を第Ⅳ -3e 期の門として位置づけた。変遷に修正はないが、A では第 19 次調査でみられた焼土が現況ではみられなかった。

北方建物跡は第Ⅳ -2 期の政庁北方に隣接し、東西棟の SB551 建物跡を中心として東西、及び北をコの字状に囲むように SB553・1050・1013 建物跡を配した一連の建物である。従来は北半を中心に確認していたが、今回は南半を中心に調査し、それらの柱穴を多数確認した。

その詳細を把握することで本文編の見解は実態としてほぼ裏付けられた。他には SB553 を SX2812 整地層上で検出したことにより建物の構築に先立って造成が行われたことが新たに加わる。

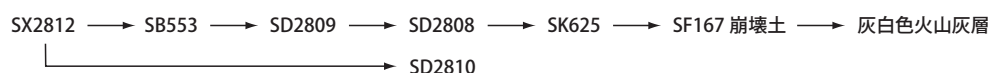
c) 新発見の遺構

前述の SX2812 整地層の他に SA2818 塀跡、SI2806・2813 竪穴住居跡、SD2808～2810 溝などがある。

SA2818 は東西方向の材木塀で、SB553・1050 より新しく、第Ⅳ -3 期以降のものと思われる。

SI2806・2813 は北方建物東側にある竪穴住居で、概ね同じ場所で重複し、SI2806 が新しい。SI2813 から第Ⅲ期以降の軒丸瓦、SI2806 から 8 世紀末から 9 世紀初頭頃の土器が出土しており、ともに第Ⅲ期でも前半段階の住居とみられる。政庁に隣接することから、第Ⅱ期の火災後の復興に係わる第Ⅲ -1 期の住居と考えられる。

溝は北方建物南西部の SF167 築地跡沿いにあり、SD2808・2810 が東西、SD2809 が南北方向に延びている。周囲の遺構を含めた重複関係は次のとおりである。



SD2808・2808 は北方建物の SB553 より新しく、灰白色火山灰層より古いことから SK625 も含めて第Ⅳ -3 期におさまると考えられる。SD2810 は北方建物に関わる SX2812 より新しく、第Ⅳ -2 期以降とみられる。性格は SF167 沿いに分布し、平面形にやや不整な特徴があることから SF167 の補修に係わる土取り溝・穴の可能性が考えられる。

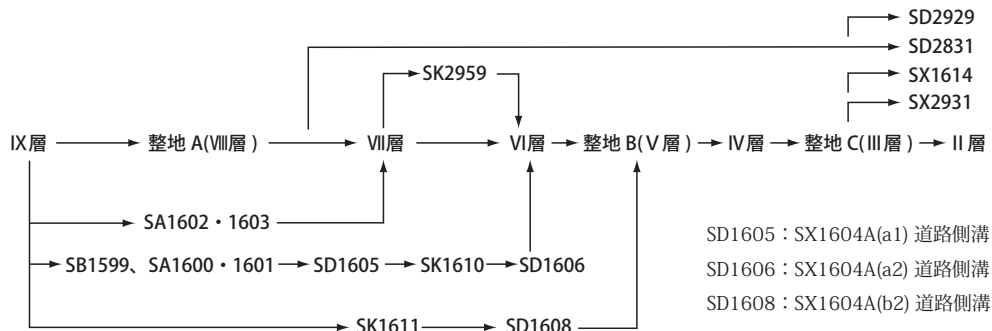
B. 政庁南面の遺構

① 東区

東区の層序は E 50 付近から東側で新たに褐色の自然堆積層を確認したが、本文編で示したように大部分は表土の直下が地山とみられる。平坦面は地山を削り出して造成されており、その東辺に SX3021 段跡が位置する。地山削り出しによる高さ約 2.3 m の段で、ごく一部の調査のため詳細は不明であるが、政庁南東隅東側から概ね政庁中軸線と同じ方向で南に続くことから、政庁と関わる段と推測される。

② 西区

西区の平坦面は整地 A～C による大規模な盛土で造成されている。整地を含む層序 (第 I・X 層を除く) と本書で述べた SB1599 門跡、SA1600～1603 堀跡、SD2831・2929 溝、SK1610・1611・2957 土壇の重複関係に関連する遺構を含めて示すと以下のとおりである。



a) 整地 A～C

西区の平坦面は整地 A～C によって造成されており、上に示したように整地 A が旧表土 (IX 層) の直上、整地 B が A と VI・VII 層、整地 C が B と IV 層を挟んで段階的に行われている。

整地 A は旧表土上に盛土された政庁南西部の第 1 次整地層で、第 I 期造成に伴う整地である。南側で土留めの SX2920 石垣、西側で SX2940 石垣を検出し、南辺と西辺を把握できた。南辺は S 90 ライン付近、西辺は W 60.5 ライン上を直線的に続いており、それらで形づくられる南西隅は後世の SX2931 平場跡の造成で削られているが^(註 19)、概ね W 60.5・S 92.5 の地点と考えられる。整地の範囲は南北約 85 m、東西約 60 m となる。また、石垣は石の平らな面を外面にあたる南側、及び西側に向けている。なお、石垣より上に施設が存在した痕跡は現段階では確認されていない。

整地 B は A ほど範囲を把握していないが、法面状の平滑な斜面に整えられた南・西端を各 1 ヲ所確認している。南端が S102、西端が W56 に位置し、西端の斜面上端が W52 に位置することから、平坦面を政庁西半の幅で 10 m 前後南に拡張したとみられる。また、W 12 付近から東側は B 期の政庁 - 外郭南門間道路 (p 47 第 6 表 : SX1604c) の盛土にもなっており、A 期の道路でも最も新しい第 II 期の SD1608 側溝 (SX1604b2) を埋め戻している。したがって、第 III 期の整地とみられるが、1・2 期の限定が可能な資料は得ていない。

整地 C は南・西側が後世の SX1614・2931 平場跡に削られているが、南側は S 120、西側は W

56 までは整地されている。西側に沢が入る地形からみて、Bと同様に政庁西半の幅で平坦面を最低20 m前後南に拡張したものと推測される。Bより新しく第Ⅲ期の瓦が出土していること、第Ⅱ層に覆われることから時期は第Ⅲ・Ⅳ期と考えられる。先行するBの存在と北側のSF108南辺築地跡に第4次整地層を伴う築地の改修があることから、ここでは第Ⅳ-1期と想定しておきたい。

b) SB1599 門跡と SA1600 ～ 1603 堀跡

この地区を南と北に分ける施設でSB1599とSA1600・1601による施設と北側のSA1602・1603の施設があり、出入り口の門・通路を挟んでSX2920石垣の南側を平行に続くものである。門・通路は政庁中軸線より西にあり、東側は政庁-外郭南門間道路を横切る。SB1599は間口1間の掘立式の門、SA1600～1603は材木堀で、いずれも柱・材木は抜・切取られている。

時期は南・北側の施設とも東側のSA1600・1603がA期の道路でも最古のSD1605側溝(p47第6表：SX1604a1)より古いことから第Ⅰ期以前であり、道路を横切ることからみて第Ⅰ期政庁の機能時には存在せず、道路の完成が下限となる。また、SA1600の抜・切取り溝出土瓦には第Ⅰ期でも補修瓦とみているものがあり、道路から西側で抜・切取り溝が埋没するのにはある程度の期間を要している。

なお、これらの施設は第Ⅰ期政庁に伴う道路完成を下限とすることから、第Ⅰ期政庁とは異なる古い建物・施設に伴う遺構とする見方と政庁造営中の遺構とする見方が可能であり、現段階では直接決定する資料はえていない(註20)。

c) 溝・土塋

SD2831・2929溝、SK1610・1611・2957土塋がある。

SD2831・2929はともに整地A上面で一部を検出した東西溝で、詳細は不明である。SD2831は中位に灰白色火山灰層が堆積しており、第Ⅳ-3c期前後頃に埋没しつつある。SD2929溝はA→Bの掘り直しがあり、BでF群土器でも後出的な要素の土器が出土している。年代は10世紀後半頃のものともみられ、Bは第Ⅳ-3d期以降に埋没している。

SK1610・1611は政庁-外郭南門間道路西脇にある方形の土塋で、形状や規模・埋土に共通性があるが、性格は不明である。ともに道路A期のSD1608側溝(p47第6表：SX1604b2-第Ⅱ期新)より古い。また、SK1611はSD1608より古い第Ⅵ層に覆われるとともに(p66第41図)、道路でも最古のSD1605側溝(SX1604a1-第Ⅰ期古)より新しい。したがって、SK1611は道路で言えば第Ⅰ期でも新しい時期を上限、第Ⅱ期でも古い時期を下限とする第Ⅱ期開始前後頃の土塋である。SK1610も同様とみられる。

SK2957は鉄滓が多量に堆積する第Ⅶ層上面の土塋で、第Ⅵ層に覆われている。一部の検出のため詳細は不明だが、鉄滓の多さと南への流出状況からみて、近くで行われた鍛冶作業の廃滓を捨てた土塋と推定される。検出面の第Ⅶ層は政庁-外郭南門間道路A期のSD1606側溝(SX1604a2-第Ⅰ期新)を覆っており、SK2957を覆う第Ⅵ層はSD1608側溝(SX1604b2-第Ⅱ期新)より古い。時期は第Ⅱ期当初頃と考えられる。

遺構の整理・検討は以上であるが、ここで正殿前のSH148石敷広場跡についての補足をする。

SH148 では第 78 次調査で西側の範囲確認を実施したが、遺構は確認されなかった。しかし、図面検討の結果、SB150 C 正殿跡の地覆と前面に位置する SH148 の敷石の上端レベルがほぼ同一であることが捉えられた。また、これまでに石敷広場で焼土は敷石の間に僅かに堆積するのがみられたのみであり^(註21)、他に上面を覆う整地層も確認されていない。

地覆と敷石の関係からみて、少なくとも基壇化粧がかえられた第Ⅲ-2 期には石敷が機能していたと考えられる。第Ⅳ期以降は不明だが、第Ⅲ-2 期中の埋没を示す土層がないこと、広場を囲む SB150 C や SB1150・1151 脇殿跡に根本的な建替えがないことから使用していた可能性がある。

(2) 各遺構期の政庁

前節の整理・検討を踏まえて、各遺構期の政庁について造営、構成、建物の構造と規模、配置計画などの点で補足・修正を加える。

【第Ⅰ期】

補足・修正が加わる遺構は次のとおりである。

補足・修正など：第 1 次整地層(東楼地区・政庁南面整地 A)、SF167 A 1 北辺築地跡
SB127 東脇殿跡、SB175 西脇殿跡

この期では第 1 次整地層、SF167 A 1 の成果から造営に係わる補足・修正が主体で、他には政庁の構成と建物の構造などに若干の補足がある^(註22)。

① 造営

第Ⅰ期の造成は創建に伴う最も大規模なもので、北西から南東に延びる尾根の主に北西部を削り、標高の低い北東・南西部に盛土(第 1 次整地層)をして平坦面を造成している。北東部(東楼地区)と南西部(政庁南面整地 A)の第 1 次整地層、SF167 A 1 北辺築地跡に補足・修正がある。

北東部第 1 次整地層は層の細分により最下層のみが本来の第 1 次整地層となる。それによって上面が東に向かって 0～30cm 低くなることになり、本文編で示した南西部と同様に第Ⅰ期の段階では北東部も他に比べてやや低い場所になっていたとみられる。

南西部第 1 次整地層では南・西の範囲が明らかになり、SX2920 石垣が南辺、SX2940 石垣が西辺となる。南辺は S 90 ライン付近、西辺は W 60.5 ライン上に位置し、南西隅は削られているが W 60.5・S 92.5 の地点と推定される。南辺は正殿南入側柱筋から約 300 尺、西辺は約 200 尺の距離で、計画性も概ね明確である。ただし、南辺の方向は正殿南入側柱筋に対して東で北に 3 度偏す。南西隅の地形が最も低く、東西の標高差が約 3.0 m あるために生じた傾きと推定される。石垣は石の平らな面を外面となる南・西側に向けており、外観が意識されていたとみられる。

SF167 A 1 の基底部は地山削り出しとみていたが、幅約 4 m の基礎整地をした上に造られている。

以上の補足・修正を加えて造成された政庁をみると、南西・北東部が低い場所として残っている。SF167 も A 2 の構築時に基底面の平準化が行われているので、東西で高低差があったとみられる。同様のことは脇殿でも推測される。SB175 西脇殿跡では雨落溝を検出したが、SB127 東脇殿跡では検出していない。また、両脇殿の北妻柱列確認面の標高は 31.5 m 前後でほぼ同じだが、柱底面の標

高はSB175の30.3 mに対してSB127は30.7 m以下にはならない。等長の柱材を想定すれば東脇殿が若干高い場所に位置し、第Ⅱ期SB1150東脇殿跡構築時に現状の面まで削られたとみられる。その土はより低い東脇殿東側に盛土されたと推測される。

以上のことから、第Ⅰ期の造成は大規模さと計画性があるものの、やや粗削りで、場所による高低差が存したとみられる。

② 構成、建物の構造に関する補足

構成についてはSX2920・2940石垣に外観に対する意識がみられることから、政庁

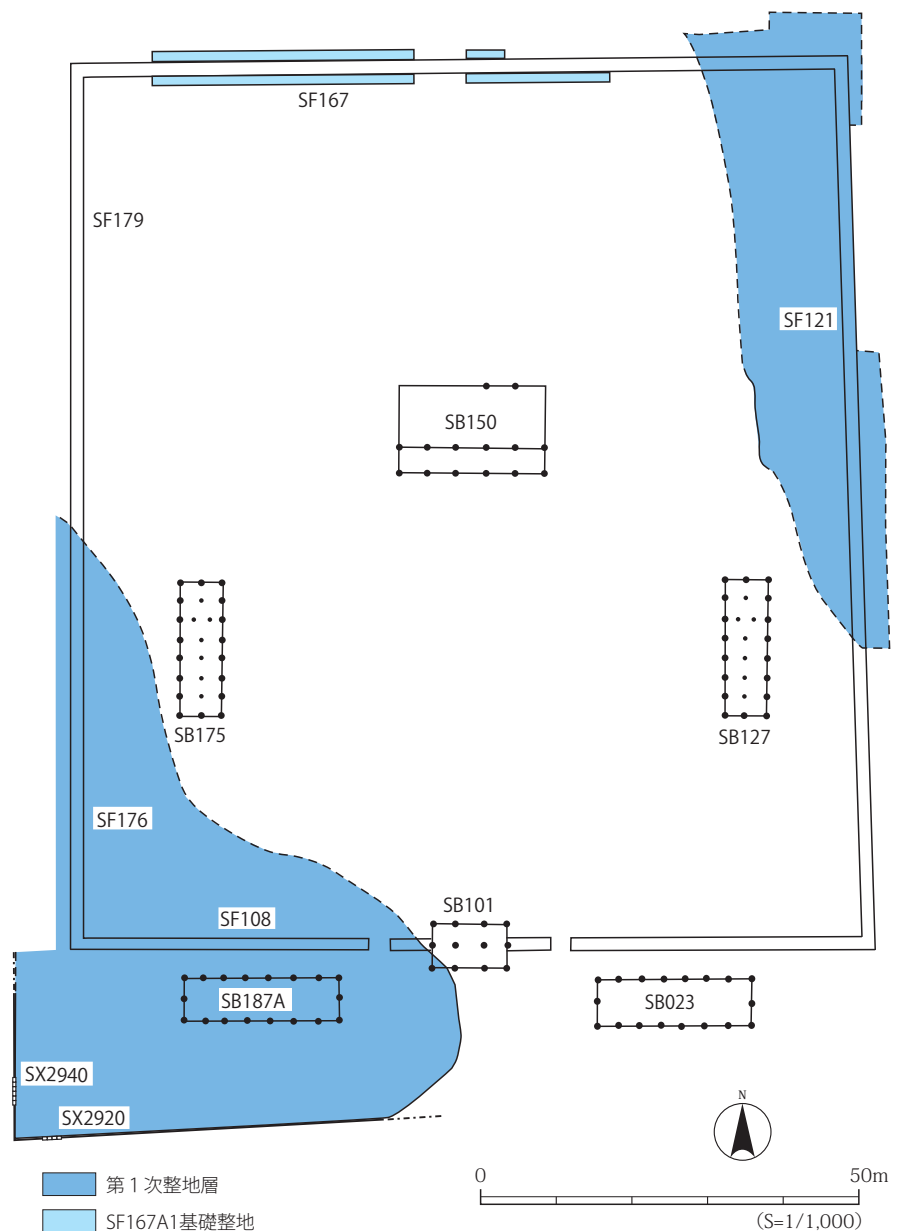
の構成要素として加えられる。特に南辺のSX2920は大きさ1.0 m前後、最大で長さ1.7 mの石を用い、西部では少なくとも2段以上の石を積んでいる。第Ⅰ期政庁の外観は威風を備えている。

建物の構造について第Ⅰ期が掘立式であることに変更はない。新たに加えられることとしてはSB127東脇殿跡で側柱内側床束柱穴の確認したことがあげられる。SB175西脇殿跡と合わせて東西脇殿は柱構造も同一であり、対称性がある。

③ 計画性と実態

第Ⅰ期に関する補足・修正は以上である。建物の規模に関するものはなく、配置計画も従来通り正殿中軸線と正殿南入側柱筋を基準とした18 m方眼による計画的な配置と捉えられる。

計画性について造成範囲も加えてみると、南西部南辺のSX2920石垣が正殿南入側柱筋から

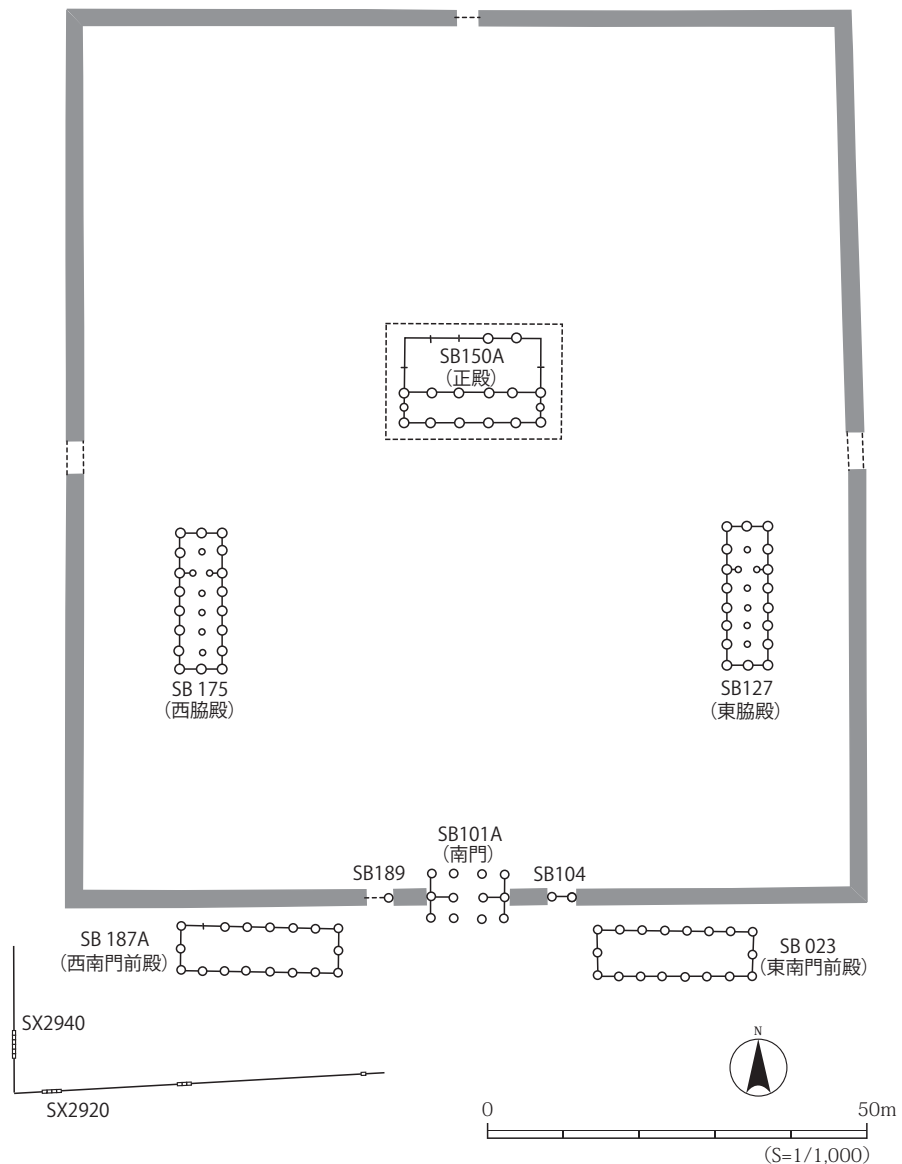


第51図 第1次整地層とSF167A1

約 90 m (300 尺) 南、西辺が正殿中軸線から約 60 m (200 尺) 西に位置し、18 m 方眼による配置計画の範囲をより大きい約 30 m (100 尺) 単位で包含しているとみられる。南辺は 18 m 方眼上にもあたり、南西部は建物の配置を前提として約 100 尺単位により造成されたと考えられる。

ただし、実際の南辺は旧地形と大規模な盛土という制約から方向が傾いている。また、本文編で指摘したように政庁の建物構築時には南門が西側にずれ、その結果として正殿と南門の中心を結ぶ軸線から

造られた南門前殿も方向が東で南に偏している。前述した場所による高低差も含めて、計画は完璧には実現されておらず、第 I 期政庁の計画と完成形の間には差が生じている。



第 52 図 第 I 期政庁平面図

【第 II 期】

新発見の遺構、補足・修正がある遺構は次のとおりである。

新規の遺構：SB1150 Z 東脇殿跡 (SX2814 掘込地業)、SB1151 Z 西脇殿跡、
SB136 Z 東楼跡、SB186 Z 西楼跡、SX2816 焼面、SK2957 土壇

補足・修正など：第 2 次整地層 (東楼地区・SF167 A 2 北辺築地跡)

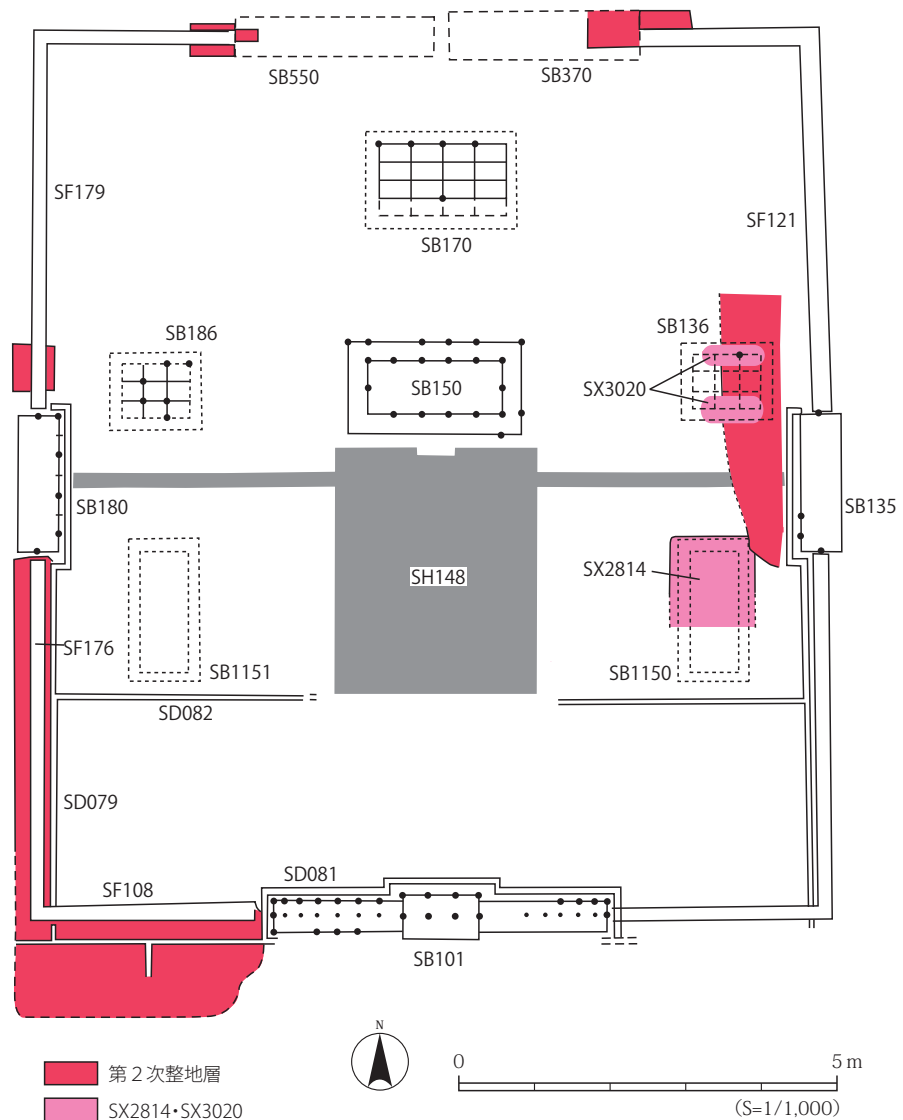
SB135 東殿跡、SB180 西殿跡

この期では新たに 4 棟の建物が加わり、政庁の構成が大きく修正される。また、第 2 次整地層などの状況から造営についても修正があるほか、建物の規模にも若干の補足がある。

① 造営

東楼地区とSF167 A 2北辺築地跡の第2次整地層、SB1150 Z 東脇殿跡東側のSX2815 整地層が第Ⅱ期造営に際する整地として加わる。

いずれも部分的な検出だが、SX2815と東楼地区第2次整地層は第Ⅰ期にはやや低かった東脇殿・東楼東側の地形を平坦にしている。その分布には第1次整地層と重なる状況がみられ、政庁北東部の比較的広い範囲が整地されたことが考えられる。旧地形の低さから第1次整地層の上に第2次整地層



第53図 第2次整地層とSX2814・3020

による盛土をした政庁南西部と同様であり、石敷広場の敷設も合わせ考えと、本文編では第Ⅱ期造営の際にはあまり広範囲な整地は行われなかったとしたが、ある程度広い面積が整地されたとみられる。

ただし、整地層の厚さは最大の南西部でも約30cm、(SF108南辺西半築地南側)、東楼地区とSX2815では10cm前後であり、南北約140m、東西110m以上に及ぶ旧地形の平坦化を図った第Ⅰ期造成のような大規模さはない。あくまで不足分を高めて全体を平坦にすることを意図しており、それはSF167 A 2北辺築地跡の第2次整地層の状況にもみられる。すなわち、東半ではA 1築地本体を基底部まで削って整地を行うが、西半ではA 1築地を残して本体の両側を嵩上げしており、基底面の平準化を指向している。このように第Ⅱ期の造営にあたっては場所による高低差が存した第Ⅰ期政庁に比較的広い範囲で微調整を加え、全体の平坦化が図られている。なお、他にSK2957土壌があり、第Ⅱ期政庁造営中に付近で鍛冶作業が行われたことも知られる。

② 政庁の構成

新たにSB1150 Z 東脇殿跡、SB1151 Z 西脇殿跡、SB136 Z 東楼跡、SB186 Z 西楼跡が加わり、本文編で東・西脇殿とみていた東・西辺築地線上の建物がSB135 東殿跡、SB180 西殿跡に改称される。これらのうち西側のSB186・1151 Zは未確認であるが、築地線上の建物や他の施設の対称性からみて想定に無理はない。第Ⅰ期政庁を踏まえて、第Ⅱ期の構成を再述すると次のとおりである。

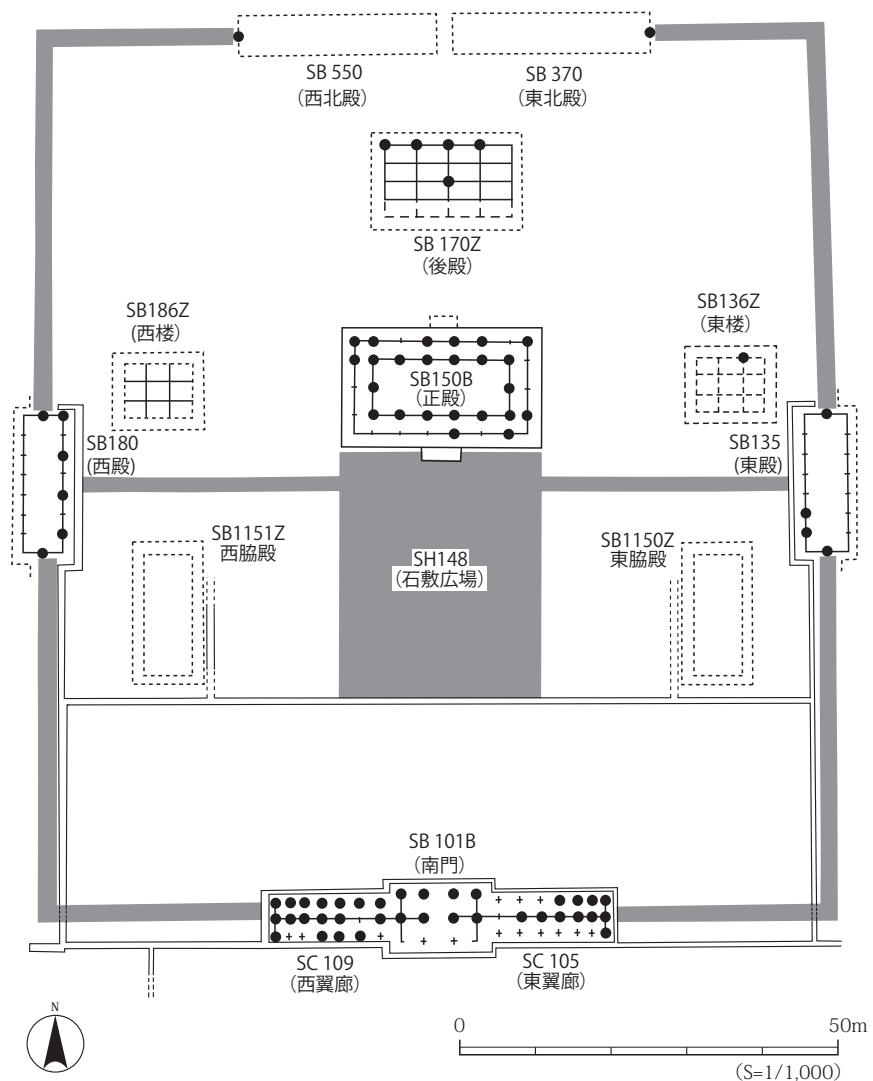
第Ⅱ期では第Ⅰ期とほぼ同じ場所に位置する正殿と東・西脇殿、南門以外に、新たに正

殿の東西に東・西楼、北に後殿が造られている。また、築地線上でも東・西辺築地のほぼ中央に東・西殿、北辺築地中央の馬道を挟んで東・西北殿が造られ、南門の両脇には翼廊が付加される。政庁内の建物は北半を中心に新造の建物によって倍増し、築地線上にも建物や翼廊がある。さらに石敷の広場と通路、石組排水溝なども敷設され、政庁を構成する要素が飛躍的に増えている。

③ 脇殿・楼の構造と規模などについて

新たに加わった脇殿・楼は礎石式で、第Ⅲ期のものと同位置・規模の建物とみられる。したがって、第Ⅱ期の建物の構造や正殿中軸線と正殿南入側柱筋を基準とした9 m方眼に基づく配置計画に関して補足や修正はない。しかし、規模については若干の補足が必要である。

本文編では主要な脇殿の規模について、第Ⅲ-2期のSB1150・1151で桁行が5間に縮小するが基本的に大きな変化はないとした。しかし、第Ⅰ期のSB127・175の面積は97～100㎡、第Ⅲ-2期のSB1150・1151は102㎡であり、桁行は縮小しても面積上はSB1150・1151がむしろ大きい。それが第Ⅱ期のSB1150・1151 Zに遡るとすれば、正殿の規模の拡大と整合的である。



第54図 第Ⅱ期政庁平面図

④ 終末

本文編で述べたように第Ⅱ期政庁は大規模な火災で焼失している。東脇殿地区のSX2816 焼面と第3次整地層、及びSB136 A東楼跡礎石据え穴の焼土・炭などは、その場所の火災時の状況をよく示している。SB1150 Z東脇殿跡とSB136 Z東楼跡は火災で焼失したと考えられる。

【第Ⅲ期】

政庁の造営と構成、建物の構造などの点で比較的細かい個別的な補足や修正がある。他に政庁南面で整地Bによる平坦面拡張があるが、大半が未調査で、政庁との関連は現段階では不明である。

第1小期（第Ⅲ-1期）

新規の遺構：SI2806・2813 竪穴住居跡

補足・修正など：第3次整地層 (SX2803 整地層)、SH148 石敷広場跡

この小期は第Ⅱ期の火災直後の暫定的な政庁である。まず、火災後の復興の状況を示す遺構としてSI2806・2813と

第3次整地層が加わる。

SI2806・2813は北辺築

地の外に位置する。第3

次整地層は東脇殿地区の

SX2803 整地層がそれに

あたる。本文編では第3

次整地層は政庁西半のみ

での確認だったが、政庁

地区の各所に焼土層の分

布が推定されたことから

広範囲に及ぶ可能性を推

定していた。東脇殿地区

での検出はその一端を裏

付ける。

他に確実な存在を第Ⅱ

期に限定していた

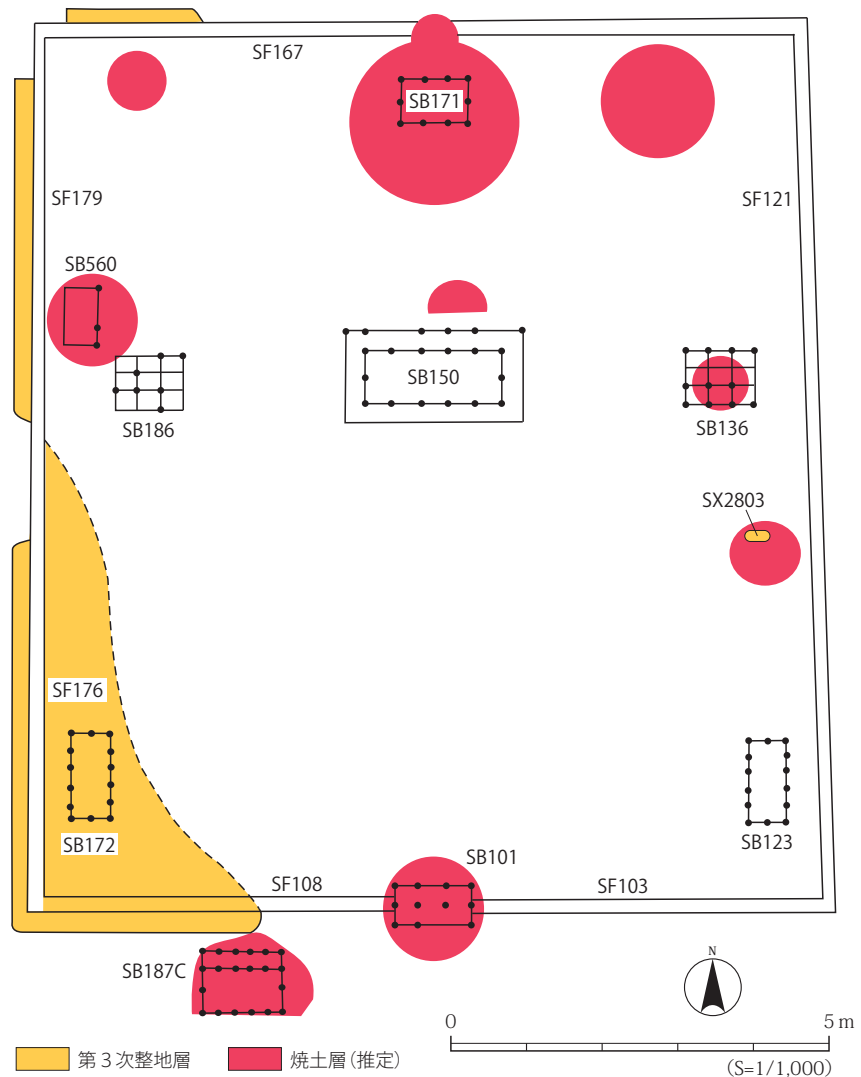
SH148 石敷広場跡が加

わる。後述の第Ⅲ-2期

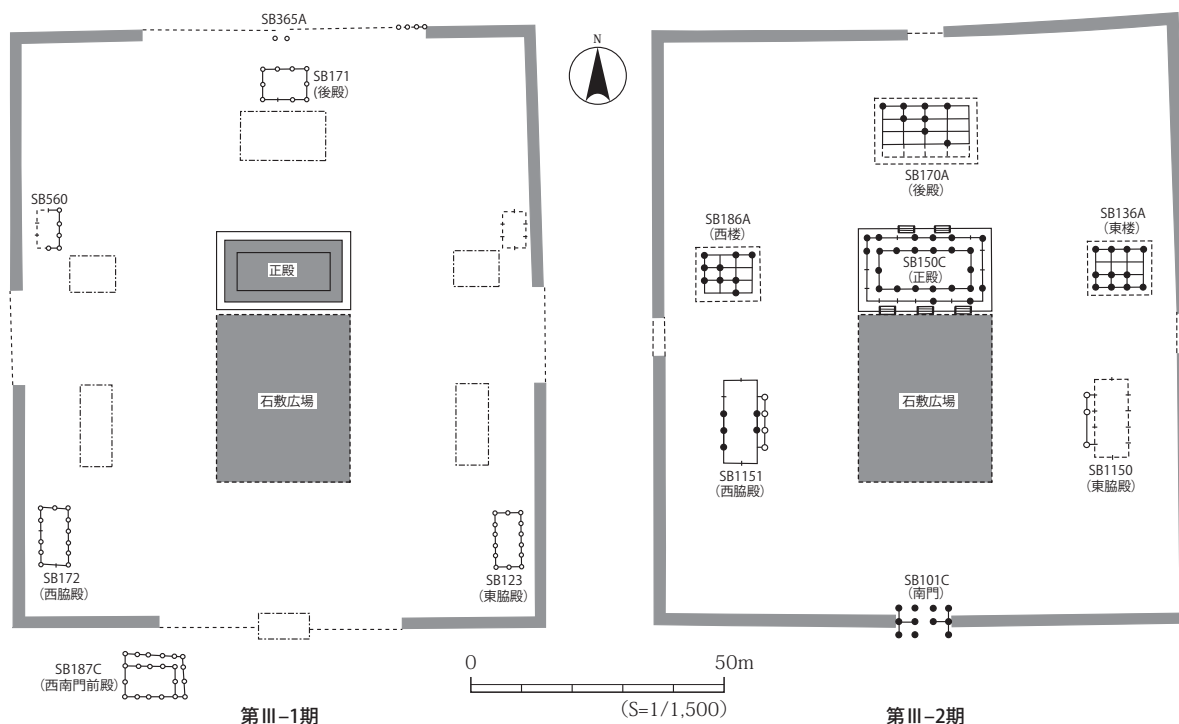
における機能が知られた

ことによる。

第2小期（第Ⅲ-2期）



第55図 第3次整地層と焼土層



第56図 第III期政庁平面図

補足・修正など：SB1150 東脇殿跡、SB1151 西脇殿跡、SH148 石敷広場跡

この小期は1期をへて本格的に復興された政庁であり、その構成にSH148 石敷広場跡が加わる。SB150 C 正殿跡の地覆とSH148の敷石との上端レベルはほぼ同一であり、SB150の基壇化粧が凝灰岩切石積に替られた第III-2期にはSH148は露出し、機能していたと考えられる。

他には建物の細部構造においてSB1150・1151 脇殿跡の正面中央に南北3間の縁がつくことが補足される。それによって従来は推定だったSB1150の存在も確実となった。縁東は掘立式で、身舎の礎石据え穴からの梁間が身舎の梁行柱間の半分であり、身舎と一体的に造られている。また、縁があることからSB1150・1151は床張りと考えられる。

【第IV期】

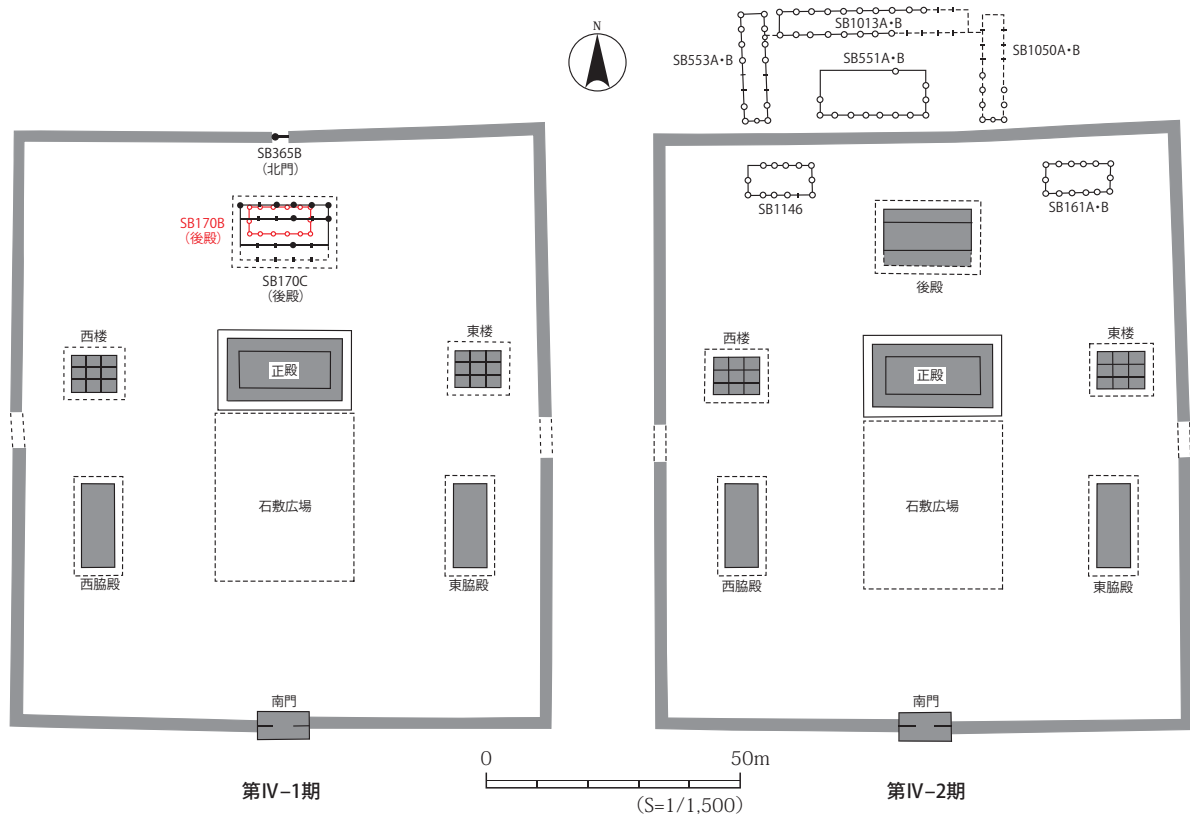
第III期と同じく比較的細かい個別的な補足や修正が主体である。なお、この期も政庁南面で整地Cによる平坦面拡張があるが、第III期の整地Bと同様に政庁との関連は不明である。

第1小期（第IV-1期）

補足・修正など：SB170 B・C 後殿跡、SH148 石敷広場跡

時期の変更：SB170 B 後殿跡 (3e期 → 1期)

この小期に後殿が第III-2期のSB170 Aから、SB170 Bを経てSB170 Cに建て替えられており、政庁の建物に掘立式のSB170 Bが一時的に加わる。Bは構造のほか、規模・位置などの点で第II期の火災後に造られた第III-1期のSB171 後殿跡との共通性があり、第IV期造営の契機となった貞観



第 57 図 第IV-1・2期政庁平面図

11年(869)の大地震直後に造られた暫定的な後殿とみられる^(註23)。

その他、断定はできないが、SH148石敷広場跡も上面に第III-2期中の埋没を示す土層がないこと、広場を囲むSB150 C正殿跡、SB1150・1151脇殿跡に根本的な建替えがないことなどから、この小期以降も使われていたと推測される。

第2小期(第IV-2期)

新規の遺構：SX2812整地層

この小期では北方建物の位置や規模、方向などがより具体的となり、本文編で示した北方建物の構成や規模、構造、計画性などが実態としてほぼ裏付けられた。新たな知見としては北方建物の造営に先立ってSX2812による整地が行われたことが加えられる。

第3小期(第IV-3期)

この小期は北西部建物群の変遷からa～eの少々期に細分されるが、それら以外の遺構は少々期への特定が難しい。新発見の遺構、補足・修正が加わる遺構は次のとおりで、築地の補修、建物の構造などに関する補足や修正がある。

新規の遺構：SD2808・2809・2831溝

補足・修正など：SB1150 A～C東脇殿跡(d・e期)、SB1151 A～C西脇殿跡(d・e期)

SB170 C後殿跡(e期)、SK625土壇

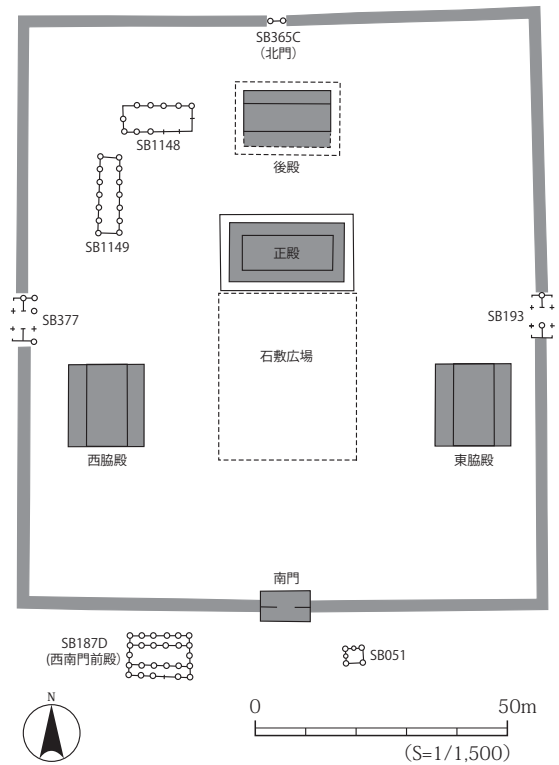
時期の変更：SB170 B後殿跡(3e期→1期)

本文編ではこの小期における築地各辺の部分的な補修を捉えている。SD2808・2809溝とSK625

土壌は分布や形状の特徴から北辺築地の補修に係わる土取り溝・穴の可能性はある。

建物の構造についてはSB1151 西脇殿跡にSB1150 A～C 東脇殿跡と同様の廂が付き、両脇殿が東西対称となる。廂は第IV -3d 期以降に付加されており、東・西脇殿とも2度造り替えられている。脇殿はほぼ終末まで東西対称のまま存続したとみられる。

他にSB170 B 後殿跡の時期が1期に移動したことによって、最後の後殿はSB170 Bから同じ1期に建て替えられた礎石式のSB170 Cとなる。最終末の3e 期までの存在は断定できないが、脇殿は対称性を維持しつつ存続しており、小規模ながら3e 期には政庁全体に造り替えも及んでいる。これらのことからSB170 Cも終末まで存在したと推定される。



第58図 第IV-3e 期政庁平面図

(3) 政庁の変遷

A. 政庁の変遷

前節までの補足・修正を踏まえて、造営に伴う造成、構成と配置、建物の構造・規模などの観点から政庁の変遷について整理する。

① 造成上の変遷

第I期の造成は政庁の創建にあたり、旧地形に削り出しと第1次整地層による盛土を加えて南北約140m、東西約110m以上の平坦面とした大規模な造成である。南西部の南辺と西辺には石垣を伴い、その位置には建物配置の基本計画を前提とした約100尺単位に基づく計画性もみられる。しかし、南西・北東部を中心として場所による高低差が残り、南辺石垣の方向も旧地形や大規模な盛土という制約から正殿南入側柱筋に対して傾きが生じるなど、実態としてはやや粗削りなところがみられる。

第II期の造営時にはそうした第I期政庁に比較的広い範囲で微調整を加え、全体をより平坦に整えている。本文編ではあまり広範囲な整地は行われなかったとしたが、南西部だけでなく北東部にも第2次整地層がみられ、北辺築地でも築地塀基底面の平準化が指向されている。こうした平坦化は築地線を含めた建物の増加、石敷広場・通路や石組排水溝などの平面的な施設の敷設という第II期政庁の構成、及び、建物構造の礎石式化を前提としたと考えられる。

火災後の第III期については、本文編で第3次整地層が広範囲に及んでいた可能性を推定し、東脇殿地区では実際にそれにあたる整地層を検出した。しかし、一端を捉えたのみであり、広範囲な整地

は未だ推定の域をでない。なお、他に南面地区に平坦面を南に拡張する整地があるが、平坦面の大半が未調査で、政庁との関連は現段階では不明である。

第Ⅳ期では北方建物の造営に伴う整地層を新たに検出したが、他にはみつかっていない。この期の整地は従来も南辺築地西半で第Ⅳ次整地層を部分的に確認

しているのみであり、それほど目立つ造成は政庁内ではみられない。なお、南面地区では平坦面が拡張されているが、第Ⅲ期と同様に政庁との関連は不明である。

② 構成・配置上の変遷

本文編では政庁を構成する建物を中心として各遺構期を通観し(本文編表 49)、各期を通じて普遍的に存在する建物・築地を基本的構成要素、ある時期以降継続的に存在する建物を準基本的構成要素、断続的または一時的に存在する建物を付加的構成要素として捉えた。今回の補足・修正を踏まえても構成要素の種別は同様であるが(第 11 表)、各時期の建物の構成・配置に変更があるため、それらの変遷の捉え方も修正される。

基本的構成要素：正殿、東・西脇殿、南門、広場、築地

準基本的構成要素：後殿、東・西楼

付加的構成要素：南門前殿、東・西翼廊、北殿、東・西殿、

北東部建物、北西部建物、北方建物

基本的構成要素の正殿、東・西脇殿、南門、広場、築地は第Ⅰ期から存在し、暫定的な第Ⅲ-1期を除いて同じ位置を踏襲して造り替えられている。本文編では第Ⅱ期脇殿に東・西殿をあてたことから脇殿の移動をみざるを得なかったが、SB1150 Z 東脇殿跡の検出によって同位置での造り替えが判明し、第Ⅰ期から第Ⅳ期までの一貫性が得られた。第Ⅲ-1期以外の全遺構期を通じて南北 116.4 m、東西 103.1 m の範囲を築地で囲み、その南半部を南面する正殿を中心としてコの字型に配した東・西脇殿、そして南門と以上の建物に囲まれた一辺約 66 m の正方形の広場が不変の配置であり、政庁の最も重要な部分である。

準基本的構成要素の後殿、東・西楼は第Ⅱ期に加わる。本文編では後殿を第Ⅱ期、東・西楼を第Ⅲ

構成区分	遺構期 名称	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期		
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅰ小期	第Ⅱ小期	第Ⅰ小期	第Ⅱ小期	第Ⅲ小期		
基本的 構成要素	正殿	●	●		○	○	●	●	●	●
	脇殿	●	●	●	●	○				○
	南門	●	●	---	●	○	●	●	●	●
	築地	●	●	---	●	○				○
	広場	●	●(石敷)							
準基本的 構成要素	後殿		●	●	●	●	●	●	●	●
	楼		●	●	●	●	●	●	●	●
付加的 構成要素	脇門	●								
	翼廊		●							
	北殿		●							
	東・西殿		●							
	南門前殿	●		●						●
	北東部建物							●		
	北西部建物							●	●	
	北方建物							●		
	石組溝		●							
石敷通路		●								
その他	東・西門	◇				◇				●
	北門	◇(潜門)	●(馬道)	●	◇	●				●

●: 新設 ○: 補修など(推定) ◇: 推定

第 11 表 建物・施設変遷表

期から加わるとしていたが、ともに第Ⅱ期に出現し、火災や地震などの暫定的な期間を除いて同位置で踏襲される。配置も後殿が正殿の後方、楼が正殿の東西に並んで位置し、後殿が東西側柱列を正殿身舎の桁行両端柱筋に、楼は南北側柱列を正殿身舎の南北側柱筋に一致させている。ともに正殿身舎の柱筋に柱列を合わせており、正殿と密接に関連して一括的に計画された建物と捉えられる。

付加的構成要素は断続的または一時的に存在するもので、各建物の時期に変更はない。補足としては東・西殿が加わる。これらは本文編では第Ⅱ期東・西脇殿として基本的構成要素としたが、他の時期と同位置に東・西脇殿があることが判明したため基本的構成要素からはずされる。脇殿の機能を失い、扱いは第Ⅱ期の築地線上に位置する北殿、東・西翼廊と同じ付加的構成要素となる。

ところで、建物以外に目立つ施設として石敷広場・通路、石組排水溝、石垣がある。石敷広場・通路、石組排水溝は第Ⅱ期の政庁南半を中心にもみられる施設で、石敷広場は第Ⅲ期以降も存続する。本文編で述べたようにこれらには意匠上の配慮が認められ、付加的な要素として重要と考えられる。

また、石垣は基本的には第Ⅰ期の南西部第1次整地層の南・西辺をなす土留めだが、外観に対する意識もみられ、政庁外側の付加的な要素として加えられる。

各構成要素の変遷に関する修正は以上である。なお、建物の配置計画が本文編で述べた計画方眼に基づくことに変更はない。第Ⅰ期は正殿中軸線と正殿南入側柱筋を基準とした約18m方眼、第Ⅱ期以降は第Ⅰ期の方眼を踏襲し、より小さい割付単位による約9m方眼による配置計画をしている。それは南辺の石垣が約18m方眼、石敷通路が約9m方眼上にあるように建物以外の施設にもみられる。

③構造・規模の変遷

本文編では建物の基本構造について、第Ⅰ期は基本的な建物に付加的な南門前殿を含めてすべて掘立式であり、第Ⅱ期以降は基本・準基本的な建物が礎石式になるとした。第Ⅱ期以降の付加的な建物は第Ⅱ期が礎石式、第Ⅲ期以降が掘立式である。

建物の細部構造や規模については基本的要素の正殿が第Ⅰ期の南廂付建物から第Ⅱ期に四面廂付建物に拡大しており、脇殿は第Ⅲ-2期に桁行の縮小と第Ⅳ-3期に東脇殿への廂付加はあるものの大きな変化はないとした。また、準基本的な後殿では第Ⅳ-1期に総柱建物から南北両廂付建物への変化、終末の第Ⅳ-3e期には礎石式から掘立式への変化と規模の縮小をみている。

今回調査した建物のあり方からみて基本構造に関する変更はないが、東・西脇殿では細部の構造や規模の補足・修正によって変遷の捉え方に変更がある。また、変遷自体を修正した後殿も捉え方が異なってくる。

脇殿は第Ⅰ期の床構造、第Ⅲ-2期の縁、第Ⅳ-3期の廂などの細部までが対称である。推定だったSB1150、SB1150 A～Cの身舎(SB1150)の実在も確認され、第Ⅲ期と同構造・規模と推定される第Ⅱ期脇殿を含めて、終末まで一貫して東西対称の建物として捉えられる。規模については第Ⅲ-2期の脇殿が第Ⅰ期より桁行は少ないものの、面積はむしろ大きいことが指摘される。第Ⅱ期にも遡るとすれば、正殿の規模拡大と整合的である。

後殿は火災・地震後の復興に伴う暫定的な掘立式の SB171、SB170 B を挟んで、第Ⅱ期の SB170 Z、第Ⅲ -2 期の SB170 A、第Ⅳ -1 期の SB170 C の本格的な礎石式の後殿がほぼ同位置・規模で造り変えられている。最後の後殿は SB170 C であり、それが終末まで存続したとみられる^(註 24)。

B. 各遺構期の特質

以上の整理・検討による補足・修正を踏まえ、本文編で示した各遺構期の特質について再述する。

【第Ⅰ期】

養老・神亀頃に造営された創建の政庁である。

造営にあたっては北西から南東に延びる小丘陵に大規模な削り出しと第 1 次整地層による盛土で南北約 140 m、東西約 110 m 以上の平坦面を造成している。

この期の政庁は正殿、脇殿、南門、広場、築地の基本的なものと、南門前殿、南西部石垣などの付加的なものにより構成されている。建物および築地はすべて掘立式だが、少なくとも主要建物は瓦葺きであったと推定される。また、正殿は基壇上に建てられている。

配置をみると、南北 116.4 m、東西 103.1 m の範囲を築地により区画し、その南半部を、南面する正殿を中心としてコの字型に配した東・西脇殿、さらに南門と以上の建物に囲まれた一辺約 66 m の正方形の広場からなる一郭がしめており、建物は正殿中軸線と正殿南入側柱筋を基準とする約 18 m 方眼に基づいて計画的に配置されている。また、この一郭は第Ⅱ期の火災後の暫定的な第Ⅲ -1 期を除く全遺構期を通じて四周を画する築地とともに同じ位置・構成で踏襲されており、政庁の機能上最も重要かつ普遍的な部分として把握できる。

南門前殿はこの一郭のさらに南の南辺築地外にあるが、他の時期のものとは異なり、前述の計画方眼に基づいて配置され、政庁の主要部に準じる機能上の位置づけがなされていたと推定される。他に、さらに南の第 1 次整地層の南・西辺には石垣があり、政庁の南面は威風を備えた外観を呈す。

以上のような平坦面の造成、基本的な要素を主体としたものにより造られた第Ⅰ期政庁は、全遺構期中最も単純かつ基本的な様相を呈す。建物・築地は掘立式で、政庁内の建物数は少なく、第Ⅱ期以降に比べれば計画方眼も広い。しかし、この平坦面、基本的な構成要素は全遺構期を通じて場所を変えずに踏襲されており、第Ⅱ期以降の計画方眼も第Ⅰ期を踏襲して小さい割付単位としたものである。その意味では最も単純な様相を示すが、全遺構期の基盤をなす政庁と位置づけられる。

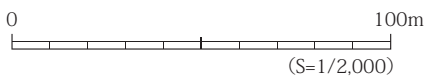
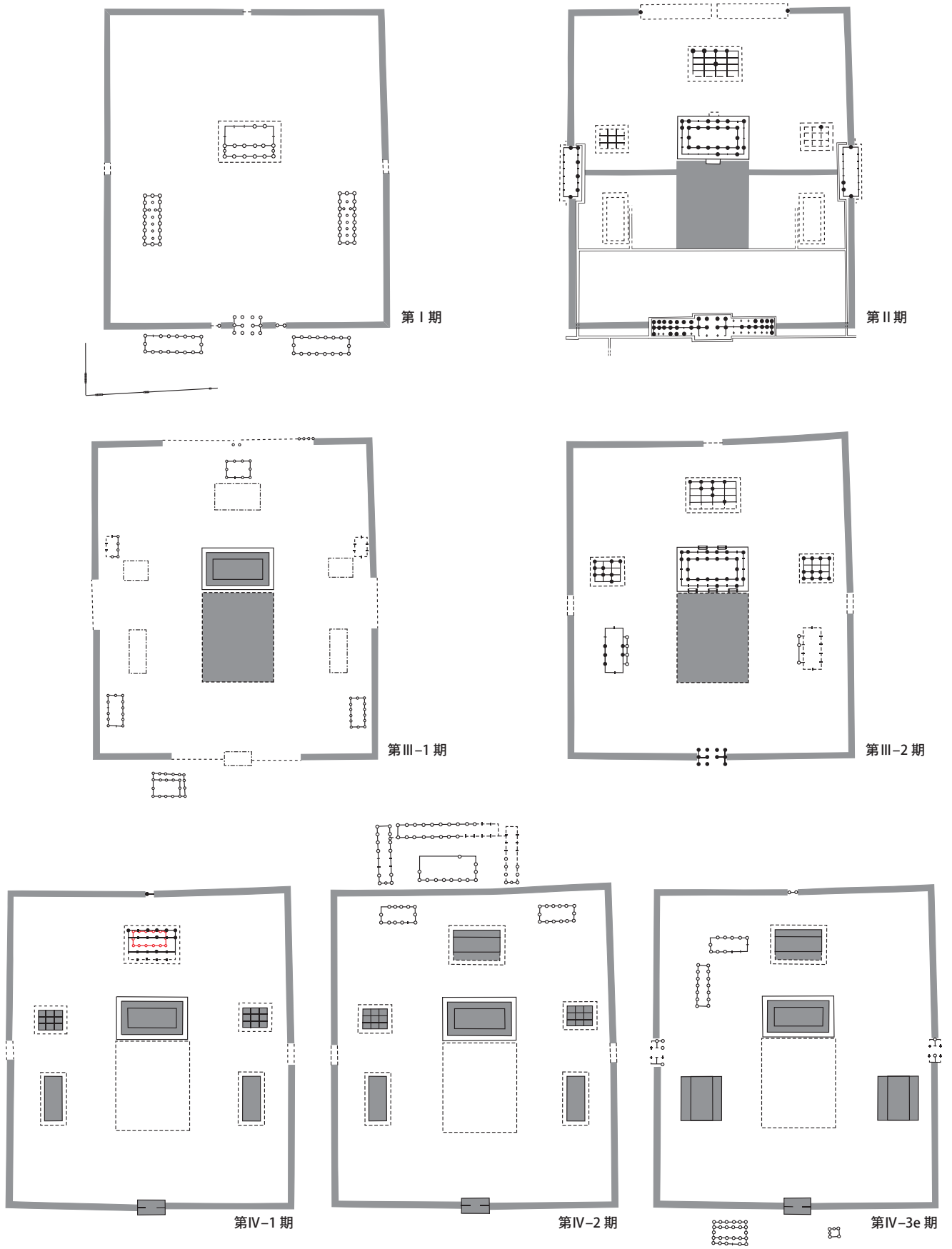
ただし、この期の政庁では場所による高低差や建物などにおける計画と完成形との差も目立つ。第Ⅰ期ゆえの不足があるのは否定できない。

【第Ⅱ期】

8 世紀中頃に造営され、宝亀 11(780) 年の伊治公皆麻呂の乱の火災により焼失した政庁である。

造営にあたっては第Ⅰ期政庁に比較的広い範囲で整地などによる微調整を加え、全体をより平坦にしている。

構成をみると、建物や施設が飛躍的に増加している。基本的なものでは広場が石敷となり、新たに



第59图 政庁変遷図

準基本的なものとして東・西楼、後殿が加わる。これらは第Ⅲ期以降にも継続するものである。付加的なものとしては築地線上に翼廊、東・西殿、北殿が加わり、南辺築地外側の南門前殿はなくなる。他に建物以外に南半を中心として石敷通路と石組排水溝が敷設されている。

建物、及び築地はすべて瓦葺きで、第Ⅰ期の掘立式から礎石式となる。東・西の脇殿と楼、北殿は不明だが、他は玉石積基壇上に建てられたと推定される。

主要部分の配置は同位置のまま変わらず、正殿の規模が拡大して四面廂付建物となる。新たに加わった準基本的な東・西楼、後殿は北半に配され、楼が正殿の東西、後殿が正殿後方に位置する。いずれも正殿身舎と柱筋を揃えて三方に配置され、正殿と機能的に密接に関わる建物と推察される。また、すべて総柱建物である。付加的な翼廊、東・西殿、北殿は築地各辺の中央に配される。なお、ここまで述べた建物のうち翼廊以外は約9 m方眼に基づいて配置されている。

ところで、この期の注目される特徴を整理してあげると次のことがある。

- a. 政庁域の平坦化
- b. 正殿規模の拡大
- c. 準構成的な東・西楼、後殿の新設
- d. 礎石式の採用
- e. 築地各辺の中央部における翼廊、東・西殿、北殿などの存在
- f. 通路や排水溝の敷設と広場も含めた化粧石の多用

このうち a～c は以後の政庁にも引き継がれたもの、d も火災・地震後の暫定的な場合や各時期固有の付加的なものを除いて継続されたものであり、それらがこの期から備わっている。その意味で第Ⅱ期は以後の政庁の実質となる特質を持つ。一方、e・f は第Ⅱ期固有の特徴で、本文編で指摘したように意匠上の配慮と捉えられる特質である。石敷広場以外、以後は引き継がれない点からみて、その装飾性はむしろ際立つものであったと考えられる。

第Ⅱ期政庁は以後の政庁に継続された実質と、不慮の火災で結果としては特有のものとなった装飾性の強さという2つの特質を持つ。これらの捉え方は、本文編では準構成的な東・西楼の出現を第Ⅲ期、東・西辺築地線上の建物(東・西殿)に脇殿と装飾性の2つの機能をみたことなどからなお漠然としていたが、準構成的な東・西楼と後殿の出現が第Ⅱ期に集約されたこと、脇殿が他の時期と同位置にあり、東・西辺築地線上の建物が東・西殿と捉えられたことから、より明瞭になってきた。第Ⅱ期は実質と卓越した装飾性を兼ね備えて整備された政庁と位置づけられる。

【第Ⅲ期】

第1小期は宝亀11(780)年の火災直後に、本格的な政庁を復興するまで機能を保持するために暫定的に造営された政庁で、建物はすべて掘立式である。

この小期について本文編では、造営時にはすでに2期の造営計画が存在しており、両小期の各建物は互いに対応し、1期は2期の計画位置を避けて築地寄りに配されているとした。それに誤りはないが、変更した第Ⅱ期の構成からみて補正が必要である。すなわち、この期の造営時には第Ⅱ期の

実質部分を同位置で踏襲する形での 2 期の造営計画があり、実現までの間、機能を保持するために 2 期の計画位置を避けて築地寄りに暫定的な建物を配したと補正する。また、この小期以後には石敷広場以外に装飾性を示す付加的な要素がなく、それらはこの小期で省かれている。石敷広場が存続したのは、広場自体が実質を担う基本的な構成要素であるためとみられる。

第 2 小期は 8 世紀末頃に前述の暫定的な政庁に代り本格的に造営された政庁で、貞観 11(869) 年の陸奥国大地震により被害を受けている。この小期についても第 II 期との関係から補正がある。

構成は正殿、東・西脇殿、南門、築地、石敷広場の基本的なものと東・西楼、後殿の準基本的なものからなる。付加的なものはない。建物と築地はすべて礎石式で、不明な南門を除いて切石積基壇上に建てられたと推定される。主要建物は瓦葺きである。

基壇化粧や瓦の様式などに多少の仕様の変更はあるが、この期は第 II 期の実質部分を踏襲し、暫定的な 1 期を経て、それを復興した政庁と捉えられる。

ところで、本文編ではこの小期を第 I 期について明瞭かつ基本的な政庁と位置づけ、構成の明瞭さや脇殿の第 I 期と同じ位置への回帰などに注目したが、第 II 期の変更を経た現段階では構成要素とその配置、構造からみて第 II 期との連続性をみるのが自然である。ただし、装飾性の強さは踏襲せず、後述の第 IV 期のような掘立式の付加的な建物もない。そうした意味では明瞭かつ基本的で第 I 期と共通するが、第 II 期からの基本・準基本的な構成と構造の継承から明確なように、第 II 期以後の基本に準じている。第 II 期以後の最も実質に即した基本的な政庁と位置づけられる。

【第 IV 期】

第 1 小期は貞観 11(869) 年の地震直後に復興された政庁である。第 III -2 期のうち建て替えられたのは後殿・北門のみで、後殿は掘立式の暫定的なものが一度造られた後に、礎石式の本格的なものが造られている。他の建物は大規模な瓦の葺き替えなどは行われたが、建て替えられることなく存続したと推定される。したがって、構成などは第 III -2 期と同じで変化はない。

第 2 小期は 1 期のものが維持されるが、政庁後方に掘立柱建物からなる北方建物がこの期のみ付加される。造営にあたっては西側で整地も行われている。北方建物は北辺築地外の西寄りに位置し、明らかに機能上一つの単位を構成している。この期まで政庁にみられなかった新たな機能が一時的に付加されたと推定される。また、北辺築地内の北東・北西隅にも掘立柱建物が付加されるが、これらは正殿中軸線に対し対称に配されており、全体の対称性に配慮がなされている。

第 3 小期は終末期の政庁である。新たに造営されたものはすべて掘立柱建物で、北西部を中心に連続して建て替えられる。それらはほぼ同位置で建て替えられるが、小々期ごとに規模・構造が異なり、その一郭が単一の機能ではなかったことが知られる。その変遷によって細部では政庁の対称性に乱れが生じるが、基本・準基本的な建物による主要な一郭は楼を除いて 1 期の建物が終末まで維持され、脇殿の対称性も保持されている。本文編の段階では最終末の 3 e 期における後殿の掘立式化と小規模化、脇殿の非対称性などの点に衰退的な様相がみられたが、ともに維持されており、小規模ながら政庁全体に及ぶ造り替えも行われている。最終末まで政庁は十分に機能していたとみられる。年代的

にも西脇殿南側のSK078 土壙に白磁皿を含む 11 世紀前半頃を中心とした出土土器があり、その頃までは機能していたことが推定される。

各小期の様相は以上のとおりだが、この期の政庁では 2 期以降に北辺築地内外、北西部を中心とした掘立式建物の変遷がみられ、政庁に新たな機能が付加されている。各小期・小々期で建物の規模・構造が異なることから、その機能は単一ではなく、それぞれ一時的な別の機能と推測される。主要な一郭が基本的に維持された点からすると、それはあくまで付加的なものであり、北辺築地内外、北西部がそれを担う場として使用された。政庁は本来の機能を保持しつつ、多様な機能にも対処する場を備えて存続していたと捉えられる。

(4) 遺構のまとめ

各遺構期の特質は前節のように捉えられた。各遺構期とも補正が加わったが、特に第Ⅱ期の構成上の変更によるところが大きい。それによって第Ⅱ期の特質は勿論、第Ⅲ期及び全遺構期を通観した時の捉え方も補正される。

第Ⅱ期は建物を礎石式とし、基本的な要素の正殿、東・西脇殿、南門を同位置で造り変えたうえで新たに準構成的な東・西楼と後殿を一括して加え、さらに築地各辺中央には翼廊、東・西殿、北殿など、政庁南半には石敷広場・通路、石組排水溝をも敷設した実質と装飾性を兼ね備えて整備された政庁である。そして、その実質にあたる基本・準基本的な構成と構造が暫定的な第Ⅲ-1 期を挟んで第Ⅲ-2 期に引き継がれ、第Ⅳ-2 期以降には多様な機能にも対処する場を備えて終末まで継承された。

したがって、全遺構期を通観すると第Ⅱ期が大きな画期として捉えられる。本文編でも第Ⅱ期を画期としてみたが、新たな成果による構成の変更と整理・検討を通して、それがより際立つことになる。

他には第Ⅰ期における造成の範囲・状況の一端が明らかになった。第Ⅰ期は最も単純な構成で、大規模な造成を経て完成した政庁には計画性との差もみられるが、それは全遺構期の基盤をなす政庁として位置づけられる。また、衰退的な様相がみられた第Ⅳ-3 期の政庁でも格式と対称性が終末まで維持されており、存続の年代を含めて再評価しうる成果が得られた。

名称	遺構期	遺構番号	規模	棟方向	廂	桁行総長	梁行総長	廂(柱間)	柱穴(礎石)	備考
正殿	I	SB150A	5×3 ^間	東西	南	19.52	11.8	3.37	方 1.2～1.4	基壇あり
	II	SB150B	7×4	東西	四面	22.8	12.0	2.4	礎石	玉石積基壇(推定)
	III-2	SB150C	7×4	東西	四面	22.8	12.0	2.4	礎石	切石積基壇
脇殿	I	SB127	7×2	南北		17.9	5.6		方 1.2～1.4	間仕切り・床東あり
	I	SB175	7×2	南北		17.92	5.66		方 1.2～1.4	間仕切り・床東あり
	III-1	SB123	5×2	南北		10.5	5.0		方 0.7～1.0	
	III-1	SB172	5×2	南北		平均 11.28	平均 5.41		方 0.6～0.8	
	III-2	SB1150	推定 5×2	南北		推定 16.0	推定 6.4		礎石	西側に方縁あり 基壇あり(推定)
	IV-3	SB1150A	5×4	南北	東・西	16.2	推定 15.0	推定 4.3	礎石 廂・方 1.0	SB1150に廂を付加 基壇あり(推定)
	IV-3	SB1150B	5×4	南北	東・西	16.2	推定 13.2	推定 3.4	礎石 廂・径 0.3～0.5	
	IV-3	SB1150C	5×4	南北	東・西	16.0	推定 12.0	推定 2.8	礎石 廂・径 0.3～0.5	
	III-2	SB1151	5×2	南北		推定 16.0	推定 6.4	推定 3.2(緑)	礎石	東側に方縁あり 基壇あり
	IV-3	SB1151A	5×4	南北	東・西	推定 16.4	推定 16.2	推定 4.9	礎石 廂・方 0.9～1.4	SB1151に廂を付加 基壇あり(推定)
	IV-3	SB1151B	5×4	南北	東・西	推定 15.9	推定 15.4	推定 4.5	礎石 廂・径 0.5～0.7	
	IV-3	SB1151C	5×4	南北	東・西	推定 16.3	推定 13.6	推定 3.6	礎石 廂・径 0.5～0.7	
楼	II	SB136Z	推定 3×3	東西		推定 9.0	推定 7.2		礎石	基壇あり(推定)
	III-2	SB136A	3×3	東西		9.0	7.2		礎石	基壇あり(推定) 総柱
	III-2	SB186	3×3	東西		9.0	7.2		礎石	基壇あり(推定) 総柱
南門	I	SB101A	3×2	東西		9.8	6.0		方 1.2～1.5	
	II	SB101B	3×2	東西		9.9	6.0		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
	III-2	SB101C	3×2	東西		9.9	4.9		礎石	
脇門	I	SB104	間口1間	東西		2.7			方 0.5～0.6	
	I	SB189	推定 間口1間	東西		不明				SB104より推定
翼廊	II	SB105	6×2	東西		推定 13.8	推定 4.2		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝) 複廊形式
	II	SB109	6×2	東西		13.8	4.2		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝) 複廊形式
南門前殿	I	SB023	7×2	東西		平均 20.37	平均 5.99		方 1.5	足場組柱穴あり
	IV-3e	SB051	1×1	東西		7.0	6.0		径約 0.8	
	I	SB187A	7×2	東西		南 20.70	東 5.93		方 1.5～2.0	足場組柱穴あり
	III-1	SB187C	5×3	東西	東・北	平均 10.83	8.1	東 平均 1.8 北 平均 2.25	方 0.5～1.0	
	IV-3e	SB187D	5×4	東西	南・北	12.1	8.15	南 平均 2.15 北 平均 1.9	身舎・廂とも 径約 0.7	
後殿	II	SB170Z	推定 4×4	推定 東西		推定 16.8	推定 9.6		礎石	基壇あり(推定) 総柱
	III-2	SB170A	推定 4×4	推定 東西		推定 16.8	推定 9.6		礎石	基壇あり(推定) 総柱
	IV-3e	SB170B	5×2	東西		平均 12.15	平均 5.2		径約 0.8	
	IV-1	SB170C	推定 5×4	推定 東西	南・北	17.5	推定 10.8	2.7	礎石	基壇あり(推定)
	III-1	SB171	3×2 ^間	東西		8.6	6.0		方約 1.0	

第12表 主要建物一覧表(1)

名称	遺構期	遺構番号	規模	棟方向	廂	桁行総長	梁行総長	廂(柱間)	柱穴(礎石)	備考
東殿	Ⅱ	SB135	7×2	南北		18.3	5.4		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
西殿	Ⅱ	SB180	7×2	南北		18.1	5.4		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
北殿	Ⅱ	SB370・550	不明 ^間	東西		不明	不明		礎石	
北東部 建物	Ⅳ-2	SB161A・B	5×2	東西		平均 12.45	平均 5.7		方約 1.0	
	不明	SB160	3×2	南北		5.1	4.6		方約 1.0	総柱
北西部 建物	Ⅳ-2	SB1146	5×2	東西		12.40	6.00		方 0.6 ~ 1.0	
	Ⅳ-2	SB593	3以上×2	東西		不明	4.80		方約 0.8	
	Ⅳ-3a	SB575	5×3	南北		14.9	7.8		方約 1.2	両側柱筋に連続する柱穴あり
	Ⅳ-3b	SB591A・B	5×5の平 面L字形			平均 10.50	平均 6.04		A.方 1.2 ~ 1.5 B.方約 0.6	一部礎石使用(推定)
	Ⅳ-3c	SB1145	5×1	東西		11.24	2.21		径 0.4 ~ 0.6	
	Ⅳ-3e	SB1148	5×2	東西		13.5	5.0		方約 0.6	
	Ⅳ-3d	SB1147	推定 3×2	南北		7.8	推定 5.2		方約 0.7	
	Ⅳ-3a	SB567A・B	4×3	東西	西・南	6.45	4.25	西南 平均 2.85 2.2	身舎方 0.6 ~ 0.8 廂 方約 0.5	身舎のみ2時期
	Ⅳ-3b	SB1144A・B	2×2	東西		6.2	4.9		方 0.6 ~ 0.8	東妻棟通り下柱穴を欠く
	Ⅳ-3c	SB566	5×3	東西	北	12.0	7.5	2.5	身舎方約 0.9 廂 方約 0.6	
	Ⅳ-3e	SB1149	6×1	南北		平均 15.05	4.2		径約 0.5	
	Ⅳ-3d	SB373	7×2	南北		平均 15.35	平均 5.07		方 0.5 ~ 0.7	間仕切あり
	Ⅳ-3c	SB564	2×3	南北		6.18	4.59		方 0.6 ~ 1.0	総柱
	Ⅲ-1	SB560	推定 3×2	南北		7.30	推定 4.3		方 0.6 ~ 0.8	
	不明	SB375	3×不明	推定 南北		9.0	不明		方約 1.2	
北 方 建物	Ⅳ-2	SB551A・B	7×3	東西		21.0	9		A.方約 1.7 B.方約 1.0	同位置・同規模で建替え
	Ⅳ-2	SB553A・B	7×1	南北		21.0	4.36		A.方 1.5 B.方 0.7 ~ 0.9	東側柱の北より2間目に間柱あり
	Ⅳ-2	SB1050A・B	推定 7×1	南北		推定 21.0	4.5		A.方約 1.4	
	Ⅳ-2	SB1013A・B	推定 12×1	東西		推定 36.0	4.5		A.方約 1.4 B.方 0.8 ~ 1.0	
門	Ⅳ-3e	SB193	推定 3×2	南北		推定 9.0	推定 4.2		径約 1.0	東門(推定)
	Ⅳ-3e	SB377	推定 3×2	南北		9.0	推定 4.2		径約 0.8	西門(推定)
	Ⅲ-1	SB365A	間口1間	東西		2.1			方約 1.0	
	Ⅳ-1	SB365B	間口1間	東西		不明			礎石	
	Ⅳ-3e	SB365C	間口1間	東西		2.4			方約 0.7	間口2間の可能性あり

註

桁行・梁行総長で測定値が2つ以上の場合はその平均値で示した。単位はmである。

同位置・同規模で建て替えられているものについては、Bの測定値で示した。

柱穴で、方は平面方形で一辺の大きさ、径は平面円形で直径を示した。単位はmである。

第13表 主要建物一覧表(2)

2) 遺物—土器の年代について—

本文編では、多賀城政庁跡出土土器のうち「出土状況が比較的安定し、量的にもある程度まとまりをもつ」一括資料を基準となるA～F群の土器として示した(本文編-p392)。その年代は8世紀前半から10世紀中頃と推定し、政庁跡は10世紀後半には廃絶したと想定した(本文編-p392)。

しかし、その後、新たな出土資料が増加しただけでなく、既出資料の中でも、基本的属性に変更が生じたものがある。特に、須恵器や陶磁器類に関して、生産地や他の消費地における編年研究が進展したことにより、本文編刊行時に推定した生産地や年代観に大幅な変更が生じた資料が少なくない。

これらの資料をもとに、政庁跡出土土器を再検討した結果、政庁跡出土土器の中には本文編に示したA～Fの6つの土器群に加えて、A群土器に先行する時期の土器と、F群に後続する時期の土器が含まれることが新たに判明した。そこで以下では、A群土器に先行する時期の土器と、F群土器以降の時期の土器の内容と年代をそれぞれ概括することにした。さらにF群土器以降の土器については、土器の種類と年代幅が広いので、その変遷を年代順に整理しておく。

(1) A群土器以前の土器

A群土器に先行する時期の土器として少量の須恵器がある。

【須恵器】

今回報告した政庁跡出土の須恵器長頸瓶(p73第46図1・2)は、肩・胴部に櫛歯状工具を使用した波状文、同じ施文具を斜位に刺突した波状列点文が巡る点が特徴としてあげられる。これらの特徴から年代的には多賀城創建前の7世紀から8世紀初頭の年代が想定される。また、これらとほぼ同時期の須恵器として、図録編PL116-243・244の須恵器甕口縁部、頸部破片があげられる。243の口縁部は幅の広い隆帯で、その上面が水平に面取りされている。頸部は横位の沈線により区画され、上下2段以上の櫛歯状工具による波状文が巡るものである。

以上のように、政庁跡周辺出土の須恵器では、これまで知られていた8世紀前半以降の須恵器に加え、A群に先行し7世紀から8世紀初頭に遡る可能性のある須恵器瓶・甕類破片がわずかながら含まれていることを確認した。これらの須恵器は、いずれも表土出土の遺物であり、遺構に伴うものではないが、多賀城創建を遡る可能性のある土器が、わずかながらも政庁跡から出土していることが確認された。

ただし、政庁跡周辺では上述した須恵器以外に、当該時期に属す可能性のある土器類は確認されておらず、特に、当該時期の官衙遺跡である仙台市郡山遺跡Ⅱ-A期官衙段階にみられるような須恵器坏・蓋類や土師器坏などの供膳形態は確認されていない。

(2) F群土器以降の土器

F群土器以降の時期の土器として国産陶器、貿易陶磁器、土師器、須恵器、須恵系土器、中・近世陶磁器がある。

【国産陶器（緑釉陶器、灰釉・山茶碗系陶器、瓷器系陶器）】

政庁跡周辺出土の国内産陶器類では、これまで知られていた9・10世紀代の愛知県猿投産の緑釉・灰釉陶器、京都府洛北・洛西、滋賀県近江産の緑釉陶器に加えて、岐阜県東美濃・愛知県二川産とみられる11・12世紀の緑釉・灰釉・山茶碗系陶器や、愛知県渥美・常滑産の12世紀代の瓷器系陶器類が含まれていることが確認された。一方で、須恵器系陶器は確認されていない（多賀城内では五万崎地区の第29次調査第Ⅱ層出土遺物の中に須恵器系陶器破片（未報告資料）が含まれるのが唯一例。）

第48図4(p75)は緑釉碗の底部破片で、高台内面が2段になる形状や濃緑色の釉調などの特徴から近江産で11世紀代の年代が想定される。

第48図8は山茶碗系陶器碗の底部破片で、高台の形状、胎土焼成などから東濃の明和27号窯式期の製品で、11世紀後半の年代が想定される。

第48図9は灰釉大平鉢破片で、器形や胎土焼成などから東濃の大原2号窯式～虎溪山1号窯式期の製品で、10世紀代の年代が想定される。

第48図10～12は灰釉瓶破片で、器形や胎土焼成などからいずれも東濃の製品で、このうち、11・12については虎溪山1号窯式期の製品で10世紀後半代の年代が想定される。

第48図13は山茶碗の底部破片で、器形や胎土焼成などから東濃の谷迫間2号窯式期の製品で、12世紀後半の年代が想定される。

【貿易陶磁器（青磁・白磁・青白磁・緑釉・褐釉陶器）】

政庁跡周辺出土の貿易陶磁器類では、これまで知られていた9・10世紀代の中国越州窯系青磁・華北（邢窯系）産白磁に加えて、11世紀以降の華南（福建省・広東省）産白磁類や青白磁、緑釉・褐釉陶器類が確認された。

第49図2(p77)は、政庁跡第4次調査SK078出土の白磁皿で、本文編では邢窯系の白磁碗破片としたが、再検討の結果、器形・釉調から華南産の輪花皿であることが確認された。太宰府市分類（太宰府市：2000）の白磁Ⅺ類にあたり、年代的には10世紀後半から11世紀中頃に位置づけられる。

第49図3は、壺の胴部から底部にかけての破片で、器形・胎土の特徴から中国産の褐釉壺とみられる。年代は明確でない。この他、第16次調査SK364からは褐釉陶器が出土した記録（本文編-p265）があるが現存しない。これは記録によると四耳壺の底部破片で12世紀代の資料とみられる。

この他、政庁周辺の調査では新たに白磁・青磁・青白磁の碗皿・壺類が出土している（年報2005-p45, 年報2008-p15～21, 年報2009-p64）。これらはいずれも10世紀後半から12世紀代の標識資料とされるものである。白磁は肌理が細かい色硬質の素地に光沢のある透明な釉が厚くかかるものと、肌理が粗く黄ばんだ白色軟質の素地に化粧土が塗られ細かな貫入の入る釉が薄くかかるものがある。素地、釉調などからそれぞれ福建・広東など11世紀後半以降の華南産白磁碗皿類の破片とみられる。

【須恵系土器・かわらけ】

多賀城政庁跡出土土器の約72%を占めるのは須恵系土器である。これら須恵系土器坏・皿類の供膳形態を主体とするF群土器は、主に10世紀代に政庁で執行された饗宴等の儀式に供され一括廃棄された土器群とみられている。しかし、F群土器の標識資料としたSK058・SK078出土土器の年代的な位置付けに関しては、先述したように伴出した白磁の年代観が変更されたため、F群土器の年代幅にも変更の必要性が生じた。

一方、本文編刊行以降、政庁跡周辺では貿易陶磁器や施釉陶器類が共伴する須恵系土器が出土した遺構の調査例が蓄積され、F群土器に後続する11～12世紀の土器の連続的な変遷を辿ることができるようになった(年報2006-p72)。これらの調査例を参考にしつつ、政庁跡出土土器を再検討すると、須恵系土器の中で口径が8cm前後の小皿(p74第47図2・3)や柱状高台(5)、あるいは手捏かわらけ(4)などは、F群土器に後続する11～12世紀代の土器である可能性が高いとみられる。単独で出土した須恵系土器について、個別の年代を想定するのは難しいが、政庁跡出土の須恵系土器とした土器の中には、F群土器に後続する11～12世紀代の土器が少なからず含まれているとみられる。

なお、政庁跡出土の須恵系土器の中には、多量に出土する坏・皿類・台付鉢以外で、器台(第47図6～9)、脚付土器(第47図10～14)、甕形土器などきわめて希少な器形の土器も含まれている。これらも10～12世紀代の国府中枢で執行された儀式に使用された土器とみられる。

【中・近世陶器】

中・近世の土器として少量の国産陶磁器がある。陶器鉢(p77第49図9)は、白石市東北窯の製品で13世紀末14世紀初頭の年代が想定される。施釉陶器(第49図4～8)、瓦質土器(p78第50図)は近世の土器とみられる。

(3) F群土器以降の土器の整理

前項でみたように政庁跡出土土器の中にF群土器以降の土器が少なからず含まれていることが確認された。このため、以下では、これらの土器の年代的な前後関係をより明確にするために、政庁跡周辺での出土資料も含め年代順に整理しておく。

【10世紀後半～11世紀前半】

政庁SK058出土の須恵系土器坏・小型坏・高台坏等を主体とする土器群は、坏類の法量分化が不明確で、坏類の中に占める高台坏の割合が高い。これらに類似した土器は、政庁西辺第16次調査SK375瓦溜、政庁南辺築地外側の第9次調査SK066、政庁南辺築地外側の第80次調査SD2929溝でも出土していて、灰釉陶器大平鉢もしくは大瓶(東濃大原2号～虎溪山1号窯式期)が伴出している。これらのことからSK058瓦溜出土土器は本文編(p266・392)の検討結果の通り10世紀後半段階に位置付けられる。

一方、政庁SK078出土土器は、同様に須恵系土器坏・小型坏・高台坏等を主体とする酸化焰焼成

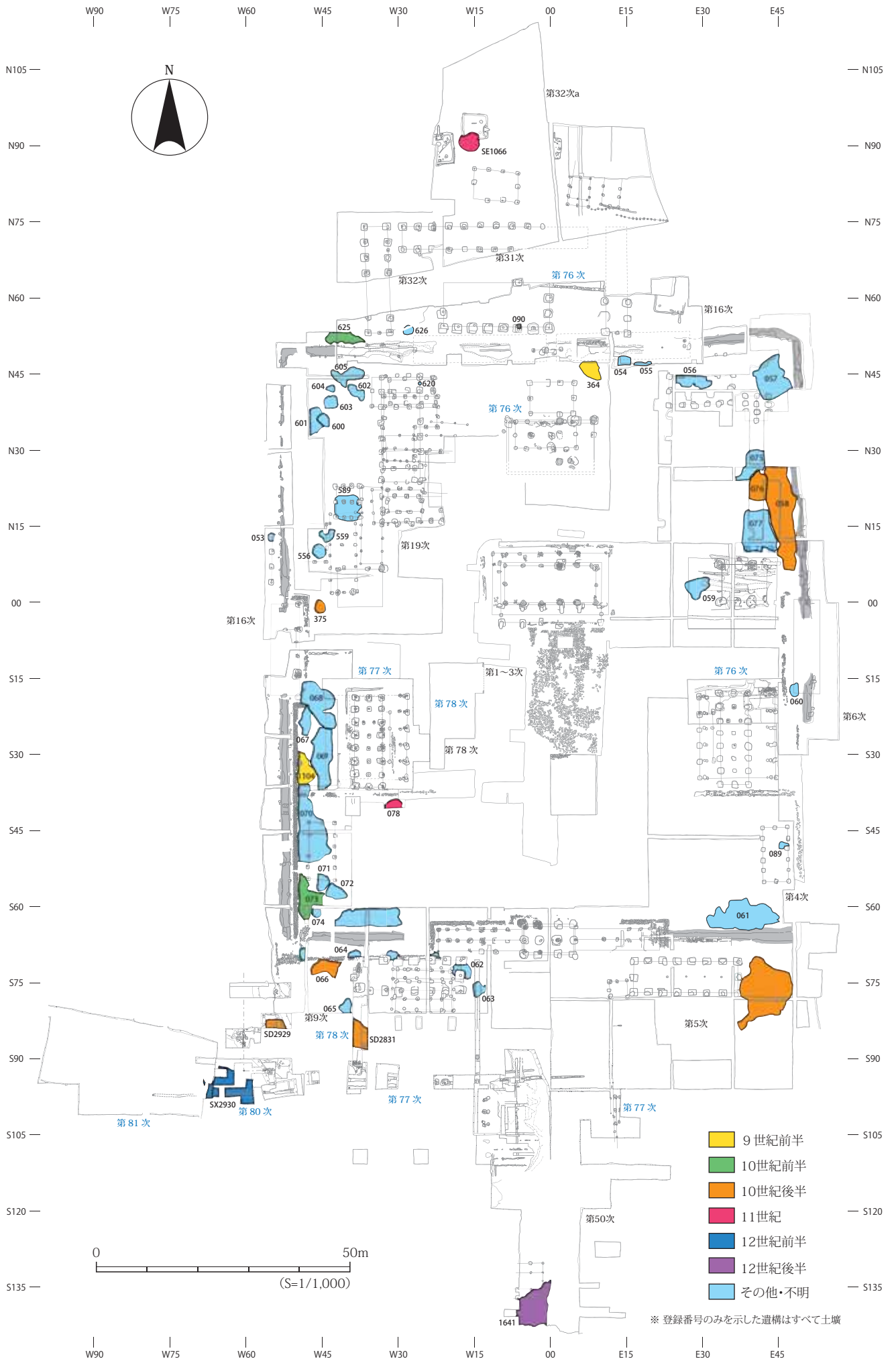
の土器で構成されるが、小型坏が口径9cm前後の小皿として明確な法量分化を示している。また、小皿の数量的割合が高い点で、前出SK058出土土器より新しい傾向を示しているとみられる。これらは伴出した白磁皿XI類（第49図2）の年代観から10世紀後半～11世紀中頃の年代が想定され、SK058出土土器との様相の違いから、より新しい11世紀前半を中心とした年代に位置付けられる。

【11世紀後半～12世紀前半】

政庁外の資料で、政庁北側第32次調査SE1066井戸跡内堆積層から、政庁SK078出土土器の小型坏とほぼ同様の口径9cm前後の小皿を含む土器群が出土している（年報1978-p20）。これらは、

遺構番号	次数	位置	備考	出土遺物	記載	
SK 053	5	N15・W54	西辺中央外側	瓦溜		
SK 054	5	N48・E15	北辺中央	瓦溜		
SK 055	5	N48・E21	北辺中央	瓦溜		
SK 056	5	N45・E27	北東隅	瓦溜	瓦・土師器・須恵器	本文編144
SK 057	5	N45・E45	北東隅	瓦溜		
SK 058	5	N21・E45	東辺中央	瓦・土器溜	瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編144
SK 059	5	N3・E27	東楼西側	瓦溜		
SK 060	5	S18・E48	東辺中央	瓦溜	瓦・土器	本文編146
SK 061	5	S63・E39	南東隅	瓦溜		
SK 062	5	S72・W18	南面西側			
SK 063	5	S75・W15	南面西側			
SK 064	5	S69・W30	南面西側	土器溜	瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編146
SK 065	5	S78・W39	南面西側	土器溜	瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編146
SK 066	5	S72・W45	南面西側	瓦・土器溜	瓦・土師器・須恵系土器・土錘	本文編146
SK 067	5	S24・W48	南西隅			本文編145
SK 068	5	S18・W45	南西隅		瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編145
SK 069	5	S30・W45	南西隅		瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編145
SK 070	5	S42・W48	南西隅		瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編145
SK 071	5	S54・W45	南西隅		瓦・土器	本文編146
SK 072	5	S57・W42	南西隅			
SK 073	5	S57・W48	南西隅			
SK 074	5	S60・W48	南西隅			
SK 075	5	N27・E39	北東隅		瓦・土器	本文編145
SK 076	5	N21・E39	北東隅		瓦・土器	本文編145
SK 077	5	N15・E39	北東隅		瓦・土器	本文編145
SK 078	5	S39・W30	西脇殿南		土師器・須恵系土器・白磁	本文編146
SK 089	5	S48・E45	南東隅			
SK 090	5	N54・W6	北辺外側	SB551抜取穴か		本文編144
SK 364	16	N45・E6	北辺内側	瓦溜	瓦・土師器・須恵器・(褐釉陶器)	本文編144
SK 375	16	00・W45	西辺中央	瓦溜		
SK 376	16	S3・W48	西辺中央	瓦溜		
SK 378	16	S3・W48	西辺中央	瓦溜		
SK 556	19	N9・W45	北西部			
SK 559	19	N12・W42	北西部			
SK 589	19	N21・W39	北西部	鍛冶工房か?	鉄さい・須恵系土器	本文編144
SK 600	19	N36・W45	北西部	瓦溜	瓦・土師器・須恵器	本文編144
SK 601	19	N36・W48	北西部	瓦溜	瓦・土師器・須恵器・須恵系土器	本文編144
SK 602	19	N42・W38	北西部	瓦溜		
SK 603	19	N39・W43	北西部	瓦溜		
SK 604	19	N42・W45	北西部	瓦溜		
SK 605	19	N43・W42	北西部	瓦溜		
SK 606	19	N43・W40	北西部	瓦溜		
SK 620	19	N42・W27	北西部	瓦溜		本文編144
SK 625	19	N51・W39	北辺外側			本文編144
SK 626	19	N41・W24	北辺外側	瓦溜		
SK 1104	9	S36・W48	西辺中央		瓦・土師器・須恵器・土錘・漆紙文書	本文編145

第14表 多賀城政庁跡 瓦溜・土壌一覧



第60図 土壌・整地層の分布と出土土器の年代

伴出した白磁皿Ⅱ類の年代観から、11世紀後半～12世紀前半の年代幅の中に位置付けられる。

一方、同じ政庁外の政庁南西第80次調査SX2930整地層b層から、口径8cm前後のより小型の小皿を主体とする土器群が出土している（年報2008-p15）。ここで伴出した白磁皿Ⅵ類も、11世紀後半～12世紀前半の年代幅の中に位置付けられるが、小皿がより小型である点や、土師器を含まないなどSE1066井戸跡第1～2層出土土器より新しい要素がみられる。したがって第32次調査SE1066井戸跡出土土器は11世紀後半、第80次調査SX2930整地層b層出土土器は12世紀前半を中心とした年代が想定される。

政庁跡内部でこれらと同様のまとまりをもつ土器群は出土していないが、口径9cm以下の小皿（第47図2・3）や、11世紀後半の年代が想定される東濃の明和27号窯式期の灰釉山茶碗系陶器碗（第48図8）など断片的な資料が表土から出土している。

【12世紀後半】

政庁外で、政庁南方第50次調査SK1641土壌からはロクロ成形の須恵系土器とともに手捏のかわらけの坏や柱状高台坏などが出土している（年報1987-p33）。これらは、伴出した白磁碗Ⅳ類の年代観から、11世紀後半～12世紀後半の年代幅の中に位置付けられる。また、これを覆うSX1629平場堆積層から常滑三筋壺が出土している（年報1987-p30）。これらのことから、SK1641土壌出土の土器は12世紀後半を中心とした年代の土器群とみられる。

これと同時期とみられる土器は、同じく政庁外の政庁南方第43次調査南地区第2層や政庁南西の第81次調査SD2988・3009・3011・3012などでもロクロ成形の須恵系土器とともに手捏のかわらけの坏や柱状高台坏、渥美・常滑の国産陶器類や青磁・白磁などの貿易陶磁器が出土している。

政庁跡内部でこれらと同じ内容で、まとまりをもつ土器群は確認されていないが、手捏の坏（第47図4）や、12世紀後半の年代が想定される東濃の谷迫間2号窯式期の山茶碗（第48図13）、同じく貿易陶磁器の白磁碗・皿類（年報2005-p44・45）など断片的な資料が表土から出土している。

【13世紀以降】

政庁外で、政庁南方第43次調査SK1373・SX1375土壌からはロクロ成形と手捏かわらけの坏や柱状高台坏などが出土している（年報1983-p17・20）。これらは、伴出した常滑甕・播鉢・青磁などの年代観から、13世紀後半に位置づけられている。

政庁跡で、これと同時期とみられるまとまった土器は出土していない。13世紀末～14世紀初頭の鉢底部破片（第49図9）や同時期とみられる甕体部破片が表土から出土しているにすぎない。

以上のように、多賀城政庁跡周辺では11～13世紀の土器が、国産陶器類・貿易陶磁器を伴って出土している。これらを国産陶器類・貿易陶磁器類の年代観を基に、年代順に並べると第61図のようになる。また、今回の検討の結果、新たな資料が確認された時期を年表で示すと第15表のようになる。

年代	遺構	器種	ロクロ成形土器				手捏成形土器		須惠器・陶磁器類
			高台付	坏	小皿	その他の器種	坏	小皿	
十世紀後半	第6次調査 SK058 土壇								
十一世紀前半	第4次調査 SK078 土壇								
十一世紀後半	第32次調査 SE1066 井戸								
十二世紀前半	第80次調査 SX2930 整地 b層								
十二世紀後半	第50次調査 SK1641 土壇 (SX1629 平場)							 	

第61図 多賀城政庁跡周辺における10～12世紀の土器

想定年代	政庁遺構期	土器群	多賀城跡 資料	須恵器 (搬入)	国産陶器				貿易陶磁器				中・近世陶器					暦年代 資料等	
					灰釉・山茶碗		緑釉		白磁		青磁		渥美	常滑	在地	古瀬戸	大窯		
					猿投	東濃	猿投	畿内ほか	邢州	華南	越州	同安・龍泉							
650			(六月坂 SI271) 政庁跡 表土出土瓶類																
700																			
724	I 期	A 群	(五万崎 45 次 SI1432) (大畑 53 次 SI1791)																
750																			
762	II 期		(大畑 68 次 SI2439)																
780		B 群				折戸 10													
800	III 期		(大畑 60 次 SE2101B) 政庁跡 SK364 政庁跡 SK1104	会津大戸	黒笹 14		黒笹 14	洛北											
850		D 群	(大畑 69 次 SK2482)	藤西長尾 3	黒笹 90	光ヶ丘 1	黒笹 90	洛西											
869																			
900		E 群	政庁跡 SK625	藤前山 2・3					白磁 I										
915			政庁跡 SK090		折戸 53	大原 2													
950	IV 期																		
1000		F 群	政庁跡 SK058		東山 72	虎溪山 1													
1050			政庁跡 SK078		百代寺	丸石 2				白磁 X I									
1100			政庁北 32 次 SE1066		東山 105	昭和 27 西友 1				白磁碗 II~IV X II X III ・ 白磁皿 II IV~VII									
1150			城前 79 次 SD2770 城前 80 次 SX2930																
1200			城前 50 次 SX1629・SK1641 城前 43 次 南地区第 2 層			谷迫間													
1250			(大畑 56 次 SE1933・1934)																
1300			(五万崎 30 次 SD1008) 城前 43 次 SK1373 城前 43 次 SX1373																
1350			政庁表土																
1400			(五万崎 28 次 1 層)																
1450																			
1500																			
1550			政庁表土																
1600																			

第 15 表 多賀城内出土土器の変遷

※着色部分は多賀城内で出土が確認されている遺物

2. 調査研究の課題

今回の政庁跡に関わる一連の再調査の結果、政庁内の東西脇殿、後殿、東楼などの主要建物をはじめ北辺・南面地区の個別の遺構の詳しいデータを得ることができた。また、整地層の範囲を検討することにより、政庁の造成と変遷の過程をより明確にすることができた。

特に、第Ⅱ期の脇殿が他の時期と同じ位置にあったこと、楼の創建が第Ⅱ期に遡ることを明らかにしたことは重要な成果で、これにより第Ⅱ期政庁の様相が従来とは大きく変わることになった。また、第Ⅳ－Ⅲ期において東西脇殿の廂を含めた対称性が維持されていたことを新たに確認し、最終の後殿が礎石式となることを明確にしたことも重要な成果であった。従来、第Ⅳ－Ⅲ期は脇殿の非対称性、掘立式後殿への移行などの点から、衰退的な様相を示す時期とみられてきたが、上記の成果によって政庁の対称性、格式は10世紀以降も維持されたことが明らかになった。これらの調査成果については、城内各地に設置した解説板の内容や東北歴史博物館における展示解説に順次反映させていく予定である。また、平成16年度に立案した環境整備事業第8次5ヵ年計画における今後の整備事業の中に生かしていく予定であり、とくに第Ⅱ期を基本とする政庁跡再整備の設計には具体的に盛り込まれることになっている。

以上のように政庁跡の再調査は概ね計画通りに実施したが、唯一、当初政庁跡再調査の主眼としていた政庁正殿跡については、「第Ⅱ期正殿を調査するために保存状態の良好な第Ⅲ期正殿の遺構を傷つけるのは好ましくない」「調査後仮復旧の状態が長期化するの好ましくない」などの指摘を受けたことと、「解体・再整備の費用が確保できない」、などの経費的理由から実施を見送った。しかし、正殿跡の復元基壇も経年変化による表面舗装等のひび割れなどの劣化が進行しており、平成21年度の多賀城跡調査研究委員会においても、将来的には再調査・再整備をおこなう必要がある、との指摘を受けている。正殿跡は、第Ⅲ・Ⅳ期の基壇の保存状況が良好である反面、これに覆われている第Ⅱ期以前の正殿跡の発掘調査知見が限られた範囲に止まっていることもあり、正殿跡の再調査、再整備に向けた準備を今後具体的に進めていく必要がある。

また、政庁跡周辺の調査についてみると、政庁南側の政庁－外郭南門間地区は第7・8次5ヵ年計画により調査が進んでいるが、政庁東西両側隣接地に関しては、公有地化も含め未着手の状態である。政庁跡の造成企画や機能を多角的に解明し、環境整備を進めていく上で、これら隣接地の調査研究・整備を今後どのように進めていくかが今後の大きな課題である。

註

- (註1) 年報2005では、SA2952 塀跡をSA2812、SK2953 土塼をSK2813として報告していたが、遺構の登録番号が重複していたため、本報告書記載の番号に訂正する。
- (註2) 本文編-p104では、SB170 Bの柱穴の深さを約0.8 mと記しているが、これは第16次調査時に設定した土層観察用ベルト(厚さ30cm前後)の上面から計測した数値の可能性が高い。本報告書では、表土除去後の遺構確認面からの深さを記載した。
- (註3) この堆積層は西区の第Ⅱ層にあたるもので、後述するように本文編の第2層に対応する。
- (註4) 西区の層序は第50次調査の層序を第77次調査で修正したものである(年報1987・2005)。異同に関しては年報2005の第3表を参照していただきたい。
- (註5) なお、第Ⅶ層はW15ラインでは上・下層に細分されるが、その場所の下層は当初は整地A(第Ⅷ層)とみたものを、SX2920 石垣の存在が明確化したことによって整地Aの崩落土に解釈を変更したものであり(年報2005・2006)、なお不確定要素が残る。
- (註6) SX1604 c 道路跡の盛土は年報1987では整地Ⅲとして一括したが、整地Ⅲが自然堆積層(Ⅳ層)を挟んで整地B・C(Ⅲ・Ⅴ層)に分けられたことに基づき(年報2005)、細分が可能である。
- (註7) この瓦は年報2005ではSX2820 瓦集中遺構の遺物としてあげたものである。しかし、SX2820は遺構が不明瞭で、出土した瓦も図示したもの以外に小片が25個あるにすぎず、分布状況にも特徴がない。それらは整地Cを行う際に投棄されたものと訂正する。
- (註8) 本文編では、123と132の周縁内径の差は、3cmとされているが、今回の再計測の結果とは大きく異なる数値であるため、本文編の計測方法に誤りがあった可能性が高いと考えられる。比較対象として計測を行った126も、123・132同様、残存状況が良く、丸瓦の接合位置から瓦に葺かれた状態が判明する資料に限って計測を行った。結果、95点の出土資料のうち、計測可能な資料は7点にとどまった。
- (註9) 灰白色火山灰は政庁では第Ⅳ-3c期の建物の柱穴を覆っている。3d・e期の遺構との関係は不明である。
- (註10) なお、SX2817は残存範囲が僅かであることから検討対象から除外する。
- (註11) SB1150 Aから推定されるSB1150 北妻とSX2814 掘込地業北辺の距離は約2.0 m、SB1150 南妻とSD126 石組溝北辺の距離は約2.4 mである。
- (註12) 本文編ではSB175の側柱穴と床束柱穴の重複関係から柱を立てる工程を推定した。その再確認と柱穴の詳細を捉えたことにより工程についても補足される。SB175のある場所は緩やかな南斜面であり、側柱穴と床束柱穴では以下の特徴が捉えられた。
- ・側柱穴の深さは0.9 m前後とほぼ一定であり、底面の標高は29.8～30.4 mで北側ほど高い。
 - ・側柱底面の標高は30.3 m前後で一定である。
 - ・確認できた側柱穴と床束柱穴の重複関係はすべて側柱穴→床束柱穴である。
- これらのことから柱は次の工程で立てられたとみられる。
- ① 側柱穴を一定の深さで掘る。
 - ② 南側の側柱穴ほど土を先に埋め戻しながら、柱底面の高さを一定に調整しつつ柱を立てる。
 - ③ 側柱穴を完全に埋めてから再度床束柱穴を掘り、床束を立てる。
- なお、床束柱穴では柱を底面に据えており、その標高は棟通り下が30.5 m、側柱穴内側のものが30.7 m前後で、後者がやや高い。床にかかる加重を側柱とともに支えられたためと推測される。
- (註13) 梁間が狭く柱穴が基壇内に収まるとみられること(SB1150ではSB1150 Zの掘込地業(SX2814)内で柱穴を確認)、創建時から礎石式の身舎に対して掘立式であることから縁とみた。
- (註14) なお、A～Cの柱穴・柱痕跡底面の標高はAがほぼ一定で、B・Cは北側ほど高い。Aは柱穴の規模も大きく、最初の構築時にはある程度の建築水準がみられる。
- (註15) なお、この塀は南面地区(西3トレンチ)では確認していない。また、扱いに関しては註20参照。
- (註16) 武蔵国分寺跡の類例は山中章氏、京都府柏ノ杜遺跡の類例は阿部義平氏にご教示をいただいた。
- (註17) 本文編の補足調査で須恵系土器が柱穴から出土したことや第Ⅳ-1期では異質な掘立式であることに問題・矛盾も感じられるが、須恵系土器の初源が9世紀後半代とみられること(年報1991)、実際には抜き取り穴から出土したこと(年報2004)から支障はない。掘立式なのは暫定的な建物とみれば理解できる。また、BはCと平面的に重なる点で第Ⅲ-1期のSB171とは異なるが、第Ⅲ期の建物の建替えが政庁全体に及んだのに対し、第Ⅳ-1期の建替えは後殿のみですんだためと理解したい。
- (註18) SB170 Z・A・Cの規模はCが一周り大きい、数値は残存する礎石・据え穴からの推定であり、全体的に残りの良くない状況、及び据え穴の位置関係をみるかぎり同規模としても支障はない。
- (註19) 整地A・Cの南・西側を削るSX1614・2931 平場跡はSX1614が12世紀頃、SX2931が11世紀後葉頃～12世紀代のものとみ

られる(年報1987・2008)。

(註20) これらの施設、及び西脇殿地区のSA2952 堀跡については第1期政庁造営時の暫定・仮設的な施設とする案を年報で提示しているが(年報1987・2005・2006・2008)、異なる意見もある。現状では、なお検討を要すともに資料の増加をきす。

(註21) 岡田茂弘氏のご教示による。

(註22) 第1期以前の遺構については註20の理由により課題とする。

(註23) なお、暫定的な後殿とみられることから、第Ⅳ-1期における礎石式という建物構造や9m方眼による配置計画からは除外して理解される。

(註24) なお、SB170 Z・Aは東西・南北4間の総柱建物、Cは桁行5間、梁行4間が南北両廂付建物であり、Cでは構造が変化している。そのことから本文編では後殿の機能の変化を推察したが、これらの建物では最も南の礎石据え穴がいずれも未確認であり、南北が3間である可能性も現状では否定できない。その場合には総柱建物が同位置・規模・構造で終末まで存続し、機能も一貫していたとみられる。

※ 政庁跡の過去の調査成果と検討課題について阿部義平氏からご教示をいただいた。

※ かわらけ・陶磁器類の産地・年代の同定に際して以下の方々からご教示をいただいた(五十音順、以下敬称略)。
浅利英克、飯村 均、五十嵐一治、伊藤武士、井上喜久男、井上雅孝、及川 司、小野正敏、尾野善裕、亀井明德、川又隆央、木村淳一、桜井友梓、島田祐悦、高橋 学、千葉孝弥、羽柴直人、百瀬正恒、八重樫忠郎、山内伸浩、矢部良明

引用・参考文献

藤澤良祐 1994 『山茶碗研究の現状と課題』研究紀要 第3号 三重県埋蔵文化財センター

太宰府市 2000 『大宰府条坊跡XV-陶磁器分類編-』太宰府市の文化財 第49集 太宰府市教育委員会

井上雅孝 2009 『奥州平泉から出土する土器の編年的研究-12世紀代における中世土器様式の成立と展開-』

平泉出土土器年代基準資料集成編

宮城県多賀城跡調査研究所 1970 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1969』(第5～7次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1971 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1970』(第7～11次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1973 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1972』(第16～18次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1974 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1973』(第19～22次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1978 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1977』(第30・31次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1979 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1978』(第32・33次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 1980 『多賀城跡 政庁跡 図録編』

宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡 政庁跡 本文編』

宮城県多賀城跡調査研究所 1988 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1987』(第50・51・52次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 2005 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2004』(第76次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 2006 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2005』(第77次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 2007 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2006』(第78次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 2009 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2008』(第80次調査)

宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2009』(第81次調査)



第76次調査 東脇殿・後殿地区（南から）



第76次調査 東脇殿・後殿地区（南東から）

写真図版1 政庁跡



第 77 次調査 西脇殿・東楼地区 (南西から)



第 77 次調査 西脇殿・東楼・政庁南面地区 (上が北)

写真図版 2 政庁跡



第76次調査 後殿・政庁北辺地区（上が北）



第77次調査 政庁南面地区（上が北）

写真図版3 政庁北辺・南面地区



東脇殿地区全景（上が北）



東脇殿地区全景（西から）



SB127 東脇殿跡（北東から）

写真図版 4 東脇殿地区



東脇殿跡北東部（南西から）



SX2803 整地層・SX2816 焼け面・SX2814 掘込地業重複状況（北西から）



SX2814 掘込地業（東から）



SX2816 焼け面（北東から）

写真図版 5 東脇殿地区



柱穴①(南東から)



柱穴②(南から)



柱穴③(北から)



柱穴④(東から)



柱穴⑤(東から)



柱穴⑥(南西から)



柱穴⑦(北東から)



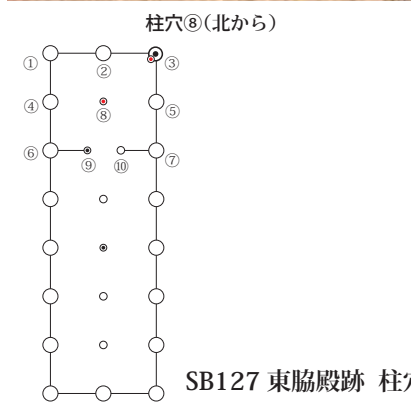
柱穴⑧(北から)



柱穴⑨(南から)



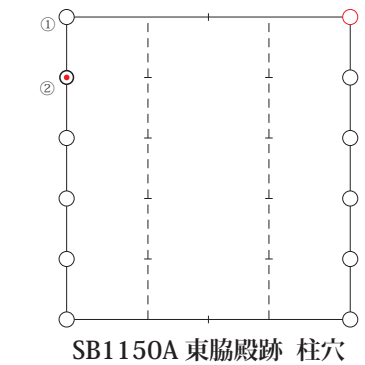
柱穴⑩(南から)



柱穴①(南から)



柱穴②(南から)



写真図版 6 東脇殿地区



西脇殿地区全景（南から）



SB175 西脇殿跡（北から）



SD085 雨落溝（西から）

写真図版 7 西脇殿地区



柱穴①(南西から)



柱穴②(南から)



柱穴③(南から)



柱穴④(南東から)



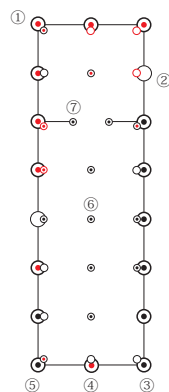
柱穴⑤(南から)



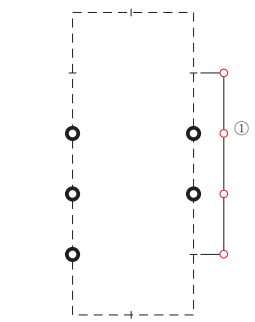
柱穴⑥(西から)



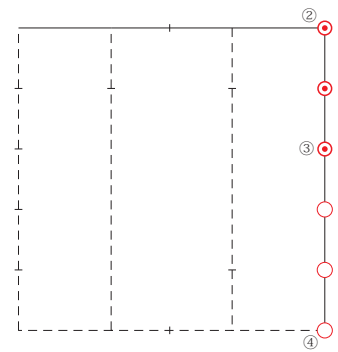
柱穴⑦(東から)



SB175 西脇殿跡 柱穴



SB1151 礎石据え穴・柱穴



SB1151A～C 柱穴

縁・東廂 (南から)



柱穴①(南から)



柱穴②A～C (南から)



柱穴③A～C (南から)



柱穴④A・B (南西から)

SB1151・1151A～C 西脇殿跡

写真図版 9 西脇殿地区



SA2952 塀跡 (南から)



SK2953 土坑 (南西から)



SK2953 土坑 (北側、南西から)



SK2953 土坑 (南側、南西から)

写真図版 10 西脇殿地区



東楼地区全景（上が北）

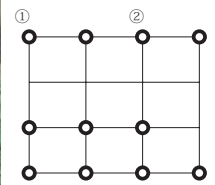


SB136 東楼跡（南から）



SB136 東楼跡（西から）

写真図版 11 東楼地区



SB136 礎石据え穴

SB136 東楼跡 北側柱列 (南東から)



SB136 根石①(西から)



SB136 根石②(南から)



東楼地区 北側整地層・旧表土断面 (南西から)



SB136 根石②と整地層断面 (南から)



後殿地区全景（南から）



後殿地区全景（北から）



中央部の状況（北東から）



SB170Z～C 後殿跡の重複状況（北西から）



SB170Z～C・SB171 後殿跡の重複状況（東から）



SB170C 北東隅礎石（南西から）

写真図版 14 後殿地区



全景（上が北）



柱穴①(西から)



柱穴②(北西から)



柱穴③(北から)



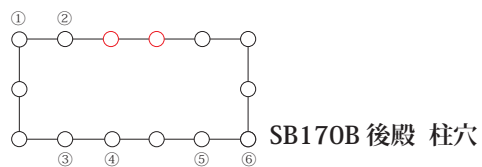
柱穴④(南から)



柱穴⑤(北から)



柱穴⑥(東から)



写真図版 15 後殿地区



SF167 北辺築地堀跡・SB370 東北殿跡（西から）



SB370 東北殿跡の焼面・小杭列跡（東から）



SB370 東北殿跡 礎石据え穴（南から）



SF167 北辺築地堀跡（北東から）



SF167 北辺築地堀跡・SX192 石列跡（北西から）



SF167 北辺築地堀跡・SX192 石列跡（西から）

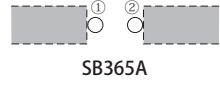
写真図版 17 政庁北辺地区



柱穴①(南から)



柱穴②(東から)



SB365A

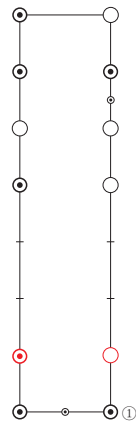
SB365 北門跡 柱穴



SB553 柱穴①(南から)

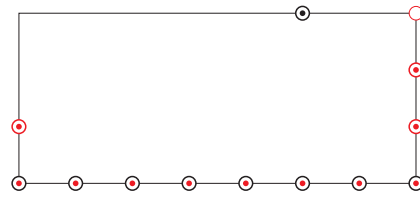


SB551 柱穴②(南から)



SB553B

政庁北方建物跡 柱穴



SB551B



SD2808・2810 溝 (東から)



SK2811 土塼・SX2812 整地層 (南東から)



SI2806 住居跡（北から）



SI2806 住居跡カマド（北から）



SA2818 堀跡（東から）



政庁北辺地区西側（北東から）



西1トレンチ (南から)



西3トレンチ 全景 (南から)



西3トレンチ SX2920 石垣 (南西から)



SX2920 石垣 (南東から)



SX2920 石垣前面石列 (南東から)



整地 A(第1次整地層) と SX2920 石垣 (北東から)



SX2920 石垣裏込め (北から)



西4トレンチ SX2920 石垣 (南から)



SX2920 石垣 (西から)



SX2920 石垣 (南から)



SX2920 石垣 (南東から)



西5トレンチ SX2940 石垣 (西から)



SX2940 石垣 (南から)



西4トレンチ SA1601・1602 堀跡と整地B・C (南西から)



西4トレンチ 整地B・C西端断面 (北西から)

写真図版 22 政庁南面地区



西1トレンチ SB1599門跡、SA1600・1601堀跡（南から）



SB1599門跡、SA1600・1601堀跡（東から）



SA1600堀跡（西から）



西4トレンチ SA1601堀跡（北東から）



SX2920石垣とSA1601・1602堀跡（南から）



西1トレンチ SA1600堀跡（東から）



西1トレンチ SA1603堀跡（東から）



西4トレンチ SA1601堀跡（南東から）



西3トレンチ SA1602堀跡（西から）

写真図版 23 政庁南面地区



西3トレンチ SX2957 土壌の検出状況 (南東から)



西3トレンチ SX2957 土壌 断面 (南東から)



西3トレンチ SD2831 溝 断面 (南東から)

報 告 書 抄 録

ふりがな	たがじょうあと							
書名	多賀城跡							
副書名	政庁跡一補遺編一							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	後藤秀一・古川一明・天野順陽・吉野武・三好秀樹・関口重樹・廣谷和也							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20100326							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 <small>たがじょうあと 多賀城跡</small>	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市	04209	004	38 ° 18 ' 24 "	140 ° 59 ' 18 "	2004年4月26日	3,620 m ²	調査計画 に基づく 学術調査
	いちかわ うきしま 市川・浮島					2009年11月19日		
				世界測地系準拠 (G S R 80)				
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
特別史跡 多賀城跡	国府／ 城柵	奈良・平安	[政庁跡] ・東西脇殿跡 ・東楼跡 ・後殿跡 ・北殿跡 [政庁北方] ・北方建物跡 ・北辺築地堀跡 ・竪穴住居跡 [政庁南面] ・整地層 ・溝 ・材木堀跡 ・鍛冶遺構		土師器 須恵器 須恵系土器 白磁 青白磁 灰釉陶器 軒丸瓦 軒平瓦 丸瓦 平瓦 鉄製品		・政庁跡の主要建物の構造と配置についての再検討 ・政庁跡出土遺物の再検討	
要約	<p>多賀城政庁跡の再整備事業に先立ち、政庁周辺の発掘調査と出土遺物の再検討をおこなった。検討の結果、『多賀城 政庁跡一本文編一』で示した政庁内主要建物の構造と配置、出土遺物の産地・年代などに関して変更が加えられ、新たな知見が得られた。</p> <p>これらの成果は、政庁跡の再整備事業における遺構表示や、解説板、博物館の展示・解説内容等に反映される予定である。</p>							

多賀城跡

政庁跡 補遺編

平成 22 年 3 月 26 日発行

発行者 / 宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県多賀城跡調査研究所

〒985-0862 多賀城市高崎 1-22-1

TEL 022(368)0102

印 刷 / 有限会社 工陽社

〒985-0021 塩釜市尾島町 8-7

TEL 022(365)1151
